

宮っこ 子育て・子育て応援プラン

(後期計画) 素案

～「つながる人の“みや”」が支える
未来を拓く子どもの育ち～

平成27年3月
宇都宮市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の範囲	3
4 計画の期間	4

第2章 子どもを取り巻く環境

1 少子化の現状	5
2 子どもと子育て家庭の現状	10
3 国の子育ち・子育て支援策の動向	27
4 前期計画の取組の評価と課題	31
5 課題のまとめ	36

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	40
2 基本理念	42
3 基本目標	45

第4章 リーディングプロジェクト

「希望」の実現 次代の親の育成プロジェクト	48
「つながる」支援 すべての子育て家庭の子育て安心プロジェクト	51
「育ち」の応援 すべての若者の自己確立応援プロジェクト	53

第5章 基本施策の推進

施策体系	55
基本施策1 たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します	56
基本施策2 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します	61
基本施策3 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育てを支援します	65
基本施策4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた 「働き方改革」を推進します	70
基本施策5 すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します	74
基本施策6 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します	77
基本施策7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します	80
基本施策8 家庭や地域における養育力の向上を支援します	84
基本施策9 子どもが安全・安心に暮らせる環境を整えます	90

第6章 計画の総合的な推進体制

1 計画の周知と啓発	93
2 庁内推進体制	93
3 庁外推進体制	93
4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映	93

第7章 ライフステージごとの施策事業

1 妊娠・出産期	94
2 乳幼児期	95
3 学童期	96
4 思春期	97
5 青年期	98
ライフステージのイメージ	99

資料編

I 計画策定に係るニーズ調査結果の概要	
就学前児童・小学生の保護者に対する調査	101
青少年に対する調査	115
ひとり親家庭に対する調査	125
事業所に対する調査	138
前期計画策定時の調査（平成20年度実施）との比較	144
II 小・中学校児童生徒の意識や生活状況等についての調査	
学習と生活についてのアンケート（市教育委員会実施）	155
III 策定体制と策定経過	
1 策定体制	161
2 策定経過	161
IV 宇都宮市子ども・子育て会議委員名簿	162

図表目次

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 少子化の現状

図1	出生数の推移	5
図2	合計特殊出生率の推移	5
図3	15歳から49歳の女性人口の推移	5
図4	若年女性人口の推移	6
図5	総人口の推移	7
図6	年齢構造別人口割合の推移	7
図7	婚姻件数の推移	8
図8	平均初婚年齢の推移	8
図9	若年層の未婚率の推移	9

2 子どもと子育て家庭の現状

図10	世帯数・一世帯あたりの世帯人員の推移	10
図11	6歳未満の世帯員のいる一般世帯の推移	10
図12	就業者数の推移	11
図13	女性の年齢別就業状況	11
図14	就労を継続するための支援	12
図15	世帯の年間総収入	13
図16	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	14
図17	保護世帯数・受給者数の推移（各年度3月末日現在）	14
図18	理想の子どもの数	15
図19	予定の子どもの数	15
図20	理想よりも予定の子どもの数が少ない理由	16
図21	子育ての不安感・負担感	16
図22	イライラしてつらくあつた経験	17
図23	子育てに有効と思う施策等	18
図24	就学前児童数と入所児童数の推移	19
図25	障がい者手帳所持者の推移	19
図26	特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合の推移	20
図27	特別支援学級在籍児童生徒数の推移	20
図28	日中一時支援（放課後支援型）事業の状況	20
図29	自然体験の減少	21
図30	交流体験の減少	21
図31	体験活動の効果	22
図32	本市の青少年の体験活動のニーズとその効果	22
図33	未婚男女の結婚していない理由	23
図34	未婚男女に対する結婚支援	23
図35	年齢別・独身にとどまっている理由	24

資料編

I 計画策定に係るニーズ調査結果の概要

就学前児童・小学生の保護者に対する調査

1	家族の状況	
	(1) 家族類型	101
	(2) 子どもの人数	102
	(3) 日頃、子どもを預かってもらえる人	102
2	理想の子どもの数と予定の子どもの数	
	(1) 理想の子どもの数	102
	(2) 予定の子どもの数	103
	(3) 予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由（主なもの）	103
3	母親の就労	
	(1) 現在就労していない母親の就労希望	103
	(2) 一番小さい子どもが何歳になったときに就労を希望するか	103

	(3) 子どもの出産前後(それぞれ1年以内)に離職したか(就学前)	103
	(4) 仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていたら, 就労を継続したか(就学前) .	104
4	教育・保育サービス	
	(1) 平日に定期的に利用したい教育・保育サービス	104
	(2) 土曜日・日曜日・祝日の定期的な利用希望	105
5	病児・病後児保育	
	(1) 病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できない時(保育所や学校等を休まなければならなかった時), できれば施設に預けたい人	105
	(2) 施設に預けたい日数(1年間)	105
6	宿泊を伴わない一時預かり	
	(1) 私用やリフレッシュ目的, 冠婚葬祭や病気, あるいは就労のため, 一時預かりを利用したい人	105
	(2) 施設に預けたい日数(1年間)	105
7	宿泊を伴う一時預かり	
	(1) この1年間に, 保護者の用事などにより, 子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことがあった人	106
	(2) 家族以外に預けた泊数(1年間)	106
8	子どもの家・留守家庭児童会	
	(1) 小学校入学以降, 子どもの家・留守家庭児童会を利用したい人	106
	(2) 放課後子ども教室を利用したい人	106
9	子育てサロン(就学前)	
	(1) 子育てサロンを利用したい人	106
	(2) 利用希望日数(1週あたり)	106
10	子育て支援サービスの認知度・利用意向	
	(1) 子育て支援サービスを知っている	107
	(2) 今後利用したい子育て支援サービス	108
11	子育てに関する悩みや不安感	
	(1) 子育てに関して不安感や負担感を感じるか	108
	(2) イライラして, 子どもにつらくあたった経験はあるか	109
	(3) 子育てに関して, 日頃悩んでいる事, 気になること	109
	(4) 子育てをする中で, どのような支援・対策が有効か	110
12	子育てと身近な地域の関わり	
	(1) 子育ての不安や悩みの相談相手	111
	(2) 外出の際に困ったこと	111
13	「仕事時間」と「生活時間」の優先度	
	(1) 希望	112
	(2) 現実	112
14	子どもの居場所	
	(1) 身近な地域で, 子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合, どのようなものが望ましいか	113
15	子育てに関して行政に期待すること	
	(1) 就学前児童	114
	(2) 小学生	114

青少年に対する調査

1	学校での生活	
	(1) 学校での生活に満足しているか	115
	(2) 部活動やサークル活動などに入っているか	115
2	放課後や休日の過ごし方	
	(1) 自由な時間の過ごし方	116
	(2) 自由な時間に気軽に集まれ, 自由に遊んだり活動したりできる居場所の希望 .	116
	(3) 上記のような居場所でどんなことがしたいか	117
3	家族との関係	
	(1) 父親・母親とよく話をするか	117
	(2) 父親・母親はあなたの気持ちをよく分かっていると思うか	118
4	悩みや不安など	
	(1) 悩みや不安があるか	118
	(2) 一人では解決しにくい悩みや心配事を相談したか	118

	(3) 悩みや心配ごとの相談相手	1 1 9
	(4) この1年間に、次のことをした(された)ことがあるか	1 1 9
5	職業について	
	(1) 職業についてどのように考えているか	1 2 0
	(2) 不就労の理由(18歳以上の不就労者を対象)	1 2 0
6	結婚や子どもについて	
	(1) 結婚していない理由	1 2 1
	(2) 結婚や出産についての考え方	1 2 1
7	地域での過ごし方	
	(1) 地域活動やボランティア活動に参加したことがあるか	1 2 2
8	日本の社会の問題について	
	(1) 日本の社会の問題点について「そう思う」もの	1 2 3
	(2) これからしたいと思う活動	1 2 4

ひとり親家庭に対する調査

1	世帯の状況	
	(1) 養育している子どもの年齢	1 2 5
	(2) ひとり親世帯になった理由	1 2 5
	(3) ひとり親世帯になった当時困ったこと	1 2 6
	(4) 世帯の主な収入	1 2 6
	(5) 世帯の年間総収入	1 2 7
	(6) あなたが病気になったとき誰が世話をしてくれるか	1 2 7
	(7) 子どもが病気になったとき誰が世話をしてくれるか	1 2 8
	(8) 住居の状況	1 2 8
	(9) 公営住宅の入居希望	1 2 8
2	仕事と収入	
	(1) ひとり親世帯になったことを契機として転職したか	1 2 9
	(2) 転職した理由	1 2 9
	(3) 現在、転職する希望があるか	1 2 9
	(4) 転職したい理由	1 3 0
	(5) 求職活動の際の問題点	1 3 0
	(6) 仕事と子育ての両立に関しての悩み	1 3 1
	(7) 現在、不就業の方の就職希望	1 3 2
	(8) 仕事を続ける(仕事につく)上で、今後とりたい資格や技術	1 3 2
3	養育費	
	(1) 離婚した際の養育費の取り決めの状況	1 3 3
	(2) 養育費の受給の状況	1 3 3
	(3) 養育費の月額	1 3 3
4	福祉関係の公的制度	
	(1) 公的制度の利用状況 母子世帯 父子世帯	1 3 4, 1 3 5
	(2) 母子(寡婦)福祉資金制度の満足度	1 3 5
	(3) 母子福祉資金制度が不満である理由	1 3 6
5	ひとり親家庭のための希望する支援策	
	(1) 子育てに関して希望する支援策	1 3 6
	(2) 資格や技能の取得に関して希望する支援策	1 3 7
	(3) 相談や情報提供に関して希望する支援策	1 3 7

事業所に対する調査

1	事業所の事業概要	
	(1) 正社員の構成	1 3 8
2	女性社員の活用状況と両立支援制度	
	(1) 経営トップが示している正社員の人事管理上の経営方針	1 3 8
	(2) 女性正社員の就業継続の状況	1 3 9
	(3) 女性正社員の活用状況	1 3 9
	(4) ポジティブ・アクション	1 4 0
	(5) 育児休業制度の有無	1 4 1
	(6) 出産・育児に係わる支援制度の有無	1 4 1
	(7) 仕事と家庭の両立支援に取り組む理由・これまで得られた効果	1 4 2
	(8) 一般事業主行動計画の策定状況	1 4 2

- 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
 (1) どの程度関心があるか・企業の戦略として重要であると思うか・・・ 143

前期計画策定時の調査（平成20年度実施）との比較

《就学前児童・小学生の保護者に対する調査》

- 1 理想の子どもの数と予定の子どもの数
 (1) 理想の子どもの数・・・ 145
 (2) 予定の子どもの数・・・ 145
 (3) 理想よりも予定の子どもの数が少ない理由（上位3つ）（就学前）・・・ 145
- 2 育児休業制度について（就学前児童）
 (1) 育児休業を取得したか・・・ 145
- 3 子育てに関して不安感や負担感を感じるか・・・ 146
- 4 イライラして子どもにつらくあたった経験・・・ 146
- 5 子どもの外出の際に困ること・・・ 147
- 6 「仕事時間」と「生活時間」の優先度（両親が共働きの世帯）
 (1) 希望・・・ 147
 (2) 現実・・・ 147
- 7 子育てに関して行政に期待すること・・・ 148

《青少年に対する調査》

- 1 自由な時間に気軽に集まれ、自由に遊んだり活動したりできる居場所の希望
 (15～17歳)・・・ 149
- 2 居場所でどんなことがしたいか（15～17歳）・・・ 149
- 3 悩みや不安があるか・・・ 150
- 4 一人では解決しにくい悩みや心配事を相談したか・・・ 150
- 5 不良行為の状況（この1年間にしたこと）・・・ 151

《ひとり親家庭に対する調査》

- 1 ひとり親世帯になった当時困ったこと・・・ 152
- 2 養育費の取り決めの状況・・・ 152
- 3 仕事と子育ての両立に関する悩み・・・ 153
- 4 相談や情報提供に関して希望する支援策・・・ 153

《事業所に対する調査》

- 1 女性正社員の就業継続の状況・・・ 154
- 2 出産・育児に係わる支援制度の有無・・・ 154

Ⅱ 小・中学校児童生徒の意識や生活状況等についての調査

学習と生活についてのアンケート（市教育委員会実施）

- (1) 勉強が好きですか・・・ 156
- (2) 学習して身に付けた知識は、将来の仕事や生活の中で役に立つと思う・・・ 156
- (3) いろいろな種類の本を読む事は、楽しい・・・ 156
- (4) 誰に対しても、思いやりの心を持って接している・・・ 157
- (5) 今の生活や将来に、なやみや不安がある・・・ 157
- (6) 地域での活動（子ども会や育成会の行事など）に参加している・・・ 157
- (7) 毎日、朝食を食べていますか・・・ 158
- (8) 早寝、早起きを心がけている・・・ 158
- (9) 運動をすることは大切だと思う・・・ 158
- (10) 交通事故にあわないよう、交通ルールを守っている・・・ 159
- (11) 不審者から自分の安全を守るための行動を心がけている・・・ 159
- (12) 未成年者は、飲酒してはいけないと思う・・・ 159
- (13) 健康のため、たばこは吸うべきではないと思う・・・ 160

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に、保健・福祉・青少年健全育成などの各分野で実施していた子どもに関する施策を統合した「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を策定し、平成26年度までの5年間で前期計画期間として、子どもの出生から自立に至るまで、子育て家庭への一貫性・継続性のある支援を推進してきました。これらの取組の成果のひとつとして、待機児童数が平成24年から26年の3年連続で年度当初では0人となるなど、働きながら子育てができる環境づくりが進みました。

こうした中、子育て家庭において、共働き世帯が増加している状況では、保育需要は、今後も伸びることが予測され、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の導入も踏まえ、さらなる保育サービス量の拡大や子育て家庭の状況に応じた多様な教育・保育サービスの提供に取り組むとともに、地域の子育て支援を充実し、みんなで支えあう社会の中での心豊かでたくましい子どもの育ちにつなげていくことが必要です。

また、若者や女性の雇用や就労をめぐる厳しい状況が依然としてうかがえることから、若者の就職難やニート・引きこもりなど自立に困難を抱える青少年の社会的自立に向けた支援や、ひとり親家庭が子育てと仕事の両立ができるように自立に向けた支援を推進する必要があります。

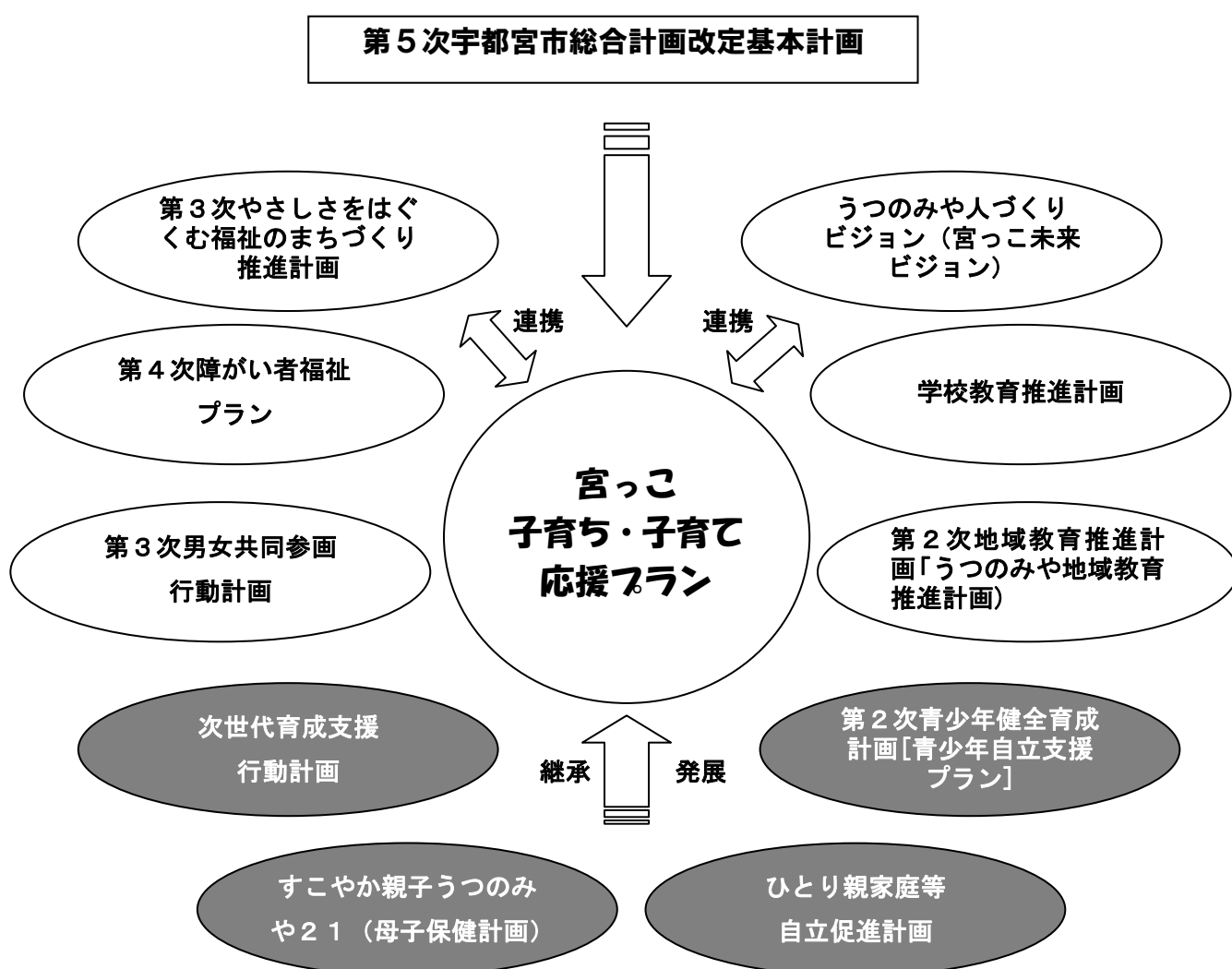
さらに、本市の総人口は平成29年をピークに減少する見込みであり、人口減少は経済社会に与える影響が大きく、地域の活力の低下を招きます。また、国において少子化危機突破のための緊急対策として結婚への支援が新たに打ち出されるなど、少子化対策として、未婚化や晩婚化への対応が急務となっています。また、子どもの貧困などの新たな社会的問題にも対応が必要です。

こうしたことから、これまで以上に、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、取組をより一層推進するため、後期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、本市の基本計画である「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画」の分野別計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としての役割を持ち、また、国の健やか親子21の地方計画である「すこやか親子うつのみや21（母子保健計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、本市の青少年健全育成指針に基づく「第2次青少年健全育成計画」の内容を継承・発展させた、次代を担うすべての子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画です。

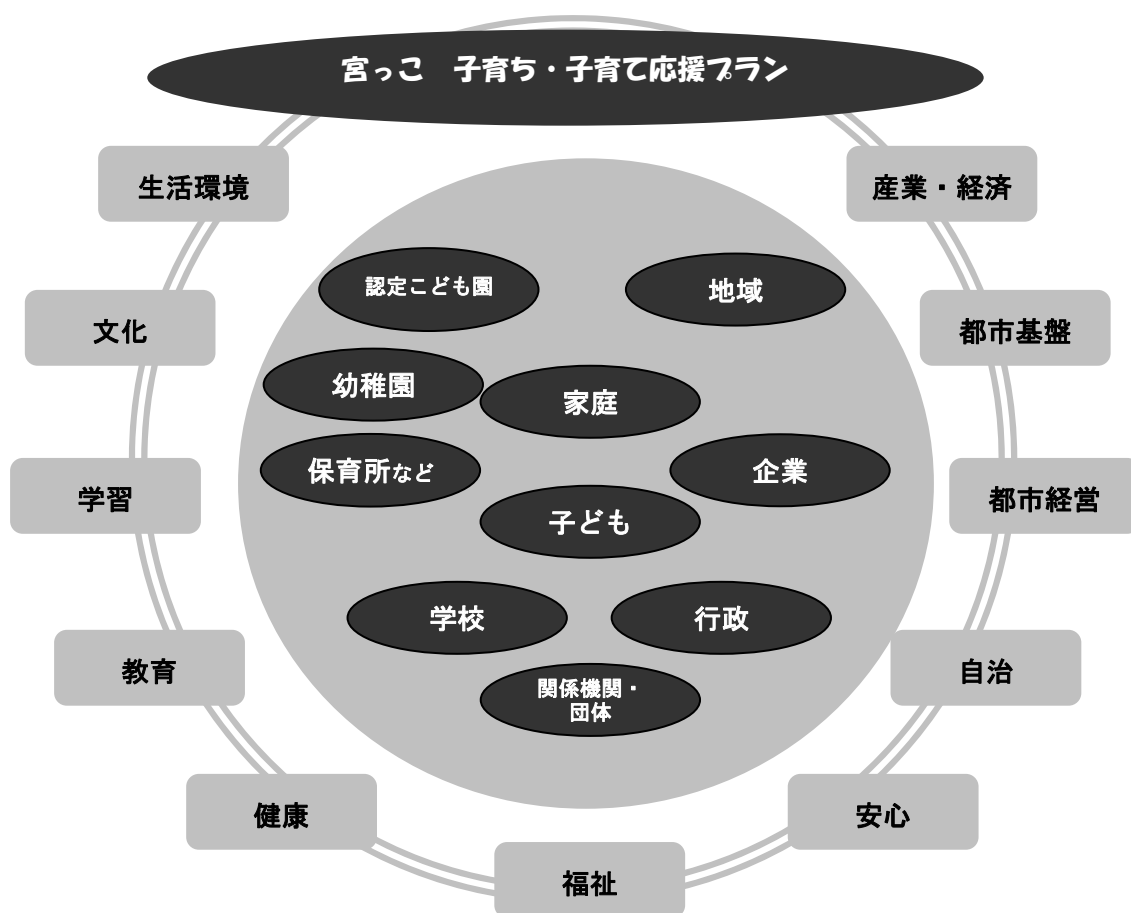
また、本市における人づくりの指針である「うつのみや人づくりビジョン（宮っこ未来ビジョン）」や子育て・子育てに関連する各部局の分野別計画と整合を図り、連携して推進するものとします。



3 計画の範囲

この計画の範囲は、子ども、子育て家庭、地域、企業などすべての人と団体を対象とし、保健、福祉、青少年健全育成、労働、教育など、子どもを取り巻く環境整備について関連の深い分野について、その取組と方向性を示すものです。

また、計画の対象とする子どもの年齢は、0歳からおおむね30歳とします。



対象とする年齢

妊娠・出産期
[ﾌﾟﾚﾏﾏ・
ﾌﾟﾚﾊﾟﾊﾟ]

乳幼児期
[0～5歳]

学童期
[小学生]

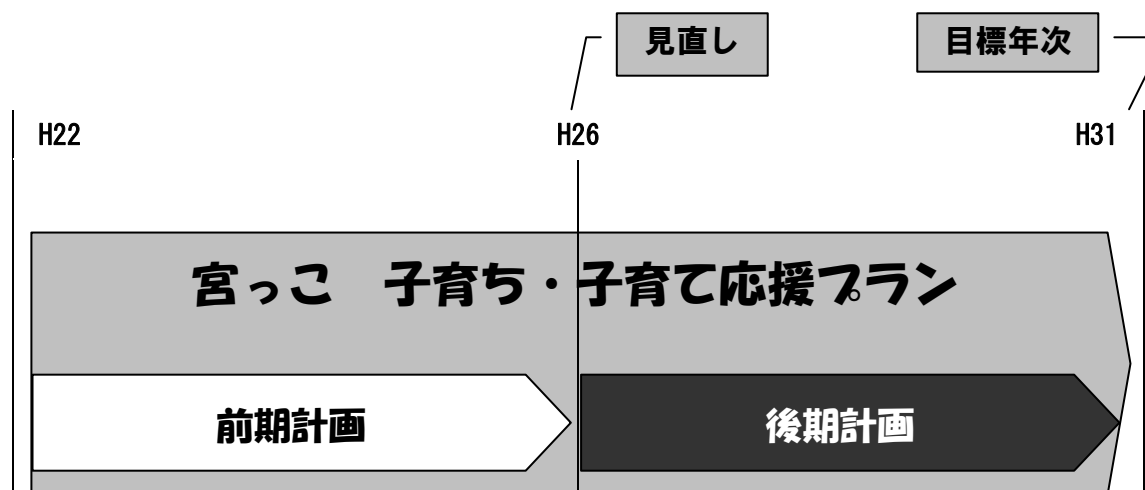
思春期
[中学生～
18歳未満]

青年期
[18歳～
おおむね30歳]

4 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10か年を計画期間としており、最終年度の平成31年度を目標年度としています。

後期計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



第2章 子どもを取り巻く環境

本市は、恵まれた立地条件や交通条件、各種都市機能の集積などにより、栃木県の政治・経済・文化の中心地であると同時に、北関東地域における中核都市として発展を続けてきました。

このような中、少子化により年齢構造や世帯構造が変化するとともに、価値観の多様化に伴い、女性の就労、子育てに対する考え方などが変化してきました。このような社会環境や市民意識の変化などを踏まえながら、子どもを取り巻く現状について明らかにします。

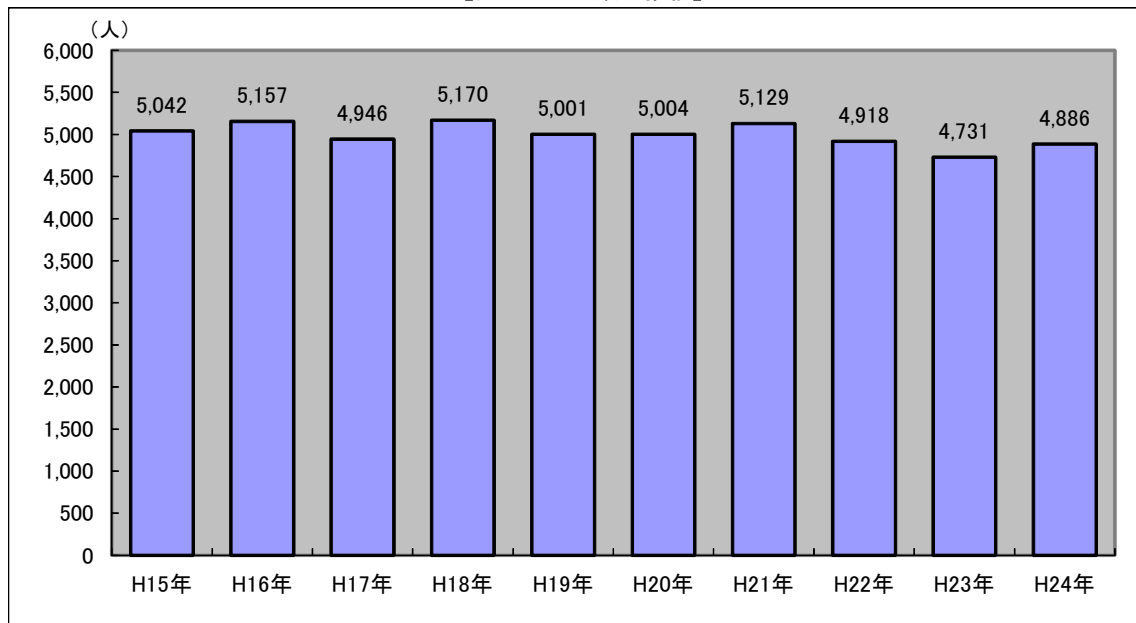
1 少子化の現状

(1) 出生数・合計特殊出生率の推移

ア 出生数の推移

本市における出生数は、わずかな増減を繰り返しながら、全体としては横ばいの傾向を示していますが、平成22年以降は5,000人を下回り推移しています。

【図1 出生数の推移】

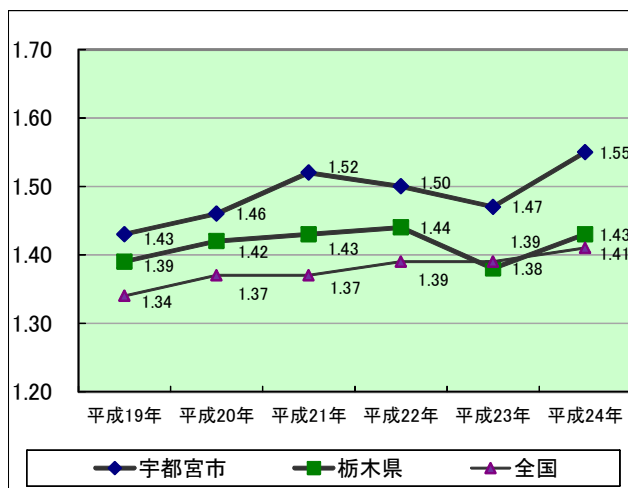


資料：栃木県保健統計年報

イ 合計特殊出生率の推移

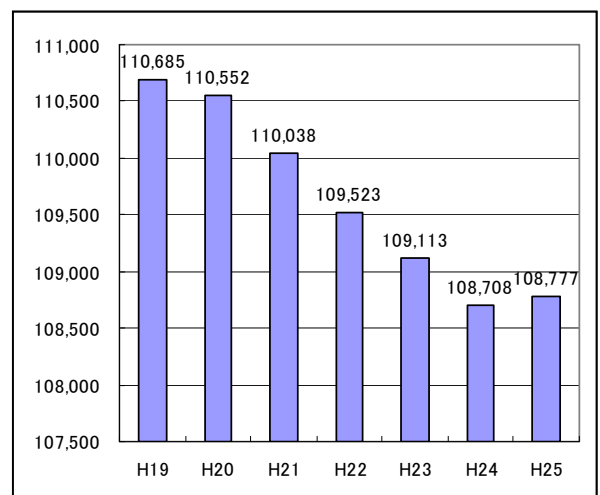
本市の合計特殊出生率は、全国及び栃木県の値を上回り推移しており、平成19年から平成21年にかけて緩やかに上昇し、平成22年以降は減少したものの、平成24年は1.55となりました。合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、15歳から49歳の女性の人口が減少傾向にあるため、出生数の減少が見込まれる状況です。

【図2 合計特殊出生率の推移】



資料：栃木県保健統計年報

【図3 15歳から49歳の女性人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年の3月末現在）

ウ 若年女性(20～39歳)人口の推移

全国における平成24年の合計特殊出生率1.41のうち95%が20～39歳の女性によるものであることから、「20～39歳の女性人口」(若年女性人口)を人口の再生産力を示す指標の1つとして着目した調査があり、若年女性が人口移動(地方から大都市への人口流出)などにより概ね30年後に50%以上減少すると、出生率が直ちに2.08(人口置換水準)程度に上昇したとしても若年女性の流出によるマイナス効果がそれを上回るため、人口維持が困難な「消滅」する可能性がある都市であるとしています。

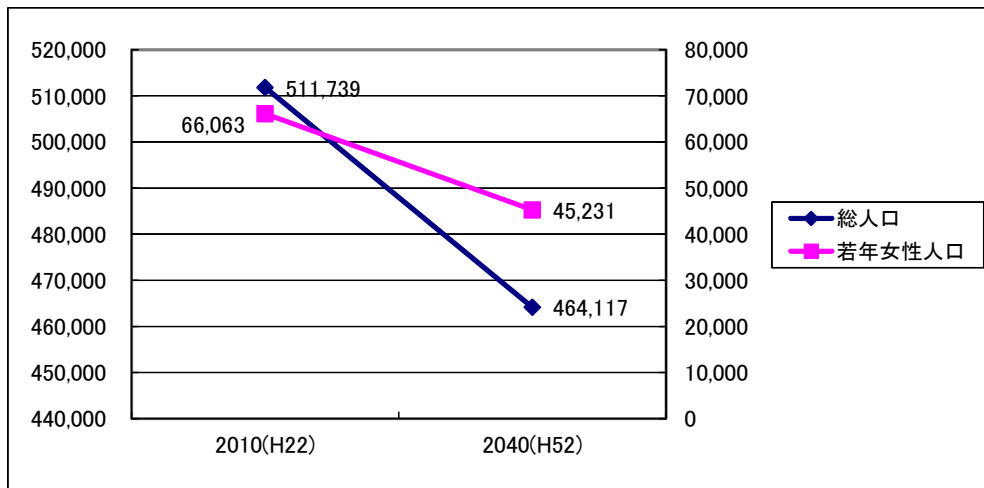
この調査では、本市の若年女性人口は、50%以下ではあるものの減少しつづけるものと見込まれました。

若年女性人口
- 31.5%

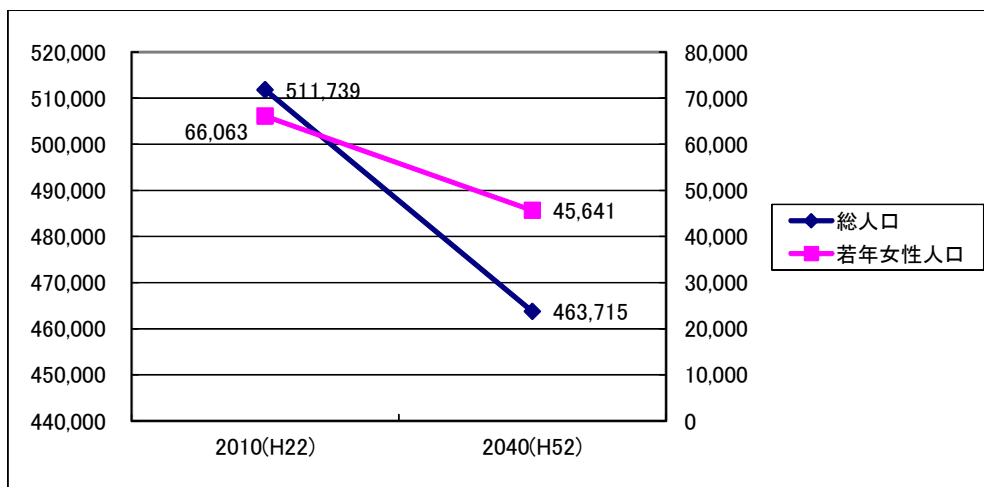
【図4 若年女性人口の推移(本市)】

若年女性人口
- 30.9%

※ 推計



※ 人口移動(地方から大都市への人口流出)が収束しない場合
(概ね毎年6～8万人程度が大都市圏に流入)



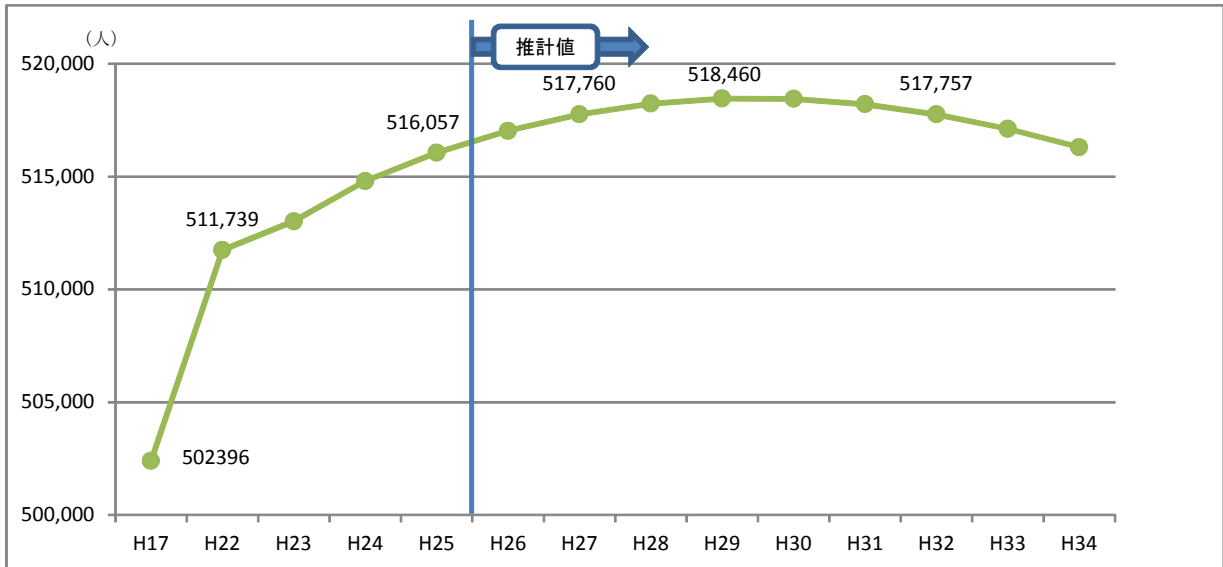
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」,
日本創成会議人口減少問題検討分科会

(2) 人口・世帯等の動向

ア 総人口の推移

わが国や栃木県の総人口が既に減少に転じている中で、本市においては、平成29年をピークとして、緩やかに人口減少に転じることが見込まれます。

【図5 総人口の推移】

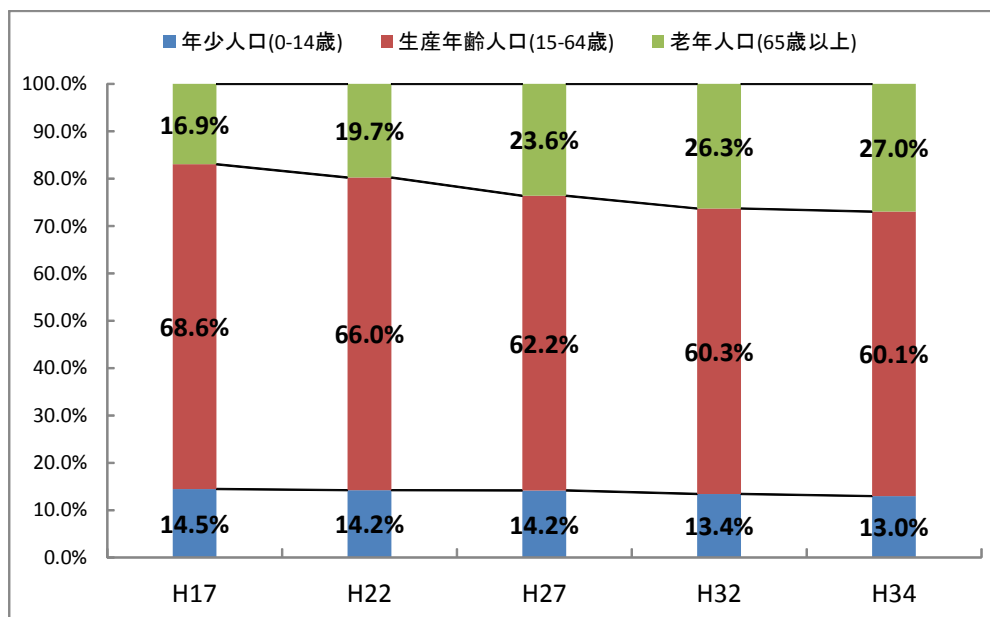


資料：平成22年までは国勢調査，平成23～25年は推計人口，平成26年以降は本市総合計画における将来推計人口

イ 年齢構造別人口の推移

今後、本市では少子・高齢化の進行が一層顕著になることが予測され、平成17年から平成34年にかけて、老年人口の構成比は、16.9%から27.0%へと高まる一方で、年少人口は、14.5%から13.0%へ、生産年齢人口は、68.6%から60.1%へと、それぞれの構成比が低下するものと見込まれます。

【図6 年齢構造別人口割合の推移】

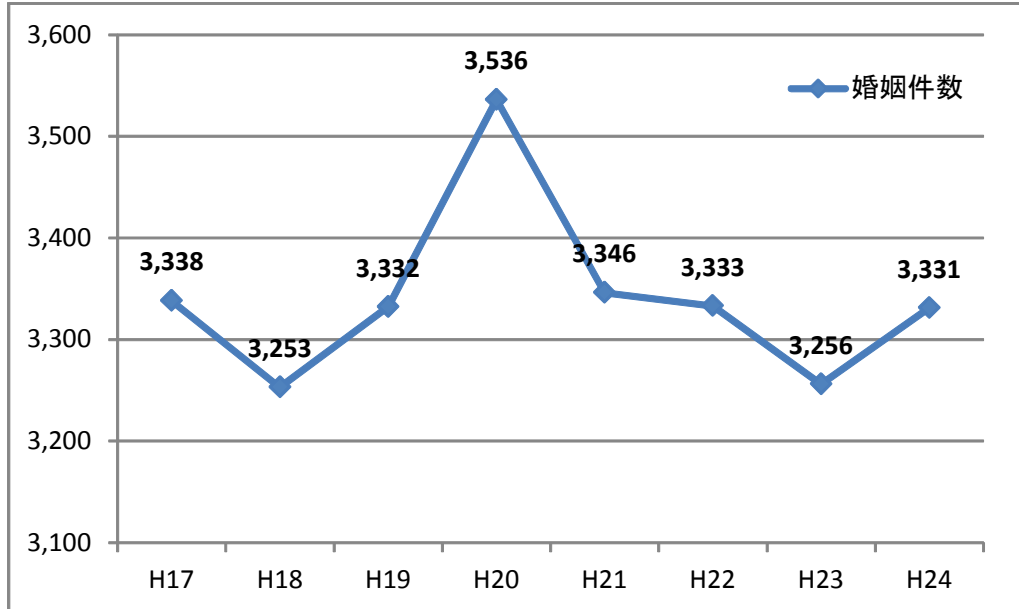


資料：平成22年までは国勢調査，平成27年以降は本市総合計画における将来推計人口

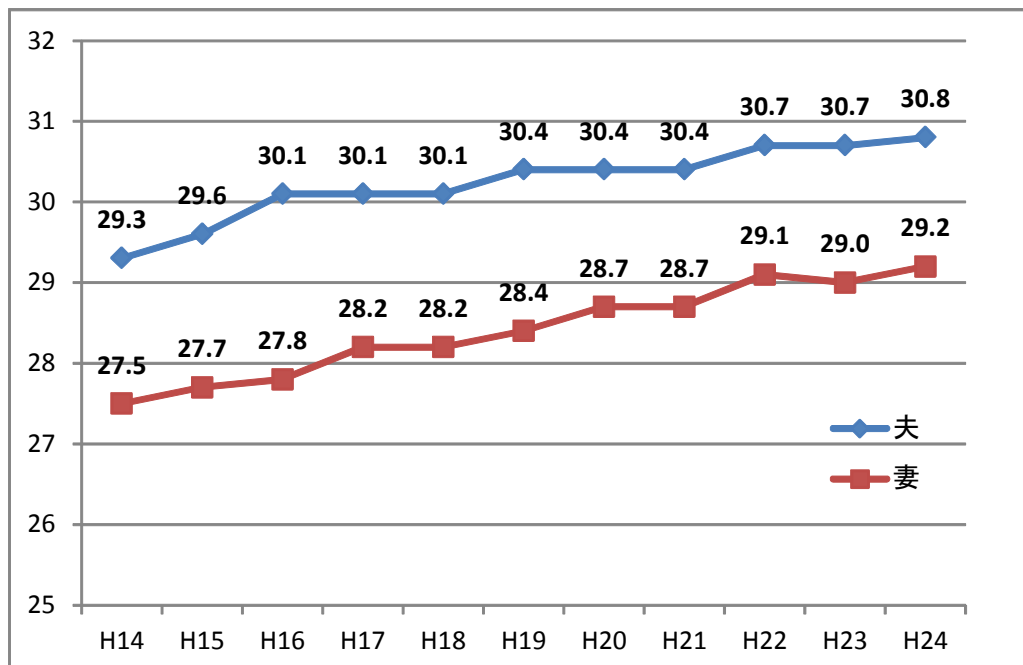
ウ 婚姻件数・平均初婚年齢の推移

本市の婚姻件数は、変動はあるものの大きな変化は見られません。平均初婚年齢は、男女共に「晩婚化」の傾向がうかがえます。

【図7 婚姻件数の推移】



【図8 平均初婚年齢の推移】



資料：厚生労働省「人口動態調査」、栃木県健康増進課「栃木県保健統計年報」

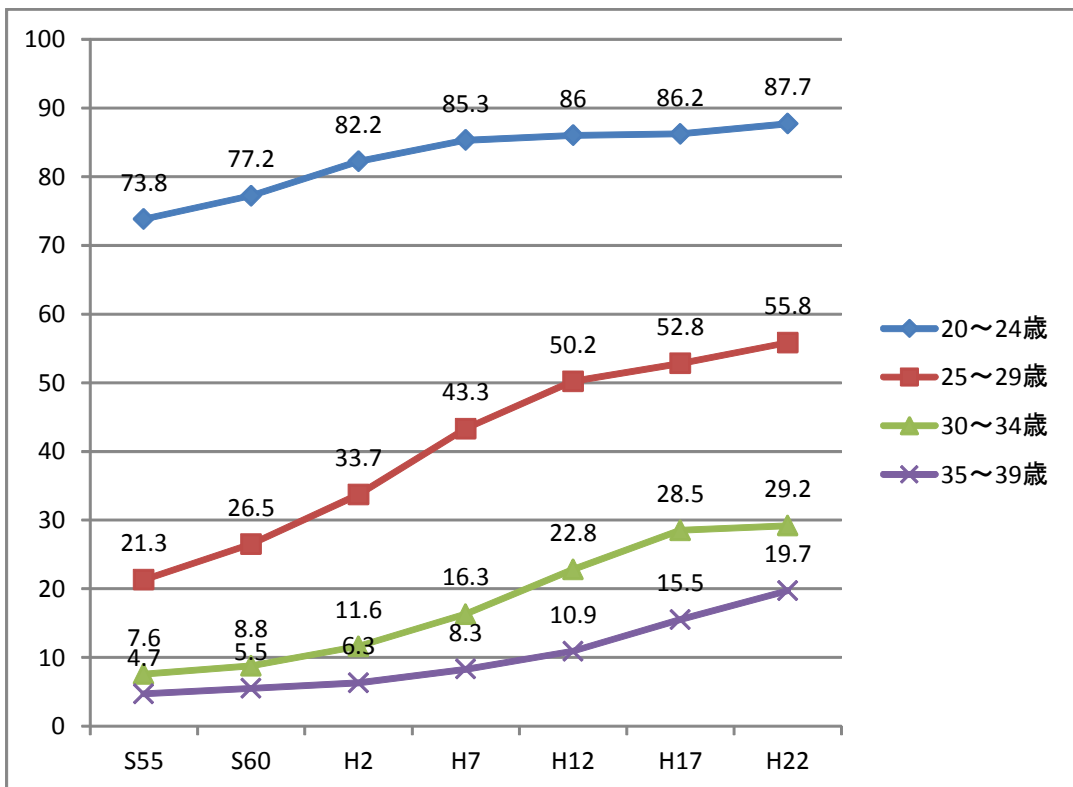
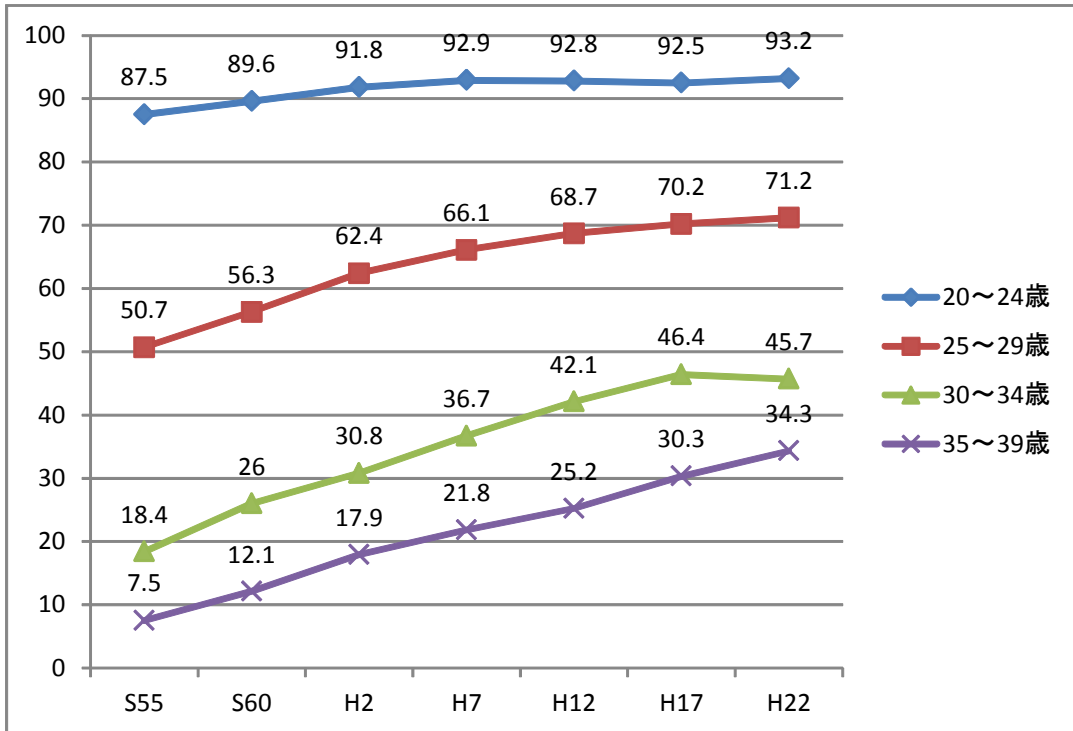
(注) 平成18年以前は旧宇都宮市のみ。

エ 若年層の未婚率の推移

本市の若年層（20～39歳）の未婚率は年々増加しています。

平成22年では男性では30～34歳の約2人に1人が、女性では25～29歳の約2人に1人、30～34歳の約3人に1人が「未婚」の状況です。

【図9 若年層の未婚率の推移（上：男性，下：女性）】



2 子どもと子育て家庭の現状

(1) 世帯数等の動向

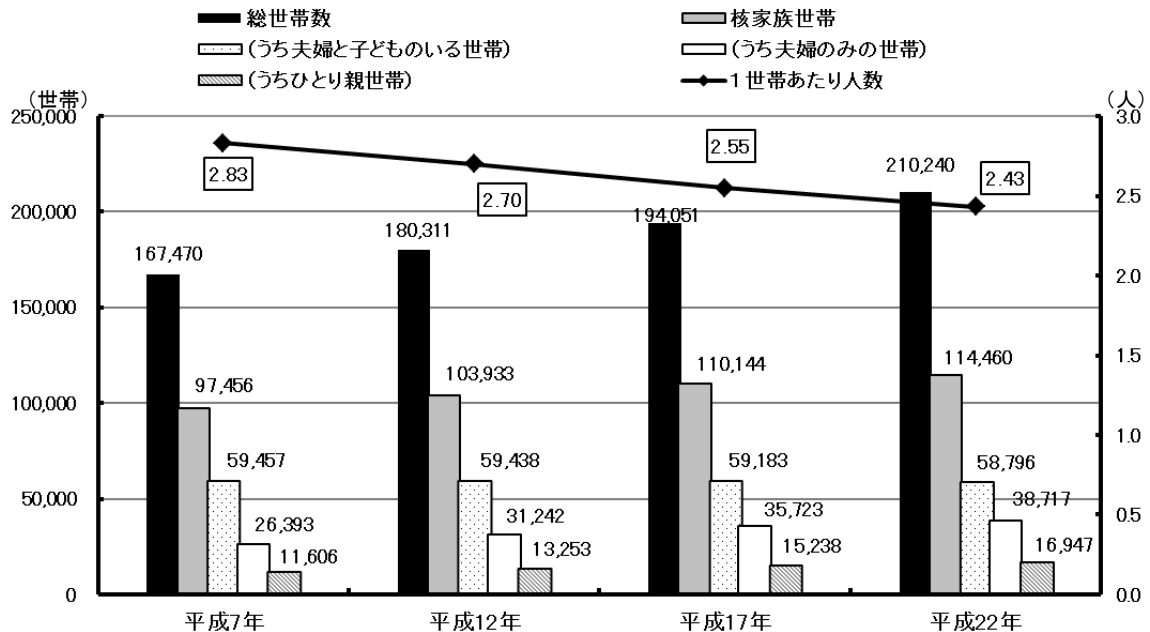
ア 家族類型別世帯数の推移

本市における世帯数の推移を見ると、一貫して増加しており、平成22年には210,240世帯と、平成7年の167,470世帯に比べて42,770世帯(25.5%)増加しています。核家族世帯は、平成22年には114,460世帯と、平成7年の97,456世帯から17,004世帯(17.4%)の増加となり、総世帯数に占める核家族の割合は50%以上で推移しています。

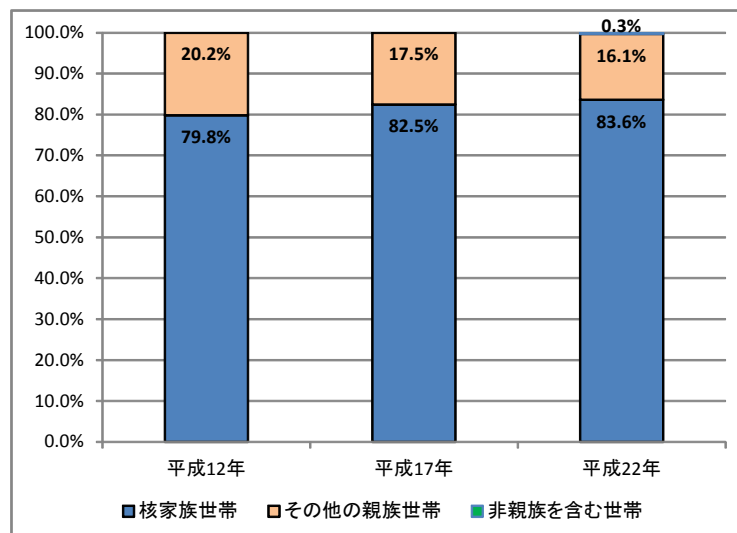
また、「夫婦のみの世帯」と「ひとり親世帯」が年々増加しているのに対し、「夫婦と子どものいる世帯」は年々減少しています。

6歳未満の子どもがいる世帯の状況においても、平成17年以降、核家族が8割を超えており、親以外の親族との同居が減少していることから、子育て家庭の核家族化がうかがえます。

【図10 世帯数・一世帯あたりの世帯人員の推移】(資料：国勢調査)



【図11 6歳未満の世帯員のいる一般世帯の推移】(資料：国勢調査)

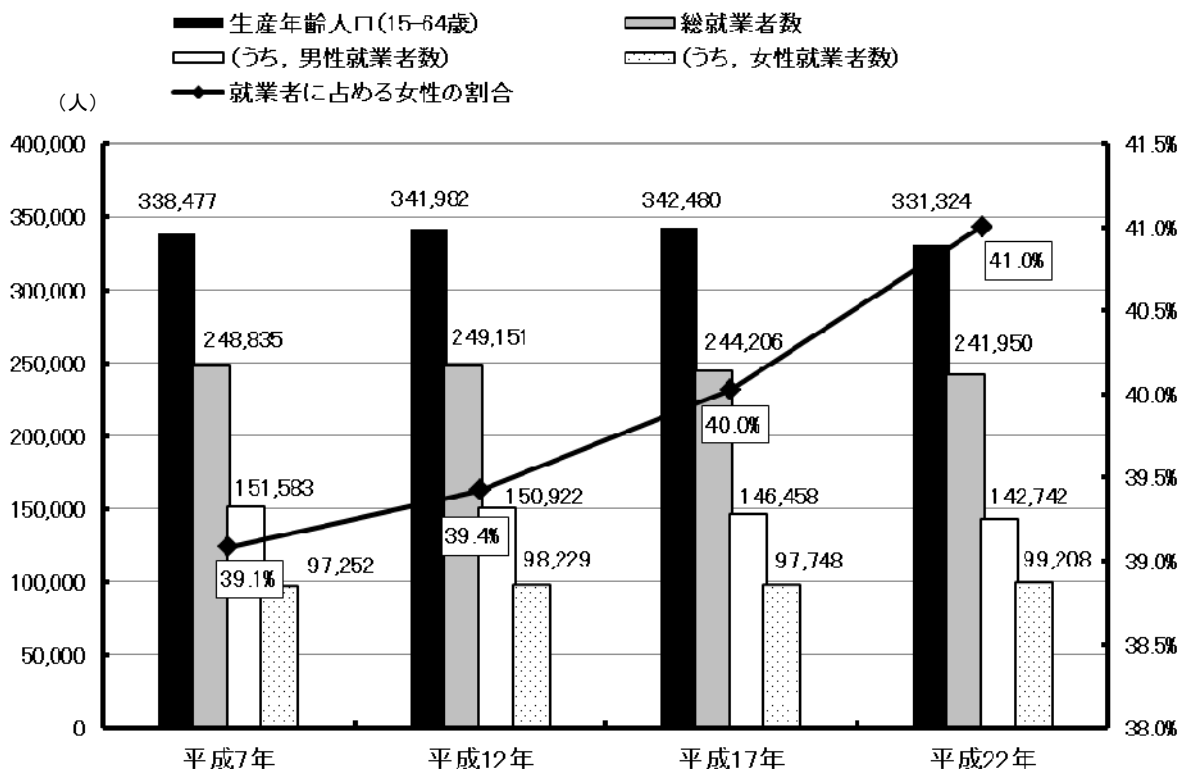


(2) 就労等の動向

ア 就業者数の推移

本市における15歳以上の就業者の数を見ると、平成7年から増加傾向にありましたが、平成17年以降減少しています。男女別の就業者数を見ると、男性は平成7年以降、減少傾向にありますが、女性は、増加傾向にあり、就業者数に占める女性の割合が高まっています。

【図12 就業者数の推移】



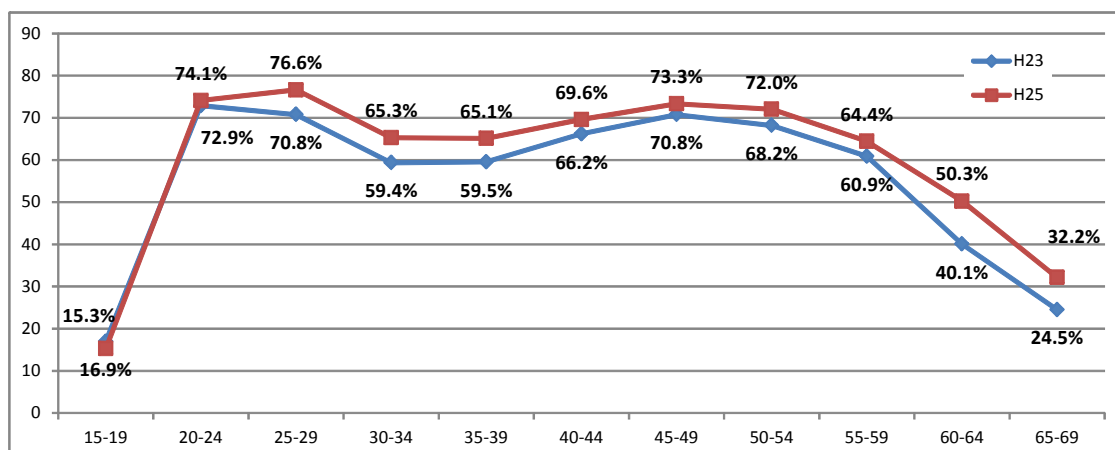
資料：国勢調査

イ 女性の年齢別就業状況

本市における15歳以上の女性の年齢別就業状況を見ると、15-19歳では通学のため就業者数が少ないが、20-24歳で急増し29歳までがピークとなっています。30歳台に「出産・育児等」が要因で減少し、子育てが一段落した後の45-49歳で再びピークを迎えるという、いわゆるM字型カーブの傾向は、平成23年と比較して平成25年では、M字型カーブの谷が浅くなっているものの、依然として結婚や出産を機に退職している女性がいることがうかがえます。

【図13 女性の年齢別就業状況】

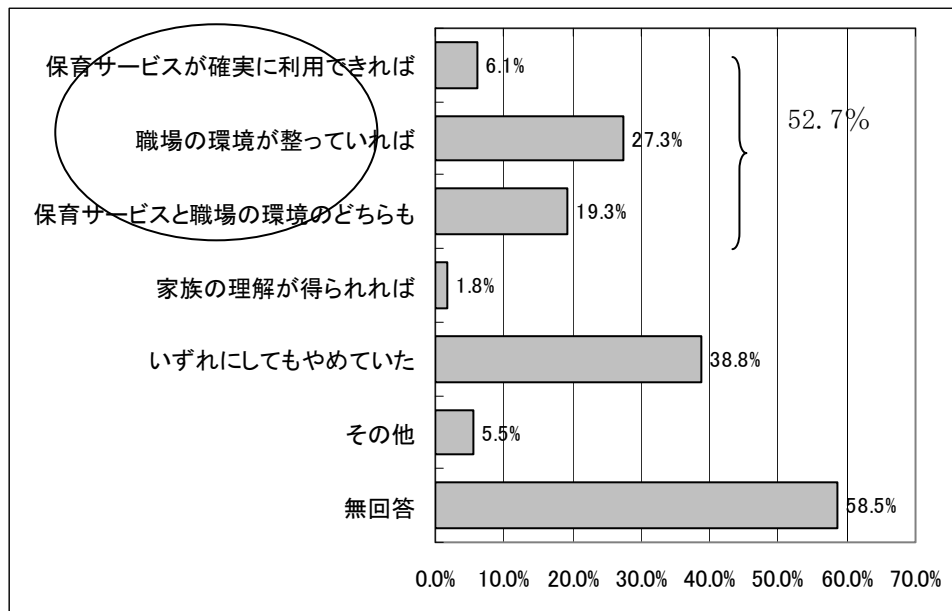
資料：中核市行政水準調査



ウ 子どもの出産前後の離職状況・就労を継続するための支援

就学前児童の保護者の約4割が、子どもの出産前後（それぞれ1年以内）に離職しており、そのうち約5割の人が保育サービスや職場の環境が整っていれば就労を継続したと回答しています。

【図14 就労を継続するための支援】



資料：ニーズ調査
(平成25年度)

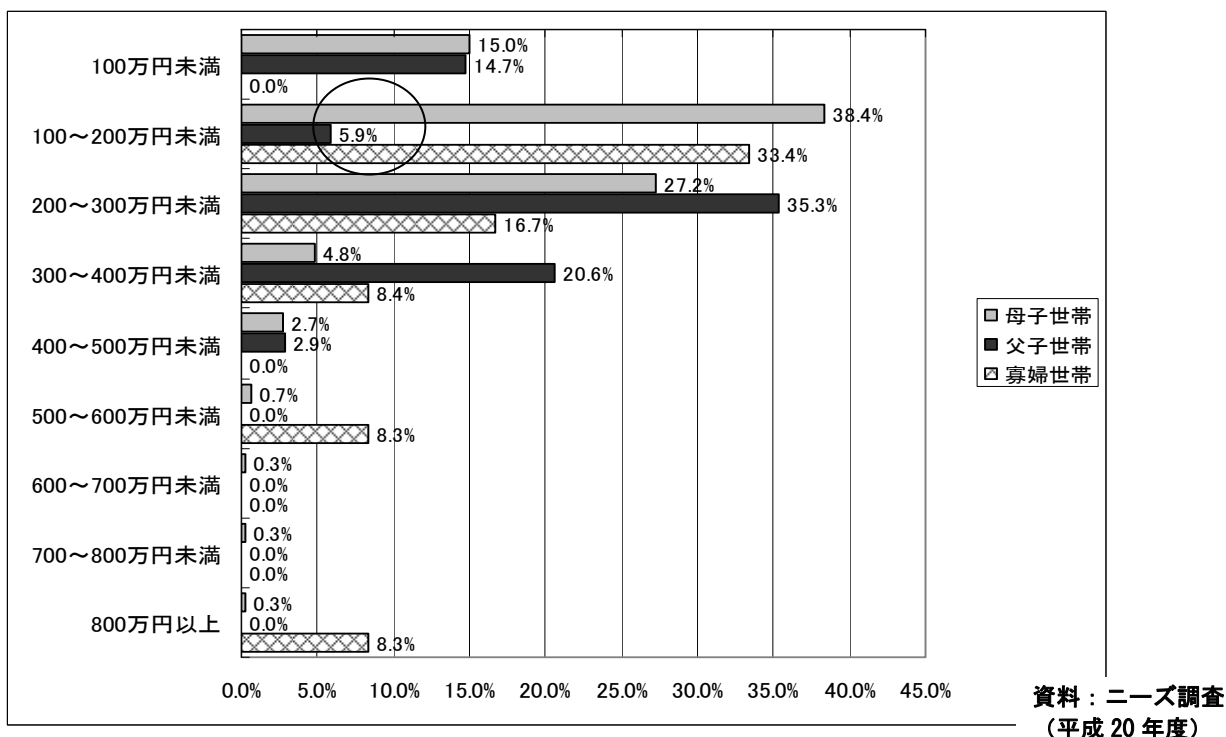
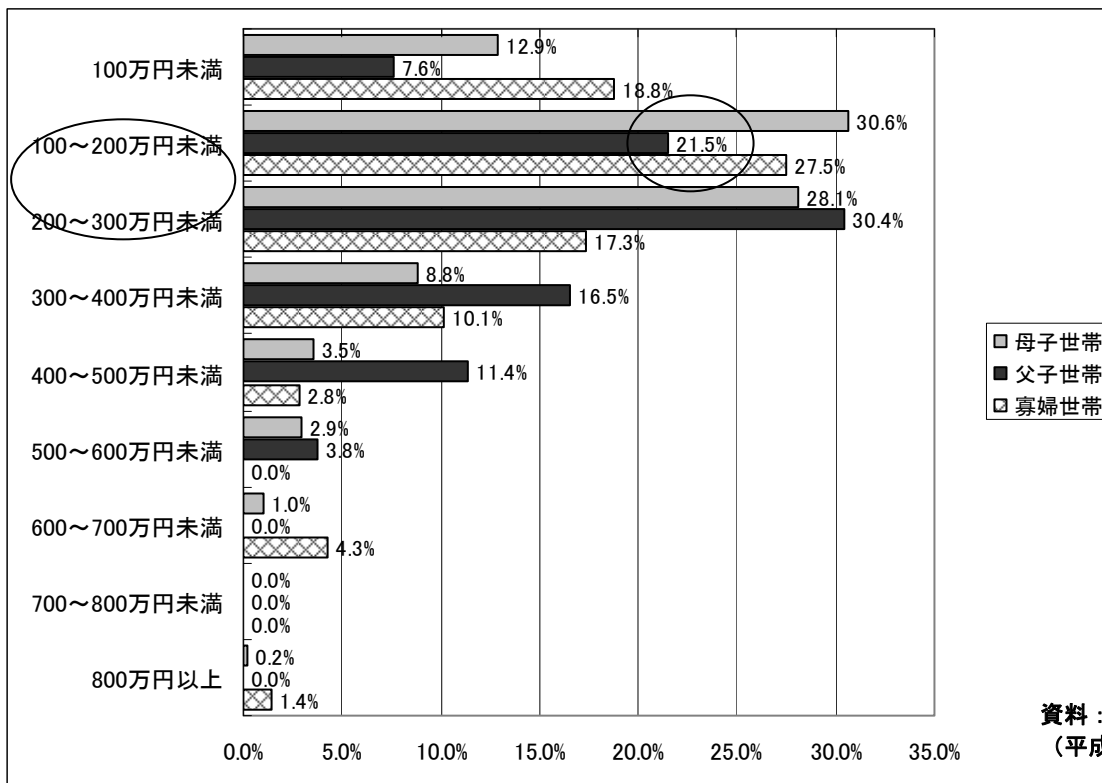
エ ひとり親世帯の収入の状況

ひとり親世帯の年間収入は、主に、母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に共通して、100～300万円未満です。

平成20年度の調査と比較し、平成25年度の調査では特に父子世帯の収入が減少しています。

なお、国民生活基礎調査（平成25年調査）による全国世帯平均所得は、平成24年の所得において、全世帯537.2万円、児童のいる世帯673.2万円となっています。

【図15 世帯の年間総収入】



(3) 取り巻く環境等

ア 子どもの貧困問題・貧困の連鎖

全国における子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯（全国）の子どもの高等学校等進学率は、全世帯（全国）と比較として低い水準になっています。

- ・ 子どもの貧困率（全国）
18歳未満の子ども 16.3%（2012年厚生労働省データ）
2008年OECD加盟34カ国中25位
- ・ ひとり親世帯での貧困率 54.6%（2009年厚生労働省データ）（全国）
2008年OECD加盟34カ国のうち33カ国中33位
- ・ 生活保護世帯（本市）の子どもの高校進学率
生活保護世帯（全国）と比較し、生活保護世帯（本市）の子どもの高校進学率は低い状況です。

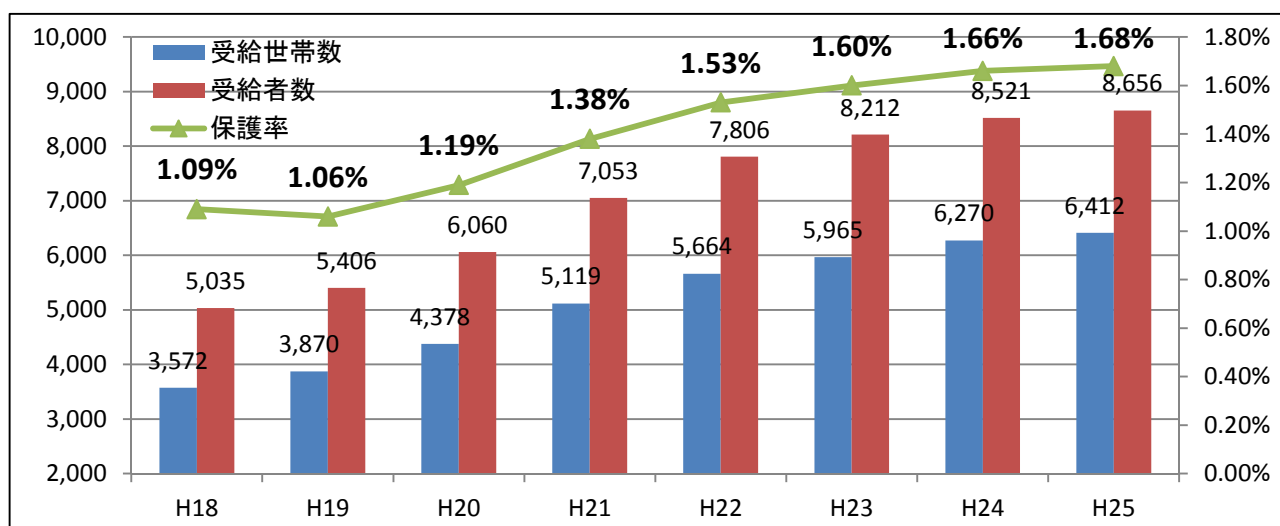
【図16 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率】

	全世帯（全国）	生活保護世帯（全国）	生活保護世帯（本市）
平成22年3月	98.0%	87.5%	—
平成23年3月	98.2%	89.5%	—
平成24年3月	98.3%	89.6%	89.0%
平成25年3月	98.4%	89.9%	81.3%

（資料：生活福祉第2課，厚生労働省，文部科学省（学校基本調査））

- ・ 本市の生活保護世帯数等
本市の生活保護世帯数，受給者数，保護率は，増加しています。

【図17 生活保護世帯数・受給者数の推移（各年度3月末日現在）】（資料：生活福祉第2課）



- ・ 全国において，生活保護世帯の世帯主が，過去の出身世帯においても生活保護を受給していた世帯は約25%です。（関西国際大学 道中隆教授の研究「保護受給者の貧困の様相」（平成19年度発表））

イ 理想の子どもの数と予定の子どもの数

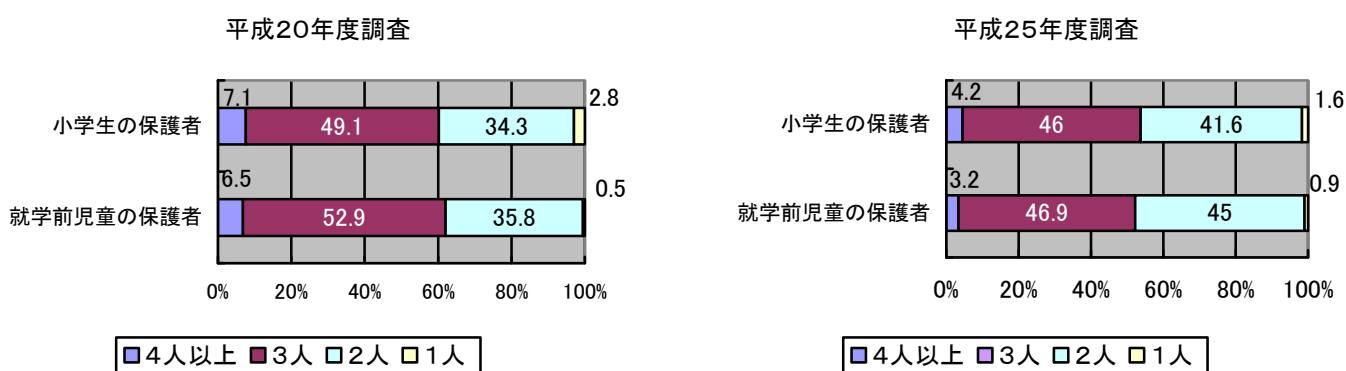
理想の子どもの数は「3人」が最も多いが、予定の子どもの数は「2人」が最も多くなっています。平成20年度の調査結果と比べると、同じような傾向を示していますが、理想の子どもの数の「3人」の割合が減り、「2人」の割合が増えています。

予定の子どもの数が理想の子どもの数よりも少ない理由は、「子どもを育てるにはお金がかかる」、「出産・育児の心理的・身体的負担が大きい」が主なものとなっており、平成20年度の調査結果と、同様の傾向を示しています。

なお、国においては、夫婦の完結出生児数は、30年以上2.0人以上の一定水準で推移していましたが、平成22年に1.96人と初めて2人を下回りました。(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)

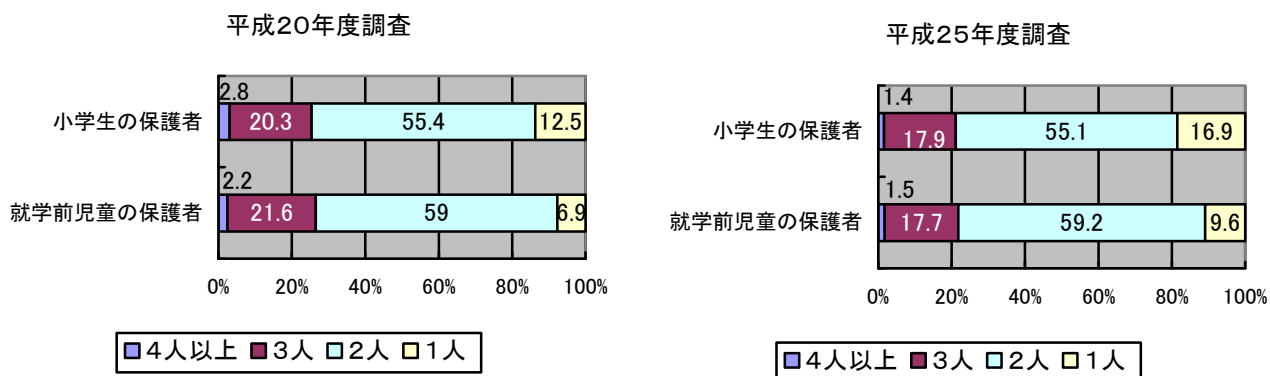
【図18 理想の子どもの数】

資料：ニーズ調査

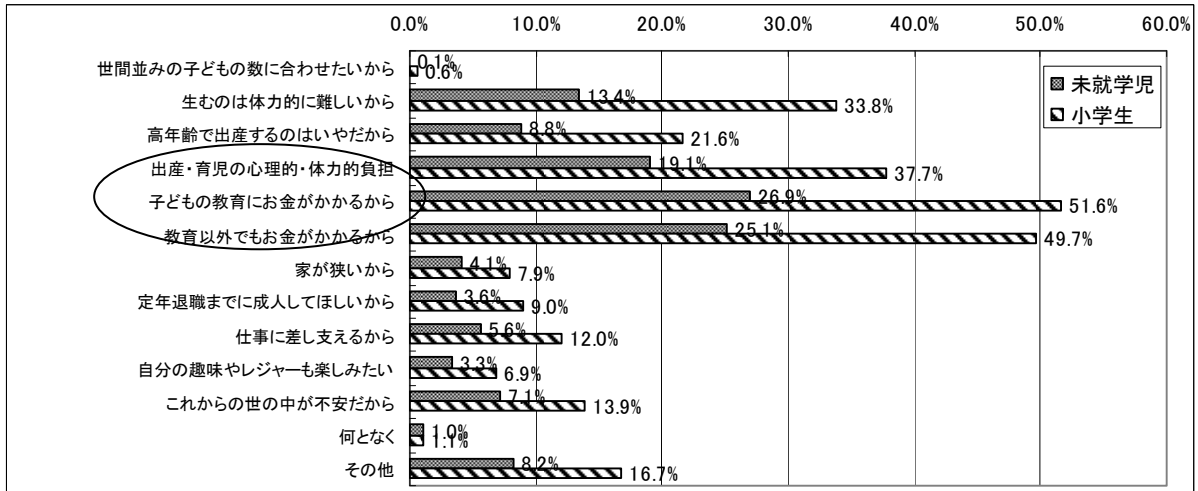


【図19 予定の子どもの数】

資料：ニーズ調査



【図 20 理想よりも予定の子どもの数が少ない理由】

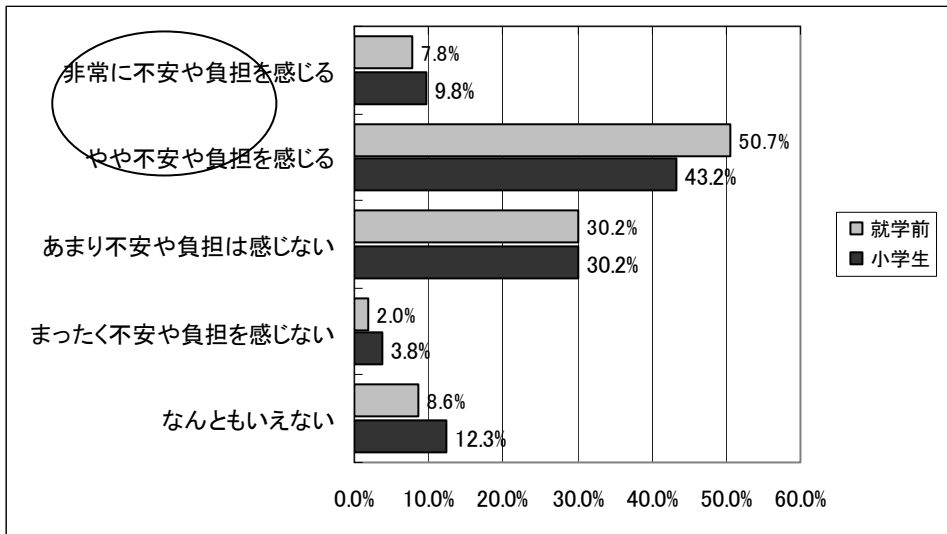


資料：ニーズ調査
(平成 25 年度)

ウ 子育てに関する不安感や負担感

子育て家庭の親の約 5 割以上が子育てに関して不安感や負担感を感じています。

【図 21 子育ての不安感・負担感】

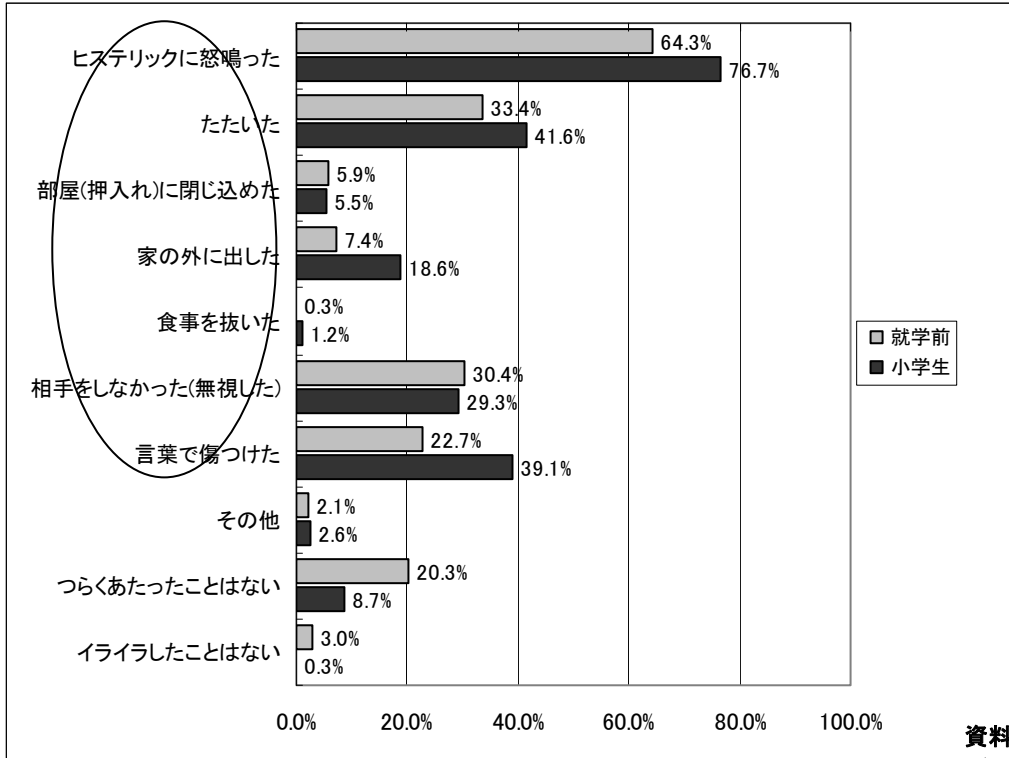


資料：ニーズ調査
(平成 25 年度)

エ イライラして子どもにつらくあたった経験

子育て家庭のほとんどの親に、イライラして子どもにつらくあたった経験があります。

【図 22 イライラしてつらくあたった経験】



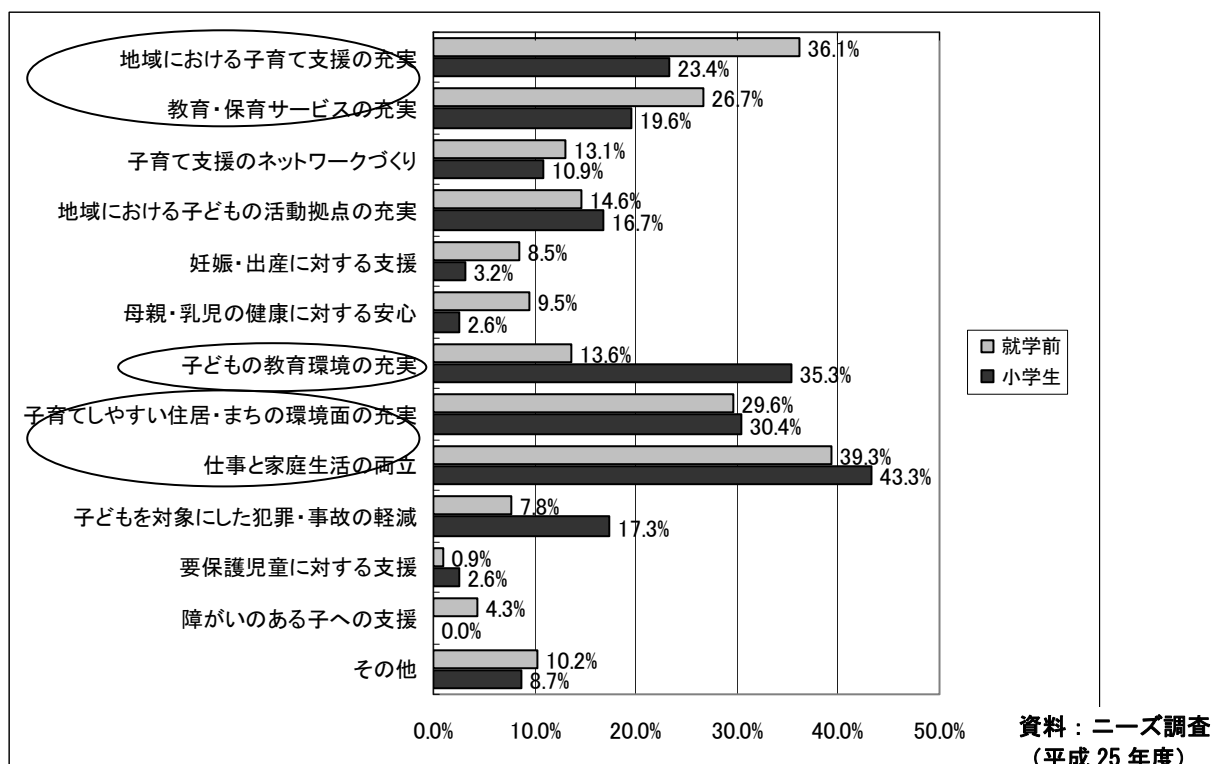
資料：ニーズ調査
(平成 25 年度)

オ 子育てに有効だと思う施策・対策

就学前児童の保護者と小学生の保護者に共通で高い割合の施策は、仕事と家庭生活の両立や子育てしやすい住居・まちの環境面の充実です。

また、就学前児童の保護者では、地域における子育て支援の充実や教育・保育サービスの充実の充実が有効と考える人が、小学生の保護者では、子どもの教育環境の充実が有効と考える人が高い割合です。

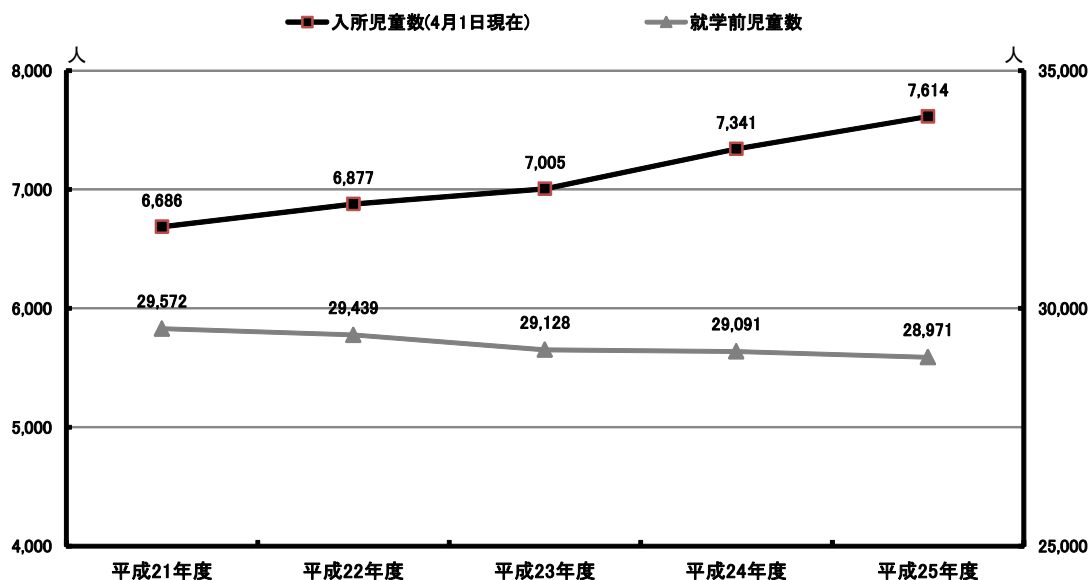
【図 23 子育てに有効と思う施策等】



カ 保育所の入所児童数の推移

本市における就学前児童数（0～5歳）は、少子化の進行により減少傾向にあります。子育て家庭における核家族化の増加や女性の就労率の高まりなどの社会状況の変化により、保育のニーズが年々増加しており、保育所の入所児童数は増え続けています。

【図24 就学前児童数と入所児童数の推移】



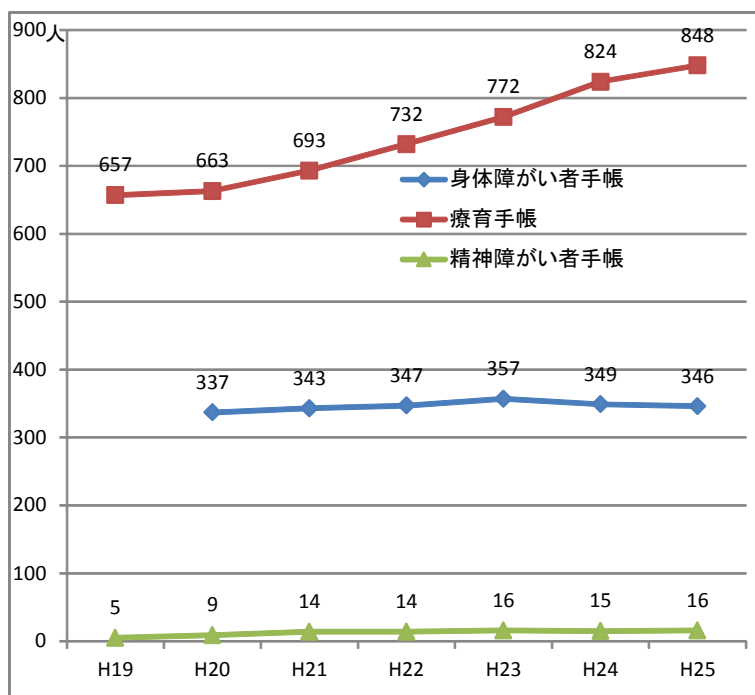
資料：就学前児童数（住民基本台帳（各年の3月末現在））

（4）障がいのある子どもについて

ア 障がい児の状況

身体障がい者手帳、精神障がい者手帳を所持する子どもの数は、ほぼ一定の状況にある中で、療育手帳を所持する子どもの数は、増加傾向にあります。

【図25 障がい者手帳所持者の推移】（資料：障がい福祉課，発達支援センター）

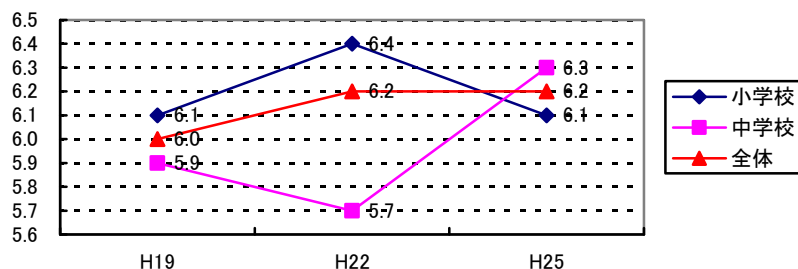


イ 特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合

本市教育委員会において実施した「特別な教育的ニーズのある児童生徒の実態調査」によると、小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒（※）の割合は、ほぼ一定です。

※ 障がいのある児童生徒や、発達障がい等の傾向により学習上・生活上に困難さがある児童生徒

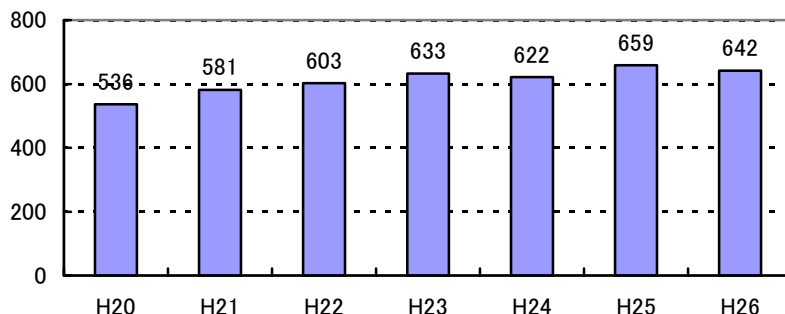
【図 26 特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合の推移】（資料：教育センター）



ウ 特別支援学級在籍児童生徒の状況

通常の学級に在籍する学習や行動に困難性のある児童生徒への指導を充実させるため設置している「特別支援学級」の在籍児童生徒数は増加傾向にあります。

【図 27 特別支援学級在籍児童生徒数の推移】（資料：教育センター）



エ 放課後・長期休業時の支援の状況

特別支援学校に通う障がい児の放課後や長期休暇中の日中の活動の場を提供するとともに、介護している家族の一時的な休息を確保するため、日中一時支援（放課後支援型）事業を実施しており、実施箇所や利用者の数はこの5年間で増加しています。

【図 28 日中一時支援（放課後支援型）事業の状況】（資料：障がい福祉課）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施箇所数（箇所）	10	12	13	14	13	13
利用延べ人数（人）	12,518	14,454	15,604	18,127	17,874	18,441
実人数（登録者）（人）	128	153	176	197	208	214

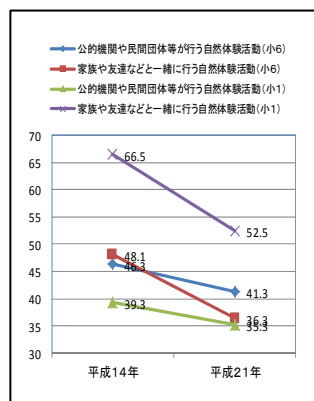
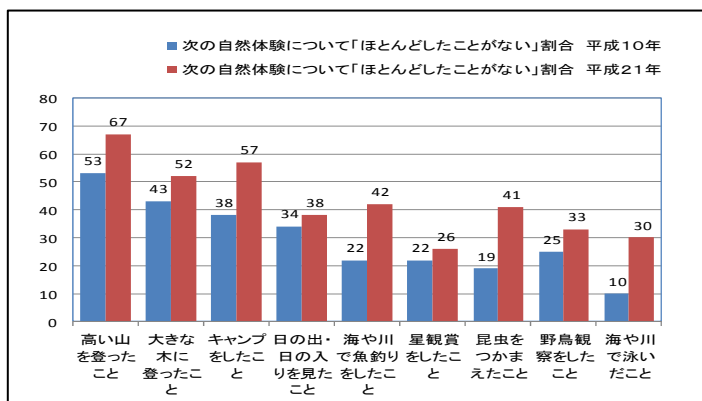
(5) 青少年の現状

ア 直接体験の減少

かつての多く子どもたちは仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験・社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていましたが、都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場、「本物」に触れる機会などの直接体験の機会が減少しています。

【自然体験の減少】

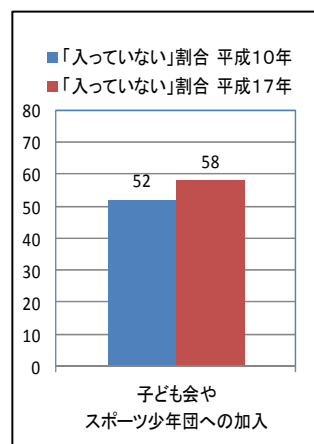
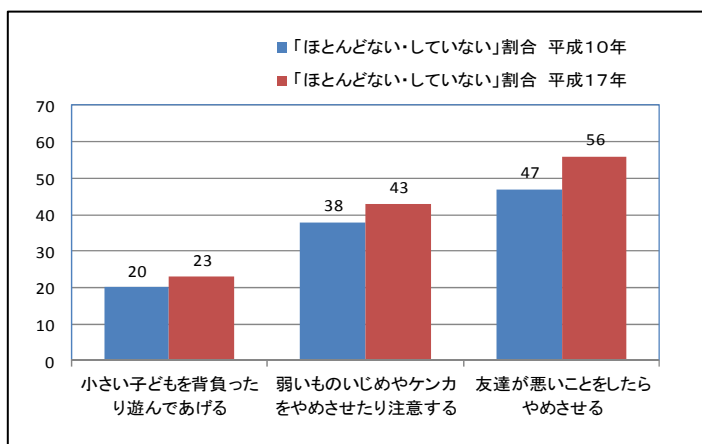
内閣府「子ども・若者白書」において、近年の子どもの直接体験の場や機会の減少が指摘されています。例えば、自然体験活動について見ると、小中学生の中でキャンプや魚釣り、昆虫採集、海・川遊びなどの自然体験をほとんどしたことがない青少年が、平成10年と比較して平成21年は増加しています。



【図29 自然体験の減少】(資料: H21 国立青少年教育振興機構 「青少年の体験活動等と自立に関する調査研究」)

【交流体験の減少】

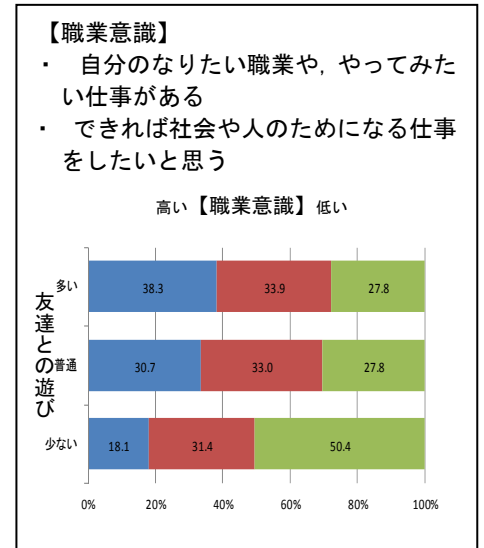
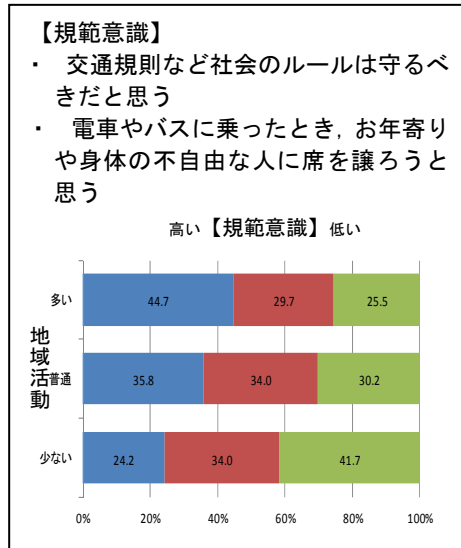
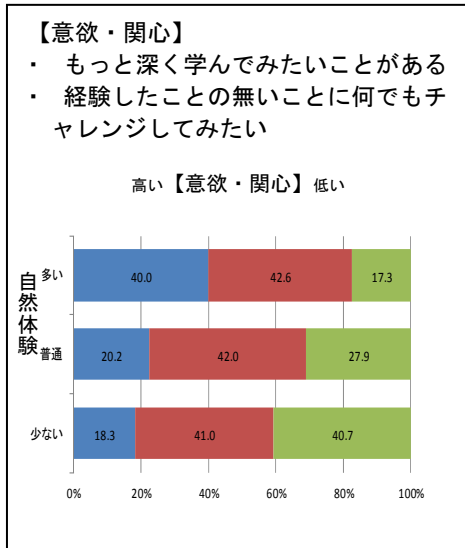
直接体験の減少は、青少年間の交流においても同様の傾向がみられ、インターネットやメール、SNSといった間接的な交流が増え、青少年同士が直接的に交流を行う機会が減少しています。例えば、ケンカの仲裁をしない青少年の増加や、年長者が年少者の面倒を見る機会の減少、それらの場となる子ども会やスポーツ少年団への加入率の低下など、青少年の交流体験機会が減少しています。このことは、異年齢交流機会の減少へ繋がり、少し年上の「お兄さん」、「お姉さん」の姿を見る機会がなくなるため、「将来ああんりたい」という身近な自己実現モデルを失うこととなります。



【図30 交流体験の減少】(資料: H17 国立青少年教育振興機構 「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」)

【体験活動の効果】

文部科学省中央教育審議会は、平成25年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規律意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げています。

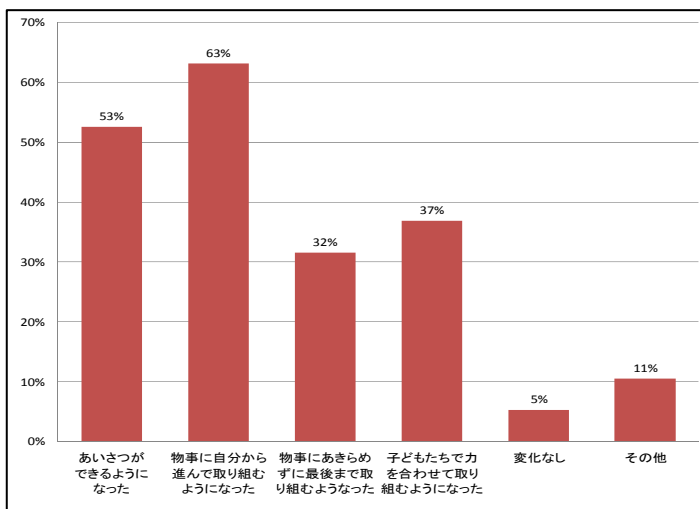


【図 31 体験活動の効果】(資料:H22 国立青少年教育振興機構 「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」)

イ 本市の青少年の体験活動のニーズとその効果

【本市の青少年の体験活動のニーズとその効果 (キッズみやを事例として)】

「宮っこフェスタ」において開催した「職業体験 キッズみや」では、対象となる市内の小学校4～6年生15,000人のうち984名より参加希望申込があり、職業体験活動について、市民ニーズが非常に高いことが分かりました。また、実施協力店舗からは、子どもたちの体験活動中の変化について、「物事に自分から進んで取り組むようになった」、「あいさつができるようになった」、「子どもたちで力を合わせて物事に取り組むようになった」、「物事にあきらめずに最後まで取り組むようになった」と回答しており、職業体験を通じて、子どもたちの積極性、協調性などの意識に良い変化が現れていることがうかがえます。



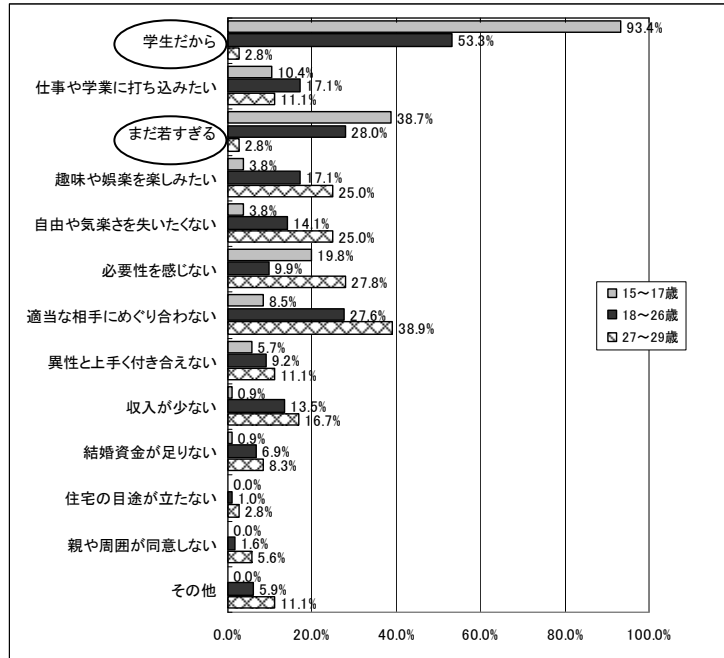
【図 32 本市の青少年の体験活動のニーズとその効果】(資料:宮っこフェスタ 2013 キッズみや実施店舗アンケート)

ウ 未婚者に対する結婚についての意識等

【未婚の青少年の結婚についての意識（本市）】

未婚の男女（青少年）が結婚していない理由として「学生だから」・「まだ若すぎる」が多く、青少年が結婚等に対して身近な自分自身のことや近い将来のこととして、具体的にイメージできていない傾向がうかがえます。

【図 33 未婚男女の結婚していない理由】

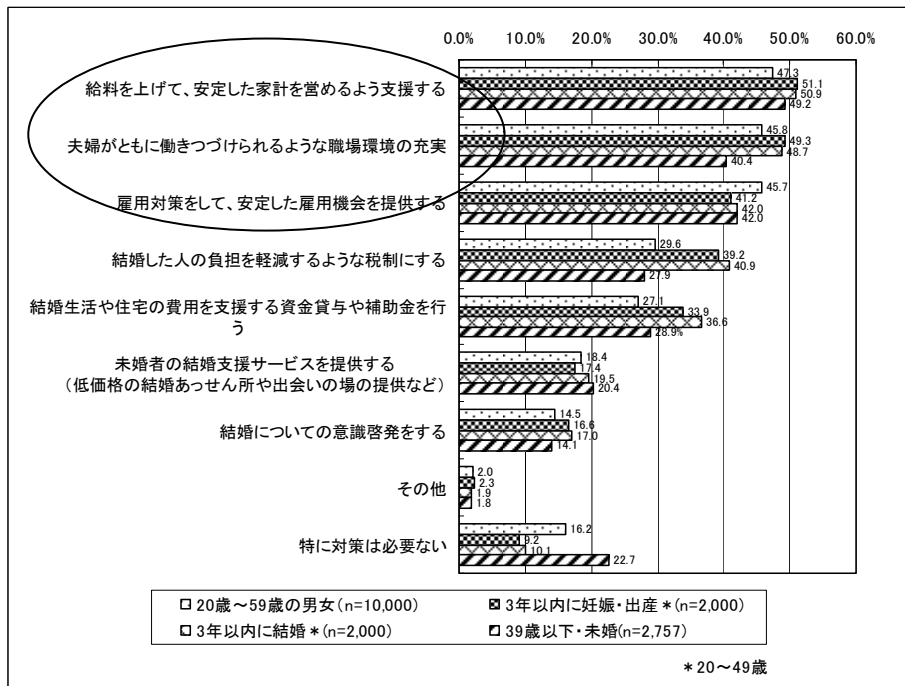


資料：ニーズ調査
（平成 25 年度）

【未婚者に対する結婚支援として重要なもの（全国）】

内閣府「少子化社会対策の大綱の見直しに向けた意識調査」（20～59歳の男女）によると、未婚者に対する結婚支援としては、「経済的安定」や「子育てと仕事の両立」についての支援が求められています。

【図 34 未婚男女に対する結婚支援】

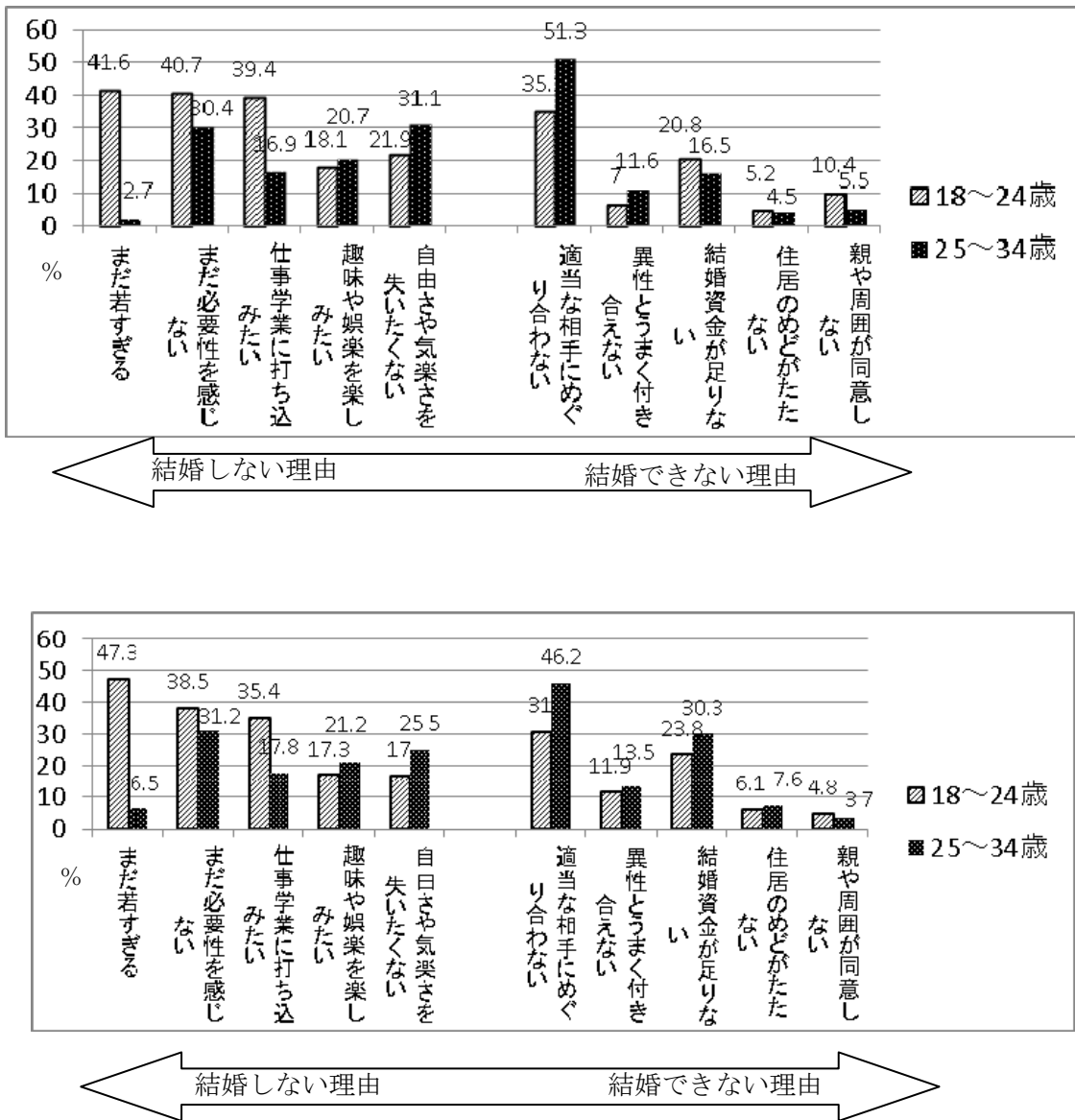


資料：内閣府「少子化社会対策の大綱の見直しに向けた意識調査」

【独身にとどまっている理由（全国）】

未婚者が独身でいる理由は、18～24歳の若い年齢層では結婚への積極的な動機がないこと（結婚しない理由）が多いが、25～34歳の年齢層になると結婚の条件が整わないことが多くなります。しかし、この年齢層でも「必要性を感じない」「自由さや気楽さを失いたくない」と考える未婚者は多く、「趣味や娯楽を楽しみたい」「自由さや気楽さを失いたくない」と考える未婚者の割合は、18～24歳の年齢層より増えており、結婚に対する意識の希薄さがうかがえます。

【図 35 年齢別・独身にとどまっている理由（上：女性，下：男性）】



資料：国立社会保障・人口問題研究所
「第14回出生動向基本調査」

(6) 子ども・子育てを取り巻く現状からの課題

〔現状〕

- ・ 出生数の減少傾向や、総人口の推計により、今後緩やかに人口が減少に転ずるものと見込まれ、年齢別人口の構成比では老年人口の構成比が高まる一方で、生産年齢人口及び年少人口が低下していることから、人口構造における少子・高齢化の進行が顕著となっています。
- ・ 本市の若年女性人口（人口の再生産を中心的に担う「20～39歳の女性人口」）は減少し続けるため、同水準の合計特殊出生率を維持した場合でも、出生数は減少するものと考えられます。

国全体においても、今後若年女性人口が急速に減少するため、合計特殊出生率が少々上昇しても出生数自体は減少し続けるものと試算しています。若年女性数が50%以上減少すると、出生率が上昇しても人口維持は困難となり、仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（合計特殊出生率=2.08）となっても、総人口は減少し続けるものと試算されています。

- ・ 世帯数は、今後も増加が見込まれており、平成22年における世帯数に占める核家族の割合は54.4%となっており、総世帯数の半数を超えています。核家族のうち、「夫婦と子どものいる世帯」は年々減少していることから少子化の傾向がうかがえ、また平成17年以降6歳未満の子どもがいる世帯の8割は核家族で構成されており、子どもの親以外の親族から成る世帯は減少しています。
- ・ 生産年齢人口は、平成17年以降減少しており、今後も減少が見込まれますが、就業者数に占める女性の割合は平成7年から平成22年にかけて上昇しています。また、女性の年齢別就業状況を平成17年と平成22年で比較すると、20歳以上の年齢における就業率は平成22年において平成17年を上回っており、20歳台から40歳台の女性の就業が高まっています。しかしながら、30歳台において「出産・育児等」が要因で就業率が減少する、いわゆるM字型カーブの傾向は平成17年・22年ともに同様の傾向となっています。
- ・ ひとり親世帯の収入状況が全国の全世帯平均と比較し低いことや生活保護世帯の増加、高校進学率の低さから貧困の拡大・連鎖の傾向がうかがえます。
- ・ 予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない状況にあり、その理由として、子育ての経済的負担や出産・育児の心理的・身体的負担が大きいことが主なものとなっています。
- ・ 療育手帳を所持する子どもの数の増加や特別な教育的ニーズのある生徒・特別支援学級の在籍児童生徒が増加しています。また、放課後や長期休業時の支援のニーズが高まっています。
- ・ 社会環境の変化とともに、青少年の体験活動機会が減少し、特に直接自然や人・社会などに関わる直接体験活動が減少しています。
- ・ 青少年が結婚等に対して身近な自分自身のことや近い将来のこととして具体的にイメージできていない傾向や若者の結婚に対する意識の希薄さがうかがえます。

〔課題〕

- ◎ 少子化により子どもの数は減少していますが、子育て家庭の核家族化の進展により、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化していることから、地域や社会が保護者の子育てや子どものより良い育ちを支える環境を整えることが必要となっています。
- ◎ 少子化の流れを変えるためには、合計特殊出生率を上げることに加えて、若者の結婚・出産

の動向に注目し、出生数を増やすための支援が必要です。

- ◎ 女性の就業率が高まっていることや保育所の入所児童数が増加傾向にあり、今後も保育需要は一定増加することが見込まれることから、保育サービスの量の拡大や多様な保育サービスの充実を図る必要があります。
- ◎ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。
- ◎ 予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない状況にあることから、子どもを生み育てたい人の希望をかなえるため、子育てに対する不安・負担の解消など希望を阻害する要因への対策が必要です。
- ◎ 障がいの有無に関わらず、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、障がいのある子どもとその家族を支えるライフステージに応じた特別な支援が必要です。
- ◎ 青少年期において、「社会を生き抜く力」の養成や規律意識・道徳心の育成、学力への好影響などに繋がる子どもの成長に必要な様々な「直接体験活動」の促進が必要です。
- ◎ 青少年が、早い時期から結婚や子どもを持つことに対して身近な自分自身のことや近い将来のこととして考え、夢や希望を持ち、適切な時期にその希望がかなうための支援が必要です。

3 国の子育ち・子育て支援策の動向

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

〈次世代育成支援対策推進法の制定〉

平成15年7月、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方自治体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものでした。

平成26年4月、次世代育成支援対策の推進・強化のため、法律の有効期限が10年間延長されました（平成37年3月まで）。

〈「子どもと家族を応援する日本」重点戦略〉

平成18年将来推計人口において示された少子・高齢化についての一層厳しい見通しや社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論の整理等を踏まえ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。重点戦略においては、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされました。

〈新待機児童ゼロ作戦〉

都市部を中心として多く存在する保育所の「待機児童」を解消するために、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を推進し、さらに平成17年度からは、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに保育所の受入児童数を215万人まで引き上げるなどの取組が進められてきました。しかしながら、保育所の定員増にもかかわらず、待機児童数が増加していることから、平成20年2月から、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」が展開されました。

さらに、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの推進に加え、取組を加速化させるため、平成25年4月に新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年・26年を「緊急集中取組期間」、平成26年から29年までを「取組加速期間」として、待機児童の解消を目指すこととしています。

〈青少年育成施策大綱の策定〉

若者の社会的自立の支援や子どもの安全・安心の確保などの課題に対応し、すべての子どもや若者が健やかな成長を遂げていけるよう、内閣府特命担当大臣（青少年育成）と有識者との懇談や子どもからの意見募集を経て、平成20年12月に「青少年育成施策大綱」が策定されました。

〈「子ども・若者育成支援推進法」の制定〉

平成21年7月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みや社会生活を円滑

に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークを整備することを主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、平成22年4月に施行されました。

〈育児・介護休業法の改正〉

平成21年7月、育児・介護休業法が改正され、父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業が取得可能となる（パパ・ママ育休プラス）など、父親も子育てができる働き方の実現などの内容が盛り込まれました。

〈少子化社会対策基本法に基づく大綱「子ども・子育てビジョン」の策定〉

平成22年1月に、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱である「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども・子育て施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「生命（いのち）と育ちを大切に」、「困っている声に応える」、「生活（くらし）を支える」が示され、これらを踏まえ、具体的な取組を進めることとされました。

〈子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」の策定〉

平成22年7月に、子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指し、子ども若者育成支援推進法に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が内閣府の特別な機関として設置された子ども・若者育成支援推進本部において決定されました。

〈「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた取組〉

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」(※)が成立し、これらの法律に基づき、消費税引き上げ(10%)による恒久的財源を得て、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。新制度は、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としており、実施主体である市は、すべての子育て家庭が乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育てサービスが受けられるよう子ども・子育て支援施策を進める必要があります。

※ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

〈少子化危機突破のための緊急対策〉

平成25年6月、「少子化危機突破タスクフォース」における家族形成に関する国民の希望がかなえられない阻害要因の解消や家族と地域における子育て支援の向上に向けた支援の在り方等の提案を踏まえ、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実・強化を目指すこととされました。

〈子どもの貧困対策〉

平成25年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました（平成26年1月施行）。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的としており、地方公共団体は、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する

責務を有するものとされました。さらに、平成26年8月には、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針などを定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

〈いじめ防止対策推進法の制定〉

平成25年9月、児童等の尊厳の保持を目的に、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学大臣により決定されました。

〈生活困窮者自立支援法の制定〉

平成25年12月、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年4月に施行が予定されています。

〈少子化社会対策基本法に基づく新たな施策の大綱の策定〉

少子化社会対策基本法に基づき、平成26年度末を期限とする「子ども・子育てビジョン」に代わり、少子化の流れを変えていくため早期に集中的な対策を進める新しい大綱が策定される予定です。

〈まち・ひと・しごと創生法の制定〉

急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）を総合的かつ計画的に実施することを目的に、平成26年11月に制定されました。

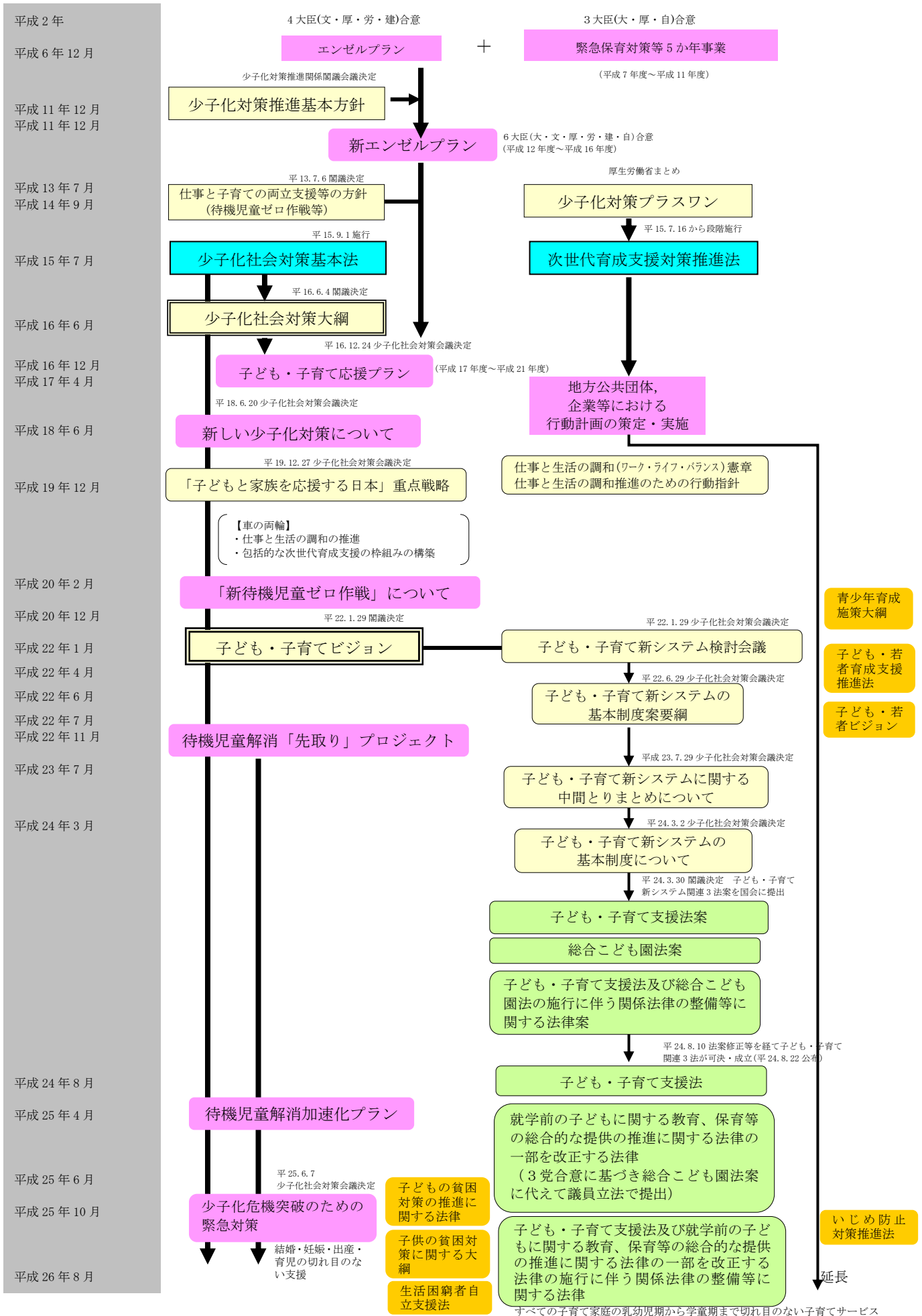
※まち：一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成
ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

【後期計画改定に当たり対応が求められること（課題）】

- ・ 次世代育成支援対策の推進・強化
- ・ すべての子育て家庭が乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育てサービスが受けられるよう、子ども・子育て支援施策の推進
- ・ これまでの少子化対策としての取組である「子育て支援」及び「働き方改革」のより一層の強化とともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策として取り組むことによる「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」の充実・強化
- ・ 子どもの貧困対策について、国との協力のもと、本市の状況に応じた施策の策定、実施
- ・ いじめの防止など児童等の尊厳の保持
- ・ 「子ども・子育てビジョン」に代わる新たな大綱の内容を踏まえ、少子化の流れを変えるための早期・集中的な対策の推進
- ・ 急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかける取組の実施

国の動向【少子化対策及び子ども・若者育成支援の取組】

<1.57 ショック> = 少子化の傾向が注目を集める

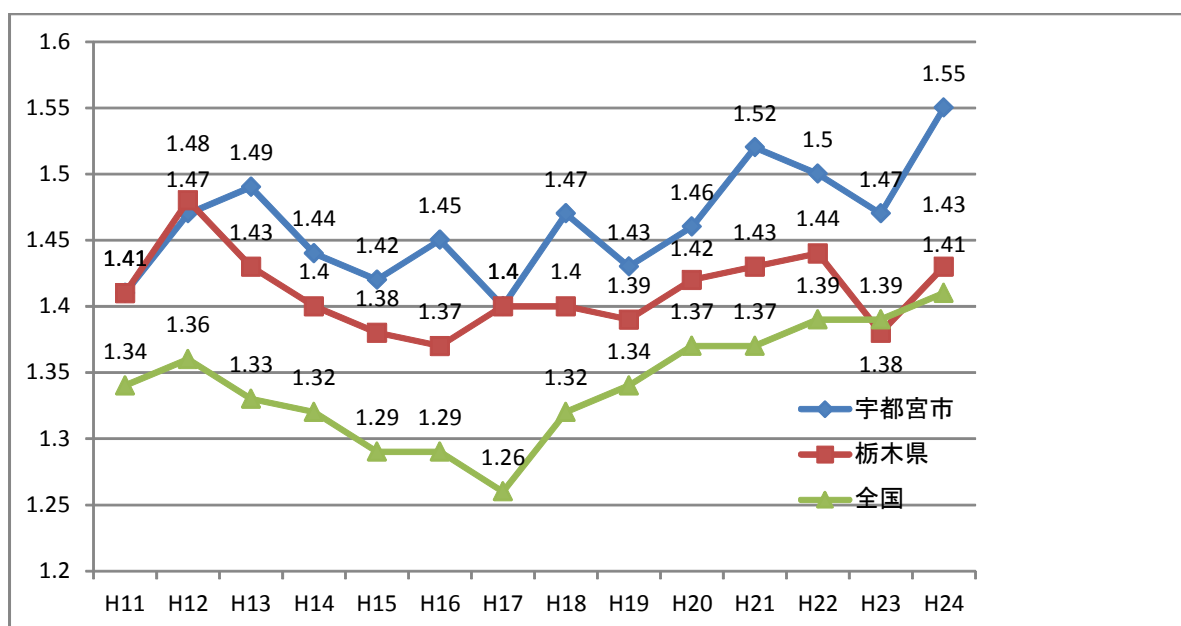


4 前期計画の取組の評価と課題

前期計画では、基本理念の実現のため、3つの基本目標を掲げ、目標を達成するための基本施策を設定し、144事業を計上しており、毎年、重点事業に設定した目標値により個別事業レベルの進捗状況及び個別事業を束ねた施策レベルでの進捗状況や計画全体の進捗状況について、点検・評価してきました。

(1) 計画全体の目標（合計特殊出生率）について

指標	H19年 (計画策定時)	H20年	H21年	H22年	H23	H24年	H29年 (目標値)
宇都宮市	1.43	1.46	1.52	1.50	1.47	1.55	1.75
栃木県	1.39	1.42	1.43	1.44	1.38	1.43	—
全国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	—



本計画全体の目標である合計特殊出生率については、計画策定時の平成19年度の1.43から途中変動はあるが緩やかな上昇を続け、回復基調にある。なお、平成23年の値の落ち込みについては、東日本大震災の影響による出生数の減によるものと考えられる。

(2) 重点事業の進捗状況・評価

平成25年度の取組においては、22の重点事業のうち、21事業が年次目標に対して「達成」、
「概ね達成」となっており、前期計画の進捗としては、概ね順調である。

評価	事業数 (前年比)	割合
達成している（年次目標に対する達成度が90%以上）	18事業 (+2)	約82%
概ね達成（年次目標に対する達成度が70~90%未満）	3事業 (-2)	約14%
達成していない（年次目標に対する達成度が70%未満）	1事業 (±0)	約4%
— 指標の変更により、参考指標において評価したもの	1事業 (±0)	

(3) 基本目標ごとの取組状況・評価・課題

基本目標Ⅰ 次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

すべての子どもたちや若者が人間性や社会性を身につけ心豊かにたくましく成長できるよう、「宮っ子ステーション事業」や「キャリア教育の充実」など、身近な地域において様々な体験や活動ができる場の提供等を実施しています。

《施策指標（アウトカム指標）》

◇市民意識調査の満足度

- ・児童健全育成環境の充実（％）

【目標】児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、健やかに育っていると感じる市民の割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
19.0	18.1	28.2	30.2	28.5	30.0

- ・青少年の社会的自立の促進（％）

【目標】青少年が自立して、社会の中で責任や役割を自覚し、活動していると感じる市民の割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
26.1	28.0	35.4	19.8	22.8	37.0

◇成果指標

- ・青少年の総合相談や関係機関との連携により就労に結びついた人数（人）

【目標】悩みや問題を抱える青少年が、社会的な自立に向け一歩を踏み出す割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
8	6	9	8	11	30

《評価と課題》

少子化がさらに進行し、人との関わりが希薄化する状況において、子どもたちが人間性や社会性を身につけ成長することができるよう、身近な地域において様々な体験や活動ができる場を提供することがますます重要になることから、地域や関係団体と連携しながら、子どもの健全育成環境の充実のための取組を推進していく必要があります。

さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが健やかに育ち、住み慣れた地域で共にふれあい暮らすことができるよう、将来の自立に向けた支援や身近な地域における支援など、障がい児や発達に遅れのある子どもに対する支援を充実させる必要があります。

また、青少年の社会的自立について、ニート・ひきこもりなど困難を抱える青少年等からの相談件数が増加する中で、就労に結びつくことが困難な状況にあるため、それぞれの若者の状況に応じたきめ細かで一貫した支援に取り組み、就労等社会的自立につながるよう、青少年の総合相談事業の充実や関係機関との連携強化による支援の推進が必要です。

基本目標Ⅱ 妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

妊娠・出産や子育ての希望がかなえられるよう、「保育サービスの充実」や「妊娠・出産の支援」などを実施しています。

《施策指標（アウトカム指標）》

◇市民意識調査の満足度

- ・子育て支援の充実（％）

【目標】すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組んでいると感じる市民の割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
25.2	23.8	32.3	26.4	26.1	37.0

◇成果指標

- ・育児休業の取得率（％）

【目標】男女が仕事と子育てを両立しながら就業している割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
男性 4.4	—	—	4.8	—	7.0
女性 83.3	—	—	102.8※	—	100.0

※ 労働条件実態調査により「過去1年間で育児休業を取得した人数÷過去1年以内に出産をした人数」で割合を算出しており、1年以内に出産をした人数に対し、それ以前に出産をし引き続き育児休業を取得中の人があるなどの理由により育児休業を取得した人数と出産をした人数が合わないため。

- ・待機児童数（4月1日現在）（人）

【目標】希望した時期に保育所に入所できている。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
33	48	49	0	0	0

《評価と課題》

年度途中には待機児童が発生している状況や、共働き世帯が増加している社会状況において、保育ニーズは今後も伸びることが予測されることから、「子ども・子育て支援新制度」の導入により、教育・保育サービス需給状況等に基づいた整備内容等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を実施し、教育・保育サービス量を確保していくとともに、保護者の多様なニーズを捉えた教育・保育サービスの充実や、保育所等における保育の質の向上に向けて、引き続き取り組む必要があります。

また、仕事を続けながら子育てができるよう、「働き方改革」の推進に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援、事業者への理解促進や勤労者への家庭参画促進等に向けた取組促進の必要があります。

基本目標Ⅲ 地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現

地域全体で子育て・子育てを支えあうことができるよう、「ファミリーサポートセンター事業」や「子育てサロン」の実施などにより、家庭や地域における子育て支援機能の充実を図っています。

《施策指標（アウトカム指標）》

◇市民意識調査の満足度

- ・家庭・地域の教育力の向上（％）

【目標】それぞれの家庭での教育と連携し、地域をあげて子どもを育成していると感じる市民の割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
25.9	27.2	32.2	32.1	31.0	38.0

- ・子どもへの虐待防止対策の強化（％）

【目標】子どもの人権が尊重され、子どもたちが幸せに暮らしていると感じる市民の割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
14.5	16.3	18.2	21.3	17.4	26.0

- ・非行・問題行動の未然防止（％）

【目標】青少年が非行や問題行動等を起こすことなく、健全に生活していると感じる市民の割合を高める。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
19.8	24.0	32.6	19.8	24.6	32.0

◇成果指標

- ・児童虐待発生件数（件）

【目標】家庭や地域の養育力が向上することにより、児童虐待の未然防止が図られ、家庭児童相談室において取り扱う新たな児童虐待件数が減少する。

H21 (基準値)	H22	H23	H24	H25 (現状値)	H26 (目標値)
82	111	90	67	80	0

《評価と課題》

核家族化が進行し、共働き世帯が増加する中、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行にあたり、子育て家庭がより身近な地域で適切な支援を受けられるよう、子育てサロンなど地域における子育て支援機能を充実し、地域における養育力を向上させる必要があります。

また、児童虐待については、未然防止が重要であり、そのためには地域全体で取り組む必要があることから、関係機関との連携や地域におけるネットワークづくりを推進する必要があります。

5 課題のまとめ

本市の平成24年における合計特殊出生率は1.55となっており、これは栃木県や全国の値を上回る水準であり、東日本の中核市では第1位（平成26年度行政水準比較：平成25年3月31日基準）ですが、人口維持に必要な合計特殊出生率2.08には及ばず、依然として少子化の流れは変わっていない状況です。

少子化の進行は、将来の本市の活力に大きな影響を及ぼすものであり、人口減少への対応の一つとして重要な課題となっています。また、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、家庭や地域の養育力が低下するなど、子育て・子育ての環境はますます厳しさを増しています。

このような中、本市は、「都市データパック」（東洋経済新報社）の調査において、出生数や待機児童数などを指標として「安心度」や「快適度」等の比較をした「住みよさ」ランキングでは、平成25年・26年と2年連続で813市区中第1位となりましたが、今後も「選ばれるまち」であり続けるためには、より一層、子育てしやすい、子育てにやさしい環境をつくり、少子化の流れを変える取組を進める必要があります。そのため、子育てに対する不安や負担を軽減する「子育て」支援とともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つ「子育て」の支援を、地域社会全体の協力のもと、継続して進めていくことが重要です。

そこで、後期計画期間中に、本市が取り組むべき課題のまとめは、次のとおりです。

次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長するため

課題1 たくましい子どもの育ちと若者の自立への支援が必要です

少子化が進行し、人との関わりが希薄化する中、子どもたちが人間性や社会性を身に付け、心豊かでたくましく成長し、自立した個人として社会を形成できるよう、子どもの健全育成環境の充実が必要です。

子どもの貧困問題が顕著化する中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、すべての子どもが基礎的な学力を身に付けるための学びの支援や教育の機会均等などの推進が必要です。

ニートやひきこもりなど自立に困難を抱える若者の増加が社会問題となっており、若者の社会的自立に向けた支援の充実が必要です。

課題2 子どもの心豊かで健やかな成長への支援が必要です

子育て家庭の多くは依然として子育てに対する不安や負担を感じていることから、それらを軽減し、子どもの健康づくりを支援するため、乳幼児期における子どもの成長や家庭の状況に合わせた支援が必要です。

少子・高齢化社会をひかえ、次の世代の子どもを生き育てることや成人期に向けての健康づくりに対する重要性が高まっており、学童期や思春期において、体力の向上や健康・妊娠に関する正しい理解など、将来にわたり自らの心身の健康の保持増進が図れるよう支援が必要です。

課題3 障がいのある子どもの健やかな発達への支援が必要です

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を伸ばし、将来の自立と自己実現につながるよう、子どもの将来の自立に向けた早い時期からの適切な支援の推進が必要です。

障がいの有無に関わらず地域で共に暮らしていく共生社会の実現に向けて、子どもの頃から

できるだけ共に学び、遊び、育っていくことが、大人になってからも共に暮らし、共に働く社会の実現につながることから、子どもや家庭にとって身近な地域での支援の推進が必要です。

障がいのある子どもの成長段階で支援を中心的に行う人が変わることで、支援の一貫性が途切れることがないように、関係機関の連携による支援が必要です。

子どもを取り巻く身近な地域や子どもの支援に携わる人々を含めた社会全体に対する障がい理解に向けた啓発支援が必要です。

結婚・妊娠・出産や子育ての希望をかなえるため

課題4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」の推進が必要です

子育て家庭が安心して子育てができるよう、仕事と家庭生活・地域活動などが充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境をつくるため、働きやすい職場環境づくりの促進が必要です。

子育て家庭がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、勤労者自身の働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進が必要です。

結婚・妊娠・出産の希望をかなえるために、結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現できるよう、結婚活動の支援や早い時期からの結婚観・家族観の醸成など、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援が必要です。

課題5 すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実が必要です

子育て家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等における教育・保育サービスの量の確保を図り、待機児童の年間を通じた解消が早急に必要です。

量の確保に併せて、教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進が必要です。

保護者の就労形態や家庭の状況に応じた多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実が必要です。

課題6 安心して妊娠・出産できる支援体制の充実が必要です

妊娠・出産に対する身体的・経済的不安などを軽減し、安心して子どもを生める環境をつくるため、妊娠初期の健康管理から産後のケアまで健康支援の推進が必要です。

予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない状況にあることから、妊娠・出産に対する希望がかなうよう、妊娠に関する正しい知識の普及啓発や不妊に悩む夫婦の支援が必要です。

課題7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実が必要です

子育てと生計の担い手という役割を一人で担わなければならないひとり親家庭に対して、安定して自立した生活のための就労支援の充実や、子育てと仕事の両立のための子育てや生活面での支援の充実が必要です。

また、支援を必要とする人に各種支援施策や制度の情報が伝わるよう、相談機能の充実や様々な場面での情報提供等の推進が必要です。

地域全体で子育て・子育てを支えあうため

課題8 家庭や地域における養育力の向上支援が必要です

子育てに関する不安や負担を解消し、子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進が必要です。

子育て家庭が身近な地域で相談や支援を受けられる体制の充実とともに、支援を必要とする人に各種支援施策・制度の情報が伝わるよう、情報の効果的な発信が必要です。

家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり、人間力を養うための重要な場であることから、家庭における養育力の向上の支援が必要です。

子どもの権利や人権が尊重される社会の実現に向けて、子どもの権利を守る環境づくりが必要です。

課題9 子どもが安全・安心に暮らせる環境整備が必要です

子育て家庭の日常生活における事件や事故、犯罪などの危険や不安を減らし、安心して快適に子育てできるよう、子育てバリアフリーに向けた取組の推進が必要です。

子どもが事件や事故、犯罪に巻き込まれず、安全に暮らせるよう、子どもの安全を守る取組の推進が必要です。

喫緊の対応が必要な特定課題

子どもを生む世代（若年層）の未婚化や晩婚化・晩産化の進行により出生数の減少が見込まれる中、子どもを生む年齢の女性の数も減少傾向にあることから、出生数のさらなる減少が見込まれます。

このような中、ひとり親家庭の貧困率が特に高いことや生活保護世帯の子どもの高校進学率が低い現状から世代を超えて連鎖する子どもの貧困が社会問題化しています。

少子化等の進行は、都市の活力低下に影響を及ぼす重大な問題であることから、これらの要因について早急に対策を講じ、少子化の流れを変えていくことが必要です。

① 若者の結婚の希望をかなえる支援

国の調査における未婚者の結婚への意欲は高い水準（約9割）にある中、結婚活動に必要な知識・スキルの向上支援や結婚支援関連情報の提供、出会いの場・機会の創出等、結婚を希望する若者に対する結婚活動の支援は一定実施してきましたが、結婚に対する意識の希薄化等により生じる若者の未婚化の問題に十分対応できていない状況があることから、若者の結婚の希望をかなえる支援に加え、早い時期から結婚観・家族観を醸成し、適切な時期に結婚の希望がかなう支援が必要です。

② 子育て家庭の理想の子どもの数をかなえる支援

子育て家庭の理想の子どもの数を持たない主な理由は出産・子育てに関する心理的・身体的負担感や経済的負担感であり、子育て家庭の多くが婚姻後約10年の間に子どもを生んでいる傾向が推測できることから、子育て家庭の理想の子どもの数をかなえるためには、第1子出生からおよそ10年以内の子育て家庭に対する子育て支援をより一層充実し、子育てに関する負担感を軽減する支援が必要です。

③ すべての子どもが夢と希望を持って成長できる支援

子どもの数が減少する中、本市において、子どもの貧困率が高いひとり親世帯や生活保護世帯の数は増加しており、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが育成環境に左右されず、夢と希望を持って健やかに成長し、次代の親となることがより求められることから、すべての若者が社会的に自立できるよう支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進にあたっては、次の2つの視点を基本とします。

(1) 未来を拓く子どもたちの自らの育ちと、地域社会とのつながりの中での子育て支援

子どもは、生まれながらにして自ら成長する力を持っており、その力は多くの人とのつながりの中で育まれるものです。子どもの成長を考えた場合には、やがて大人になった時に、社会的・職業的に自立し、社会においての役割や責任を担って生活していることが期待されています。こうした子どもの自立には、子どもが自分で考え行動し、自ら学んでいく姿勢を持ち、また、大人は子どもが能力を発揮することができるよう、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

本計画では、乳幼児期は遊びを中心とした体験の中で試行錯誤を繰り返し、家庭を中心とした人々との愛情あふれる関わりを通じて、基本的な信頼関係を築き、認知力や豊かな情操を身につけるなど、人格形成の基礎となる時期ととらえます。また、学童期は、集団生活の中で人間関係を広げながら様々な体験を積み重ね、自分の役割を認識し、思いやりや豊かな心を育むとともに、多様な知識や基礎的な体力を身につける時期であり、思春期は、自分自身を見つめ、多くの人との関わりや社会の中での自分の存在を認識し、社会性を身につけ、責任をもって主体的に行動し、将来に向かってより高度な知識や技術を習得する時期ととらえます。そして、青年期は、社会の中における自分らしさと役割を認識しつつ積極的に社会活動に参加し、社会規範を遵守するなど、社会に貢献する時期ととらえます。

こうした子どもの成長段階における状況変化をとらえながら、子どもの主体性を尊重するとともに、地域社会全体で子育てに関わり、出生から自立に至るまでライフステージに応じたきめ細かな支援を推進することが重要です。

(2) 家庭が安心して子どもを生み育てることができる社会全体での子育て支援

少子化により年齢構造や世帯構造が変化するとともに、価値観の多様化に伴い、結婚に対する意識や、女性の就労、子育てに対する考え方などが変化してきました。また、核家族化や地域社会の関係の希薄化などにより、家庭や地域における養育力が低下するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、多くの子育て家庭が、出産や子育てについて不安や負担を感じています。

子育て家庭の状況は様々であり、多様なニーズを持っていることから、世帯状況や就労環境などそれぞれの家庭の立場に立った、きめ細かな支援が必要となっています。仕事と子育ての両立に課題を抱える共働きの家庭に対しては、保育サービスの充実と企業における労働環境の整備が必要であり、また、専業主婦のいる家庭に対しては、子育てが孤立しがちであったり、ニーズも潜在化しやすいことから、親同士の交流の促進や、家庭訪問などによる積極的な介入による支援が必要です。さらに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭など特別な支援を必要とする家庭の多様なニーズ、特別なニーズに対してもきめ細かに支援していくことが必要です。

子育ての中心は家庭ですが，子どもは地域社会全体で育てるべきものであることから，地域の様々な主体が，それぞれの立場で自主的に子育てに関わることが重要です。

2 基本理念

本市の人口は平成29年にピークを迎え、その後人口減少に転じるものと見込まれています。また、本市の高齢化率は今後も上昇を続けるものと見込まれ、合計特殊出生率についても平成17年に底を打った後、緩やかな回復基調にはあるものの、人口を維持するために必要な水準には遠く及ばず、今後も少子・高齢化が進行するものと予測されています。

このような中、親の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、親もともに成長することができる環境を、地域社会全体の協力のもと創出することが急務となっています。

このようなことから、本計画では、基本理念を『つながる人の“みや”』が支える 未来を拓く子どもの育ち」とし、すべての子どもが、成長段階に応じて人間性や社会性を身につけ、心身ともに健康に成長し、社会の一員として自立できるよう支援を行うとともに、すべての子育て家庭が、安心して妊娠・出産をし、仕事と生活の調和を実現しながら愛情を持って子育てができる環境の整備を行います。また、地域や学校、企業、行政など社会全体が力を合わせ、子どもや子育て家庭を支えあう社会の構築に努めます。

こうしたことにより、“子ども、家庭、地域それぞれが、夢や希望をもって子育て・子育てができる社会の実現”を目指してまいります。

本計画の基本理念の実現に向けた指標として、計画策定時から10年後の平成31年において、合計特殊出生率 1.75 を目指します。また、将来的には人口維持に必要な水準である 2.08 を目指して取り組んでまいります。

【基本理念】

「つながる人の“みや”」が支える 未来を拓く子どもの育ち

《イメージ》

「つながる人の“みや”」・・・人と人の「きずな」や地域のつながりが強く、力を合わせながら子育てしているうつのみや像

「未来を拓く子ども」・・・将来に夢や希望を持ち、心豊かでたくましく、いきいきと生活している子ども像

【基本理念が実現された姿】本市の合計特殊出生率



《子ども、家庭、学校、企業、地域、行政の役割》

本計画に盛り込んだ施策の推進にあたっては、子どもの権利を尊重するとともに、行政、市民、企業等が相互に有機的に機能できるよう、それぞれの役割分担により一体的に推進していく必要があります。

子どもは

一人の人間として人権が守られ、尊重される中で、基本的な生活習慣や社会性を培い、自信と誇りを持って生きましょう。また、将来の地域社会の担い手として、さらには社会の一員としての自覚を持って行動しましょう。

家庭は

子育ての第一義的責任は家庭にあるという認識のもと、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる、子どもに家庭や社会のルールを教える、子どもの自立心を育むなど、家族みんなでゆとりをもって愛情豊かに子育てしましょう。また、子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもに家族のすばらしさや子育ての喜び、楽しさを伝えましょう。

学校は

学齢期の子どもたちが、その時間の大半を過ごす学校の役割は極めて重要です。家庭や地域との連携を十分に図りながら、また、保護者と教員の確たる信頼関係のもとに学力を育み、生きる力を育てましょう。

企業は

子育てしやすい職場環境づくり、子育て家庭に配慮した制度の充実に努めるとともに、職場見学など社会体験の場の提供、さらには地域イベント等へ積極的に参加しましょう。それが将来の事業の担い手を育てることにもつながります。

地域は

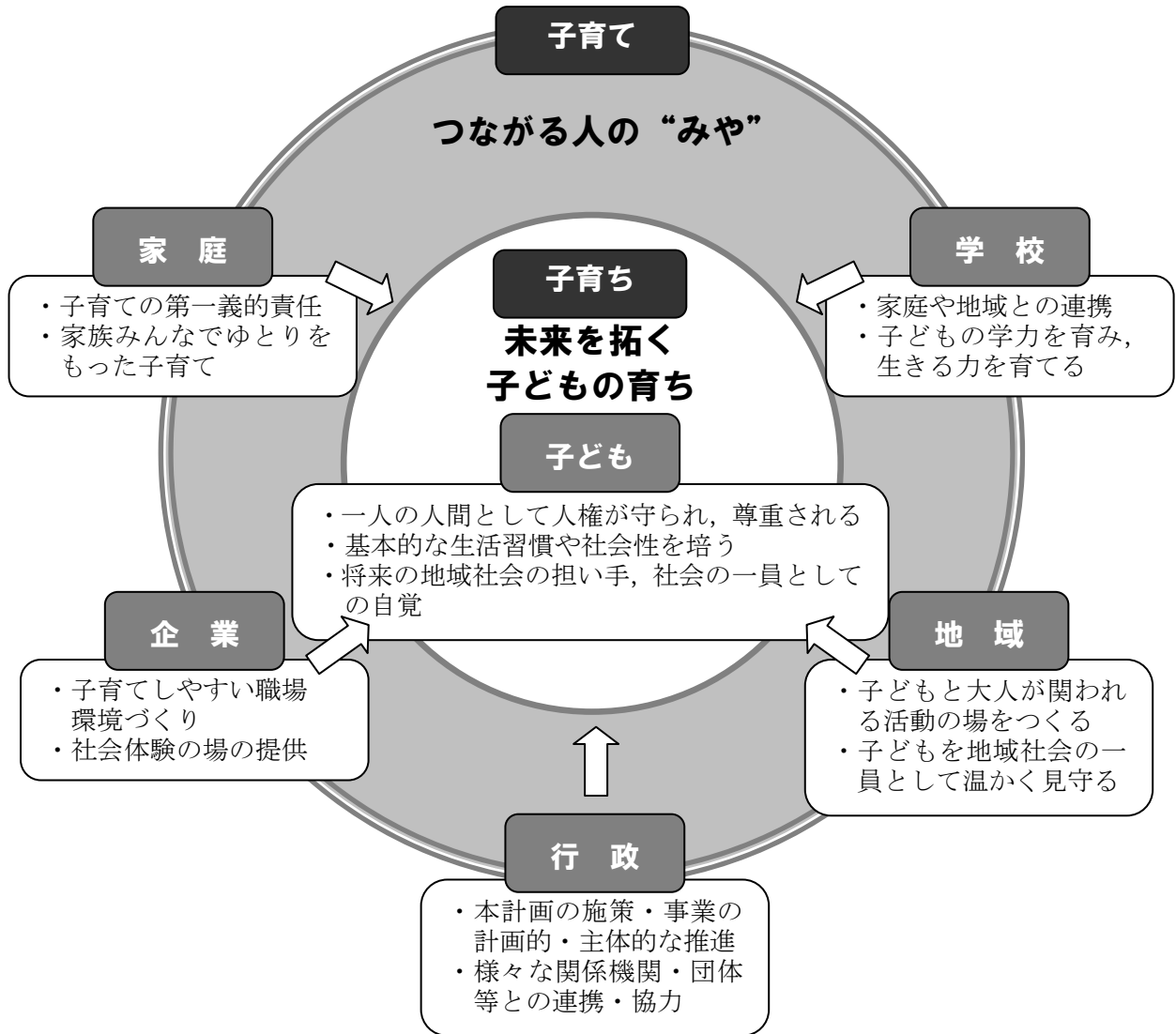
子どもに地域の伝統を伝え、行事に積極的に参加させる、子どもと大人が関われる活動の場をつくる、青少年が魅力を感じる地域イベントを子どもと一緒に企画する、安全対策に取り組むなど、子どもを地域社会の一員として温かく見守りましょう。

行政は

『つながる人の“みや”』が支える「未来を拓く子どもの育ち」の実現に向け、本計画に盛り込まれた施策・事業を、計画的・主体的に推進します。

また、本市には様々な機関・団体等があります。市民はもとよりこうした諸機関・諸団体等との連携・協力を基本として取り組みます。

◇基本理念のイメージ◇



3 基本目標

基本理念の実現のため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標には施策指標（アウトカム指標）を設定し、その達成状況を把握します。施策指標の設定に当たっては、現在の社会経済環境の中で生活している市民の感覚に着目して、本市総合計画の施策における市民満足度を採用し、その推移を市民意識調査により把握します。

市民意識調査は、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」の5つの選択肢で行いますが、「満足」、「やや満足」の市民の割合の合計を“満足度が高い”ものとし、「市民満足指標」の目標値は、「やや不満」と答えた人の一定割合（おおむね5割）を、「満足」、「やや満足」に転換させる、という考え方で設定します。

また、市民満足度の指標と併せ、施策・事業の成果指標を設定し、施策推進による効果の把握を行います。なお、基本目標ごとの施策推進の目標を明確にするため、成果指標に加えて、「補完指標」を設定します。

【基本目標 I】

次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

《施策指標（アウトカム指標）》

■市民意識調査の満足度

児童健全育成環境の充実

【目標】児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、様々な人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育っていると感じる市民の割合を高める。

現状値（H25）28.5%



目標値（H31）36.0%

青少年の社会的自立の促進

【目標】青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、主体的に活動していると感じる市民の割合を高める。

現状値（H25）22.8%



目標値（H31）32.0%

■成果指標

青少年の総合相談や関係機関との連携により就労に結びついた人数

【目標】悩みや問題を抱える青少年が、社会的な自立に向け一歩を踏み出す割合を高める。

現状値（H25）11人



目標値（H31）30人

【目標値設定の考え方】

総合相談を通じて「就労に結びついた人数」のほか、関係機関とのネットワーク機能を強化し、連携の結果、関係機関を通じて「就労に結びついた人数」も把握する。

【基本目標Ⅱ】

結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

〈施策指標（アウトカム指標）〉

■市民意識調査の満足度

子育て支援の充実

【目標】すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを産み育てていると感じる市民の割合を高める。

現状値（H25）26.1%



目標値（H31）34.0%

■成果指標

育児休業の取得率

【目標】男女が子育てと仕事を両立しながら就業している割合を高める。

現状値（H24）

男性 4.8%

女性 102.8%



目標値（H31）

男性 13.0%

女性 100.0%

【目標値設定の考え方】

男性の目標値は、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における、男性の育児休業取得率の目標値が平成32年までに13%となっていることから設定した。また、女性の目標値は、現状値がすでに100%を上回っているが、これは、調査において、1年以内に出産をした人数に対し、それ以前に出産をし引き続き育児休業を取得中の人を数えているなどの理由により生じているものであることから、休業取得や出産の期間を明記・限定した調査を行い、取得率を正確に把握することにより、100%を目標値とする。

待機児童数

【目標】希望した時期に保育所に入所できている。

(4月1日現在)

現状値（H25）0人



目標値（H31）0人

【目標値設定の考え方】

早急な待機児童解消を図るため、前期計画において平成24年度の待機児童ゼロ（4月1日現在）を目標値としたが、希望した時期に保育所に入所できることは最も重要な子育て支援であることから引き続きの目標とする。

【補完指標】

待機児童数

(10月1日現在)

現状値（H25）78人



目標値（H31）0人

【補完指標設定の考え方】

待機児童は平成24年から26年までの3年連続で年度当初ではゼロとなったが、年間を通じた待機児童0人を目指し、10月1日現在の待機児童数を補完指標とする。

【基本目標Ⅲ】

地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現

《施策指標（アウトカム指標）》

■市民意識調査の満足度

学校・家庭教育支援の充実

【目標】学校や家庭などが連携し、地域をあげて子どもの育成に関わっていると感じる市民の割合を高める。

現状値（H25）31.0%



目標値（H31）40.0%

子どもへの虐待防止対策の強化

【目標】虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしていると感じる市民の割合を高める。

現状値（H25）17.4%



目標値（H31）25.0%

非行・問題行動の未然防止

【目標】青少年が非行や問題行動等を起こすことなく、健全に生活していると感じる市民の割合を高める。

現状値（H25）24.6%



目標値（H31）34.0%

■成果指標

児童虐待発生件数

【目標】家庭や地域の養育力が向上することにより、児童虐待の未然防止が図られ、家庭児童相談室において取り扱う新たな児童虐待件数が減少する。

現状値（H25）80件



目標値（H31）0件

【目標値設定の考え方】

子どもの人権が尊重され、児童虐待のない社会の実現を目指し、目標値を0とする。

【補完指標】

児童虐待取扱件数に対する終結(※)件数の割合

※終結＝長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で、養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること。

現状値（H25）47.1%



目標値（H31）60.0%

【補完指標設定の考え方】

児童虐待発生件数は市民の虐待防止に対する関心などにより件数が変動することから、児童虐待取扱件数に対する終結件数を補完指標とする。

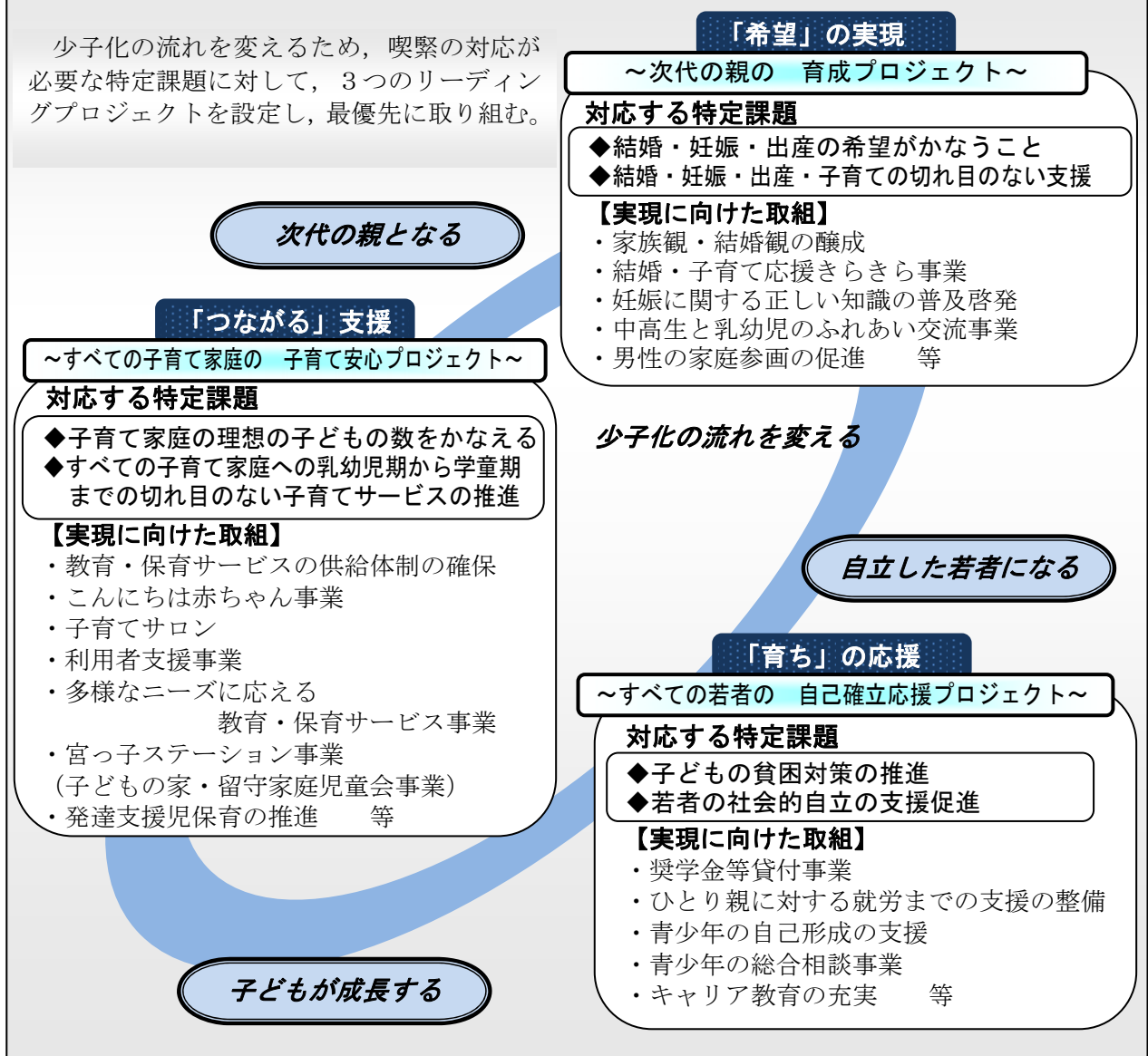
第4章 リーディングプロジェクト

基本理念の実現に向けて、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現とともに、少子化の流れを変えるため、喫緊の対応が必要な特定課題に対して、3つのリーディングプロジェクトを設定します。

結婚や出産は、個人の意思が尊重されますが、「結婚や家族を持つことに希望を持ち、その希望をかなえる支援により次代の親を育成する」、「切れ目のない子育てサービスにより子どもが成長する」、「育成環境に左右されず夢を持つための支援により自立した若者となる」、3つのプロジェクトに最優先に取り組み、これらをつなげていくことにより、「子育て家庭」と「子育て家庭の子どもの数」を増やし、少子化の流れを変えていきます。

◇ リーディングプロジェクト

少子化の流れを変えるため、喫緊の対応が必要な特定課題に対して、3つのリーディングプロジェクトを設定し、最優先に取り組む。



将来の結婚や家庭，子どもを持つことに夢を持ち，その希望がかなうよう，家族観・結婚観の醸成や将来の妊娠・健康を見据えた生涯にわたる健康づくりのための支援を充実するなど，次代の親の育成支援を充実します。

■対応する特定課題

・ 結婚・妊娠・出産の希望がかなうこと

国の調査において，18歳以上の未婚者で「いずれ結婚するつもり」と考えている人の割合は，1980年代から男女ともに若干低下しているものの概ね横ばいで推移しており，男女ともその割合は9割前後であり，若者の結婚への意欲は依然として高い水準にあります。

また，子育てに対する不安や身体的・経済的負担などから，予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない状況にあり，結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状があることから，それらをかなえるための支援を充実する必要があります。

・ 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

子どもたちが結婚や家庭，子どもを持つことに対して身近な自分自身のことや近い将来のこととして，夢や憧れを持ち，ライフプランとして思い描くことができるよう，これまでの妊娠・出産・子育ての支援に加え，結婚を含めた切れ目のない安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する必要があります。

■実現に向けた取組

取組	取組の概要	施策体系上の位置付け
今と未来の「子育て愉快だ宇都宮」事業	結婚や子育てについて，若者や結婚活動を支援している方へのグループワークや子育て中の保護者へのインタビューを通じ，次代の親となる若者や子育て家庭を取り巻く環境を向上させるための取組を検討し，結婚から子育てまでの切れ目のない支援の充実・強化を図ります。	基本目標Ⅱ－４－(3)
イベント等を通じたボランティア活動交流事業	身近なボランティア活動について，若者にモニター体験してもらうことで，青少年の自発的な活動を促し，異性と自然な交流・コミュニケーションの機会や出会いの場を提供します。	基本目標Ⅱ－４－(3)
結婚活動の支援事業 ・結婚活動を支援する情報提供 ・結婚観の醸成につながる意識啓発事業 ・自己啓発（結婚観）セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら，仕事も責任も分かち合い，共生できる社会を実現できるよう，関係機関と連携し，結婚活動を支援する情報を提供します。 結婚に関するリーフレットの配布や情報誌等での記事掲載等により，広く市民に対し，結婚観の醸成を図ります。 結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら，仕事も責任も分かち合い，共生できる社会を実現できるよう，結婚観の醸成につながる自己啓発セミナーを開催します。 	基本目標Ⅱ－４－(3)

取組	取組の概要	施策体系上の位置付け
家族観や結婚観を醸成するための意識啓発	若者の結婚や子育ての希望がかなう社会の実現に向け、結婚や子育てを具体的にイメージしていない若者に情報発信し結婚や子育てについて考える機会を提供するなど、家族観や結婚観を醸成するための取組を実施します。	基本目標Ⅱ－４－(3) 基本目標Ⅲ－８－(3)
ライフプラン形成セミナーの開催	大学生などの若年層を対象として卒業後、就職・結婚・家庭生活・子育て等の人生における節目の時に自分自身が理想とする生き方ができるようライフプランの形成を支援するセミナーを開催します。	基本目標Ⅱ－４－(3)
結婚・子育て応援きらきら事業	結婚・育児に関する情報や体験談等を集約し、結婚や子育てを希望する若者に向けたアドバイスとして情報発信するなど、結婚の希望や子育てを応援するとともに、結婚や子育てについて考える機会を提供します。	基本目標Ⅱ－４－(3)
妊娠に関する正しい知識の普及啓発 ・性と健康に関する思春期の健康教育 ・性教育サポート事業	・思春期の若者を対象とし、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。 ・中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実に努めます。	基本目標Ⅰ－２－(2) 基本目標Ⅱ－６－(2)
ふれあいのある家庭づくり事業	家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり、人間力を養うための重要な場であることから、家庭における親と子のふれあいや絆づくりを推進する「ふれあいのある家庭づくり」の大切さを広く啓発します。	基本目標Ⅱ－４－(3) 基本目標Ⅲ－８－(3)
中高生と乳幼児のふれあい交流事業	多感期である中高生が、子育てサロンや保育所において、乳幼児と直接ふれあう事業を通じ、関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ちを育てます。	基本目標Ⅰ－１－(1)
将来の健康に向けた取組 ・体力向上に関する指導の充実 ・家庭・地域における生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の推進 ・喫煙防止普及啓発事業	・本市立小中学校児童生徒の体力を向上させるために、「宇都宮市小中学校体力向上推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」を推進します。 ・次世代における健康づくりを推進するため、子どもの頃から栄養バランスのよい食事を３食規則正しく食べる食習慣を身に付けることができるよう、生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の普及啓発・実践のための取組を推進します。 ・未成年者が、喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識を身に付けることができるよう、知識の普及啓発を図ります。	基本目標Ⅰ－２－(2)
赤ちゃんの駅事業	公共施設や商業施設などの授乳やおむつ替えができるスペースを「赤ちゃんの駅」として認定し、子育て中の親子の外出支援を図ります。	基本目標Ⅲ－９－(1)
男性の家庭参画の促進	子を持つ父親や夫婦を対象に男性が育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を実施します。	基本目標Ⅱ－４－(2)

すべての子育て家庭が乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育てサービスが受けられるよう、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を推進するとともに、本市の実情に応じた子育て支援の場や機会を充実させ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

■対応する特定課題

・ 子育て家庭の理想の子ども数をかなえること

子育て家庭において、子育てに対する不安や身体的・経済的負担感などから、予定の子ども数が理想の子ども数より少ない状況にあり、子育て家庭の出産・子育ての希望がかなわない現状があります。

また、女性の平均初婚年齢は約29歳、第1子出生時の平均年齢は約30歳であり、母親の年齢が40歳を超えると出生数が大きく減ることから、婚姻後約10年の間に子どもを出産している傾向がうかがえます。

このことから、第1子出生からおよそ10年以内の子育て家庭に対する子育て支援を充実し、子育てに対する負担感を軽減し、子育て家庭の理想の子ども数をかなえる必要があります。

【参考】母の年齢別出生数（割合） 20～29歳 40.4%，30～39歳 55.0%
40歳以上 3.4%

・ すべての子育て家庭の乳幼児期から学童期までの切れ目のない子育てサービスの推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指す「子ども・子育て支援新制度」においては、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、保育を必要とする子どもや家庭で子育てをしているすべての子育て家庭が乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育てサービスが受けられるよう、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な推進、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを進める必要があります。

■実現に向けた取組

取組	取組の概要	施策体系上の位置付け
教育・保育サービスの供給体制の確保 ・教育・保育施設による供給体制の確保 ・地域型保育事業による供給体制の確保	・教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園による供給体制の確保を図ります。 ・教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業などの事業による供給体制の確保を図ります。	基本目標Ⅱ－5－(1)

取組	取組の概要	施策体系上の位置付け
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や子育てに関する情報を提供する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することにより、安心して子育てができるよう支援します。	基本目標Ⅰ－2－(1) 基本目標Ⅰ－6－(1)
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施します。	基本目標Ⅰ－2－(1) 基本目標Ⅰ－6－(1)
子育てサロン (地域子育て支援拠点事業)	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導・育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を推進します。 また、子育てサロンを地域における子育て拠点として位置づけ、きめ細かな子育てに関する相談・支援・情報提供を行うとともに、潜在的な不安を抱える家庭を含め、子育てに対する不安の軽減を図ります。	基本目標Ⅲ－8－(1)
利用者支援事業	本市における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握する専門職員を配置し、保護者への情報提供、利用援助等を行い、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図ります。	基本目標Ⅲ－8－(2)
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行うことを希望する者(協力会員)と育児の援助を受けることを希望する者(依頼会員)とが相互に援助し合う活動を支援し、仕事その他の活動と育児を両立させるための環境を整備し、一時的又は臨時的に子どもを預けることができる柔軟性のある地域に根ざした子育て支援を行います。	基本目標Ⅲ－8－(1)
多様なニーズに応える教育・保育サービス事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業	・家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図ります。 ・病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。	基本目標Ⅱ－5－(3)
宮っ子ステーション事業 (子どもの家・留守家庭児童会事業)	地域や学校と連携しながら、平日の午前中は乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行うとともに、放課後は留守家庭児童の生活の場として、遊びやしつけを通じた児童の健全育成を図ります。	基本目標Ⅱ－5－(3)
発達支援児保育の推進 (障がい児保育の推進)	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいや有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくります。	基本目標Ⅰ－3－(3)

ニートや引きこもりなど自立に困難を抱える若者の問題が深刻化する中、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って健やかに成長し、自立した個人として社会を形成することがより一層求められており、若者の社会的自立に向けて、困難状況に陥らせないための支援や、困難状況にある若者への支援を充実し、すべての若者の自己確立を応援します。

■対応する特定課題

・ 子どもの貧困対策の推進

子どもの相対的貧困率が16.3%と先進国間において高い状況にあり、中でもひとり親世帯での貧困率が54.6%と高い水準にあることや、生活保護世帯の高等学校等進学率が全体と比較して低いことなどから世代を超えた貧困の連鎖が指摘されている現状があります。

そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境づくりや教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

・ 若者の社会的自立の支援促進

少子化が進行し、人との関わりが希薄化する中、子どもたちが人間性や社会性を身に付け、心豊かでたくましく成長し、自立した個人として社会を形成できるよう、また、結婚や子育てを含めたライフプランを早期に実現できるよう、若者の社会的自立に向けた支援を充実する必要があります。

■実現に向けた取組

取組	取組の概要	施策体系上の位置付け
奨学金等貸付事業	経済的な理由により高校、大学等に修学が困難な者に対する奨学金や高校、大学等に入学する者の保護者に対するの入学一時金について、無利子で貸付を行い、教育の機会均等を図っていきます。	基本目標 I-1-(2)
就学援助事業	経済的理由で小中学校に通う子どもの学用品や学校給食の支払が困難な世帯に対し、その一部を援助して、教育の機会均等を図っていきます。	基本目標 I-1-(2)
生活困窮世帯等への学習支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生を対象として、教職経験者等が高校進学のための学習支援や進路相談を行います。	基本目標 I-1-(2)
スクールソーシャルワーカー活用事業	貧困など児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。	基本目標 I-1-(2)

取組	取組の概要	施策体系上の位置付け
ひとり親に対する就労までの支援の整備 ・就労に向けた総合的な支援 ・効果的な経済的支援の実施	・母子・父子自立支援員等が、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援対象者の実情に応じたきめ細かで効果的なメニューを選定することにより、自立と就労を支援します。 ・ひとり親家庭に対する経済的支援について、ひとり親となった後の一定期間の重点的な支援など効果的な経済的支援に取り組みます。	基本目標Ⅱ－7－(1) 基本目標Ⅰ－1－(2)
青少年の自己形成支援	社会体験活動や交流体験活動を通じて、思春期の青少年が将来の自己のあり方に関する思考を深め、多様な感性を生かした自主的な活動を実践できるよう支援します。	基本目標Ⅰ－1－(1)
青少年の総合相談事業	専門の知識や経験を有する相談員が、ニート・ひきこもりに関する問題や非行・不良行為等に関する問題に対して、社会的自立に向け青少年本人や保護者からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携しながら継続性のある支援を行います。	基本目標Ⅰ－1－(3)
キャリア教育の充実	児童生徒が、将来に対する夢や希望を持ち、自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択できる力を身に付けられるよう、望ましい勤労観や職業観を育成します。そのため、中学2年生全員が行っている社会体験学習「宮っ子チャレンジウィーク」を継続実施するとともに、全小中学校での「宮・未来キャリア教育」の推進を通して、キャリア教育の充実を図ります。	基本目標Ⅰ－1－(3)
若年層の就労支援事業 ・資格取得講座の開催 ・就職支援セミナーの開催 ・就職相談の開催 ・就職困難者雇用奨励制度の推進	・求職者や非正規労働者を対象とした、就職や正規労働者へのステップアップに役立つ資格の取得を目指す講座を開催します。 ・求職者を対象とした、就職活動に必要な知識とスキルを習得するための講座を開催します。 ・就職の悩みを聴くほか、求職者等が自らの適性や能力、経験などに応じて職業生活を設計し、効果的に職業選択や能力開発ができるよう、個別相談やアドバイスを行います。 ・就職が困難な求職者（若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。	基本目標Ⅰ－1－(3)

《宮っこ 子育て・子育て応援プラン 施策体系》

基本理念 「つながる人の“みや”」が支える 未来を拓く子どもの育ち

基本目標

基本施策・施策の方向

プロジェクト

I. 次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現	1. たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します (1) 子どもの健全育成環境の充実 (2) すべての子どもが基礎的な学力を身につけるための学びの支援や家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等などの推進 (3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実	育ちの 応援 希望の 実現
	2. 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します (1) 乳幼児における子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実 (2) 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援	つながる 支援 希望の 実現
	3. 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します (1) 子どもの将来の自立に向けた早い時期からの適切な支援の推進 (2) 子どもや家庭にとって身近な地域における支援の推進 (3) 子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援の推進 (4) 社会全体での障がい理解に向けた支援の充実	つながる 支援
II. 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現	4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します (1) 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進 (2) 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進 (3) 結婚の希望をかなえる支援	希望の 実現
	5. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します (1) 待機児童の早急な解消 (2) 教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進 (3) 子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実	つながる 支援
	6. 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します (1) 妊娠初期の健康管理から産後のケアまで健康支援の推進 (2) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発 (3) 子どもを望む不妊に悩む夫婦の支援	つながる 支援 希望の 実現
	7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します (1) 生活基盤の安定のための「就労支援」の充実 (2) 子育てと仕事の両立のための「子育てや生活面での支援」の充実 (3) 支援策の利用促進のための相談機能の充実や情報提供等の取組の推進	育ちの 応援
III. 地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現	8. 家庭や地域における養育力の向上を支援します (1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進 (2) 身近なところでの相談支援体制の充実及び情報の効果的な発信 (3) 「家庭」における養育力の向上 (4) 子どもの権利を守る環境づくり	つながる 支援 希望の 実現
	9. 子どもが安全・安心に暮らせる環境を整えます (1) 子育てバリアフリーに向けた取組の推進 (2) 子どもの安全を守る取組の推進	希望の 実現

基本施策1 たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します

現 状

- ・ 地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、勉強やスポーツ、文化活動、交流活動などの様々な活動を通して地域ぐるみでの子育てを行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行うため、「宮っ子ステーション事業」を実施しています。

また、家庭や学校ではない地域において、大人が見守る中、子どもたちが自由に活動できる場所として「青少年の居場所づくり」などに取り組んでいます。小学生の居場所が主であり、「自由な時間に気軽に集まれ、自由に遊んだり、活動できる場」に対する青少年の高い利用希望があります。(資料：P116 図2(2))

- ・ 本市の生活保護世帯は増加しており、生活保護世帯の子どもの高校進学率は全国平均を下回っています。(資料：P14 図16, 17)

また、国において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図ることが求められています。

- ・ 全国のデータ(平成22年)を用いて算出した本市の若年層(15～34歳)人口に占める不安定就業・無業者(ニート、失業者、非正規雇用)の数は、25,893人であり、該当年齢人口の22.0%となり、若年層の5人に1人以上が不安定な就業状況に直面しているということになります。また、全国においては、大学等卒業者の就職率(就職希望者に対する就職者の割合)は増加傾向にありますが、大学卒業生の約5人に1人(平成24年)が進学も就職もできていないという厳しい雇用環境にあります。(資料：「若年層の自立支援に関する調査研究報告書」うつのみや市政研究センター、「大学等卒業者の就職状況調査」文部科学省)

課 題

- 子どもの成長に必要な様々な直接体験活動の促進や自己肯定感の醸成のために、居場所や地域活動など、子どもの健全育成環境の充実が必要です。
- すべての子どもが学校教育における基礎的な学力を身につけるための学びの支援や家庭の経済状況等に左右されない教育の機会均等の推進が必要です。
- 自立に困難を抱える若者の就労等社会的自立に向けた支援の充実が必要です。

施策の方向

子どもたちが人間性や社会性を身に付け心豊かでたくましく成長できるよう、様々な直接体験活動の促進や自己肯定感の醸成につながる居場所や地域活動など、子どもの健全育成環境の充実のための取組を推進します。

また、すべての子どもが学校教育における基礎的な学力を身につけ未来に向かって力強く

歩み続けられるよう、学びの支援に努めるとともに、家庭の経済状況等に左右されないよう、教育の機会均等を図るための支援を推進します。

さらに、若者が社会の一員として自覚を持ち、役割と責任を果たせるよう、自立に困難を抱える若者の就労等社会的自立に向けた支援の充実に努めます。

目 標

指 標	H 2 5 現 状 値	H 3 1 目 標 値
「宮っ子ステーション事業」のうち、「放課後子ども教室事業」と「子どもの家・留守家庭児童会事業」を一体的に実施している校区数 ※	4 5 校区	6 2 校区
放課後子ども教室の実施校区数	4 7 校区	6 6 校区
「小中一貫教育・地域学校園」に取り組む学校数	全小中学校実施 (小学校 6 8 校・中学校 2 5 校)	全小中学校実施 (小学校 6 8 校・中学校 2 5 校)
青少年の総合相談件数	1, 6 2 1 件	1, 7 0 0 件
青少年の総合相談や関係機関との連携により就労に結びついた人数	1 1 人	3 0 人
キャリア教育の充実により将来の進路や職業に希望を持って学習している中学 3 年生の生徒の割合	7 9. 4 %	8 5. 0 %

※ すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室と子どもの家等事業を学校の余裕教室等の一時借用など学校敷地内で一体的に実施できる環境を整備するとともに、両事業を1つの運営組織が運営、実施するなど活動プログラムの企画段階からの両事業の連携を図れる体制を整えます。

施策の方向(1) 子どもの健全育成環境の充実

● : 重点事業

◇ : 継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
1	●宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室事業）	すべての児童の放課後の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、勉強やスポーツ、文化活動、交流活動などの様々な活動を通して地域ぐるみでの子育てを行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行います。	拡充	生涯学習課
2	中高生と乳幼児のふれあい交流事業	多感期である中高生が、子育てサロンや保育所において、乳幼児と直接ふれあう事業を通じ、関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ちを育てます。	継続	保育課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
3	青少年の居場所づくり事業	家庭や学校ではない地域において、青少年が気軽に集まり、仲間同士が自由な交流を行なう場を提供するとともに、青少年自らが企画・運営する活動を通して、地域の大人と関わるなど異世代・異年齢の交流により、青少年の社会性や自主性を養うための環境づくりを行います。	拡充	子ども未来課
4	宮っ子の誓い活用促進事業	「宮っ子の誓いカード」の配付や「宮っ子の誓い大使」の認定等の取組を推進し、子どもが自ら守ることができる行動規範「宮っ子の誓い」の活用促進を図ることで、心豊かでたくましく生きる「宮っ子」を育みます。	継続	教育企画課
5	高校生への読書活動支援事業	高校生への読書情報紙の発行、高校生による「高校生のための読書推進講座」の開催、南図書館を中心とした高校生への図書館事業の充実などを通し、読書離れが指摘される高校生への読書支援を充実します。	継続	生涯学習課(図書館)
6	早朝教養講座「宮の朝活」事業	20代～40代の学生や就労世代を対象に、各分野の喫緊の課題やまちづくり・地域貢献等について学ぶとともに、講座の企画・運営等の体験的学習をとおして、今後の地域活動・ボランティア活動のリーダーとして活動できる人材を育成します。	継続◇	生涯学習課
7	青少年の自己形成の支援	社会体験活動や交流体験活動を通じて、思春期の青少年が将来の自己のあり方に関する思考を深め、多様な感性を生かした自主的な活動を実践できるよう支援します。	新規	子ども未来課

**施策の方向(2) すべての子どもが基礎的な学力を身につけるための学びの支援や
家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等などの推進**

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
8	●「小中一貫教育・地域学校園」の推進	本市全ての児童生徒の学力向上と学校生活適応を図る「小中一貫教育」を全小中学校で実施し、小中一貫教育カリキュラムに基づく発達の段階に即した指導や、中学校進学時のいじめ・不登校解消の取組を充実します。 また、中学校を核に設置した「地域学校園」において、地域の自然、文化、伝統などの高い価値をもつ教育資源を有効に生かすとともに、地域人材、団体等の協力、参画を得ながら、学校教育の支援の充実を図ることにより、学校が地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。	継続	学校教育課
9	幼保小連携による交流事業	幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、幼・保・小の教職員間の共通理解のもと、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの豊かな育ちを目指します。	継続	学校教育課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
10	少人数指導・習熟度別学習の推進	習熟度別学習やチームティーチングなど少人数による学習指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させ、学力の向上を図ります。	継続	学校教育課
11	奨学金等貸付事業	経済的な理由により高校、大学等に修学が困難な者に対する奨学金や高校、大学等に入学する者の保護者に対するの入学一時金について、無利子で貸付を行い、教育の機会均等を図っていきます。	拡充	教育企画課
12	就学援助事業	経済的理由で小中学校に通う子どもの学用品や学校給食の支払が困難な世帯に対し、その一部を援助して、教育の機会均等を図っていきます。	継続◇	学校管理課
13	生活困窮世帯等への学習支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生を対象として、教職経験者等が高校進学のための学習支援や進路相談を行います。	拡充	生活福祉第2課
(94)	就労に向けた総合的な支援（再掲）	母子・父子自立支援員等が、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援対象者の実情に応じたきめ細かで効果的なメニューを選定することにより、自立と就労を支援します。	継続◇	子ども家庭課
14	スクールソーシャルワーカー活用事業	貧困など児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。	新規	学校教育課

施策の方向(3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
15	●青少年の総合相談事業	専門の知識や経験を有する相談員が、ニート・ひきこもりに関する問題や非行・不良行為等に関する問題に対して、社会的自立に向け青少年本人や保護者からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携しながら継続性のある支援を行います。	継続	子ども未来課 (青少年自立支援センター)
16	●キャリア教育の充実	児童生徒が、将来に対する夢や希望を持ち、自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択できる力を身に付けられるよう、望ましい勤労観や職業観を育成します。そのため、中学2年生全員が行っている社会体験学習「宮っ子チャレンジウィーク」を継続実施するとともに、全小中学校での「宮・未来キャリア教育」の推進を通して、キャリア教育の充実を図ります。	拡充	学校教育課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
17	職業体験キツギみや	児童（小学4年生以上）が、実店舗における職業体験活動を通して、商店街の方々や多くの市民とふれあい、社会性の向上を目指すとともに、働くことの大切さや尊さなどを実感することで将来の自己のあり方を見つめるきっかけとなるよう体験活動の機会を提供します。	継続◇	子ども未来課
18	若者自立支援合同相談会	自立に困難を抱える青少年一人ひとりが、ニーズに合った支援を受けられるよう、若年無業者への支援を行っている機関・団体を一堂に会し、それぞれの取組の紹介を行うほか、個別の相談会を開催します。	継続	子ども未来課 （青少年自立支援センター）
19	資格取得講座の開催	求職者や非正規労働者を対象とした、就職や正規労働者へのステップアップに役立つ資格の取得を目指す講座を開催します。	継続	商工振興課
20	就職支援セミナーの開催	求職者を対象とした、就職活動に必要な知識とスキルを習得するための講座を開催します。	継続◇	商工振興課
21	就職相談の開催	就職の悩みを聴くほか、求職者等が自らの適性や能力、経験などに応じて職業生活を設計し、効果的に職業選択や能力開発ができるよう、個別相談やアドバイスを行います。	継続◇	商工振興課
22	就職困難者雇用奨励制度の推進	就職が困難な求職者（若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。	継続◇	商工振興課
23	非行防止講演会の開催	青少年の非行を未然に防止するため、健全育成を阻害する恐れのある行為及び環境から青少年を守り、非行のない明るい社会を目指して広く市民に啓発するため、非行防止講演会を開催します。	継続◇	子ども未来課 （青少年自立支援センター）
24	社会的自立支援強化に向けた関係機関等コーディネート事業	自立に困難を抱える若者の社会的自立に向けた行政や関係団体の支援全体について、関係機関・団体等をコーディネートする取組を充実します。	新規	子ども未来課 （青少年自立支援センター）

基本施策2 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します

現 状

- ・ 医療技術の進歩や乳幼児健診、予防接種などの母子保健の様々な取組などにより、乳幼児死亡率は改善しています。(資料：厚生労働省「健やか親子21」最終評価報告)
しかし、子育て家庭の親の約5割が子育てに関して不安感や負担感を感じています。(資料：P16 図21)
- ・ 学童期や思春期の児童生徒を対象とする各種普及啓発事業の実施により、将来にわたる自らの健康に大きく影響する十代の喫煙率、飲酒率、性感染症罹患率は確実に低下し、肥満児の割合は減少、薬物乱用の有害性について正確に知っている高校生の割合も年々向上している一方、十代の自殺が増加しています。(資料：厚生労働省「健やか親子21」最終評価報告)

課 題

- 子育ての不安・負担の軽減や疾病や虐待の予防のため、乳幼児期における子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実が必要です。
- 次代を担う青少年の育成のため、身体的・精神的な発達や変化が著しい学童期や思春期において、体力の向上や健康や性・妊娠に関する正しい理解など、成人期に向けて、子どもたちが将来にわたり自らの心身の健康の保持増進が図れるよう支援する必要があります。

施策の方向

子どもたちが、丈夫な身体をつくり豊かな心を育むため、子どもの心身の状況や養育環境など一人ひとりに適した相談・支援ができる体制の充実と子どもの健康支援の充実を図ります。

また、産婦人科・小児科における診療体制の整備について、県と連携を図りながら、専門医の育成や確保に努めるとともに、引き続き、小児救急医療体制の充実に取り組みます。

さらに、学童期や思春期の子どもたちが、将来にわたり心身ともに自らの健康の保持増進が図れるよう支援します。

目 標

指 標	H 2 5 現 状 値	H 3 1 目 標 値
こんにちは赤ちゃん事業における訪問面接率（訪問して面接を実施した実件数／出生数）	90.8%	100%
養育支援訪問事業において適切な養育が確保されるか他の子育てサービスにつなげられた割合	100%	100%
うつのみや元気っ子チャレンジの参加人数（延べ）	23,520人	30,000人

施策の方向(1) 乳幼児期における子どもの成長や家庭の状況などに合わせた支援の充実

●：重点事業

◇：継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
25	●こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や子育てに関する情報を提供する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することにより、安心して子育てできるよう支援します。	継続	子ども家庭課
26	●養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施します。	継続	子ども家庭課
27	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援します。	継続	子ども家庭課
28	子どものむし歯予防事業	う歯が急増する幼児期に、2歳5か月児歯科健康診査やフッ化物塗布などを実施、う歯および口腔内の疾患等の早期発見並びに予防を図り、むし歯のない幼児の割合を増やします。	継続	子ども家庭課
29	保育所等における食育の推進	乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるため、認定こども園や保育所等において、栽培や調理体験、食事などを通して、楽しく食べる子どもを育み、健全な心と体を養い、人間性豊かに育つ環境づくりに努めます。	継続	保育課
30	予防接種の実施	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期的予防接種を実施します。また、法に基づかない任意の予防接種につきましては、ワクチンの安全性・有効性の検証等、国の動向などを踏まえながら助成のあり方を検討します。	継続	保健所保健予防課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
31	こども医療費助成	健康保険が適用になる治療を受けた際に生じる医療費（自己負担分）を助成し、病気の早期発見・早期治療を促し、子どもの健康増進や子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	拡充	子ども家庭課
32	小児救急医療体制の確保	小児の救急医療体制を確保するため、初期救急医療体制として、市夜間休日救急診療所に設置した小児科を運営するとともに、二次救急医療体制として、二次救急医療を担う3つの救急告示医療機関に対する運営の支援等を行います。	継続	保健所総務課

施策の方向(2) 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
33	●体力向上に関する指導の充実	本市立小中学校児童生徒の体力を向上させるために、「宇都宮市小中学校体力向上推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」を推進します。	継続	学校健康課
34	薬物乱用防止啓発事業	危険ドラッグなどによる薬物乱用を未然に防止するため、関係機関と連携した啓発活動や出張教室の実施などにより、正しい知識の普及啓発を推進します。	継続	保健所総務課
35	喫煙防止普及啓発事業	未成年者が、喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識を身に付けることができるよう、知識の普及啓発を図ります。	継続	保健所健康増進課
36	アルコールに関する健康教育	未成年者の飲酒防止を目的に、小学校や中学校、地域のイベントなどを通じてアルコールに関する正しい知識の普及・啓発を行います。	継続	保健所保健予防課
37	学校教育における食育の推進	<p>【各教科等における指導の充実】</p> <p>「食に関する指導 年間指導計画」の作成・活用、学校栄養士による授業の参画など、家庭科、保健体育科等の各教科や学校教育などと関連させ、食育の充実を図ります。</p> <p>【学校給食における食育の充実】</p> <p>食事マナーなど給食指導の実施、学校給食における地産地消の推進、全校自校炊飯による米飯給食の推進など、学校給食を食育の生きた教材として活用し、食育の充実を図ります。</p> <p>【学校・家庭・地域・企業の連携による食育の充実】</p> <p>学校栄養士や企業による食育講演会の開催、「お弁当の日」の実施など、学校は、食育に関する様々な取組を行うとともに、地域や企業は、学校等の食育活動に支援・参画するなど、連携しながら、食育の充実を図ります。</p>	継続	学校健康課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
38	家庭・地域における生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の推進	次世代における健康づくりを推進するため、子どもの頃から栄養バランスのよい食事を3食規則正しく食べる食習慣を身に付けることができるよう、生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の普及啓発・実践のための取組を推進します。	継続◇	保健所健康増進課
39	性と健康に関する思春期の健康教育	思春期(学童期を含む。)の若者を対象とし、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。	拡充	子ども家庭課
40	性教育サポート事業	中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実を図ります。	継続	学校健康課
41	エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業	エイズ及び性感染症の予防について正しい知識の普及啓発を図ります。 また検査・相談機会の一層の充実を図り、感染の早期発見・早期治療及び二次感染の防止を推進し、まん延を防止します。	継続	保健所保健予防課
42	デートDV防止のための啓発	若者のデートDV防止のため、学校等との連携を強化し、より多くの学校等で生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施するとともに、成人式等の様々な機会を捉えて啓発を行います。	拡充	男女共同参画課

基本施策3 障がいのある子どもの健やかな育ちと子育てを支援します

現 状

- 本市では、子どもの発達に関する総合相談や療育指導、発達相談、肢体不自由児・知的障がい児への療育支援などを行う総合的な施設として、平成19年に「子ども発達センター」を開設し、障がいの早期発見・早期療育など療育体制の充実を図っています。
- 本市における障がい児の状況は、身体障がい者手帳及び精神障がい者手帳を所持する子どもの数はほぼ一定の状況にある中で、療育手帳を所持する子どもの数は増加傾向にあります。(資料：P19 図25)
また、幼稚園や保育所における発達について「気になる子」の数は、増加傾向にあります。(資料：子ども発達センター調査)
小中学校において「特別な教育的支援」を必要とする児童生徒の割合はほぼ一定ですが、通常の学級の指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒が適切な支援を受けられるよう設置している「特別支援学級」の在籍児童生徒数は増加しています。(資料：P20 図26, 図27)
- 障がいを早期に発見できるよう、乳幼児健康診査等を実施していますが、乳幼児健康診査において約1～2割が要経過観察等の状況にあります(平成25年度)。また、市内の幼稚園や保育所における1園あたりの「気になる子」の平均数は7.7人(平成26年度)で増加傾向にあり、子ども発達センターにおける相談者数は増加しています。
- 「障がい者福祉プラン」策定に向けて実施したアンケート結果では、障がいの種別に関わらず障がい児の保護者は、子どもの「将来のこと」で最も悩んでいます。
- 就学後の発達障がい児の療育支援や放課後等の居場所づくりの必要性が高まっており、放課後等デイサービスの利用者が増加しています。また、特別支援学校に通う障がい児の放課後や長期休暇中の日中の活動の場である日中一時支援(放課後支援型)事業の実施箇所数や利用者数は、増加傾向にあります。(資料：P20 図28)
- 平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布(平成28年4月施行予定)され、障がいの有無に関係なく相互に尊重しあいながら共生する社会の実現がより一層求められています。

課 題

- 障がいのある子どもの将来の自立に向けた早い時期からの適切な支援の推進が必要です。
- 子どもや家族にとって身近な地域における支援の推進や子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援を推進する必要があります。
- 「共生社会」の実現のために、社会全体での障がい理解に向けた支援が必要です。

施策の方向

疾病や障がいを出るだけ早期に発見することで、一人ひとりに応じた適切な対応を行い、その子どもの持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう将来の自立と自己実現に向けた発達支援を推進します。

また、身近な地域において充実した生活を送ることが出来るよう、子どもの育ちの基礎となる家族も含めた総合的な支援を推進するとともに、育ちの場や支援を中心的に行う人の変化により支援の一貫性が途切れないよう、関係機関が連携し、子どもの成長段階や家庭環境に応じた一貫した支援を推進します。

さらに、子どもを取り巻く身近な地域の人々が障がいについて正しく理解し、子どもの支援に携わる人々が専門性を高め子どもに還元されるよう、社会全体に対する障がい理解に向けて啓発や人材育成の支援を充実します。

目 標

指 標	H 2 5 現 状 値	H 3 1 目 標 値
ここ・ほっと巡回相談事業における5歳児チェックリストの回答率	95.0%	100.0%
発達支援児保育実施保育園数	43園	全園

施策の方向(1) 子どもの将来の自立に向けた早い時期からの適切な支援の推進

●：重点事業

◇：継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
43	●ここ・ほっと巡回相談事業	保育園・幼稚園等に在籍している発達の「気になる子」に対し、個々の障がい特性に応じた保育・教育を行うため、心理相談員等の専門職が園を訪問し、担当職員や保護者に対し、児の発達を促すための指導・助言を行います。 また、発達支援に係る職員の資質の向上を図るため、基礎研修・専門研修・事例研修等を実施するなど職員の人材育成に努めます。	継続	子ども発達センター
44	子ども発達相談室事業	発達の遅れに不安を抱いている保護者等の総合的な窓口として、個々の特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関等とのコーディネート等を行い、障がいの早期発見・早期療育等につなげるとともに、保護者の不安の軽減を図ります。	継続	子ども発達センター

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
45	早期療育支援事業 (カンガルー教室)	障がい疑われる児に対し、あそびを通して、個々の状態に応じた早期の療育支援を行いながら、保護者の不安の軽減と障がい受容を促します。	継続	子ども発達センター
46	地域における相談支援体制の充実	障がい児者やその家族の相談等に対し、迅速かつ的確に対応するため、身近な場所で、全ての障がいに対応した相談ができるよう、中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、地域における相談体制の充実を図ります。	拡充	障がい福祉課
47	重症心身障がい児プール活動支援事業	重い運動障がいのある重症心身障がい児がプール活動を通して、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど、生命の維持・向上を図るとともに、QOL(生活の質)を高めます。	継続	子ども発達センター
48	通園(かすが園・若葉園)事業	就学前の肢体不自由児・知的障がい児の健やかな発達を促し、社会に適応できるよう、障がいの状況に応じて、専門職による「チーム医療システム」を活用し、個別の支援を充実させ、通園施設における療育機能の強化を図ります。	継続	子ども発達センター
49	障がい児療育事業	障がい児やその保護者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職が助言・指導・機能訓練を行い、症状の改善や日常生活動作を身につけ、自立できるよう支援します。	継続	子ども発達センター
50	学校生活への適応支援の充実	特別支援教室(かがやきルーム)指導員の配置や学校生活適応支援相談員等の学校訪問相談を実施し、発達障がい等の傾向により、学習上・生活上に困難さのある児童生徒一人ひとりに応じた学習や適応支援を提供します。	拡充	教育センター

施策の方向(2) 子どもや家庭にとって身近な地域における支援の推進

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
51	●発達支援児保育の推進 (障がい児保育の推進)	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいを有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくります。	拡充	保育課
52	身近な地域で支援が受けられる体制の整備	障がいの疑いのある児が確実に早期支援につながるよう、市民が利用しやすい、また相談しやすい身近な地域の施設において保育士等による個別支援や保護者支援を推進します。	新規	子ども発達センター

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
53	保育所等訪問支援の推進	保育所・幼稚園等に療育に係る専門職員が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（児への直接支援及び園への対応等助言）を推進します。	新規	子ども発達センター
54	日中一時支援（放課後支援型）事業	特別支援学校に通う児童及び生徒の、放課後や長期休暇中の日中の活動の場を提供し、将来の自立を見据えた健全育成を図るために必要な支援を行うとともに、介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。	継続	障がい福祉課
55	重症障がい児医療的ケア支援事業	人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引、胃ろう、導尿などの医療ケアが常時必要な障がい児者の日中の活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。	継続	障がい福祉課
56	障がい児の家族支援	障がい児を抱える家族の、障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など、精神的負担を軽減するため、心理相談員によるカウンセリングやペアレントトレーニング、また、きょうだい支援の啓発など家族支援を行います。	継続	子ども発達センター

施策の方向(3) 子どもの成長段階で支援が途切れない関係機関の連携による一貫した支援の推進

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
57	発達支援ネットワーク推進事業	障がい児及び発達に遅れのある児のライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、医療・保健・福祉・教育及び就労など、関係機関等と連携し、個々の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。	継続	子ども発達センター 教育センター
58	早期からの教育支援の充実	特別な支援を必要とする幼児の就学先決定が適切に行われるために、保護者がより早い段階から就学について考えることができるよう、保護者への情報提供の場の設定や、対象児に関わりのある関係機関同士の連携の仕組み作り等をしていきます。	拡充	教育センター

施策の方向(4) 社会全体での障がい理解に向けた支援の充実

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
59	ここほっと交流事業	通園施設・保育園等におけるカリキュラムや日常的な療育・保育の中での障がいのある児とない児の交流をとおり、地域におけるノーマライゼーションを推進するため実施します。	継続	子ども発達センター
60	障がいへの理解を促進する普及啓発事業	<p>多くの市民が「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい児・者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がい者週間や発達障がい啓発週間に合わせた各種啓発事業等を実施し、障がいに関する知識の普及・啓発の推進に努めます。</p> <p>さらに、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくみ市民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者等のシンボルマークの周知や小・中学・高校生を対象とした「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクール」の実施などの啓発活動に取り組み、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進します。</p>	拡充	保健福祉総務課 障がい福祉課 子ども発達センター

基本施策4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します

現 状

- ・ 国において、平成25年6月に「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進し、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」の充実・強化を目指すこととされました。

また、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」について、平成26年4月に、有効期限がさらに10年間延長され、平成37年3月まで次世代育成支援対策の推進・強化に引き続き集中的に取り組むこととされました。

(この法律では、平成23年4月から、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに取り組むにあたって計画期間や目標等を定める一般事業主行動計画の公表や、従業員への周知が、従業員101人以上の企業に義務付けられています。)

- ・ 本市の女性の就業状況は、依然として30歳代に「出産・育児等」が要因で減少し、子育てが一段落した後の45～49歳で再びピークを迎えるといういわゆるM字型カーブの傾向にあります。また、子どもの出産前後に離職した人の約半分が「保育サービスや職場の環境」が整っていれば就労を継続したと答えています。(資料：P12図14)
- ・ 男性正社員の育児休業を取得しなかった理由は、「職場が取得しにくい雰囲気だったこと」や「業務が繁忙であったこと」が上位を占めており、また、男性は30歳台・40歳台でそれぞれ20%近くの人が長時間労働(60時間以上/週)の現状にあり、家庭参画がかなわない状況にあります。(資料：内閣府男女共同参画局調査)
- ・ 未婚者の結婚への意欲は高い水準(約9割)にある中、本市の若年層(20～39歳)の未婚率は年々増加しています。また、若者の結婚に対する意識の希薄化等からの未婚化の傾向がうかがえます。

課 題

- 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立に向け、女性が就労を継続しながら安心して妊娠・出産・子育てするための企業における働きやすい職場環境づくりの促進が必要です。
- 子育て家庭の仕事と家庭生活の調和のため、働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進が必要です。
- 結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現できるよう、結婚の希望をかなえる支援や、若者の結婚に対する意識の希薄化の問題に対応するため、早い時期から結婚観・家族観を醸成し、適切な時期に結婚の希望がかなう支援が必要です。

施策の方向

子育て家庭が、安心して子育てができるよう、仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境をつくるため、企業における働きやすい職場環境づくりを促進します。

併せて、勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者等への意識啓発や男性の家庭参画などを促進します。

また、結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現できるよう、結婚の希望をかなえる支援や、若者の結婚に対する意識の希薄化の問題に対応するため、早い時期から結婚観・家族観を醸成し、適切な時期に結婚の希望がかなう「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援を実施します。

目 標

指 標	H 2 5 現状値	H 3 1 目標値
ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布部数	2, 370部	<H29>※ 2, 400部
男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の表彰事業者数	4事業者 累計 15事業者	<H29> 2事業者/年 ※ 累計 23事業者

※第3次男女共同参画行動計画の目標

施策の方向(1) 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進

●：重点事業

◇：継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
61	●ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック活用による取組啓発事業	市内各事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、ワーク・ライフ・バランスの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布します。	継続◇	男女共同参画課
62	●男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰します。	継続	男女共同参画課
63	企業啓発出張セミナーの開催	ワーク・ライフ・バランスに取り組む意義や効果を広く企業に周知し、その取組を促進するため、企業や団体からの要請に応じて出向き、企業経営者や総務・人事担当者等を対象にしたセミナーを実施します。	拡充	男女共同参画課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
(118)	宇都宮まちづくり 貢献企業認証制度 の推進（再掲）	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」において、「人づくり」「まちづくり」「環境」などの企業の社会的責任（CSR）活動に取り組む企業を認証し、教育や福祉、雇用・労働環境などの様々な分野での活動を支援・推奨することにより、企業・市民・行政の協働のまちづくりを推進します。	継続	商工振興課
64	事業所・勤労者向けガイドブック活用による労働環境向上啓発事業	働くための法律、制度、各種情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の実現を支援します。	継続	商工振興課

施策の方向(2) 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
(64)	事業所・勤労者向けガイドブック活用による労働環境向上啓発事業	働くための法律、制度、各種情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の実現を支援します。	継続	商工振興課
65	勤労者向けワーク・ライフ・バランス啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施します。	継続	男女共同参画課
66	男性の家庭参画の促進	子を持つ父親や夫婦を対象に男性が育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を実施します。	継続◇	男女共同参画課

施策の方向(3) 結婚の希望をかなえる支援

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
67	今と未来の「子育て愉快だ宇都宮」事業	結婚や子育てについて、若者や結婚活動を支援している方へのグループワークや子育て中の保護者へのインタビューを通じ、次代の親となる若者や子育て家庭を取り巻く環境を向上させるための取組を検討し、結婚から子育てまでの切れ目のない支援の充実・強化を図ります。	新規	子ども未来課
68	結婚活動を支援する情報提供	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現できるよう、関係機関と連携し、結婚活動を支援する情報を提供します。	継続◇	男女共同参画課 子ども未来課
69	農コン事業	市内外の独身農業者や本市農業に興味のある独身男女を対象に、農業体験や地場農産物の食事会などを実施することにより、本市農業の魅力をPRするとともに、農業者のパートナー確保を支援し、新規就農者の確保や農業者の結婚による本市農業の経営基盤の安定化を図ります。	新規	農業振興課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
70	イベント等を通じたボランティア活動交流事業	身近なボランティア活動について、若者にモニター体験してもらうことで、青少年の自発的な活動を促し、異性と自然な交流・コミュニケーションの機会や出会いの場を提供します。	新規	子ども未来課
71	結婚観の醸成につながる意識啓発事業	結婚に関するリーフレットの配布や、情報誌等での記事掲載等により、広く市民に対し、結婚観の醸成を図ります。	継続◇	男女共同参画課
72	自己啓発(結婚観)セミナー	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現できるよう、結婚観の醸成につながる自己啓発セミナーを開催します。	拡充	男女共同参画課
(129)	家族観や結婚観を醸成するための意識啓発(再掲)	若者の結婚や子育ての希望がかなう社会の実現に向け、結婚や子育てを具体的にイメージしていない若者に情報発信し結婚や子育てについて考える機会を提供するなど、家族観や結婚観を醸成するための取組を実施します。	新規	子ども未来課
73	ライフプラン形成セミナーの開催	大学生などの若年層を対象として卒業後、就職・結婚・家庭生活・子育て等の人生における節目の時に自分自身が理想とする生き方ができるようライフプランの形成を支援するセミナーを開催します。	新規	男女共同参画課
74	結婚・子育て応援きらきら事業	結婚・育児に関する情報や体験談等を集約し、結婚や子育てを希望する若者に向けたアドバイスとして情報発信するなど、結婚の希望や子育てを応援するとともに、結婚や子育てについて考える機会を提供します。	新規	子ども未来課
(128)	ふれあいのある家庭づくり事業(再掲)	家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり、人間力を養うための重要な場であることから、家庭における親と子のふれあいや絆づくりを推進する「ふれあいのある家庭づくり」の大切さを広く啓発します。	継続	子ども未来課
(2)	中高生と乳幼児のふれあい交流事業(再掲)	多感期である中高生が、子育てサロンや保育所において、乳幼児と直接ふれあう事業を通じ、関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ちを育てます。	継続	保育課

基本施策5 すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します

現 状

- ・ 国において、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して平成24年8月に子ども・子育て関連3法（※）が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。
※ 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律」
新制度のもと、本市では、市民が安心して子育てできる環境整備に取り組むとともに、すべての子育て家庭が乳幼児期から学齢期まで切れ目のない子育てサービスが受けられるよう子ども・子育て施策を進める必要があります。
- ・ すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、子育て環境を整備することが重要であり、本市では保育サービスの充実に取り組んできた結果、待機児童が平成24年から26年の3年連続で年度当初では0人となりました。しかしながら、年度途中には待機児童が発生している状況や、共働き世帯が増加している社会状況において、保育ニーズは今後も伸びることが予測されます。
- ・ 現在就労していない母親は、一番小さい子どもが小学生や小学校中学年になったときの就労の希望が多く、保護者の就労の希望に応じた放課後の児童の支援が必要です。（資料：P103 図3(2)）
- ・ 理想の子どもの数は「3人」が最も多いにも関わらず、予定の子どもの数は「2人」が最も多く、その理由としては、「子育てにお金がかかること」や「出産・育児の心理的・身体的負担が大きいこと」が多い状況です。（資料：P15 図18, 19, P16 図20）

課 題

- 子育てと仕事の両立のため、地域の需要に応じた教育・保育サービス量を確保し、年間を通じて待機児童を早急に解消するとともに、子どもの健やかな発達や健康のための教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進が必要です。
- すべての子育て家庭を支援するため、子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスを充実し、効果的に周知する必要があります。

施策の方向

すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、保育所等における教育・保育サービス量の確保を図り、待機児童の解消に努めます。

併せて、保育士等の資質・専門性の向上や、保育の実施面においても改善を図ります。

また、保護者の就労形態や家庭の状況に応じた、多様な教育・保育サービスの充実に努めます。

目 標

指 標	H 2 5 現 状 値	H 3 1 目 標 値
教育・保育サービスの供給体制の確保 (供給量)	3号認定子ども(0～2歳 保育の必要あり) 3, 300人	<H29> 3号認定子ども(0～2歳 保育の必要あり) 5, 594人 ※H29年度末
子どもの家・留守家庭児童会のクラブ数	82クラブ	163クラブ

施策の方向(1) 待機児童の早急な解消

● : 重点事業

◇ : 継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
75	●教育・保育施設による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園による供給体制の確保を図ります。	拡充	保育課
76	●地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消を図るため、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業などの事業による供給体制の確保を図ります。	新規	保育課
77	●保育士確保の推進	保育需要の増加や保育の質の向上に的確に対応し、待機児童の解消を図るため、保育士を安定的に確保できるよう、保育士確保策を推進します。	拡充	保育課

施策の方向(2) 教育・保育サービスの質の向上に対する取組の推進

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
78	教育・保育の質に関する評価受審等の促進	内部評価を行い、常に教育・保育の内容や方法を見直すとともに、第三者評価を受審することにより、教育・保育の質の改善・向上が図られるよう努めます。	継続	保育課
79	保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実	保育の質の向上を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の保育士等を対象に研修を通じて保育の専門性を高めます。	継続	保育課
80	地域型保育給付施設等の保育従事者研修	保護者の保育ニーズに柔軟に対応し、児童の福祉の向上に寄与する地域型保育給付施設等の保育の質の向上を図ります。	新規	保育課

施策の方向(3) 子育て家庭の多様なニーズに応える教育・保育サービスの充実

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
81	●宮っ子ステーション事業（子どもの家・留守家庭児童会事業）	地域や学校と連携しながら、平日の午前中は乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行うとともに、放課後は留守家庭児童の生活の場として、遊びやしつけを通じた児童の健全育成を図ります。 なお、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、地域の実情に応じて開所時間の延長を行います。	拡充	生涯学習課
82	一時預かり事業	家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図ります。	継続	保育課
83	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図ります。	継続	保育課
84	病児保育事業	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。	継続	保育課
85	子育て支援短期入所事業（ショートステイ）	保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、概ね7日を限度として、昼夜を通し児童を乳児院や児童養護施設において養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援します。	継続	子ども家庭課
(51)	発達支援児保育の推進 （障がい児保育の推進）（再掲）	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいや有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくります。	拡充	保育課

基本施策6 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します

現 状

- ・ 医療技術の進歩や母子保健の様々な取組などにより、妊産婦死亡率や周産期死亡率、産後うつ病疑いの割合は改善しています。しかし、予定の子どもの数が、理想の子どもの数より少ない理由として、「出産・育児の心理的・身体的負担が大きいこと」が多い状況です（資料：P16 図20）。また、その他、「高齢のため次の妊娠が望めないこと」や「不妊治療が必要であるため」という理由も少なくなく、妊娠・出産の希望が実現できていない現状があります。
- ・ 母親の平均出産年齢は、年々高齢化しており、これに比例して不妊治療実施件数も増加しています。（資料：厚生労働省「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会報告書」）
- ・ 周産期死亡率は改善しているものの、一方で、低出生体重児の割合が増加しています。低出生体重児は、脳性麻痺や精神遅滞、視力障害などの神経学的障害の合併頻度が高く、在宅医療など退院後の支援が必要なケースも多くなる状況にあります。子どもが低出生体重児として生まれてくる原因としては、母親の高齢出産や不妊治療による多胎、不健康やせ、喫煙などの様々な要因があるとされています。（資料：厚生労働省「健やか親子21」最終評価報告）

課 題

- 妊娠・出産に対する身体的・経済的不安などを減らし、安心して子どもを産み育てるため、妊娠初期の健康管理から産後のケアまで切れ目のない健康支援の推進が必要です。
- 望まない妊娠を避け、将来の妊娠・出産の希望がかなうよう、計画的な妊娠などの妊娠に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 子どもを望み、不妊に悩む夫婦に対して、希望がかなうよう支援が必要です。

施策の方向

妊娠・出産に対する身体的・経済的不安などを軽減し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境をつくるため、妊娠中や産後の健康支援を推進します。

妊娠・出産の希望がかなうよう、計画的な妊娠への支援や、不妊に悩む夫婦に対する経済的負担等の軽減に努めます。

目 標

指 標	H25 現状値	H31 目標値
妊婦健康診査の受診票利用率 (利用数/交付数)	84.5%	90.0% ※

※ 交付数には、早産などで使い切れない受診票が含まれていることから、目標値を90.0%に設定している。

施策の方向(1) 妊娠初期の健康管理から産後のケアまで健康支援の推進

●：重点事業

◇：継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
86	●妊婦健康診査	妊娠期の経済的負担を軽減し、すべての妊婦が必要な健診を受診することができるよう、妊婦健診の費用を一部助成することにより、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援します。	継続	子ども家庭課
87	母子健康手帳の交付と母子保健・子育て情報の提供	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、母と子の健康管理と保持増進を図るとともに、「ママ・パパと赤ちゃんのためのしおり」を配布し、本市における母子保健・子育てサービスに関する事業の周知を図ります。	継続	子ども家庭課
88	ママパパ学級	夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで、妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てすることを支援します。	継続	子ども家庭課
89	一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	継続	子ども家庭課
90	妊産婦歯科健康診査	妊娠中や産後のむし歯などの口腔疾患の予防・早期発見・早期治療を行うことで、母子の口腔内の健康の保持増進を図ります。	継続	子ども家庭課
91	妊産婦医療費の助成	病気の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康増進を図るため、健康保険が適用になる治療を受けた際に支払った医療費（自己負担分）を助成します。	継続	子ども家庭課
(25)	こんにちは赤ちゃん事業（再掲）	生後4か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や家族計画の指導を行うとともに、子育てに関する情報を提供する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することにより、安心して子育てできるよう支援します。	継続	子ども家庭課
(26)	養育支援訪問事業（再掲）	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援、育児・家事援助を実施します。	継続	子ども家庭課

施策の方向(2) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
(39)	性と健康に関する思春期の健康教育(再掲)	思春期(学童期を含む。)の若者を対象とし、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。	拡充	子ども家庭課
(40)	性教育サポート事業(再掲)	中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実を図ります。	継続	学校健康課
(89)	一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	継続	子ども家庭課

施策の方向(3) 子どもを望む不妊に悩む夫婦の支援

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
92	不妊治療費助成	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び人工授精にかかる治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	子ども家庭課
(89)	一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。	継続	子ども家庭課

基本施策7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します

現 状

- ・ ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うため、パートや臨時など、不安定な雇用形態となっていることが多いことなどから、収入が少ない状況にあり、自立して安定した生活が求められています。(資料：P13 図15)
そのため、本市では、子育てと仕事の両立ができるよう、就労支援とともに、子育て・生活環境、経済的支援を実施してきたところであり、ひとり親家庭等日常生活支援事業、高等職業訓練促進給付金の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付など、きめ細かな支援を実施しています。
- ・ ひとり親の多くは就業していますが、ひとり親になったことを契機に転職した人が多く、ひとり親となったのち一定の収入を得るようになるまでに平均3～5年を要しています。
また、ひとり親の多くは転職・就職を希望しており、ひとり親になった年齢の7割を占める20～30歳代は求人倍率が高く、企業はコミュニケーション力や経験・スキルのある人材を望んでいます。(資料：総務省統計局「年齢階級別常用労働者の有効求人倍率」、子ども家庭課調査)
- ・ ひとり親は、子育てと仕事の両立に関して、身体的・精神的な負担が大きく、子どもと接する時間が少ないことや教育面での悩み、子どもの急病時の対応の悩みが多い状況にあります。(資料：P131 図2(6))

課 題

- ひとり親家庭等の多くは経済的に厳しい状況にあることから、就労により生活基盤の安定を図り早期の自立が実現できるよう、就労活動支援や資格取得支援など、就労に結びつきやすい支援の充実が必要です。
- ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うため、保育所等への優先入所、就労活動時や緊急時の子の預かりなど、子育てと仕事の両立のための支援の充実に努める必要があります。
- 各支援策の利用促進のために、総合的に相談できる場所の整備や様々な場面での情報提供など、相談・情報提供の取組の推進が必要です。

施策の方向

ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、ひとり親となった後、早期の就労支援の充実を図り、生活基盤の安定に努めます。

また、ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、子どもの成長に合わせた利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、各種施策・制度の情報が支援を必要とする人に行き渡るよう、相談機能や様々な

場面での情報提供等の充実を図ります。

目 標

指 標	H 2 5 現状値	H 3 1 目標値
就労に向けた総合的な支援による就業実績件数 ※	9 7 件	1 6 5 件
ひとり親家庭等日常生活支援事業利用件数	1 1 7 件	1 3 5 件

※ 母子家庭等就業・自立支援センター事業、企業との連携による就労支援事業、自立支援給付金の支給、母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談による就労実績件数

施策の方向(1) 生活基盤の安定のための「就労支援」の充実

● : 重点事業

◇ : 継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
93	●就労に向けた総合的な支援	母子・父子自立支援員等が、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援対象者の実情に応じたきめ細かで効果的なメニューを選定することにより、自立と就労を支援します。	継続◇	子ども家庭課
94	母子家庭等就業・自立支援センター事業	希望する仕事に就けるよう、就業相談や講習会を実施し、公共職業安定所と連携した就業情報の提供や企業への就業のあっせん等、個々の生活実態に応じた指導、助言を行い、養育費の確保や生活支援を図ります。	拡充	子ども家庭課
95	企業との連携による就労支援事業	就労支援に関してノウハウや実績のある企業と連携し、相談や能力開発、マッチングなど継続的・総合的な支援を実施し、自立支援を図ります。	拡充	子ども家庭課
96	自立支援給付金の支給	就労に結びつきやすい又は安定した収入を得ることができるスキルの習得・資格取得のための受講料の補助や給付金を支給し、自立の促進を図ります。	拡充	子ども家庭課
97	効果的な経済的支援	ひとり親家庭に対する経済的支援について、ひとり親となった後の一定期間の重点的な支援など効果的な経済的支援に取り組みます。	新規	子ども家庭課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
98	事業主に対する啓発、雇用の促進	事業所や関係団体に対して、ひとり親を雇用した場合の助成制度の周知を行い、雇用の促進を図ります。	継続	子ども家庭課
(22)	就職困難者雇用奨励制度の推進（再掲）	就職が困難な求職者（若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。	継続◇	商工振興課
99	就労までの支援の整備	ひとり親の就労収入が増加するよう、支援員等が就労まで継続して相談、子育て支援の情報提供等を行う仕組みを整備します。	新規	子ども家庭課

施策の方向(2) 子育てと仕事の両立のための「子育てや生活面での支援」の充実

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
100	●ひとり親家庭等日常生活支援事業	親の病気、冠婚葬祭、就職活動など緊急時に、家庭生活支援員を派遣し、家庭において家事・育児の支援を行います。	拡充	子ども家庭課
101	保育所等入所への配慮	ひとり親家庭等が保育所等の入所を希望した場合には、保護者が安心して就業できるよう、また、職業訓練が円滑に行えるよう入所の利用調整に配慮していきます。	継続	保育課
102	子育てサービス利用に対する支援の整備	ひとり親家庭が自立に向けた就業活動や緊急時において家事、育児が困難なときに、必要な子育てサービスを円滑に利用できる支援のしくみを検討します。	拡充	子ども家庭課
103	母子生活支援施設入所	家庭において児童の養育や自立した生活が困難な母子家庭に対応するため、母子家庭の母と子を入所させ個々に応じた生活支援をすることにより、地域での早期自立が図れるよう、在宅生活に向けた子育て、就業支援を実施します。	継続	子ども家庭課
104	身元保証人確保対策事業	母子生活支援施設入所中または退所した子どもや女性の自立支援を図る観点から、就職、住居を賃借する際の身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	継続	子ども家庭課
105	市営住宅の優先措置	ひとり親家庭など、住宅確保に配慮を要する世帯については、あらかじめ割り当てた市営住宅で優先した抽選を行います。	継続	住宅課
106	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の技能習得資金や児童の修学資金等の無利子または低利での貸付けを行うことにより、ひとり親家庭等の経済的な自立と児童の就学の機会の確保を図ります。	継続	子ども家庭課
107	婚姻歴のないひとり親家庭に対する子育てサービス等の負担軽減等	婚姻歴のないひとり親家庭について、子育て環境の向上に資するサービスに係る婚姻歴の有無による負担額等の差を解消することにより、子どもの育ちを支援します。	新規	子ども家庭課

施策の方向(3) 支援策の利用促進のための相談機能の充実や情報提供等の取組の推進

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
108	養育費確保のための行政機関、関係団体による啓発、情報提供	母子・父子自立支援員、行政機関、母子寡婦福祉連合会等が連携して養育費確保に取り組みます。	継続	子ども家庭課
109	母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談	ひとり親家庭が利用できるサービス全般の情報を提供しながら、ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の個々の状況に応じた相談支援を実施します。	拡充	子ども家庭課
110	ひとり親家庭等への各種施策・制度の情報提供	将来の生活設計や生活意欲を図るため、ひとり親家庭等に対する専用のガイドブックの作成、配布や市広報紙、ホームページの活用により、各種施策・制度について様々な場面での情報提供を推進します。	拡充	子ども家庭課
111	母子寡婦福祉団体の自立的経営のための支援	母子寡婦福祉連合会は、保育園事業を核として、自立的経営を図っており、母子寡婦の就業促進や雇用の場の確保のため、事業委託などにより側面から自立的経営を支援します。	継続	子ども家庭課

基本施策8 家庭や地域における養育力の向上を支援します

現 状

- ・ 本市では、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、地域における子育て・子育てを支援する環境づくりに努めてきましたが、依然として、乳幼児と児童の保護者のうち、子育てに関して不安感や負担感を感じる人が約5割おり、地域における子育て支援の充実が有効な子育て支援策であるとする人の割合が高い状況にあります。(資料：P16 図21, P18 図23)
- ・ 地域の子育て支援のための、保育所や幼稚園、認定こども園等の園庭等施設の地域開放や児童館の利用意向が多いほか、子育て情報サイト「宮っこ子育て応援ナビ」や「保健センターの情報・相談サービス」など、総合的な相談・支援や情報提供に対しても利用意向が多い状況です。(資料：P108 図10(2))
- ・ 家庭における親子の関わりをみると、一週間の会話時間が父親とは5時間に満たない子どもが最も多く、特に一緒にすることがない親子が中学生で1割弱、高校生で1割強います。(資料：厚生労働省「全国家庭児童調査」) また、中学生になると地域での活動(子ども会や育成会の行事など)の参加が大きく減少しています。(資料：P157 図(6))
- ・ 本市では、児童虐待防止等の体制を強化するため、平成23年度「子ども家庭支援室」を設置し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応の強化を図ってきましたが、児童虐待通告状況は、変動があるものの近年100件前後で推移しており、虐待や養育、性格・生活習慣、学校・家庭生活等の相談指導を行う「家庭児童相談室」における相談件数は増加傾向にあります。
また、「イライラして子どもにつらく当たった経験」は、子どもの保護者のほとんどにあります。(資料：P17 図22)
- ・ 平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、児童生徒の教育を受ける権利をはじめ、子どもの人権を守る社会環境がより一層求められています。

課 題

- 地域における子育て支援の充実や、地域との関わりが持てるよう、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策を推進する必要があります。
- 子育ての不安・負担を軽減し、より安心して子育てができるよう、身近なところでの子育ての相談支援体制の充実や情報の効果的な発信とともに、子どもの人格形成の基礎をつくり、豊かな人間力を養うための「家庭」における養育力の向上支援が必要となっています。
- 児童虐待やいじめの問題など、子どもの権利や人権が侵害されず、尊重される社会の実現のため、子どもの権利を守る環境づくりが必要です。

施策の方向

地域における子育て資源を活かして子育てを支援するとともに、地域社会で子どもを育てる意識の醸成や健全育成のための環境浄化など、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える環境づくりの推進に努めます。

また、総合的な相談・支援や情報の提供により、安心して子どもを生み、育てる環境づくりを推進するとともに、各種相談・情報提供事業の効果的な推進に努めます。

さらに、子どもの養育の基本は「家庭」にあることから、家庭の絆づくりや親力の向上に努めるとともに、子どもの人権が尊重され、子どもたちが幸せに暮らせるよう、子どもの権利を尊重する環境づくりや、増加傾向にある児童虐待を防止するための総合的な支援の充実に努めます。

目 標

指 標	H 2 5 現 状 値	H 3 1 目 標 値
ファミリーサポートセンター会員数	2, 3 7 5 人	3, 8 5 0 人
子育てサロン登録者数	1 0, 4 4 2 人	1 4, 0 0 0 人
ふれあいのある家庭づくり作品コンクール応募点数	8 4 8 点	1, 2 0 0 点
児童虐待防止等に関する地域組織の設置	3 0 地区	3 9 地区 (民生委員児童委員協議会全地区)

施策の方向(1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進

●：重点事業

◇：継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
112	●ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行うことを希望する者（協力会員）と育児の援助を受けることを希望する者（依頼会員）とが相互に援助し合う活動を支援し、仕事その他の活動と育児を両立させるための環境を整備し、一時的又は臨時的に子どもを預けることができる柔軟性のある地域に根ざした子育て支援を行います。	継続	子ども未来課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
113	●子育てサロン (地域子育て支援拠点事業)	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導・育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を推進します。 また、子育てサロンを地域における子育て拠点として位置づけ、きめ細かな子育てに関する相談・支援・情報提供を行うとともに、潜在的な不安を抱える家庭を含め、子育てに対する不安の軽減を図ります。	継続	保育課
114	市民総ぐるみ環境点検活動	市内39のまちづくり組織が主催し、青少年育成会や防犯ネットワーク組織等が幹事団体となり、地域ぐるみで「子どもの健全育成」や「地域の安全安心」のための環境点検活動を実施することにより、非行の未然防止を図るとともに、問題箇所を把握し改善を行います。	継続	生活安心課 子ども未来課
115	なかよしクラブ事業	地域の子育て支援のための相談、交流の場を提供していくとともに、心身に遅れのあると思われる児童とその保護者に対し、該当児童が健やかに成長することができるよう、適切な相談、指導助言を行い、児童の福祉の向上を図ります。	継続	保育課
116	宮っこフェスタの開催	「次代を担う宮っ子たちが希望を持って健やかに育つことができる社会」また「誰もが子どもを安心して生み育てることのできる社会」の実現のために、家庭・地域・企業・行政等のネットワークを構築し、宮っ子に同世代・異世代との交流の場を提供します。	継続	子ども未来課
117	魅力ある学校づくり地域協議会の活動の充実	学校・家庭・地域・企業が一体となって学校教育の充実と家庭や地域の教育力向上に積極的に取り組む「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援します。	継続	生涯学習課 学校教育課
118	宇都宮まちづくり貢献企業認証制度の推進	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」において、「人づくり」「まちづくり」「環境」などの企業の社会的責任(CSR)活動に取り組む企業を認証し、教育や福祉、雇用・労働環境などの様々な分野での活動を支援・推奨することにより、企業・市民・行政の協働のまちづくりを推進します。	継続	商工振興課
119	青少年巡回指導活動	青少年巡回指導員が、定期的に市内の繁華街・公園・駅・デパート・カラオケスタジオ・ゲームセンター等を巡回し、青少年に対し「愛の声かけ」などを行うことにより、非行・問題行動の未然防止を図ります。	継続	子ども未来課 (青少年自立支援センター)
120	青少年育成団体への支援	市民総ぐるみで青少年の健全育成活動を推進するため、地区育成会や青少年育成団体への支援の促進を図ります。	継続	子ども未来課
121	青少年育成のための指導者育成事業	地域で青少年の育成を担う指導者の養成や資質の向上を図るための研修会等を開催し、「子育て」、「子育ち」に関する地域力の向上を図ります。	継続	子ども未来課 生涯学習課

施策の方向(2) 身近なところでの相談支援体制の充実及び情報の効果的な発信

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
122	子ども総合相談	妊産婦や子どもの健康，子育ての心配ごとや子どもに関する諸手続きについての相談を窓口や電話で受け，利用者の不安や疑問をスムーズに解消することにより，子育て家庭の支援を行います。	継続	子ども家庭課
123	子育て情報提供事業（宮っこ子育て応援ナビ）	安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進するために，子育てに関する情報の一元化や子育て世帯へのコミュニティの創出のための「子育て情報提供事業」を実施します。	拡充	子ども未来課
124	利用者支援事業（宮っこ子育てコンシェル）	本市における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握する専門職員を配置し，保護者への情報提供，利用援助等を行い，利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図ります。	継続◇	保育課
125	家庭児童相談室	18歳未満の児童に関する養育上の相談に応じ，家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図ります。	継続	子ども家庭課
126	子ども情報センター事業	土日や長期休業中に，子どもが参加できる各種講座・イベント，ボランティア活動等に関する情報を提供し，子どもたちの体験活動を推進します。	継続	生涯学習課
127	教育相談事業	教育センターにおいて，不登校や学校生活への不適応，就学などの相談を実施し，幼児児童生徒の健全な育成を目指します。	継続	教育センター

施策の方向(3) 「家庭」における養育力の向上

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
128	●ふれあいのある家庭づくり事業	家庭は子どもにとって人格形成の基礎をつくり，人間力を養うための重要な場であることから，家庭における親と子のふれあいや絆づくりを推進する「ふれあいのある家庭づくり」の大切さを広く啓発します。	継続	子ども未来課
129	家族観や結婚観を醸成するための意識啓発	若者の結婚や子育ての希望がかなう社会の実現に向け，結婚や子育てを具体的にイメージしていない若者に情報発信し結婚や子育てについて考える機会を提供するなど，家族観や結婚観を醸成するための取組を実施します。	新規	子ども未来課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
130	宮っ子ふれあいブック事業	1歳6か月児健康診査会場において、親子読書推進や子育てに役立つ資料の配付を行うとともに、親子に対して読み聞かせを実施することにより、家庭での読書活動のきっかけづくりを図ります。	継続	生涯学習課（図書館）
131	家庭教育講座の充実	保護者の気づきを促すような交流型・体験型学習の導入や、親や祖父母などを対象とした講座の開設など、人材かがやきセンターや各生涯学習センターにおいて行われている家庭教育講座の充実を図ります。 さらに、親学出前講座において企業や市PTA連合会、家庭教育支援者との連携を推進するとともに、プログラムの充実を図ります。	継続	生涯学習課
132	家庭教育サポーターの養成	保護者同士の交流の支援や、親学の推進、子育ての相談窓口となる家庭教育サポーターを養成し、家庭の教育力の向上を図ります。	継続	生涯学習課
(66)	男性の家庭参画の促進（再掲）	子を持つ父親や夫婦を対象に男性が育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を実施します。	継続◇	男女共同参画課

施策の方向(4) 子どもの権利を守る環境づくり

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
133	●児童虐待未然防止等推進事業	民生委員児童委員等が中心となり、地域において児童虐待の未然防止を図るとともに、児童虐待が疑われる場合に円滑に対応できるよう連絡体制を整備します。	継続	子ども家庭課
134	子どもの権利についての普及・啓発	子どもの人権を尊重する意識が希薄であることから、一人ひとりの子どもを権利の主体として位置付け、子どもの人権が尊重される社会を目指し、子どもから大人まですべての市民を対象として、子どもの人権尊重に関する各種啓発事業を実施し、子どもの権利について普及・啓発に努めます。	継続	子ども未来課
135	児童虐待防止等ネットワーク会議	関係機関等との連携のもと、児童虐待防止の啓発の推進や個々の事例への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。	継続	子ども家庭課

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
136	いじめゼロ運動の推進	小中学校におけるいじめ対策の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、いじめの根絶を目指します。	継続	学校教育課
(152)	ネットいじめ等パトロール・相談事業の推進（再掲）	ネット上の誹謗中傷やいじめ等から小中学生を守るため、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を実施します。	継続	学校教育課
(14)	スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	貧困など児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。	新規	学校教育課
(60)	障がいへの理解を促進する普及・啓発事業（再掲）	<p>多くの市民が「障がい」に対する理解を深めるとともに障がい児・者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がい者週間や発達障がい啓発週間に合わせた各種啓発事業等を実施し、障がいに関する知識の普及・啓発の推進に努めます。</p> <p>さらに、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくみ市民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者等のシンボルマークの周知や小・中・高校生を対象とした「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクール」の実施などの啓発活動に取り組み、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進します。</p>	拡充	保健福祉総務課 障がい福祉課 子ども発達センター

基本施策9 子どもが安全・安心に暮らせる環境を整えます

現 状

- 本市では、子どもや子育て家庭をはじめ、すべての市民が快適で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の制定や、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定により、計画的に公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。
- 乳幼児の保護者は、外出の際のトイレの親子利用への配慮や、小さな子どもとの食事の場所がないことを不便に感じています。(資料：P111 図12(2))
また、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」や「子育てしやすい住居や環境面の充実」が有効な子育て支援策であると考える人は少なくない状況です。(資料：P18 図23)
- 国において、平成25年度にベビーカーの利用しやすい環境をつくることを目的として「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」を設置し、ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク（ベビーカーマーク）やベビーカー利用にあたっての「お願い（呼びかけ）」を決定するなど、親子が外出しやすい、子育てにやさしい環境が求められています。
- 犯罪被害者数と人口の年齢構成比をみると、13～39歳までの区分について、被害者構成比が人口構成比を上回っており、特に13～29歳までについては顕著であり、13～19歳までの犯罪被害の割合は人口に占める割合の3倍、20～29歳までの犯罪被害の割合は人口に占める割合の2倍です。(資料：栃木県警察本部)

課 題

- 子育て家庭が安心して暮らし、気軽に出かけることができるよう、子育てバリアフリーに向けた取組の推進が必要です。
- 子どもが安全に暮らせるよう、交通安全・防犯対策等の子どもの安全を守る取組の推進が必要です。

施策の方向

子育て家庭が安心して快適に生活が送れるよう、公共施設や交通環境などの公共的空間のバリアフリーの推進や外出支援などの充実を図ります。

子どもが高い交通安全意識を持てるよう、交通安全教育や啓発などを行うとともに、子どもたちが事件や事故に巻き込まれることがないように、子どもの安全を守る取組の推進を図ります。

目 標

指 標	H 2 5 現 状 値	H 3 1 目 標 値
赤ちゃんの駅登録民間施設数	1 2 5 施設	1 5 0 施設
「子どもの見守り強化月間」を実施する市立小学校数	全小学校実施 (6 8 校)	全小学校実施 (6 8 校)

施策の方向(1) 子育てバリアフリーに向けた取組の推進

●：重点事業

◇：継続事業のうち、後期計画に初めて掲載する事業

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
137	●赤ちゃんの駅事業	公共施設や商業施設などの授乳やおむつ替えができるスペースを「赤ちゃんの駅」として認定し、子育て中の親子の外出支援を図ります。	拡充	子ども未来課
138	公共建築物のバリアフリー	児童をはじめ、高齢者、障がい者など、すべての市民が快適で安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、市の公共施設のバリアフリー化を計画的に推進します。	継続	保健福祉総務課
139	道路のバリアフリー	子どもや子どもを連れた人、妊婦やベビーカーでの歩行にも安全で安心して通行できる道路環境を確保するため、歩道の段差解消などバリアフリー化を図ります。	継続	道路保全課
140	公園のバリアフリー	全ての市民が利用しやすい公園とするため、児童をはじめ、高齢者、障がい者など、利用者に配慮した、安心して親しめる公園とするよう、バリアフリー化整備を推進します。	継続	公園管理課
141	公共交通手段のバリアフリー	誰もが円滑に移動できる交通環境の形成のため、ノンステップバス導入に対する支援をします。	継続	交通政策課
142	若年夫婦・子育て世帯家賃補助制度	都市の顔である中心市街地を、若年夫婦世帯や子育て世帯などの多様な世代が暮らし、魅力と活力の溢れる都市拠点とするため、中心市街地の民間賃貸住宅に新たに転入する世帯に対し、家賃の一部を助成し、区域外から都心部への居住促進を図ります。	継続◇	住宅課

施策の方向(2) 子どもの安全を守る取組の推進

事業番号	事業名	事業の概要	方向性	担当課
143	●子どもの一斉見守り活動	スクールガードや自主防犯活動団体等の地域の見守り活動者同士の連携強化と児童生徒との信頼関係構築を図るため、各小学校単位に安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」(4～5月)を実施します。	継続◇	学校健康課 生活安心課
144	不審者や災害等に関する安全教育の充実	各学校において不審者や災害等に備えた避難訓練を実施します。	継続	学校健康課
145	交通事故防止に関する取組の充実	「市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の合同点検やスクールゾーンの設定などを通して、交通事故防止のための取組を充実します。	継続	学校健康課
146	スクールガード体制の充実	児童の安全を確保するためにスクールガード体制を充実します。	継続	学校健康課
147	犯罪発生情報の提供と防犯対策の普及	不審者情報などを携帯電話メール等により迅速に提供するとともに、子どもが犯罪被害に遭わないための防犯講習会を開催します。また、外出時における防犯ブザーの携行を促進します。	継続	生活安心課
148	自主防犯活動の連携・協力の促進	地域防犯ネットワーク連絡会議を開催し、地域における子どもの見守り等の防犯活動の強化を図ります。	継続	生活安心課
149	防犯灯の設置促進	通学路などの夜間における明るさを確保するため、防犯灯の設置とともに、LED化を促進します。	継続	生活安心課
150	交通指導員による交通安全指導	毎朝の通学路での立哨を通じ、登校時の児童の交通安全を確保します。	継続	生活安心課
151	交通安全教室の開催	交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーが実践されるよう、幼児、児童などを対象に交通安全教室を開催し、子どもの交通安全を図ります。	継続	生活安心課
152	ネットいじめ等パトロール・相談事業の推進	ネット上の誹謗中傷やいじめ等から小中学生を守るため、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を実施します。	継続	学校教育課

第6章 計画の総合的な推進体制

1 計画の周知と啓発

家庭をはじめ、企業、地域など子育て・子育てに関わる一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、子どもと子育て家庭を支援し、子どもが健やかに成長できるよう、広報紙やホームページへの掲載、出前講座など、多くの機会をとらえて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、青少年健全育成、商工労働、教育等の各分野に施策・事業がわたるため、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいくことが必要です。

このため、計画の進捗状況を把握し、子ども部を中心に関係部局間の連携を図りながら推進してまいります。

3 庁外推進体制

本計画に位置づけられている施策・事業は、行政のみならず、家庭（子どもの保護者）、企業、労働者団体、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、NPO、地域活動団体等子育て・子育てに関するすべての主体が相互に連携、協力しながら、協働で取り組んで行く必要があります。

このため、関係者が意見交換を行い、協働して推進するための協議の場である「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年、計画の進捗状況の報告を行い、情報を共有し、意見をもとに、市として必要な対策を講じます。

4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映

本計画では、計画全体の進捗状況を点検・評価するため、重点事業に目標値を設定し、個別事業レベルの進捗状況の点検・評価に加え、個別事業を束ねた施策レベルでの進捗状況や計画全体の進捗状況も点検・評価します。

施策レベルの指標の設定に当たっては、現在の社会経済環境の中で生活している市民の感覚に着目して、本市総合計画の施策における市民満足度を採用し、その推移を市民意識調査により把握します。また、市民満足度の指標とあわせ、施策の目標を達成した状態を表す指標として、成果指標を設定し、その推移を把握します。

このような市民の視点に立った点検・評価を実施し、この結果を予算や事業実施に反映させていきます。そうすることで、PDCAサイクル（Plan 計画—Do 実施—Check 評価—Action 改善）の実効性をさらに高めていきます。

また、こうした過程に地域の関係者が参画する場として、上記3に掲げる組織の活用を図るとともに、計画の実施状況について公表し、広く市民に周知を図ります。

第7章 ライフステージごとの施策事業

本計画では、子どもを主役としてとらえ、基本理念の「未来を拓く子どもの育ち」を目指して取組を進めることを目的としています。これまで、9つの基本施策に基づく施策の推進を示してきましたが、子どもの育ちを考えると、出生から社会的な自立に至るまで「ライフステージ」の視点で、施策・事業との関わりを見ていくことが有効です。そのため、以下では、ライフステージの視点により施策・事業を再整理します。

1 妊娠・出産期

妊娠・出産期は、母体の身体にも心にも大きな変化をもたらし、女性は生活スタイルの変化を余儀なくされます。また、パートナーである男性にとっても、大きな出来事です。胎児が順調に発育し元気に生まれてくるためには、母親となる女性が、妊娠中に心身ともに健康に過ごすことが大切であり、また、父親・母親となるための自覚を高めていく大切な時期です。

<主な事業>

- ・ 性と健康に関する思春期の健康教育
- ・ 性教育サポート事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 母子健康手帳の交付と母子保健・子育て情報の提供
- ・ ママパパ学級
- ・ 一般健康相談
- ・ 妊産婦歯科健康診査
- ・ 妊産婦医療費の助成
- ・ こんにちは赤ちゃん事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 不妊治療費助成
- ・ 子育てサロン(地域子育て支援拠点事業)

2 乳幼児期

乳幼児期は、就学前のおおむね0歳～5歳とします。この時期は、遊びを中心とした体験の中で試行錯誤を繰り返し、家庭を中心とした人々との愛情あふれる関わりを通じて、基本的な信頼関係を築き、認知力や豊かな情操を身につけるなど、人格形成の基礎となる時期です。

<主な事業>

- ・ 幼保小連携による交流事業
- ・ こんにちは赤ちゃん事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 子どものむし歯予防事業
- ・ 保育所等における食育の推進
- ・ 予防接種の実施
- ・ こども医療費助成
- ・ ここ・ほっと巡回相談事業
- ・ 子ども発達相談室
- ・ 早期療育支援事業（カンガルー教室）
- ・ 重症心身障がい児プール活動支援事業
- ・ 通園（かすが園・若葉園）事業
- ・ 障がい児療育支援事業
- ・ 発達支援児保育の推進（障がい児保育の推進）
- ・ 身近な地域で支援が受けられる体制の整備
- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 障がい児の家族支援
- ・ 発達支援ネットワーク推進事業
- ・ ここ・ほっと交流事業
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 男性の家庭参画の促進
- ・ 教育・保育施設による供給体制の確保
- ・ 地域型保育事業による供給体制の確保
- ・ 宮っ子ステーション事業（子どもの家事業）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）
（ひとり親家庭等の児童の）保育所等入所の実施
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 子育てサロン（地域子育て支援事業）
- ・ なかよしクラブ事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 子ども総合相談
- ・ 子育て情報提供事業
- ・ 宮っ子ふれあいブック事業
- ・ 児童虐待未然防止等推進事業
- ・ 児童虐待防止等ネットワーク会議
- ・ 赤ちゃんの駅事業
- ・ 公共建築物・道路・公園・公共交通手段のバリアフリー

3 学童期

学童期は、おおむね小学生の時期とします。この時期は、集団生活の中で人間関係を広げながら様々な体験を積み重ね、自分の役割を認識し、思いやりや豊かな心を育むとともに、多様な知識や基礎的な体力を身につける時期です。また、未来に夢と希望をもって、様々なことに挑戦していく時期でもあります。

＜主な事業＞

- ・ 宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室事業）
- ・ 青少年の居場所づくり事業
- ・ 宮っ子の誓い活用促進事業
- ・ 「小中一貫教育・地域学校園」の推進
- ・ 幼保小連携による交流事業
- ・ 少人数指導・習熟度別学習の推進
- ・ キャリア教育の充実
- ・ 職業体験キッズみや
- ・ 予防接種の実施
- ・ こども医療費の助成
- ・ 体力向上に関する指導の充実
- ・ アルコールに関する健康教育
- ・ 学校教育における食育の推進
- ・ 家庭・地域における生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の推進
- ・ 学校生活への適応支援の充実
- ・ 日中一時支援（放課後支援型）事業
- ・ 発達支援ネットワーク推進事業
- ・ 宮っ子ステーション事業（子どもの家・留守家庭児童会事業）
- ・ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 宮っこフェスタの開催
- ・ 魅力ある学校づくり地域協議会の活動の充実
- ・ 子ども総合相談
- ・ 子育て情報提供事業
- ・ 子ども情報センター事業
- ・ 教育相談事業
- ・ ふれあいのある家庭づくり事業
- ・ 家庭教育講座の充実
- ・ 男性の家庭参画の促進
- ・ 児童虐待未然防止等推進事業
- ・ 児童虐待防止等ネットワーク会議
- ・ いじめゼロ運動の推進
- ・ 子どもの一斉見守り活動
- ・ 不審者や災害等に関する安全教育の充実
- ・ 交通事故防止に関する取組の充実
- ・ スクールガード体制の充実
- ・ 犯罪発生情報の提供と防犯対策の普及
- ・ 交通指導員による交通安全指導
- ・ 交通安全教室の開催
- ・ 「ネットいじめ等パトロール・相談事業」の推進

4 思春期

思春期は、おおむね中学生から高校生の時期とします。この時期は、自分自身を見つめ、多くの人との関わりや社会の中での自分の存在を認識し、社会性を身につけ、責任をもって主体的に行動し、将来に向かってより高度な知識や技術を習得し、夢や希望をもって様々なことに挑戦していく時期です。

<主な事業>

- ・ 中高生と乳幼児のふれあい交流事業
- ・ 青少年の居場所づくり事業
- ・ 高校生への読書活動支援事業
- ・ 早朝教養講座「宮の朝活」事業
- ・ 青少年の自己形成支援の推進
- ・ 「小中一貫教育・地域学校園」の推進
- ・ 奨学金貸付事業等
- ・ 生活困窮世帯等への学習支援事業
- ・ 青少年の総合相談事業
- ・ キャリア教育の充実
- ・ 体力向上に関する指導の充実
- ・ 薬物乱用防止啓発事業
- ・ 喫煙防止普及啓発事業
- ・ アルコールに関する健康教育
- ・ 学校教育における食育の推進
- ・ 家庭・地域における生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の推進
- ・ 性と健康に関する思春期の健康教育
- ・ 性教育サポート事業
- ・ エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業
- ・ デートDV防止のための啓発
- ・ 学校生活への適応支援の充実
- ・ 発達支援ネットワーク推進事業
- ・ 魅力ある学校づくり地域協議会の活動の充実
- ・ 青少年巡回指導活動
- ・ 子ども情報センター事業
- ・ 教育相談事業
- ・ 結婚観の醸成につながる意識啓発・自己啓発事業
- ・ 家族観や結婚観を醸成するための意識啓発
- ・ いじめゼロ運動の推進
- ・ 「ネットいじめ等パトロール・相談事業」の推進

5 青年期

青年期は、18歳からおおむね30歳の時期とします。この時期は、社会の中における自分らしさと役割を認識しつつ積極的に社会活動に参加し、社会規範を遵守するなど、社会に貢献する時期です。

<主な事業>

- ・ 早朝教養講座「宮の朝活」事業
- ・ 奨学金貸付事業等
- ・ 青少年の総合相談事業
- ・ 若者自立支援合同相談会
- ・ 若年層の就労支援事業
 - 資格取得講座
 - 就職支援セミナー
 - 就職相談
 - 就職困難者雇用奨励制度
- ・ 家庭・地域における生活習慣病の予防や食生活の改善に向けた食育の推進
- ・ エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業
- ・ デートDV防止のための啓発
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 男性の家庭参画の促進
- ・ 結婚観の醸成につながる意識啓発・自己啓発事業
- ・ 結婚活動を支援する情報提供
- ・ 一般健康相談
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ・ 青少年巡回指導活動
- ・ 青少年育成団体への支援
- ・ 青少年育成のための指導者育成事業
- ・ 結婚活動に役立つ自己啓発事業
- ・ 家族観や結婚観を醸成するための意識啓発事業
- ・ ライフプラン形成セミナー

ライフステージのイメージ

事業番号	事業名	妊娠前	妊娠中	乳児期		幼児期					学童期		思春期		青年期	
				6ヶ月未満	12ヶ月未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	低学年	高学年	中学生	高校生		
相談窓口・情報提供	16 青少年の総合相談事業(青少年自立支援センター)															
	90 一般健康相談															
	123 子ども総合相談															
	124 子育て情報提供事業(宮っこ子育て応援ナビ)															
	128 教育相談事業(教育相談室)															
子どもの保健	26 こんには赤ちゃん事業															
	27 養育支援訪問事業															
	28 乳幼児健康診査															
	29 子どものむし歯予防事業															
	30 保育所等における食育の推進															
	31 予防接種の実施															
	32 こども医療費助成															
	34 体力向上に関する指導の充実															
	35 薬物乱用防止啓発事業															
	36 喫煙防止普及啓発事業															
	37 アルコールに関する健康教育															
	38 学校教育における食育の推進															
	39 家庭・地域における生活習慣病等予防のための食育の推進															
	母親の保健	87 妊婦健康診査														
89 ママパパ学級																
91 妊産婦歯科健康診査																
92 妊産婦医療費助成																
93 不妊治療費助成																
子どもの保育	76 教育・保育施設による供給体制の確保															
	77 地域型保育事業による供給体制の確保															
	82 宮っ子ステーション事業(子どもの家・留守家庭児童会事業)															
	83 一時預かり事業															
	84 延長保育事業															
	85 病児保育事業															
	86 子育て支援短期入所事業(ショートステイ)															
ひとり親家庭への支援	94 就労に向けた総合的な支援															
	101 ひとり親家庭等日常生活支援事業															
	102 保育所等入所への配慮															
	106 市営住宅の優先措置															
	107 母子父子寡婦福祉資金貸付															

事業番号	事業名	妊前	妊中	乳児期		幼児期					学童期		思春期		青年期
				6ヶ月未満	12ヶ月未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	低学年	高学年	中学生	高校生	
障がい児のいる家庭への支援	44														
	45														
	46														
	48														
	49														
	50														
	51														
	52														
	54														
	55														
57															
地域における子育て支援	1														
	82														
	113														
	114														
	116														
	118														
	120														
	134														
	138														
	139														
	142														
	148														
	151														
152															
153															
力向上の支援	129														
	131														
	132														
体験・活動・学習等	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	17														
	18														
	19														
	20														
	23														
	43														
60															
127															
137															
145															
146															
147															

資料編

I 計画改定に係るニーズ調査結果の概要

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」の策定にあたり、子育て支援に関するサービスニーズ、市民や企業の子育て支援に対する意識、青少年を取り巻く環境などを把握することにより、各種施策や事業の基礎資料とするため、次の調査を実施した。

1. 調査対象者

対象者	調査数
就学前児童（0歳～5歳）の保護者	4,450人
小学校児童（1学年～6学年）の保護者	2,060人
青少年（15歳～29歳）	2,110人
ひとり親家庭世帯（母子・父子・寡婦）	1,700人
事業所（従業員10人以上）	1,700事業所

2. 調査期間

平成25年10月28日～11月27日

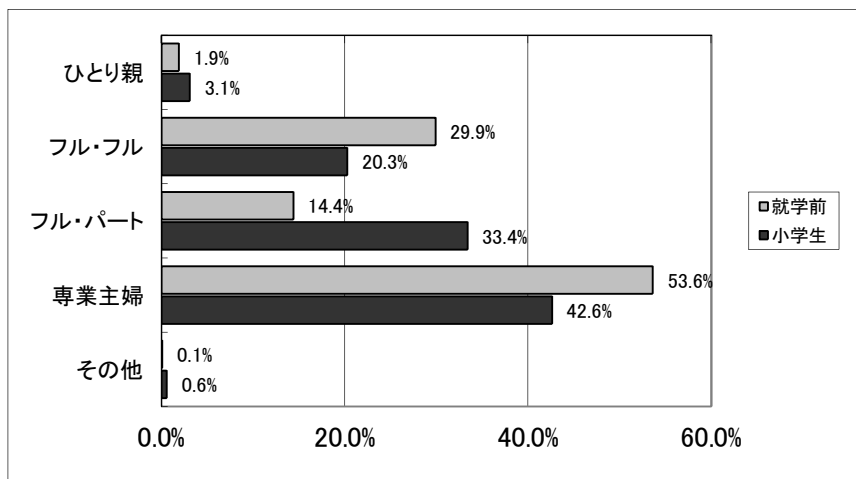
3. 回収率

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	4,450人	2,674人	60.1%
小学校児童の保護者	2,060人	997人	48.4%
青少年	2,110人	654人	31.0%
ひとり親家庭世帯	1,700人	572人	33.6%
事業所	1,700事業所	304事業所	17.9%

《就学前児童・小学生の保護者に対する調査》

1. 家族の状況

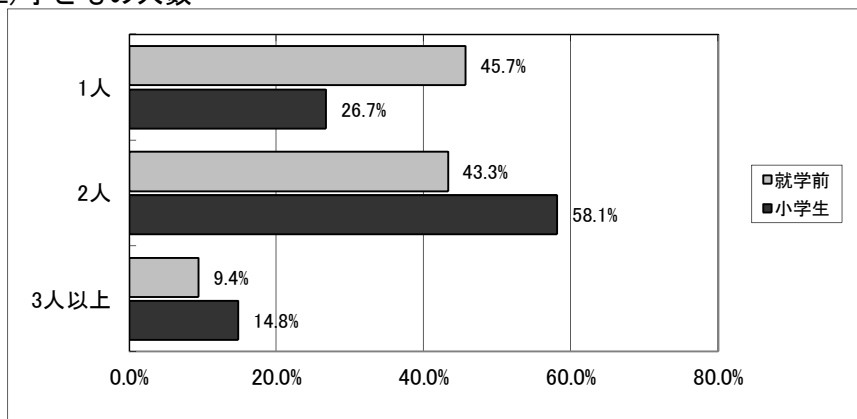
(1) 家族類型



○家族類型で最も割合が高いのは、「専業主婦」の世帯である。

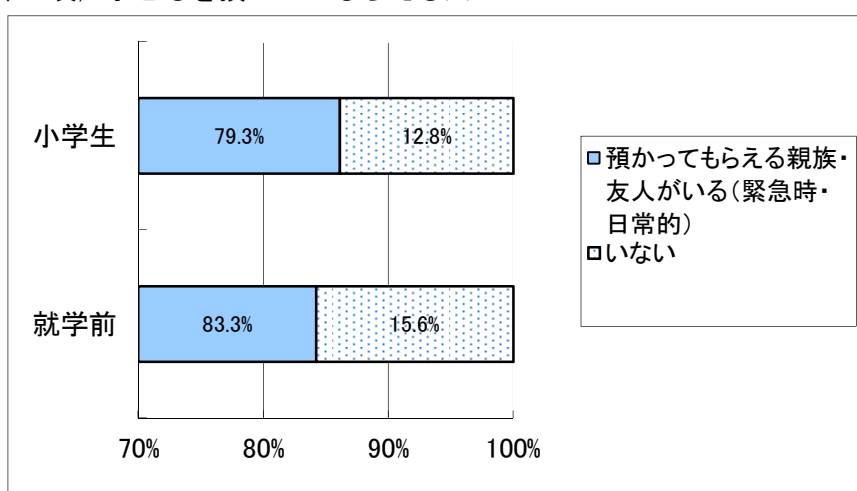
○小学生のいる世帯では、就学前児童のいる世帯と比較し、「専業主婦」，「フルタイム・フルタイム」の世帯の割合が下がり，「フルタイム・パートタイム」の世帯の割合が上がっている。

(2) 子どもの人数



○子どもの人数は、就学前児童のいる世帯では「1人」が、小学生のいる世帯では「2人」が最も多く、「3人以上」子どものいる世帯は少ない。

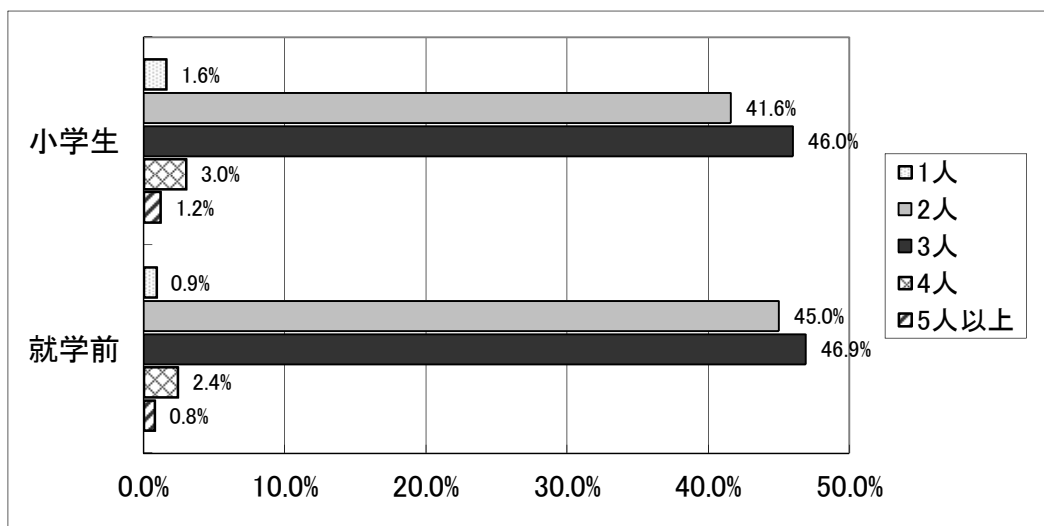
(3) 日頃、子どもを預かってもらえる人



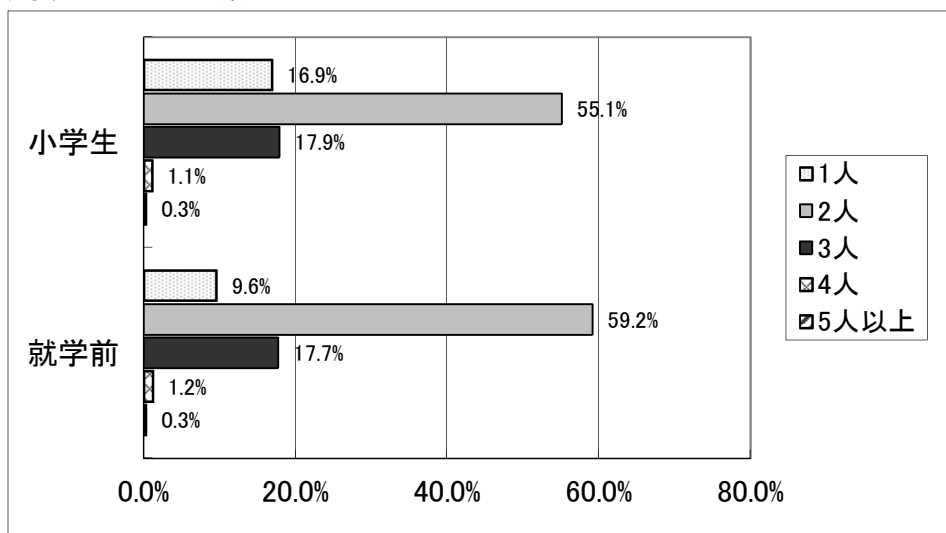
○日頃、子どもを預かってもらえる人がいない世帯が、1割強ある。

2. 理想の子どもの数と予定の子どもの数

(1) 理想の子どもの数



(2) 予定の子どもの数



(3) 予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由（主なもの）

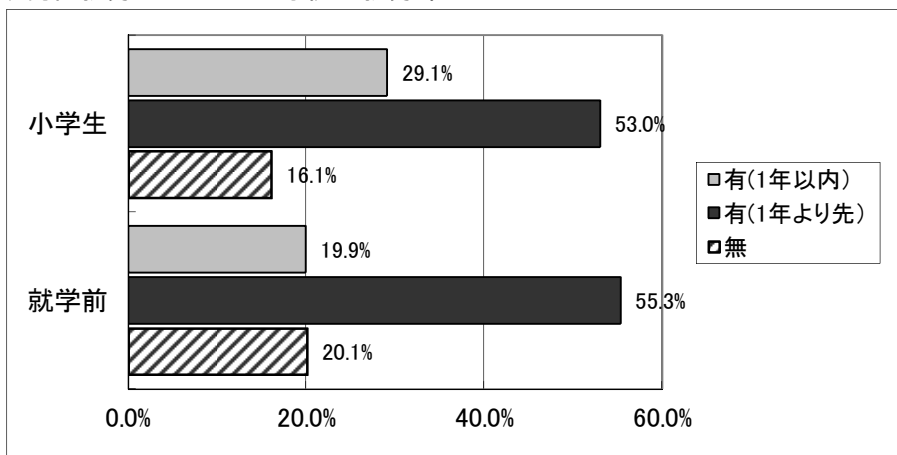
- ・子どもの教育にお金がかかるから
 - ・教育以外にもお金がかかるから
 - ・出産・育児の心理的・身体的負担
- ※就学前，小学生とも同じ傾向

○理想の子どもの数は「3人」が最も多いが，予定の子どもの数は「2人」が最も多くなっている。

○予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由は，子どもを育てるにはお金がかかる，出産・育児の心理的・身体的負担が大きいが主なものである。

3. 母親の就労

(1) 現在就労していない母親の就労希望



○就学前児童の保護者と比べ，小学生の保護者が1年以内に就労を希望する割合が高くなっている。

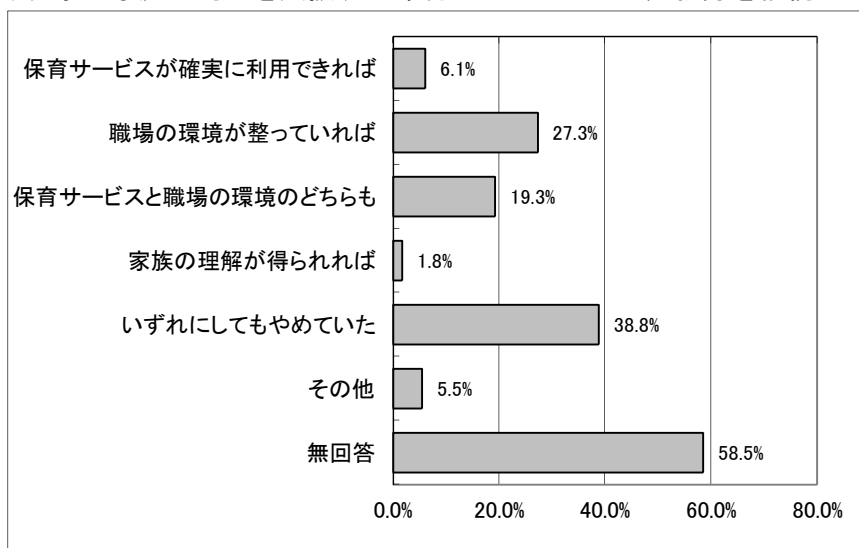
(2) 一番小さい子どもが何歳になったときに就労を希望するか

- ・就学前 5.2歳
- ・小学生 9.0歳

(3) 子どもの出産前後（それぞれ1年以内）に離職したか（就学前）

- ・離職した 41.5%

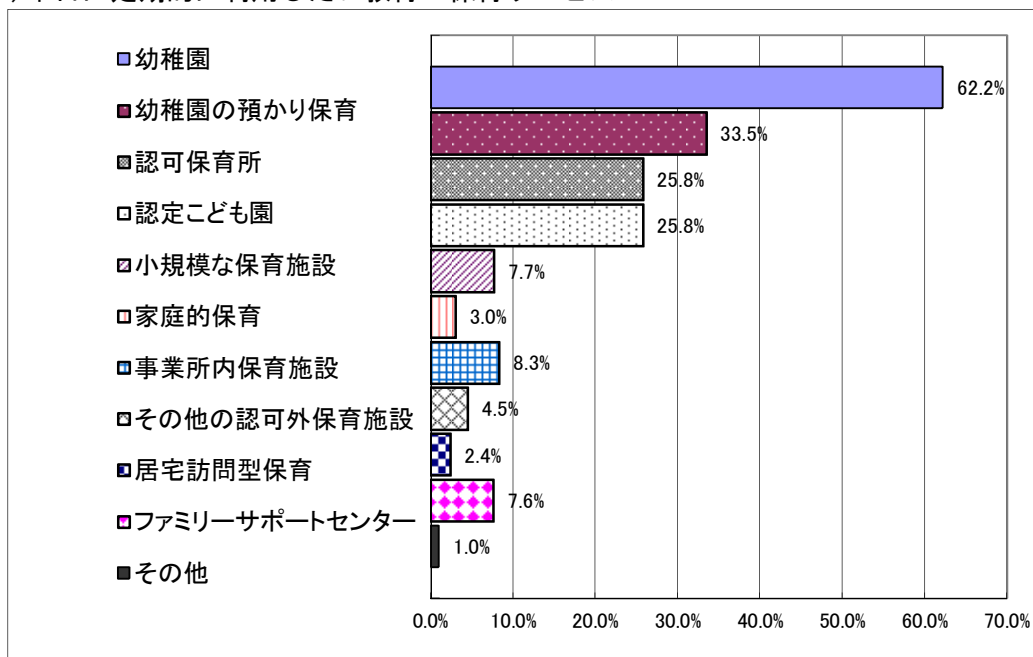
(4) 仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていたら、就労を継続したか（就学前）



○保育サービスや職場の環境が整っていれば就労を継続したと回答した人の割合は、約5割である。

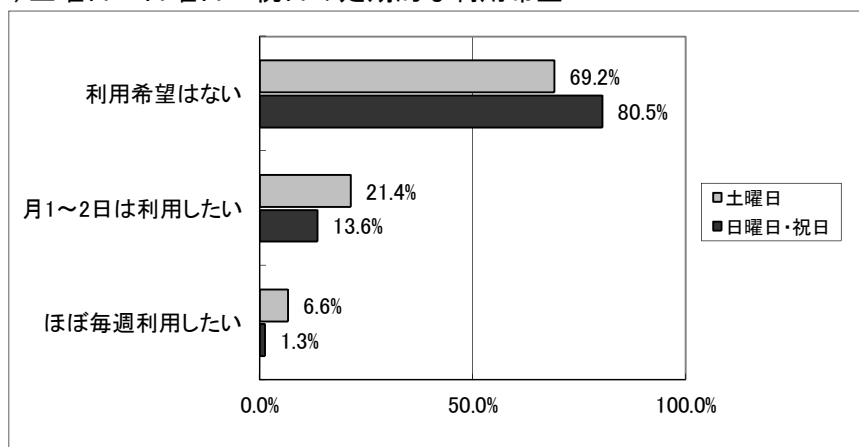
4. 教育・保育サービス

(1) 平日に定期的に利用したい教育・保育サービス



○幼稚園や認可保育所、認定こども園などの利用意向が高い。

(2) 土曜日・日曜日・祝日の定期的な利用希望



○土曜日、日曜日・祝日を毎週利用したい人の割合はあまり高くないが、月に1～2日利用したい人の割合は、土曜日21.4%、日曜日・祝日13.6%となっている。

月に1～2日利用したい理由（主なもの）

- ・月に数回仕事が入るため
- ・平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
- ・息抜きのため

5. 病児・病後児保育

(1) 病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できない時（保育所や学校等を休まなければならない時），できれば施設に預けたい人

	施設に預けたい人
就学前	43.0%
小学生	15.1%

(2) 施設に預けたい日数（1年間）

	施設に預けたい日数
就学前	6.5日
小学生	4.1日

○病気やケガで教育・保育サービスを利用できなかつたり、学校を休まなければならないとき、施設に預けたい人の割合は、就学前児童の保護者の方が高い。また、1年間に施設に預けたい日数の平均は、就学前児童の保護者で6.5日となっている。

6. 宿泊を伴わない一時預かり

(1) 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や病気、あるいは就労のため、一時預かりを利用したい人

	一時預かりを利用したい人
就学前	46.1%
小学生	-

(2) 施設に預けたい日数（1年間）

	施設に預けたい日数
就学前	20.4日
小学生	38.4日

○私用やリフレッシュ目的等で一時預かりを利用したい人の割合は、就学前児童の保護者において約45%となっている。また、1年間に施設に預けたい日数は、小学生の保護者の方が多い。

7. 宿泊を伴う一時預かり

(1) この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことがあった人

	泊りがけで預けなければならないことがあった人
就学前	18.2%
小学生	9.9%

(2) 家族以外に預けた泊数（1年間）

	家族以外に預けた泊数
就学前	6.5泊
小学生	6.3泊

○保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで預けなければならないことがあった人の割合は約1～2割である。また、預けた泊数は、1年間に、約6泊程度である。

8. 子どもの家・留守家庭児童会

(1) 小学校入学以降、子どもの家・留守家庭児童会を利用したい人

小学校低学年 44.3% 小学校高学年 31.1%

(2) 放課後子ども教室を利用したい人

小学校低学年 26.4% 小学校高学年 27.4%

○約45%の就学前児童の保護者が、小学校低学年において子どもの家・留守家庭児童会の利用を希望しているが、高学年においては約30%が利用を希望している。

9. 子育てサロン（就学前）

(1) 子育てサロンを利用したい人 35.9%

(2) 利用希望日数(1週あたり)

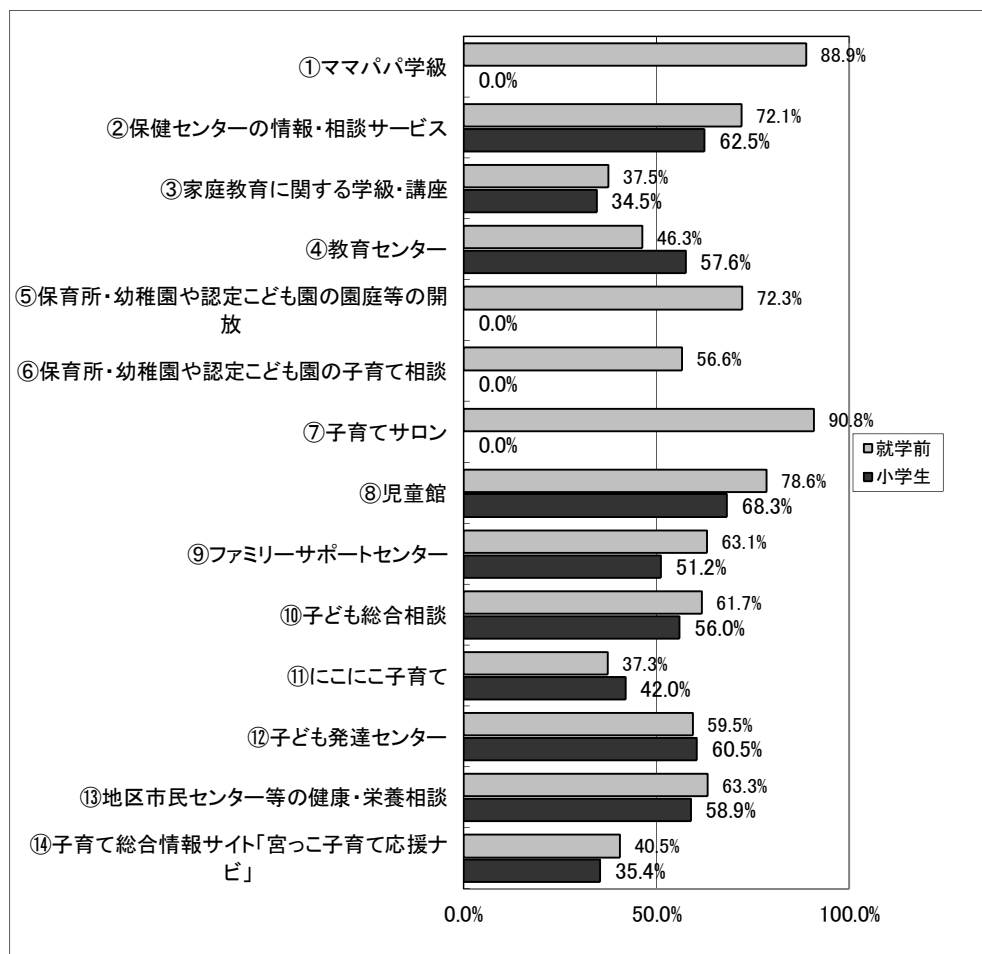
今は利用していないが今後利用したい 1.5日

既に利用しているが今後利用日数を増やしたい 1.9日

○子育てサロンの利用意向は、就学前児童の保護者の約35%で、1週あたり2日程度である。

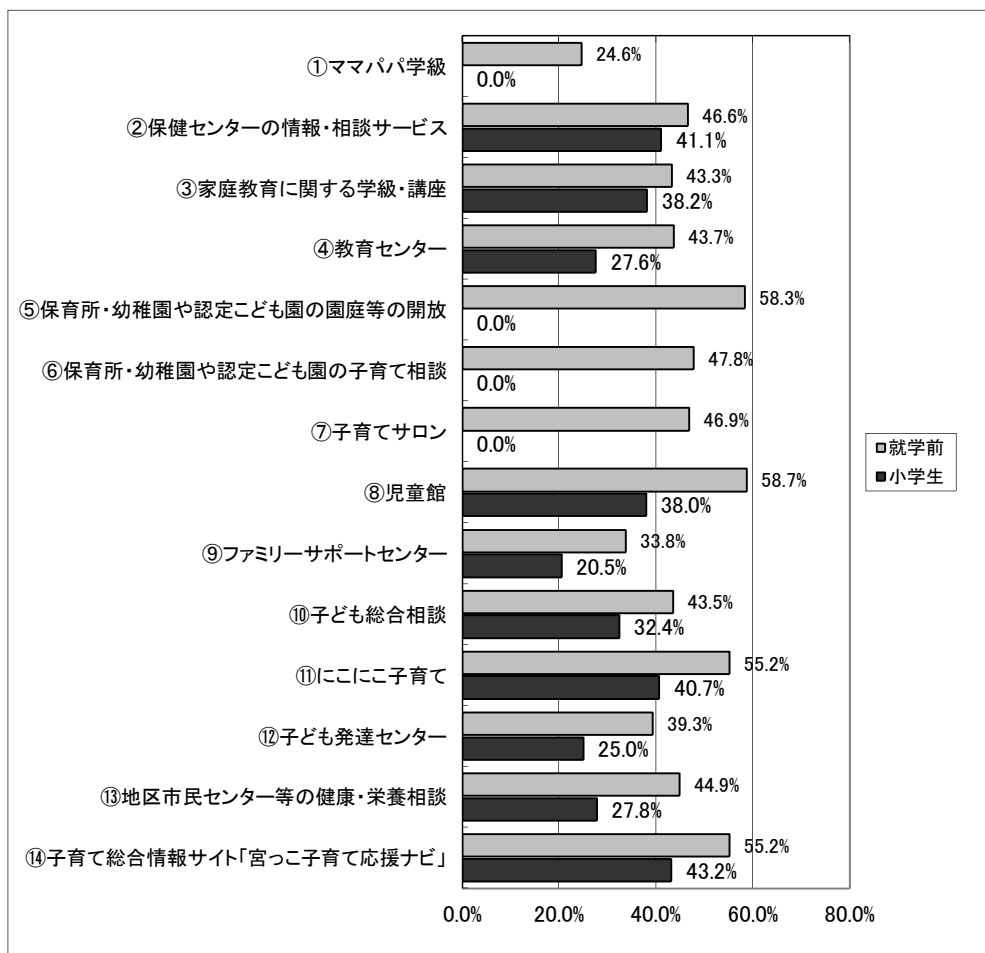
10. 子育て支援サービスの認知度・利用意向

(1) 子育て支援サービスを知っている



○子育て支援サービスの認知度は、就学前児童の保護者では、ママパパ学級や子育てサロンの認知度が高い。また、小学生の保護者では、児童館や保健センターの情報・相談サービスの認知度が高い。

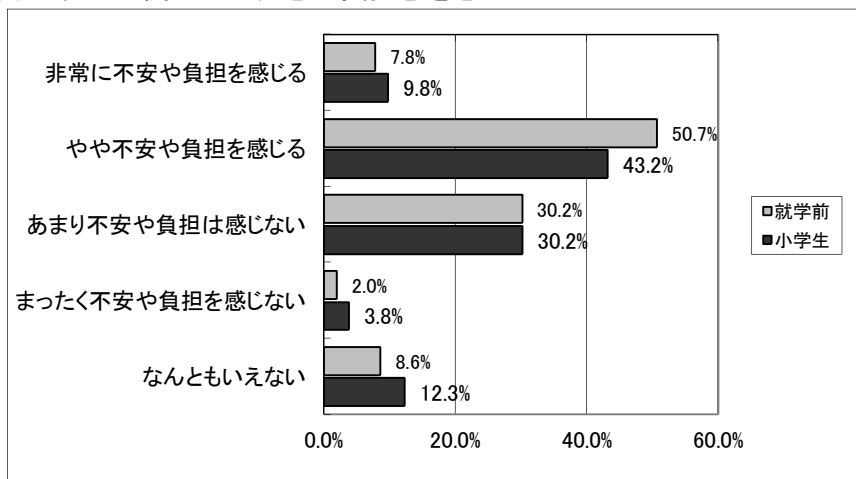
(2) 今後利用したい子育て支援サービス



○子育て支援サービスの利用意向は、就学前児童の保護者では、保育所・幼稚園や認定こども園の園庭等の開放や児童館の利用意向が高い。また、小学生の保護者では子育て総合情報サイト「宮っこ子育て応援ナビ」や保健センターの情報・相談サービスの利用意向が高い。

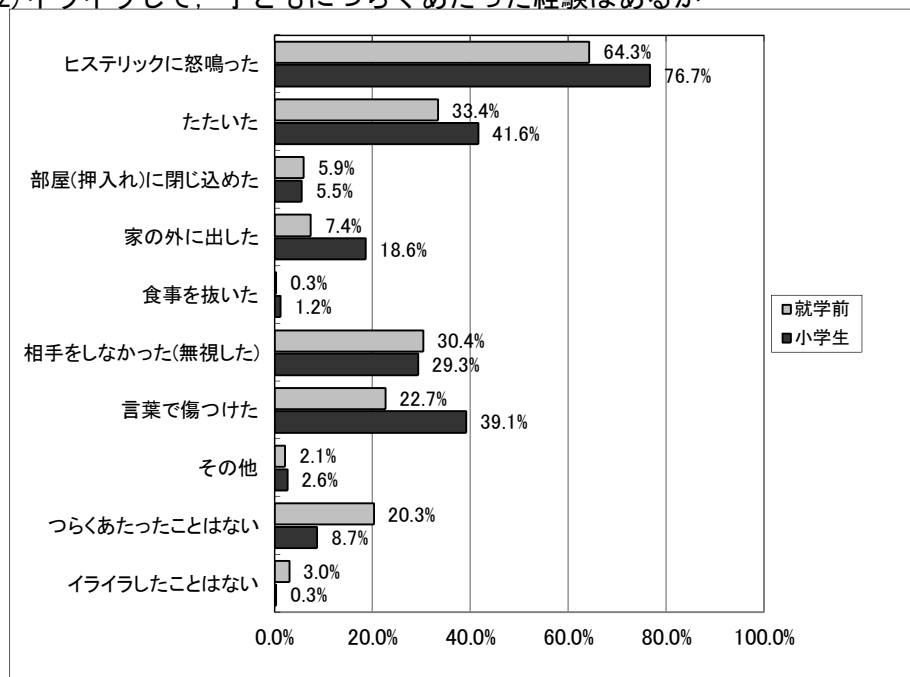
1 1. 子育てに関する悩みや不安感

(1) 子育てに関して不安感や負担感を感じるか



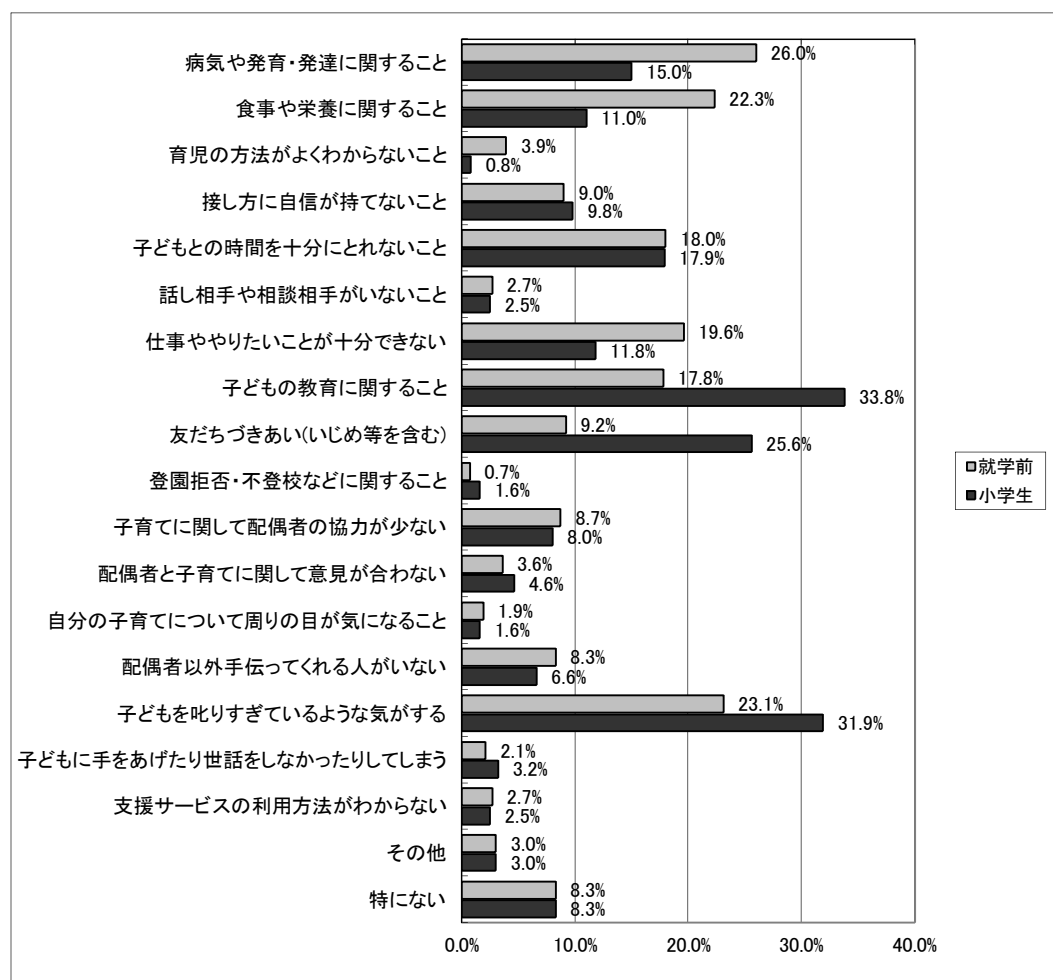
○5割以上の方が、子育てに関して不安感や負担感を感じている。

(2) イライラして、子どもにつらくあたった経験はあるか



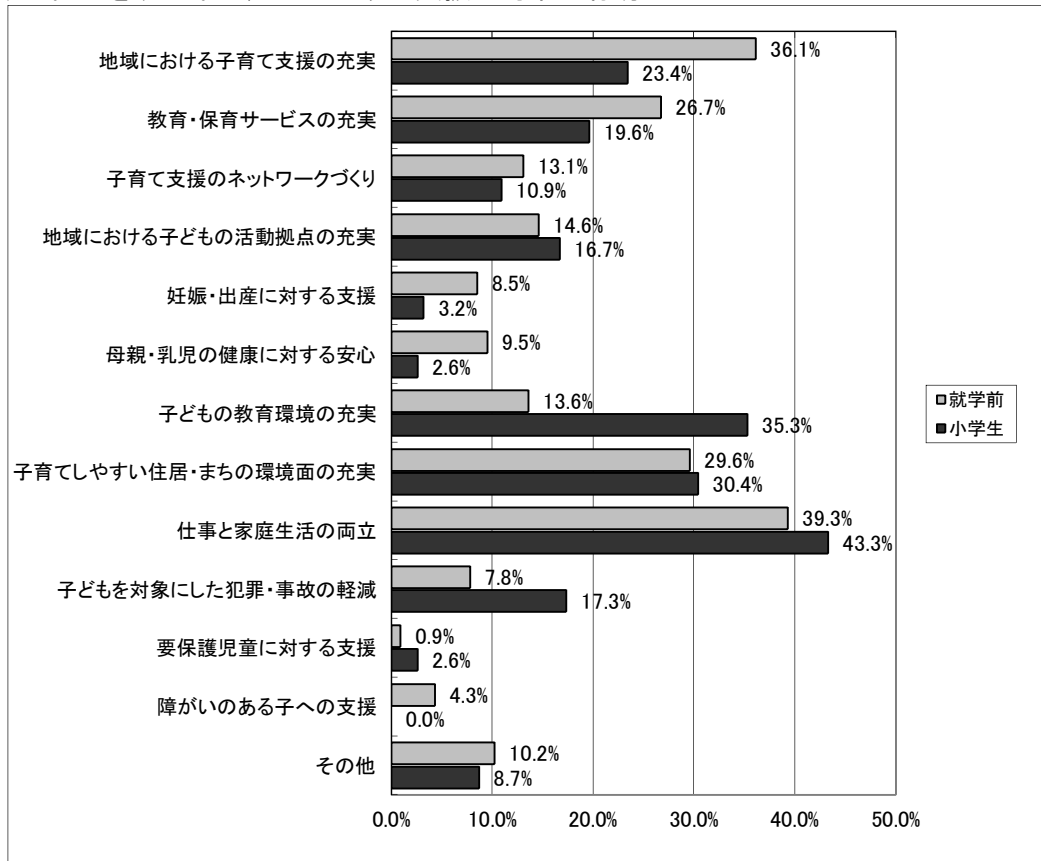
- 約8割の人が、子どもにつらくあたった経験がある。
- 就学前児童の保護者と小学生の保護者とも、ほとんど同じ傾向である。

(3) 子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること



- 就学前児童の保護者と小学生の保護者とも、「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が高い。
- ほかに、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達」、「食事や栄養」に関する割合が高いが、小学生の保護者では、「子どもの教育」、「友だちづきあい」に関する割合が高い。

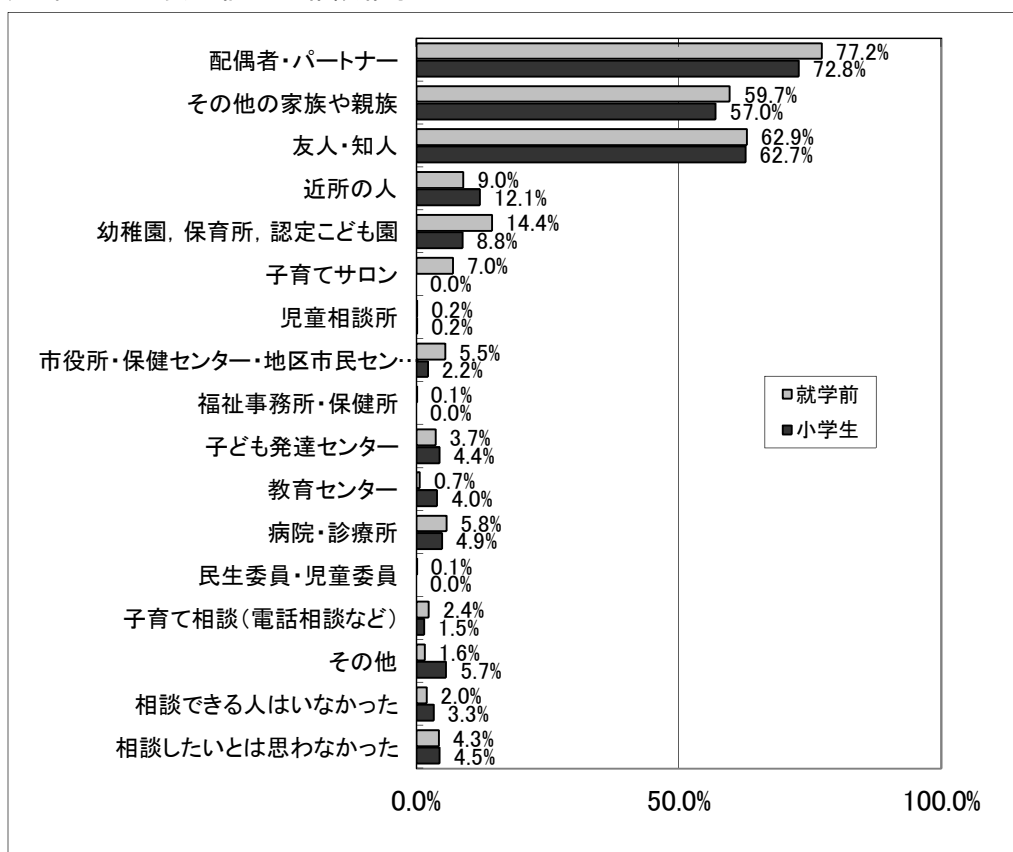
(4) 子育てをする中で、どのような支援・対策が有効か



○就学前児童の保護者と小学生の保護者とも、仕事と家庭生活の両立や住居・まちの環境面の充実が有効と考える人の割合が高い。

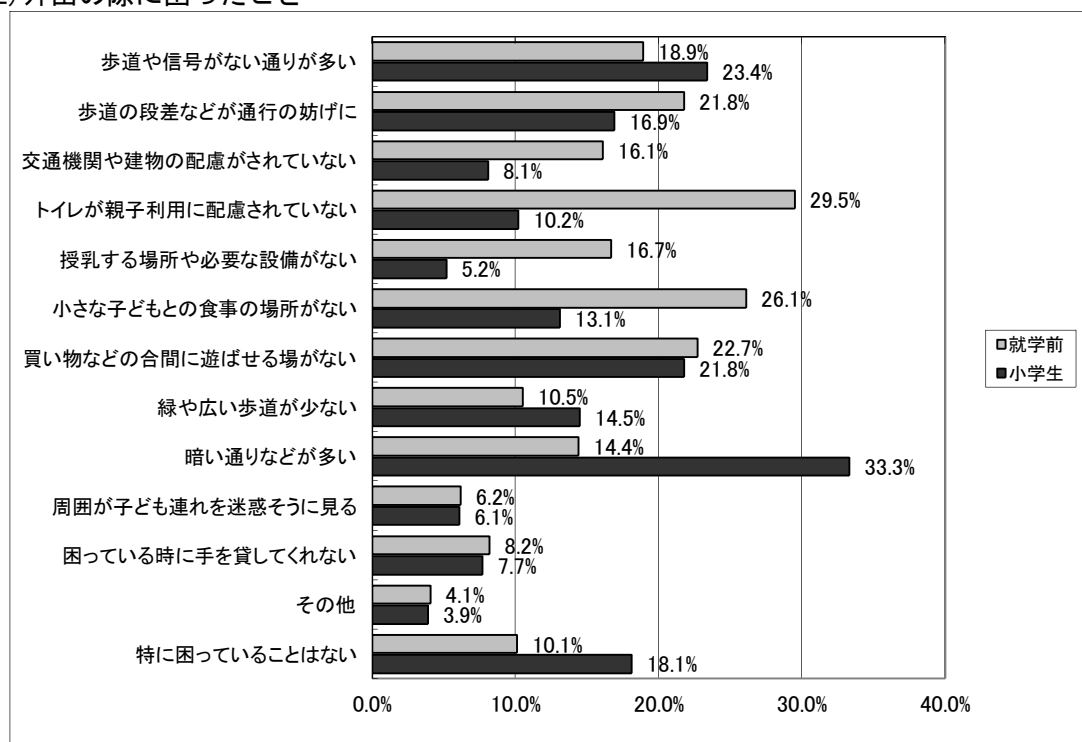
○就学前児童の保護者では、地域における子育て支援の充実や教育・保育サービスの充実が有効と考える人の割合が高く、小学生の保護者では、子どもの教育環境の充実が有効と考える人の割合が高い。

1 2. 子育てと身近な地域の関わり
 (1) 子育ての不安や悩みの相談相手



○子育ての不安や悩みの相談相手は、多くの人が配偶者・パートナーやその他の家族・親族、友人・知人としている。

(2) 外出の際に困ったこと

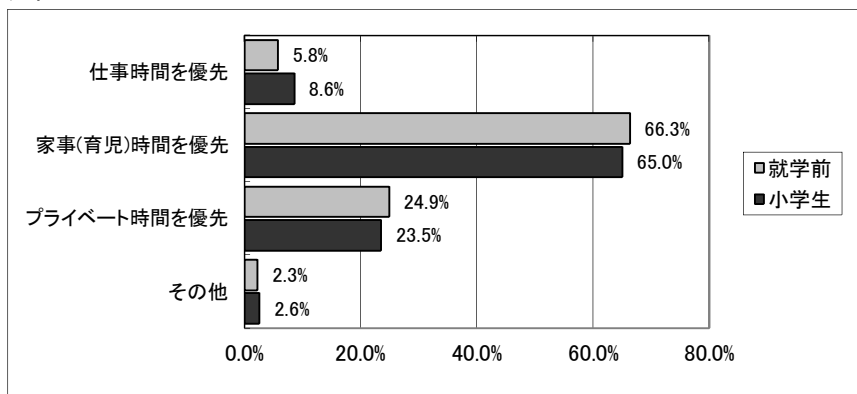


○就学前児童の保護者では、トイレが親子利用に配慮されていない、小さな子どもとの食事の場所がないといった意見が多い。

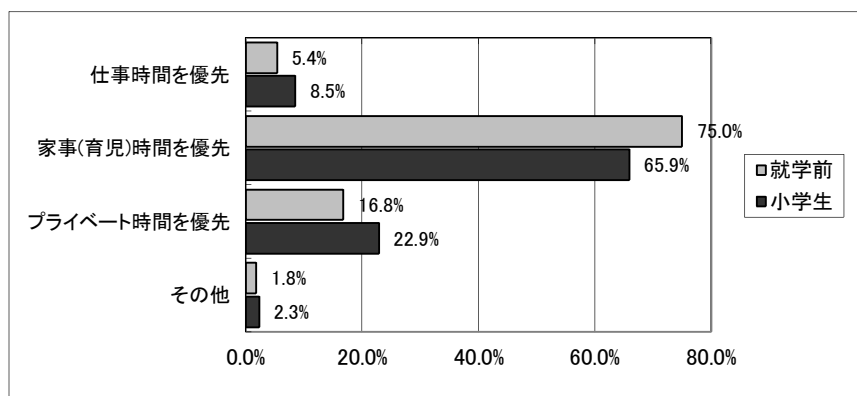
○小学生の保護者では、暗い通りなどが多い、歩道や信号がない通りが多いといった意見が多い。

13. 「仕事時間」と「生活時間」の優先度

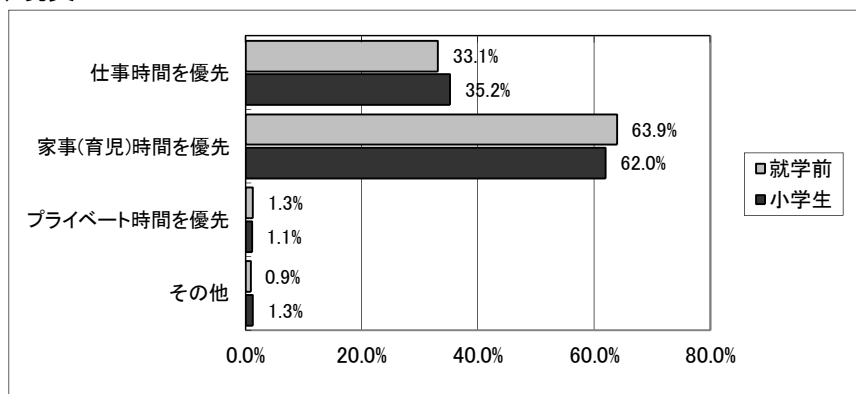
(1) 希望



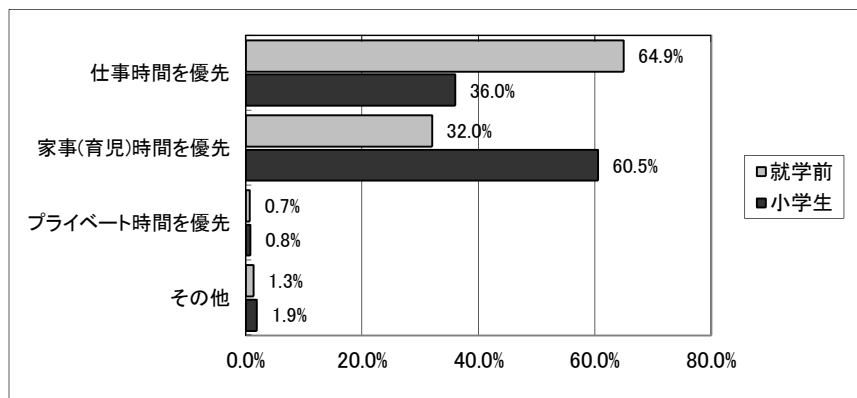
※下のグラフは、両親が共働き（フルタイム）の世帯の結果



(2) 現実



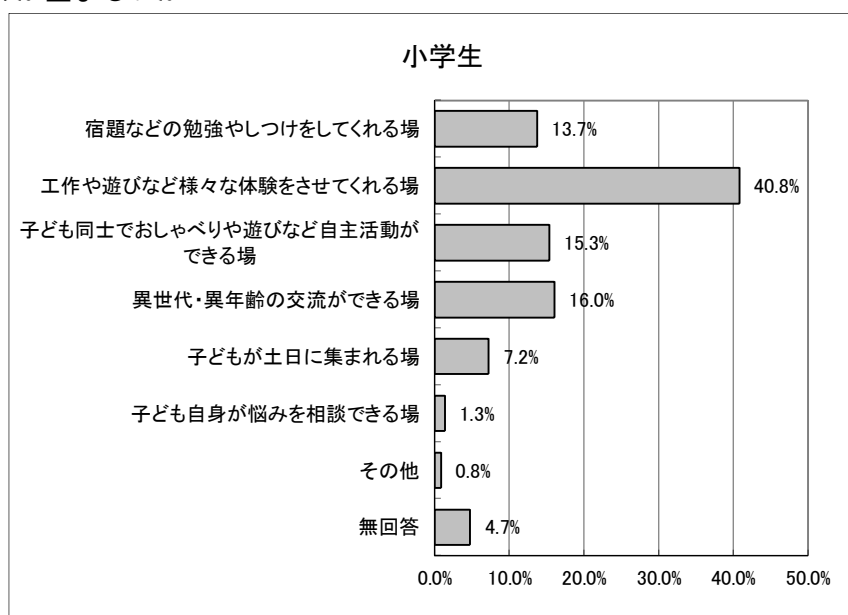
※下のグラフは、両親が共働き（フルタイム）の世帯の結果



○ 希望はプライベート時間の優先の割合が高いが、現実にはプライベート時間の優先の割合は低く、仕事時間の優先の割合が高い。特に、両親が共働きの世帯では顕著に現れている。この傾向は、就学前児童の保護者により強く出ている。

14. 子どもの居場所

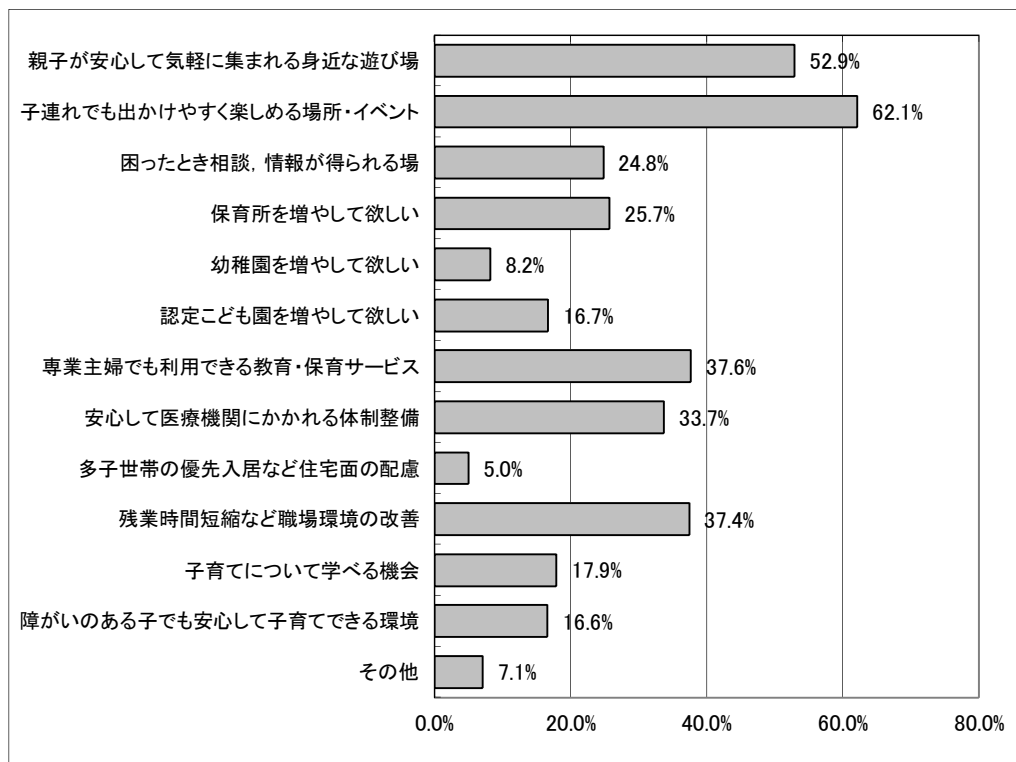
(1) 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合、どのようなものが望ましいか



○子どもに工作や遊びなど様々な体験をさせてくれる場を望む割合が高い。

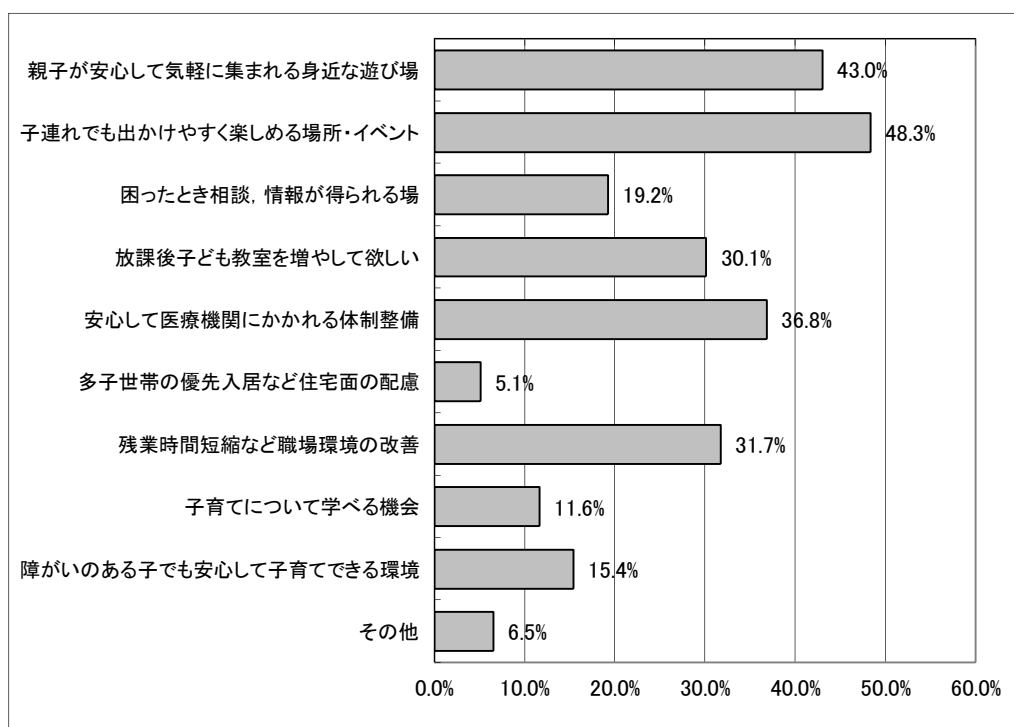
15. 子育てに関して行政に期待すること

(1) 就学前児童



○親子が安心して気軽に集まれる身近な遊び場や子連れでも出かけやすく楽しめる場所・イベントの割合が高い。

(2) 小学生

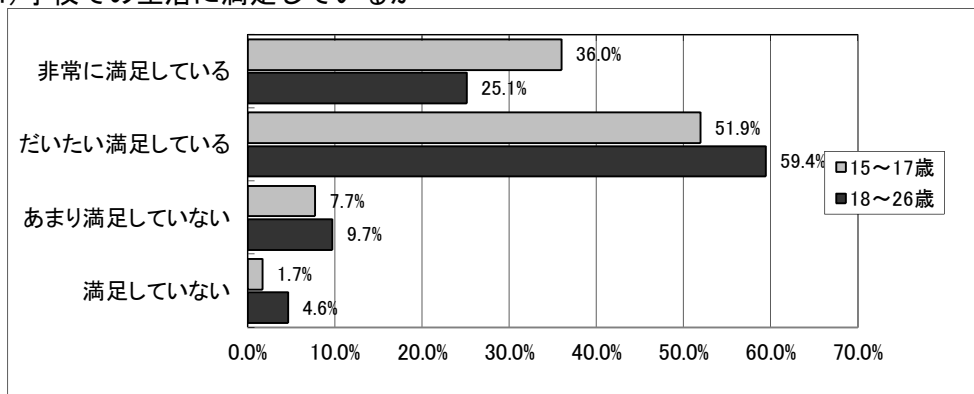


○親子が安心して気軽に集まれる身近な遊び場や子連れでも出かけやすく楽しめる場所・イベントの割合が高い。

《青少年に対する調査》

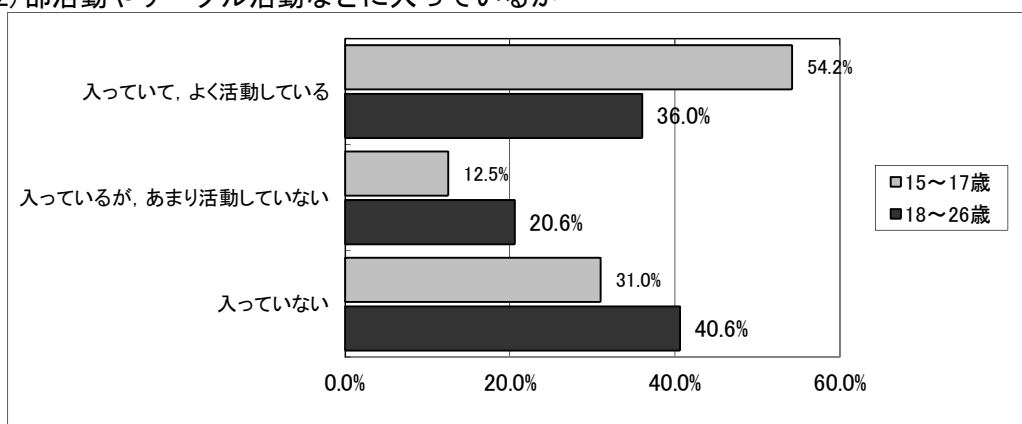
1. 学校での生活

(1) 学校での生活に満足しているか



○非常に満足している，だいたい満足しているの割合は，約85%以上を占める。

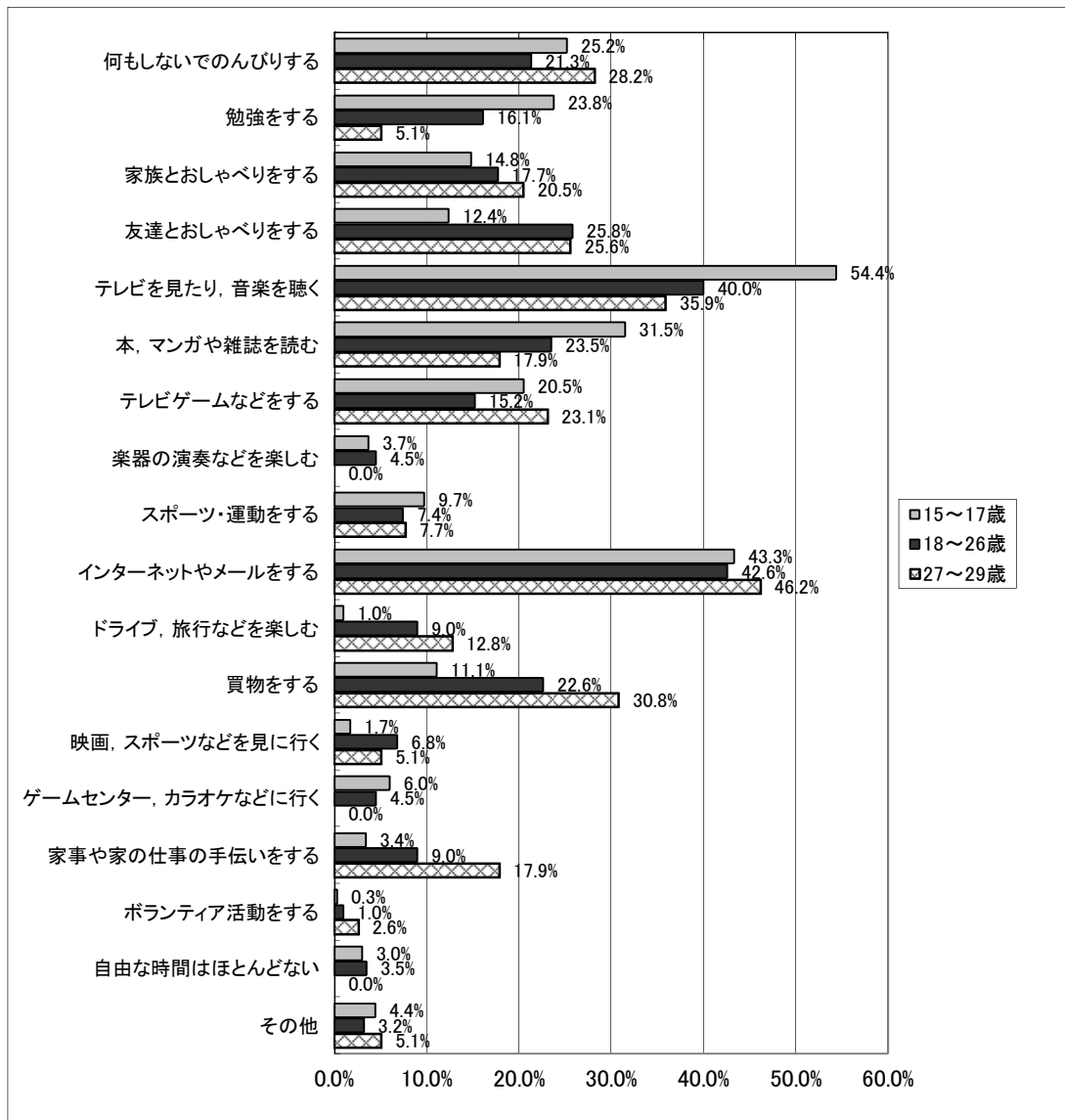
(2) 部活動やサークル活動などに入っているか



○15～17歳では約65%以上が，18～26歳では約55%以上が部活動やサークル活動などに入っている。

2. 放課後や休日の過ごし方

(1) 自由な時間の過ごし方



○すべての年台を通じて、インターネットやメールをする、テレビを見たり、音楽を聴く割合が高い。

○15～17歳では、本、マンガや雑誌を読む割合が高い。

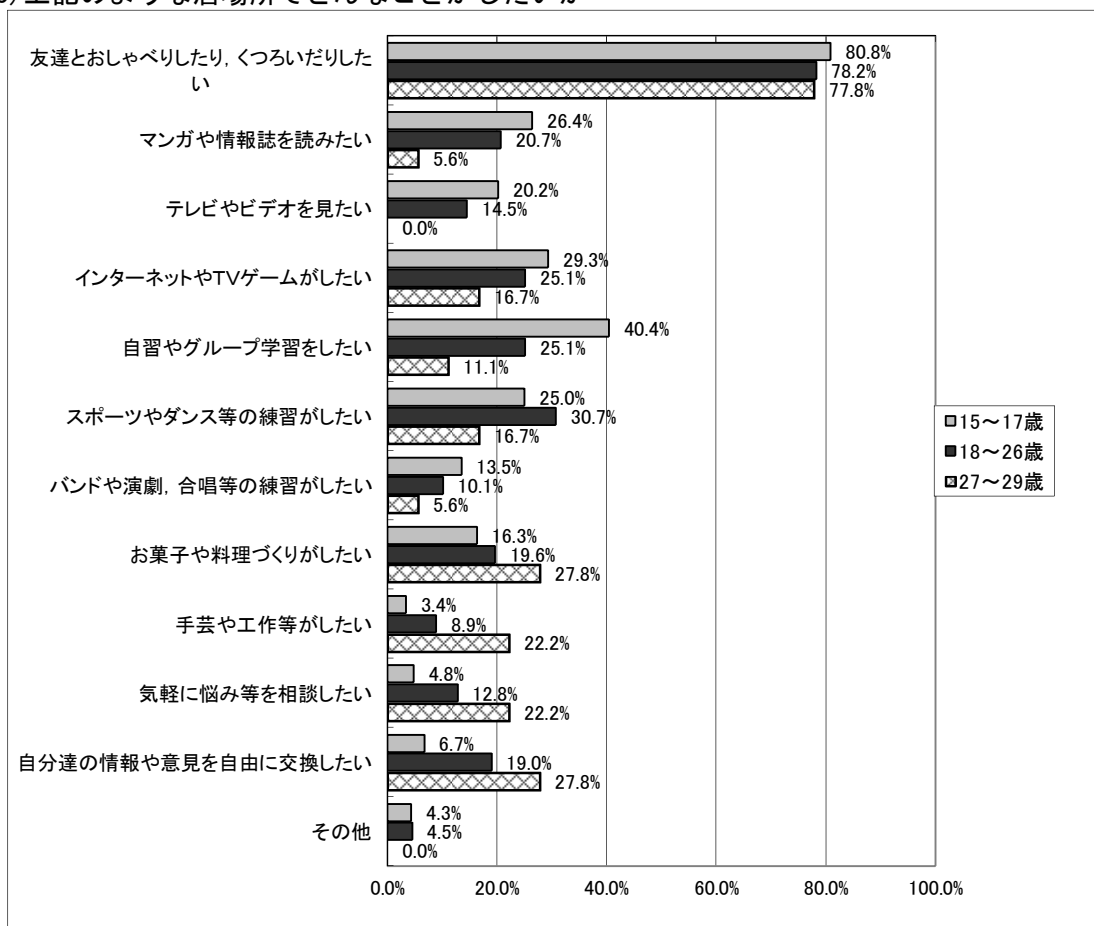
○18～26歳では、友達とおしゃべりをする割合が高い。

○27～29歳では、買物をする割合が高い。

(2) 自由な時間に気軽に集まれ、自由に遊んだり活動したりできる居場所の希望

	全体	15～17歳	18～26歳	27～29歳
希望する人	62.4%	69.8%	57.7%	46.2%

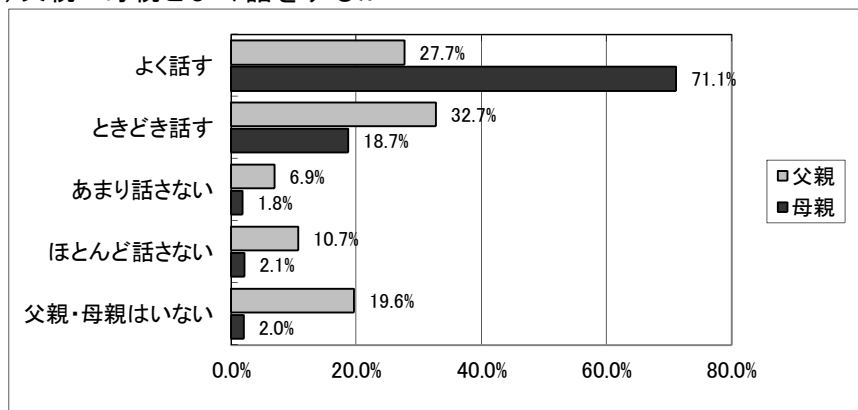
(3) 上記のような居場所でどんなことがしたいか



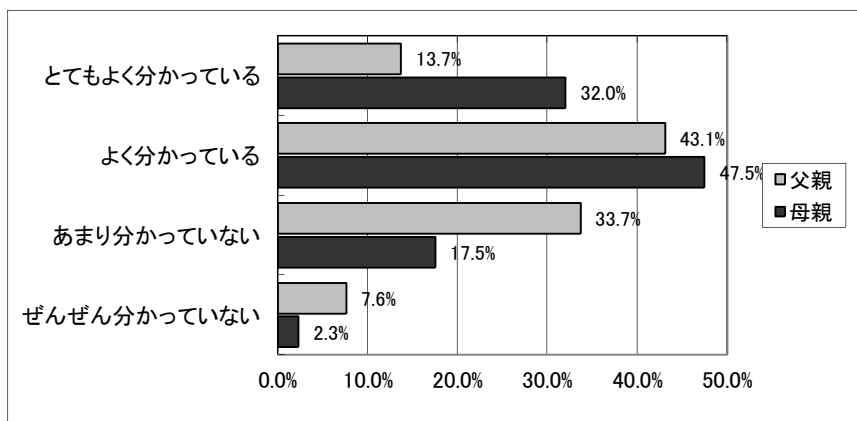
○すべての年台を通じて、自由な時間に気軽に集まれ、友達とおしゃべりしたり、くつろいだりする居場所を望む人が多い。

3. 家族との関係

(1) 父親・母親とよく話をするか



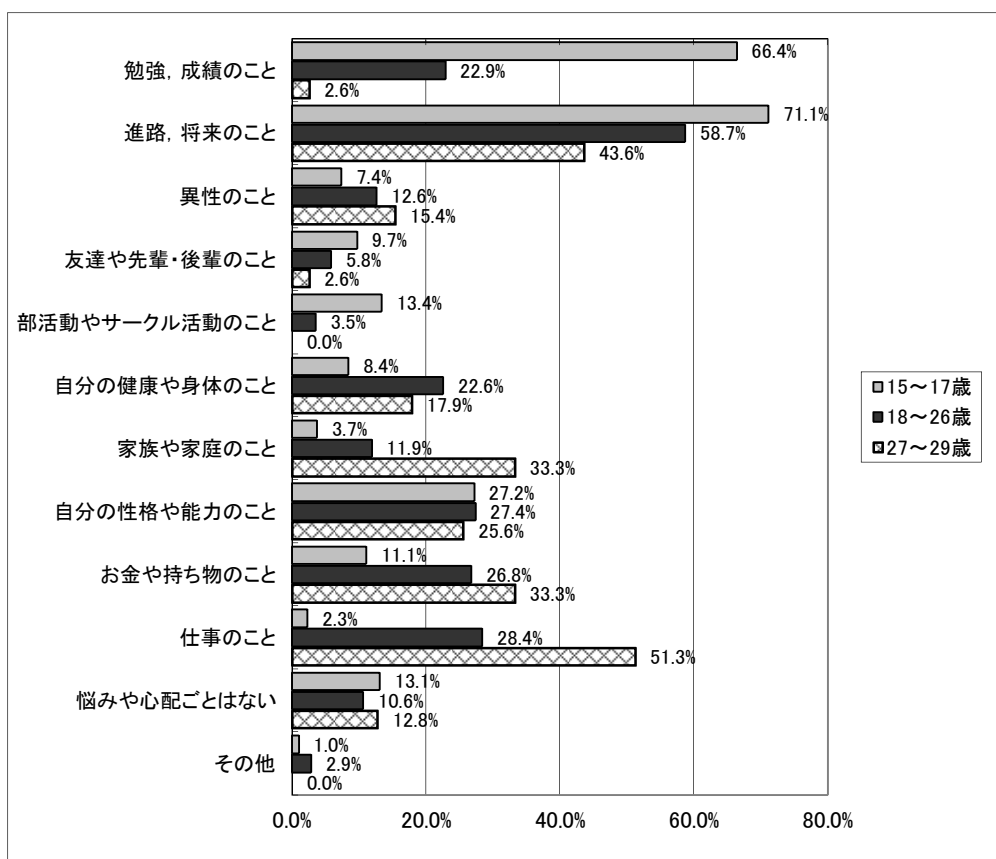
(2) 父親・母親は、あなたの気持ちをよく分かっていると思うか



○父親に比べ、母親との方がコミュニケーションがとれていることがうかがえる。

4. 悩みや不安など

(1) 悩みや不安があるか



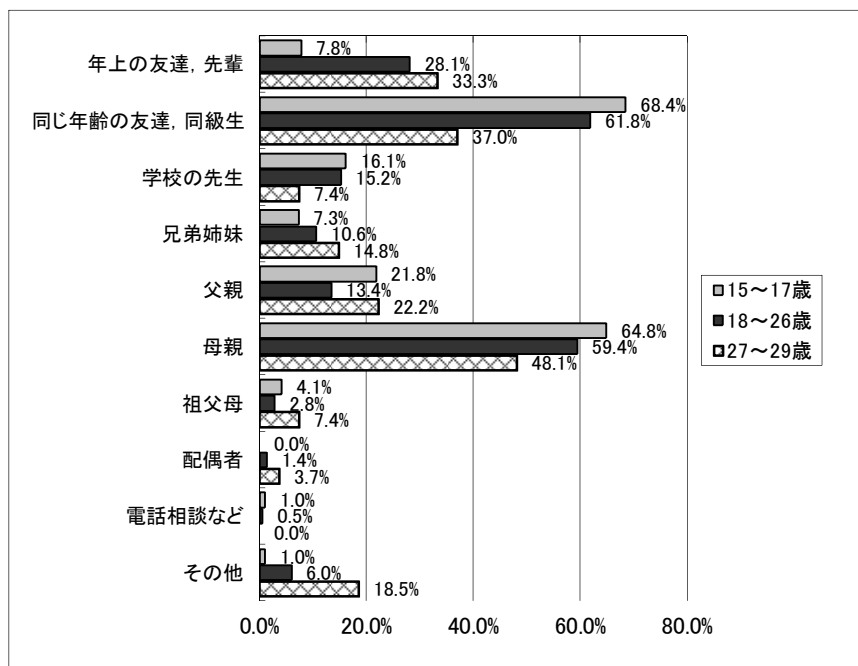
○約9割の青少年が悩みや不安を抱えている。

○15~26歳では、進路, 将来のことの割合が高い。27~29歳では、仕事のことの割合が高い。

(2) 一人では解決しにくい悩みや心配事を相談したか

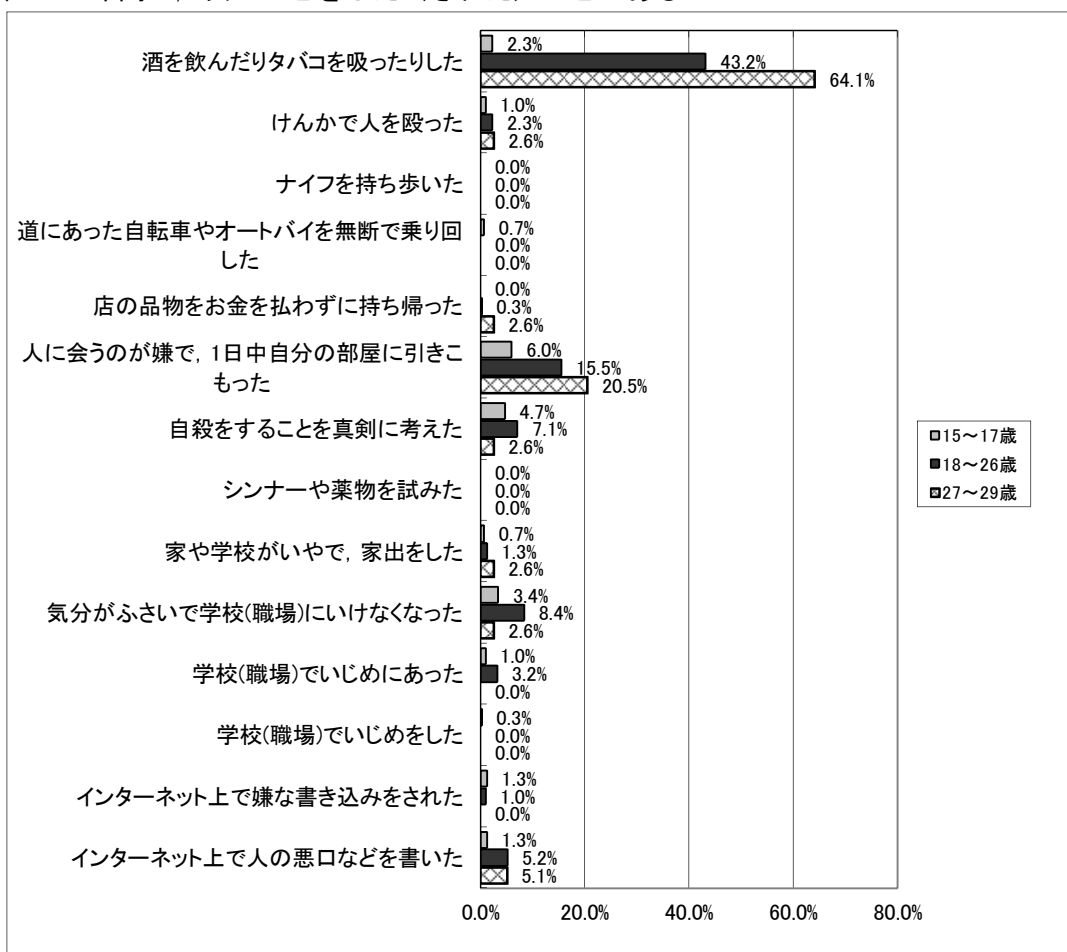
項目	割合 (%)
相談した	67.3
相談したかったが、相談できる人がいなかった	5.8
誰かに相談しようとは思わなかった	14.8

(3) 悩みや心配ごとの相談相手



○すべての年台を通じて、母親、同じ年齢の友達、同級生の割合が高い。
 ○「その他」の自由記載において、「SNSの友達」、「インターネット上で」という回答があった。

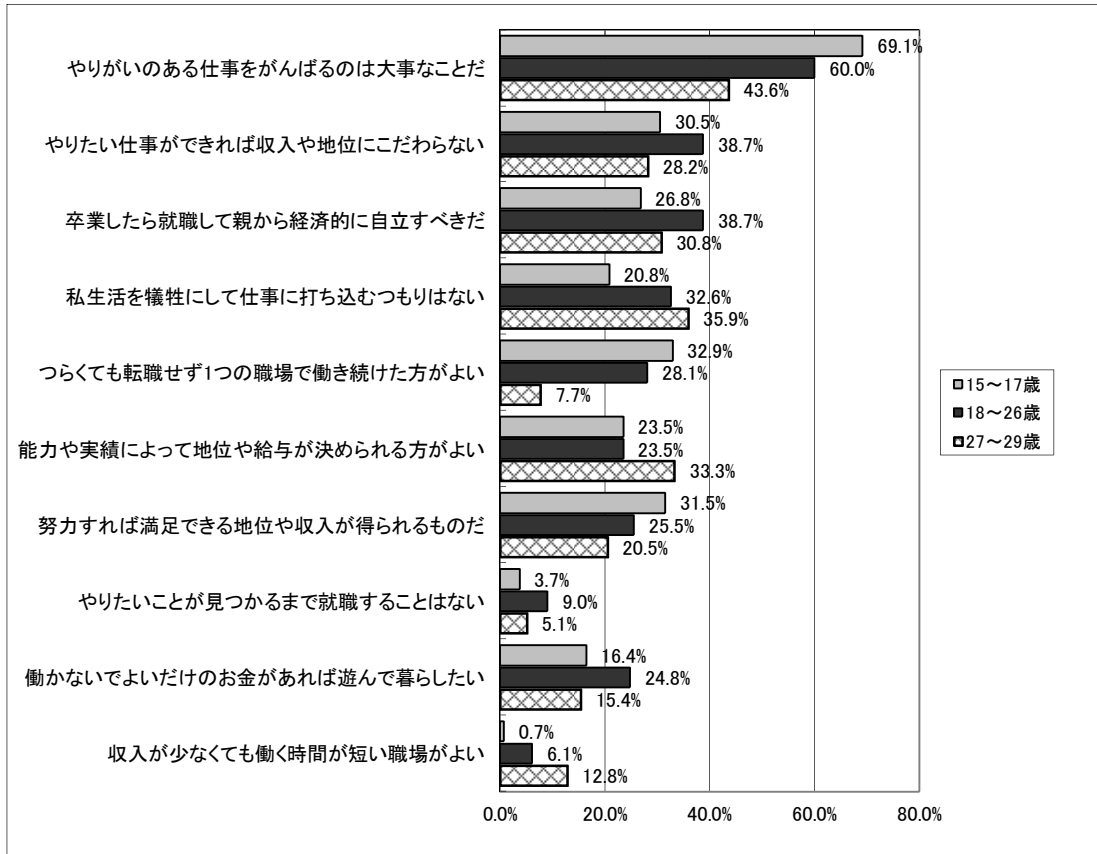
(4) この1年間に、次のことをした（された）ことがあるか



○すべての年台において、人に会うのがいやで1日中自分の部屋に引きこもったと回答している割合が高い。
 ○未成年で酒やタバコをのんだとの回答がある。（約5%）

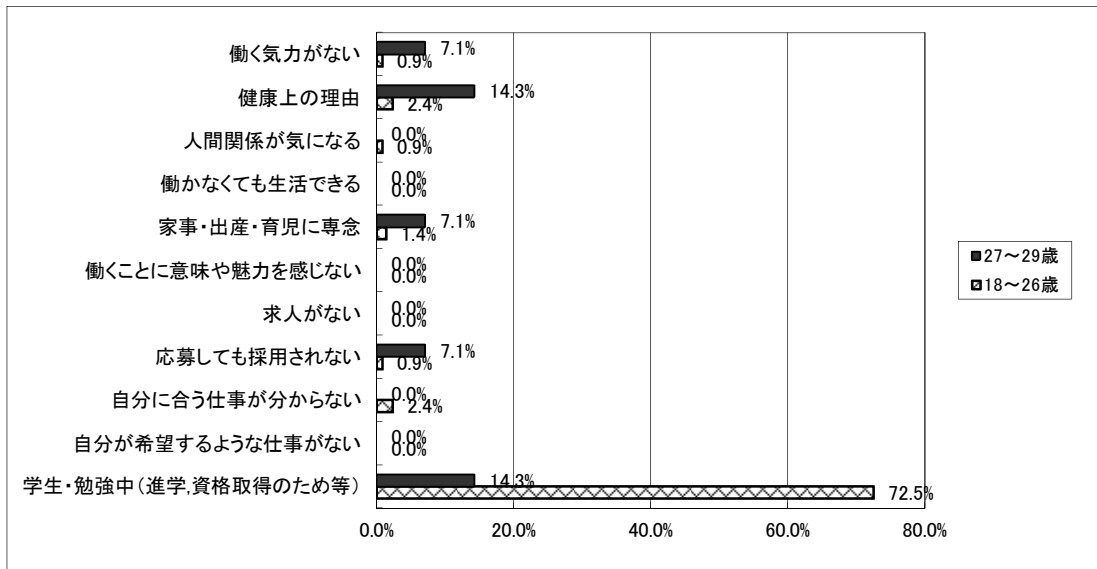
5. 職業について

(1) 職業についてどのように考えているか



○すべての年台において、やりがいのある仕事をがんばるのは大事であると回答している割合が高い。一方で、やりたいことが見つかるまで就職しない、収入が少なくても働く時間が短い職場がよいと回答した割合は低い。

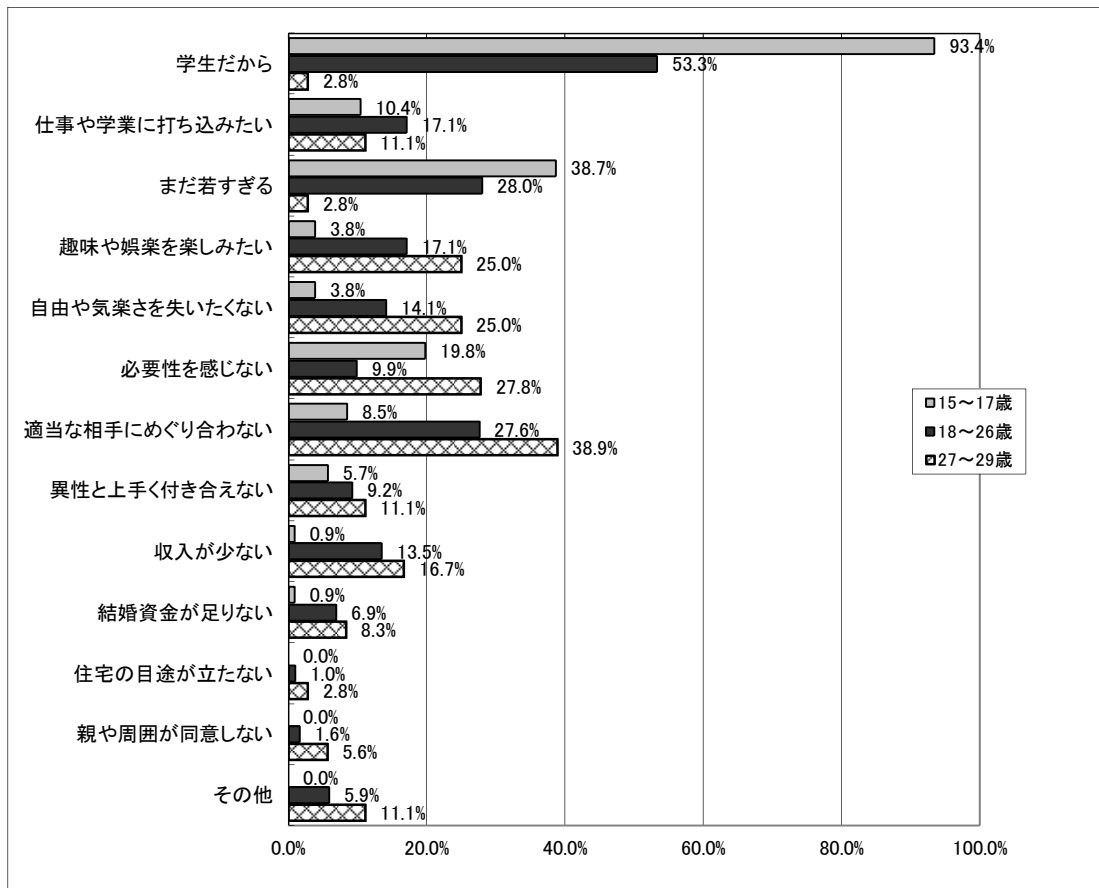
(2) 不就労の理由（18歳以上の不就労者を対象）



○18～26歳において「自分に合う仕事が見つからない」との回答が、割合は低いがある。
○18～26歳と27～29歳において、「応募しても採用されない」との回答が、割合は低いがある。

6. 結婚や子どもについて

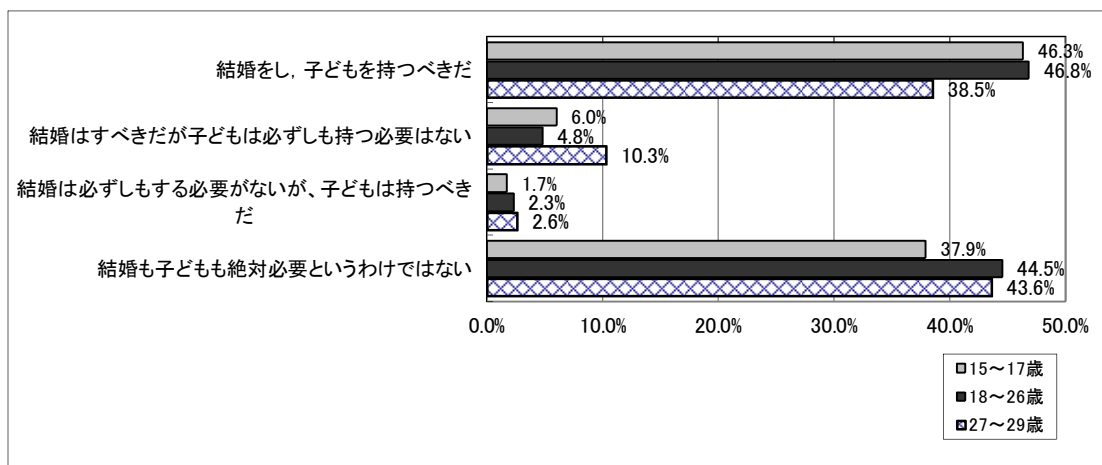
(1) 結婚していない理由



○18~26歳，27~29歳において，適当な相手にめぐり合わないと回答している割合が高く，異性と上手く付き合えないとの回答が約10%，収入が少ないとの回答が約15%ある。

○男女別では，「必要性を感じない」，「適当な相手にめぐり合わない」の回答が女性が男性と比較し約5%上回っており，「異性と上手く付き合えない」，「収入が少ない」の回答が男性が女性と比較し約6%上回っている。

(2) 結婚や出産についての考え方

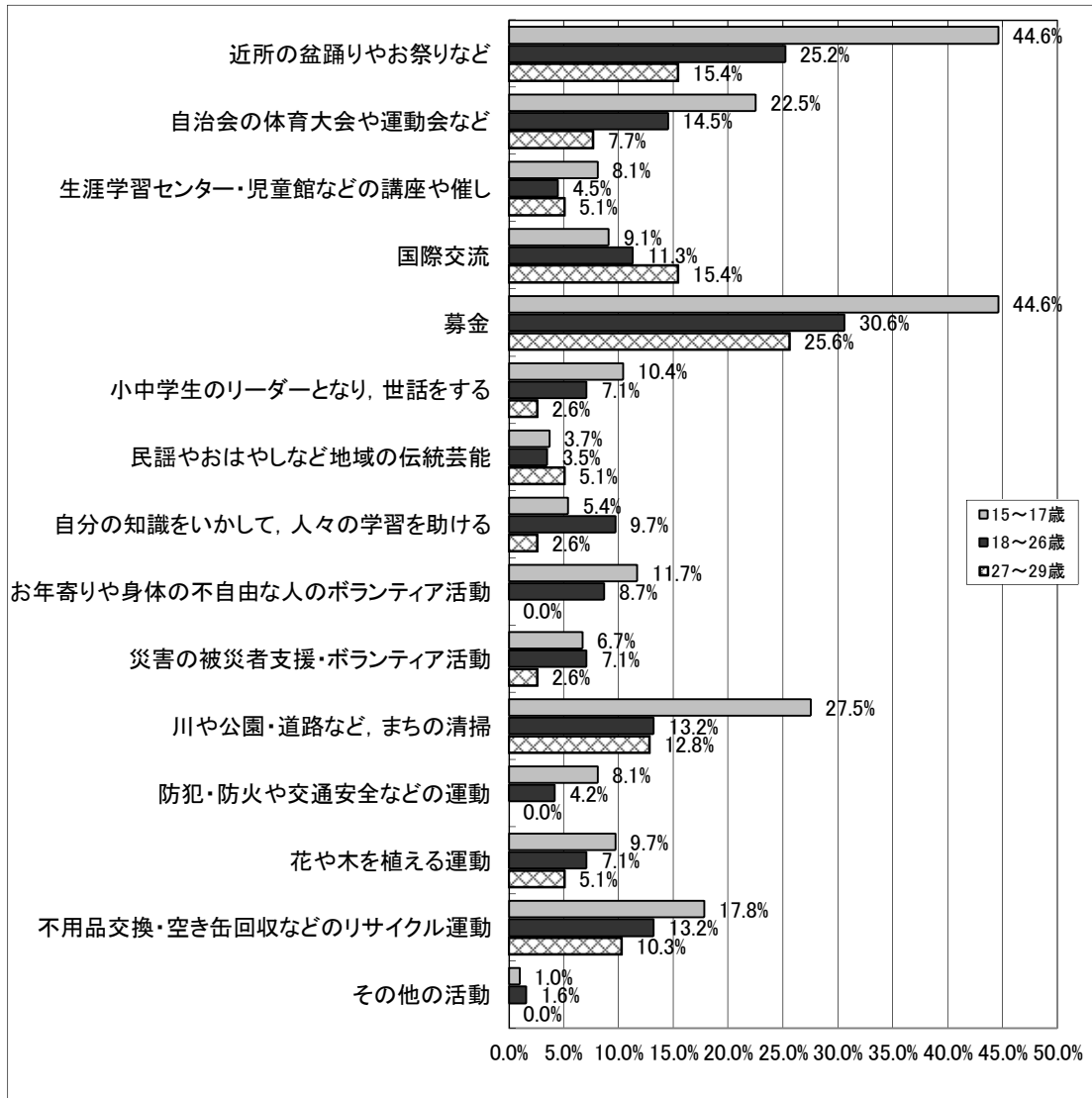


○結婚をし，子どもを持つべきだと回答している割合が，15~17歳，18~26歳では約50%であるのに対し，27~29歳では大きく減少し，40%を下回る。

○男女別では，「結婚をし，子どもを持つべきだ」の回答が男性では約50%あり，女性と比較し約8%上回っており，「結婚も子どもも絶対必要というわけではない」の回答が女性が男性と比較し約13%上回っている。

7. 地域での過ごし方

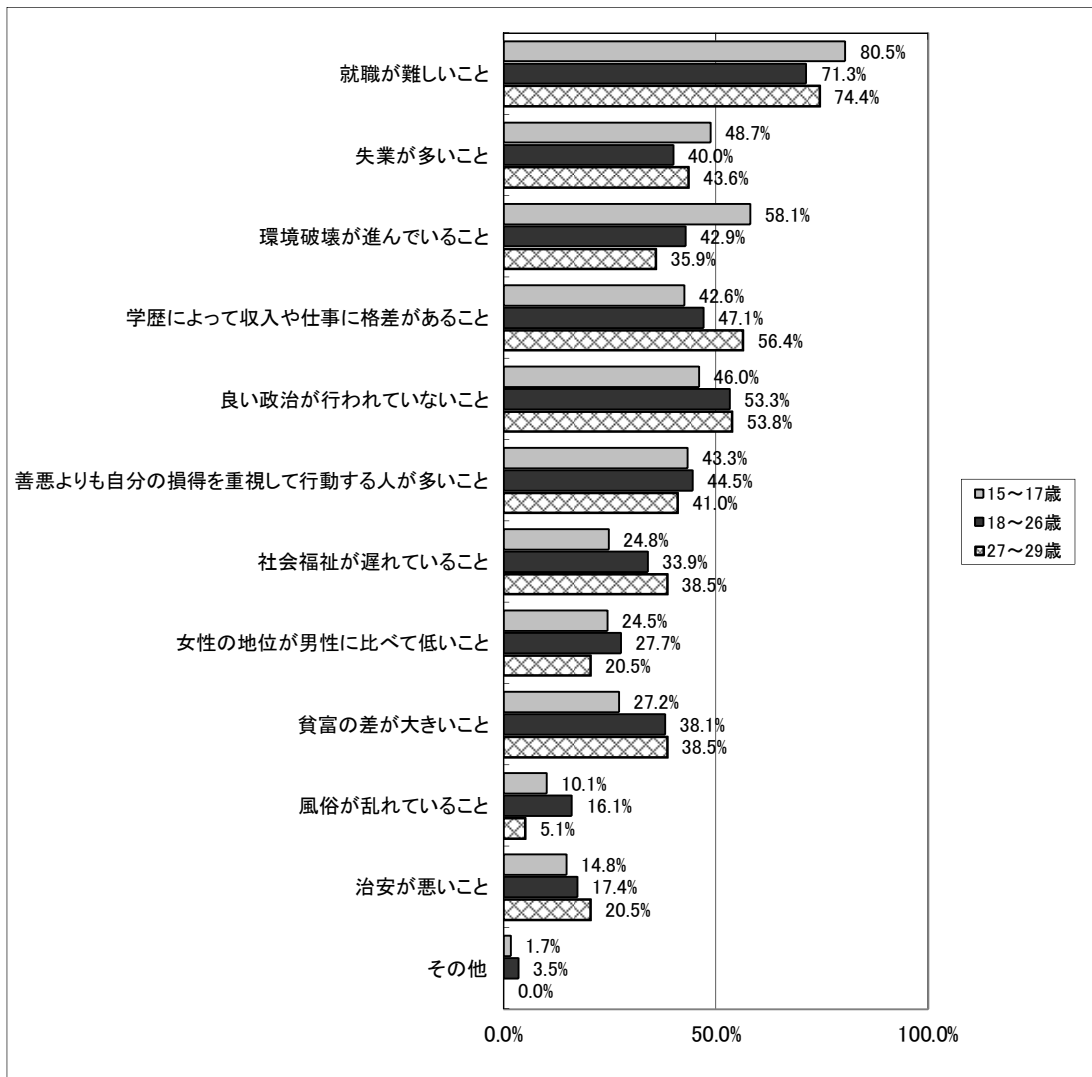
(1) 地域活動やボランティア活動に参加したことがあるか



○すべての年台において、近所の盆踊りやお祭り、募金活動に参加したことがある人の割合が高い。

8. 日本の社会の問題について

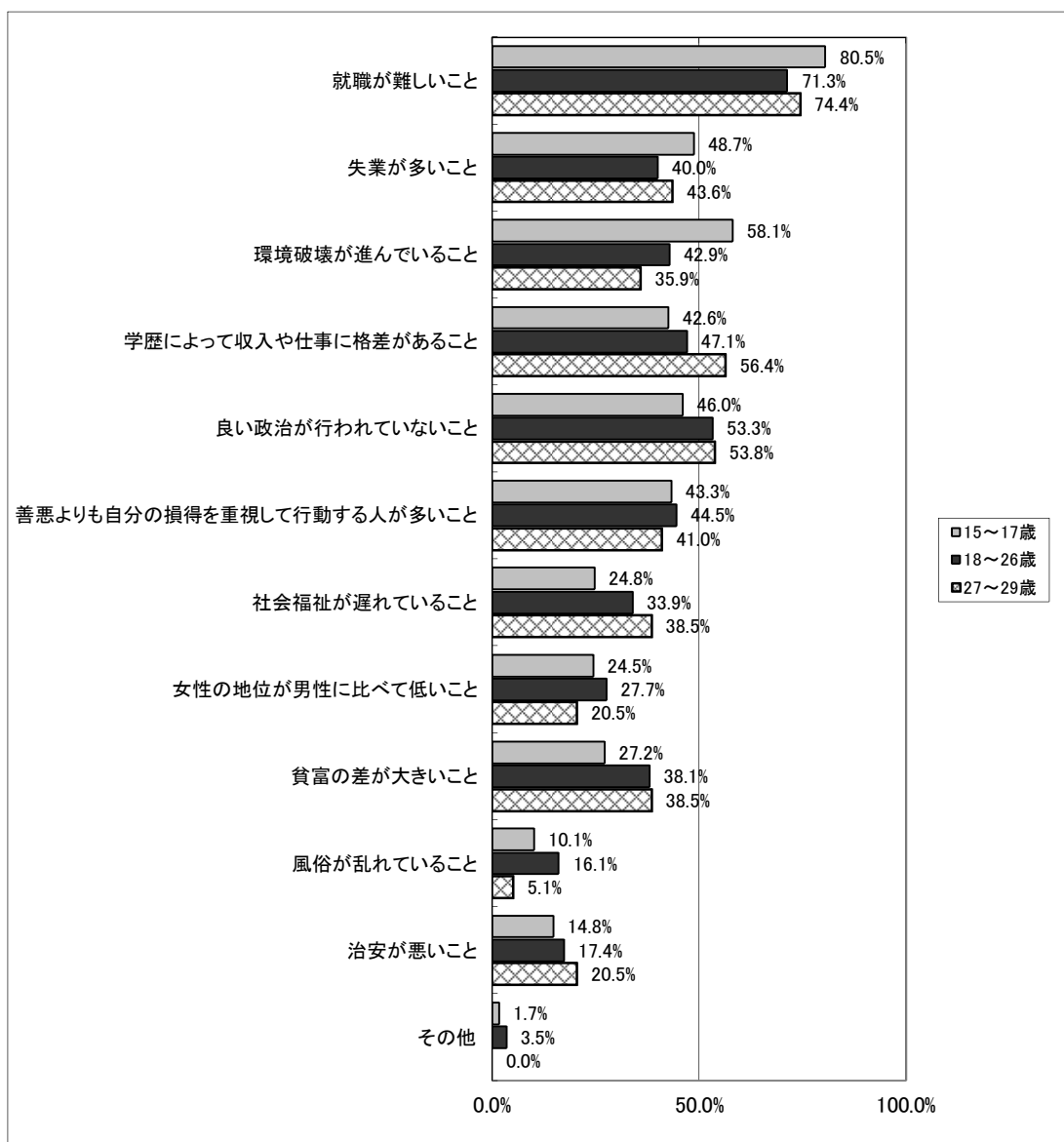
(1) 日本の社会の問題点について「そう思う」もの



○すべての年台において、就職が難しいことの割合が高い。

○27～29歳では、学歴によって収入や仕事に格差があることの割合が高く、この項目は年台が高くなるにつれて割合が増加する。

(2) これからしたいと思う活動



○15～26歳では、国際交流，災害の被災者支援・ボランティア活動の割合が高い。

○27～29歳では、災害の被災者支援・ボランティア活動，近所の盆踊りやお祭り，お年寄りや身体の不自由な人のボランティア活動の割合が高い。

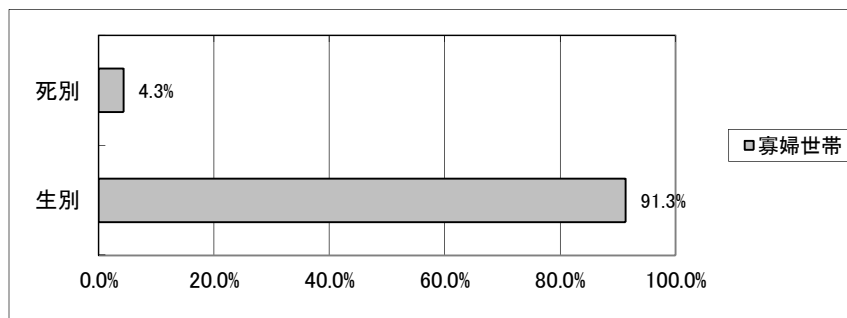
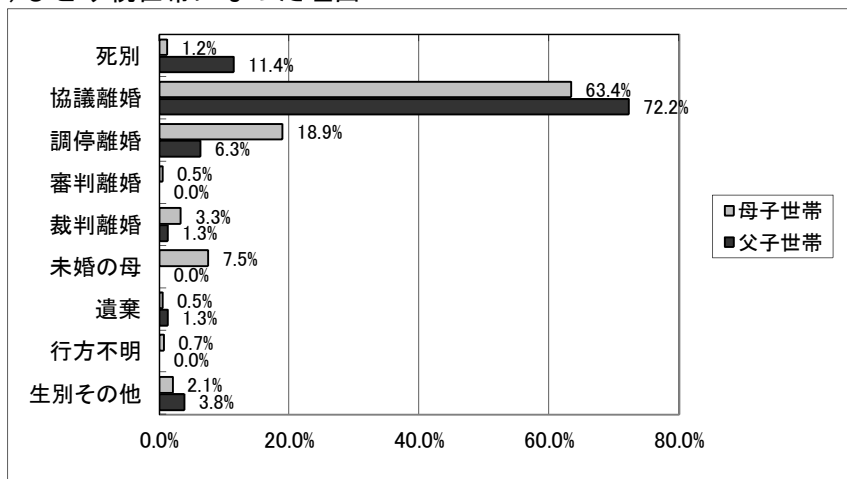
《ひとり親家庭に対する調査》

1. 世帯の状況

(1) 養育している子どもの年齢

	母子世帯	父子世帯
小学校入学前	5.8%	8.5%
小学生	37.9%	44.1%
中学生	25.6%	20.3%
高校生以上	29.0%	23.7%
その他・無回答	1.7%	3.4%

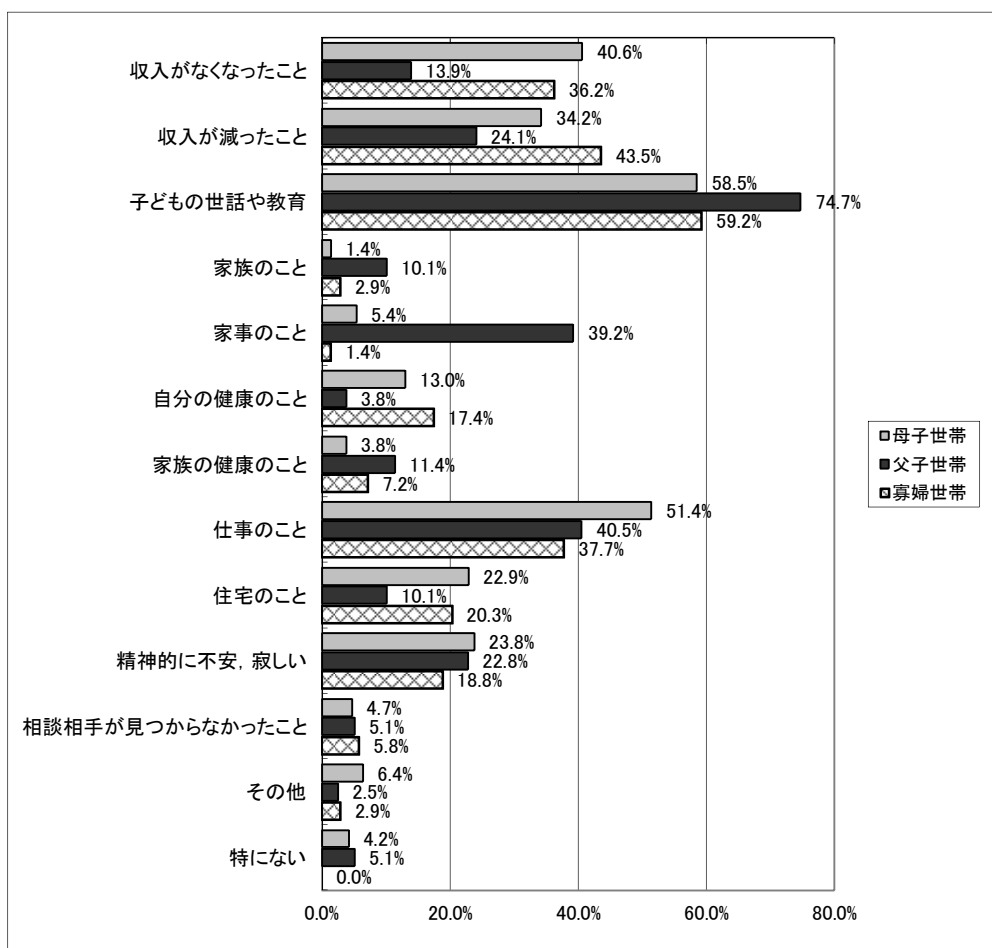
(2) ひとり親世帯になった理由



○母子世帯，父子世帯では，協議離婚の割合が高い。

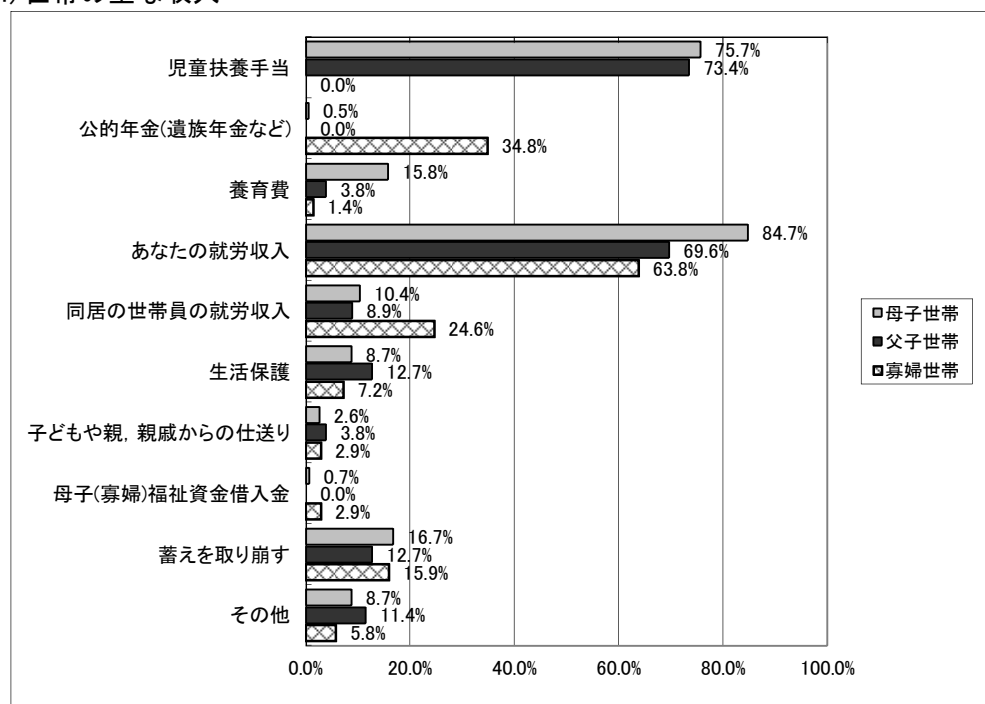
○寡婦世帯では，生別の割合が高い。

(3) ひとり親世帯になった当時困ったこと



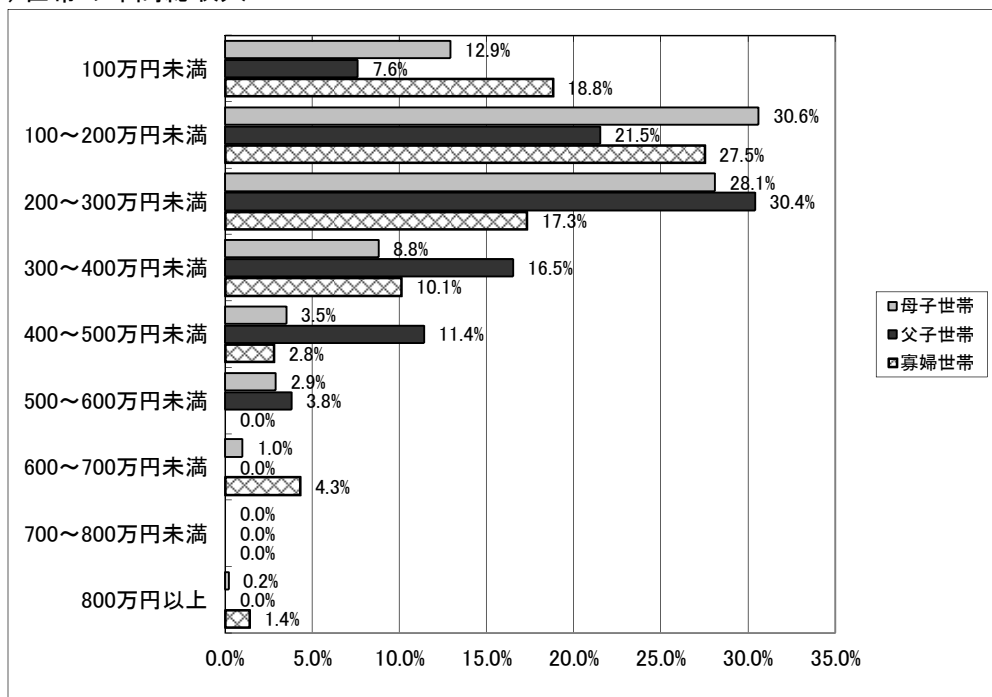
- ひとり親世帯に共通して、子どもの世話や教育の割合が高い。
- 母子世帯、寡婦世帯では、仕事のこと、収入が減ったことの割合が高い。
- 父子世帯では、仕事のこと、家事のことの割合が高い。

(4) 世帯の主な収入



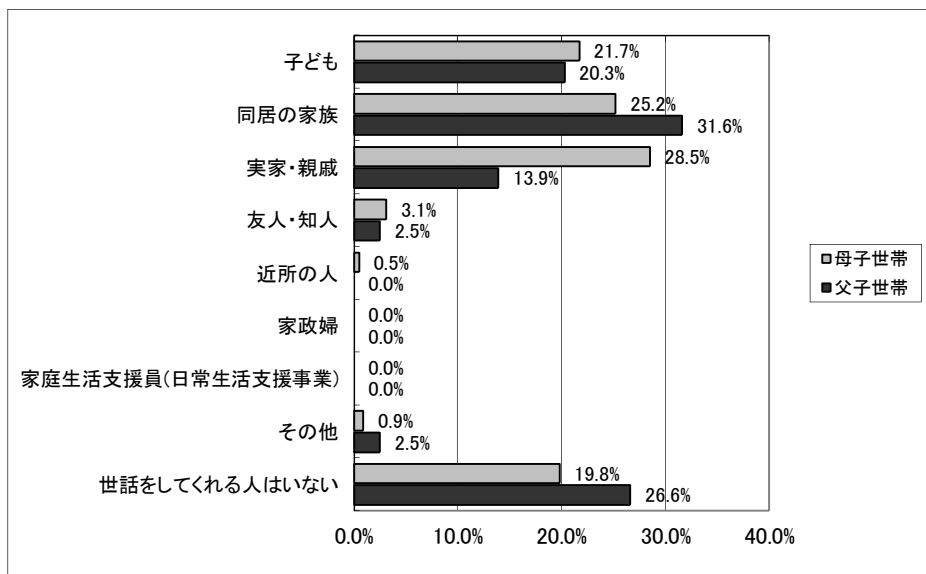
- 母子世帯、父子世帯では、児童扶養手当、就労収入が主な収入である。
- 寡婦世帯では、就労収入、公的年金(遺族年金など)が主な収入である。

(5) 世帯の年間総収入



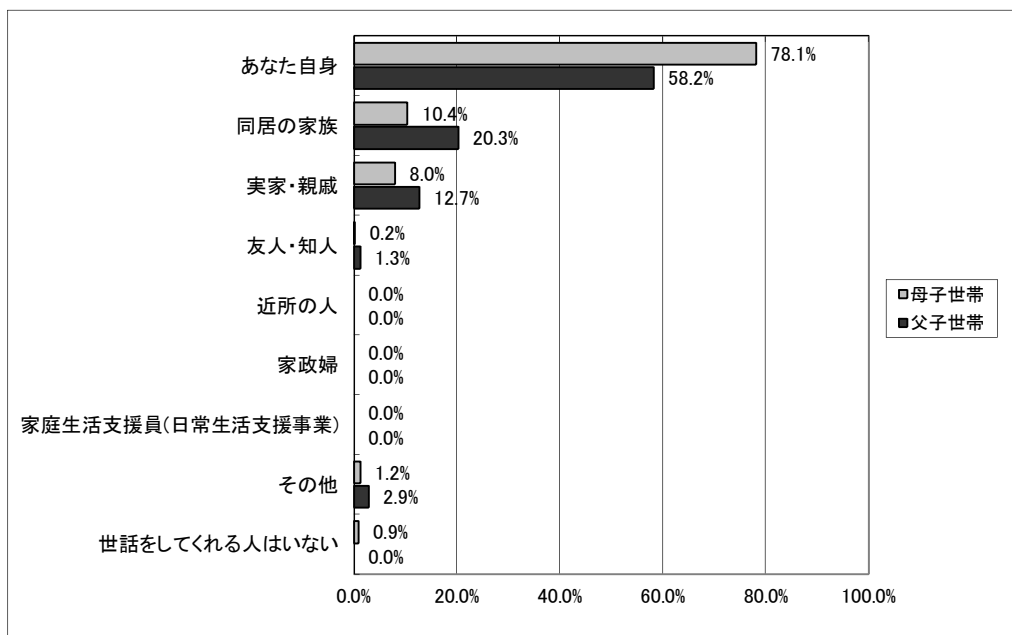
- ひとり親世帯に共通して、100～300万円未満の年間収入が主である。
- 父子世帯では、300～500万円未満の年間収入が3割弱あり、母子世帯、寡婦世帯と比べ、収入が高めである。
- 比較国民生活基礎調査（平成25年度）
全国世帯平均537.2万円、児童のいる世帯平均673.2万円

(6) あなたが病気になったとき誰が世話をしてくれるか



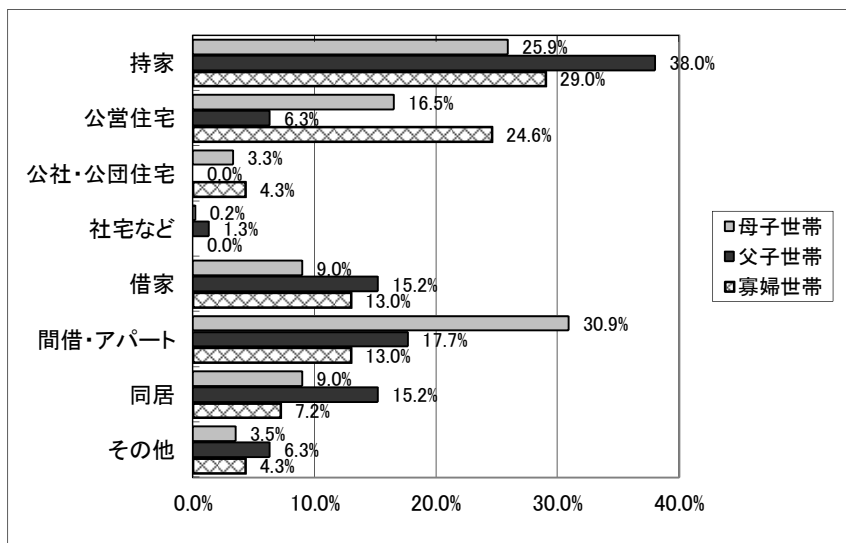
- 母子世帯、父子世帯ともに、同居の家族、子どもの割合が高く、母子世帯においては実家・親戚の割合も高い。一方で、世話をしてくれる人がいない割合も約2～3割ある。

(7) 子どもが病気になったとき誰が世話をしてくれるか



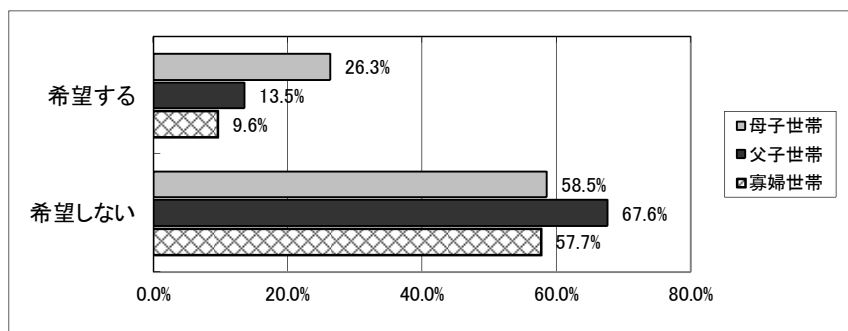
○母子世帯では、母親の割合が非常に高い。
 ○父子世帯では、父親の割合が高いが、母子世帯と比較して同居の家族、実家・親戚の割合が高い。

(8) 住居の状況



○母子世帯では、間借・アパートの割合が高い。
 ○父子世帯では、持家の割合が高く、母子世帯、寡婦世帯に比べて同居の割合が高い。

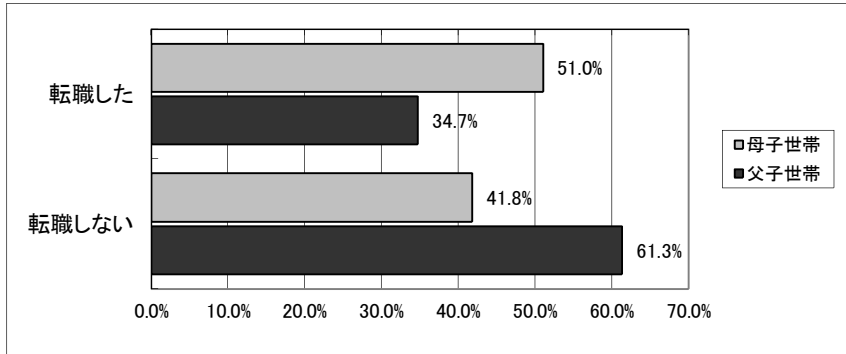
(9) 公営住宅の入居希望



○父子世帯、寡婦世帯に比べて、母子世帯の入居希望が高い。

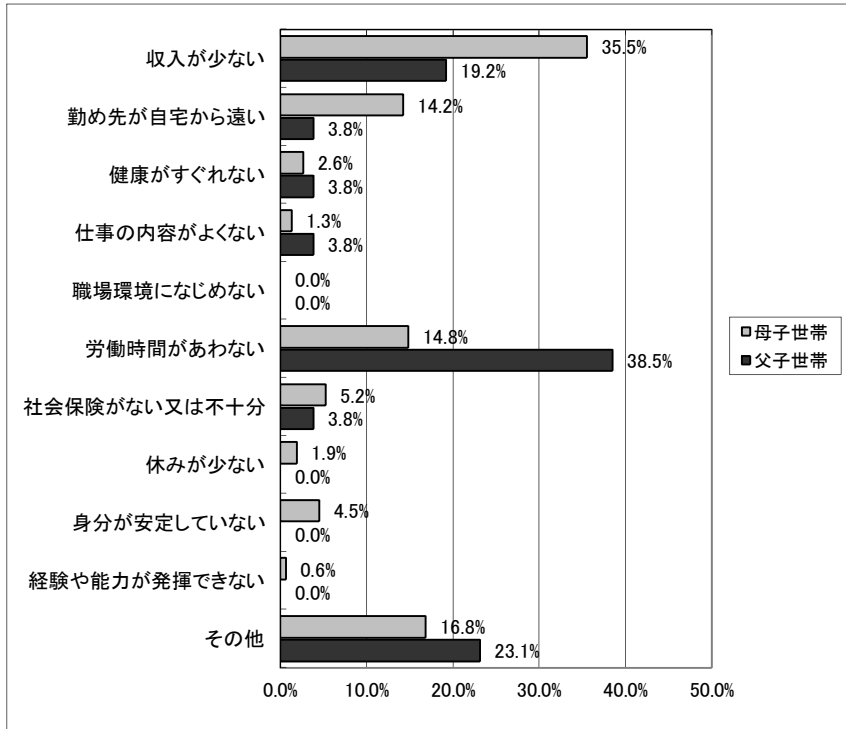
2. 仕事と収入

(1) ひとり親世帯になったことを契機として転職したか



○父子世帯と比較して、母子世帯の転職した割合が高くなっている。

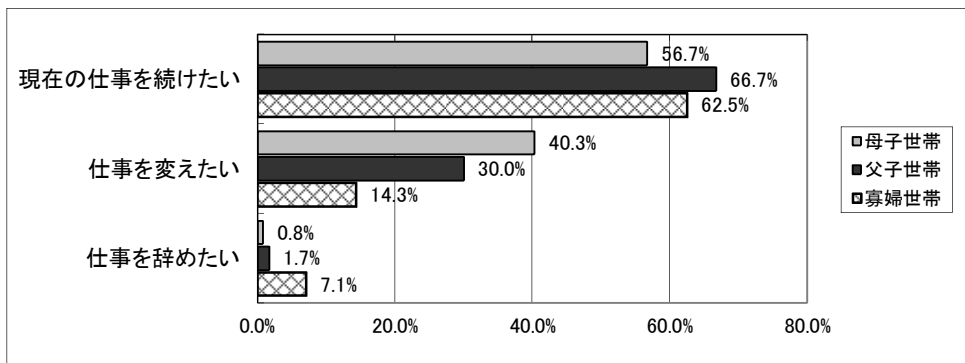
(2) 転職した理由



○母子世帯では、収入が少ないを理由としている割合が高い。

○父子世帯では、労働時間があわないを理由としている割合が高い。

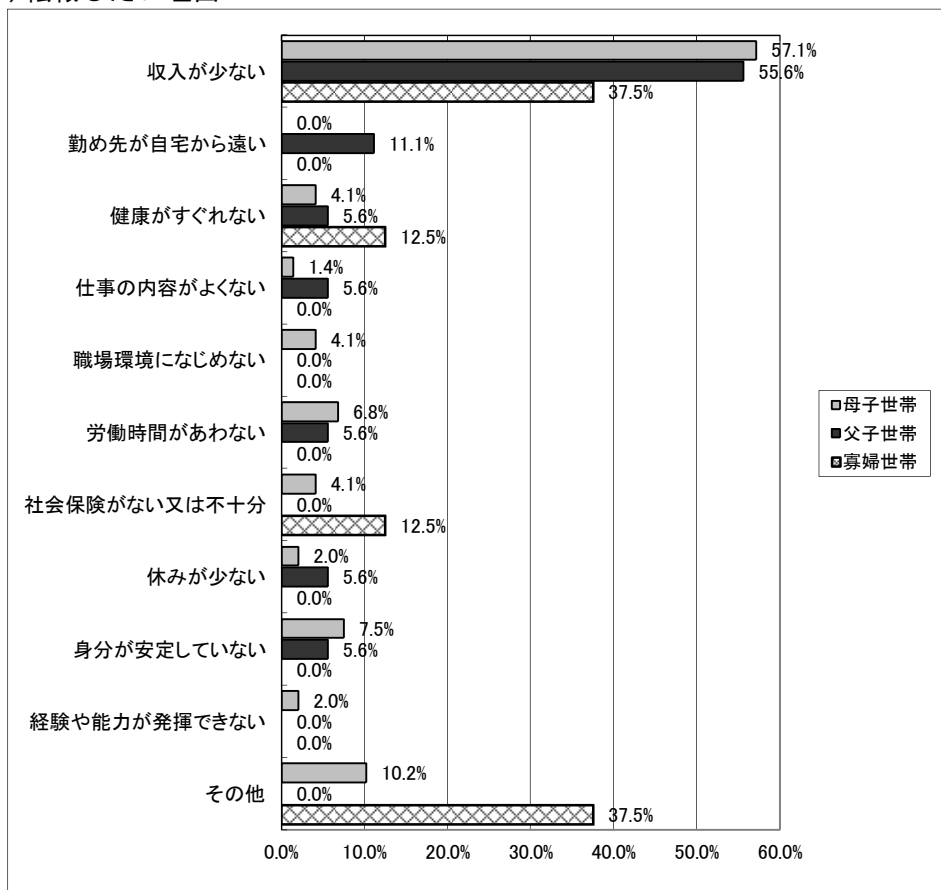
(3) 現在、転職する希望があるか



○ひとり親世帯に共通して、現在の仕事を続けたい割合が高い。

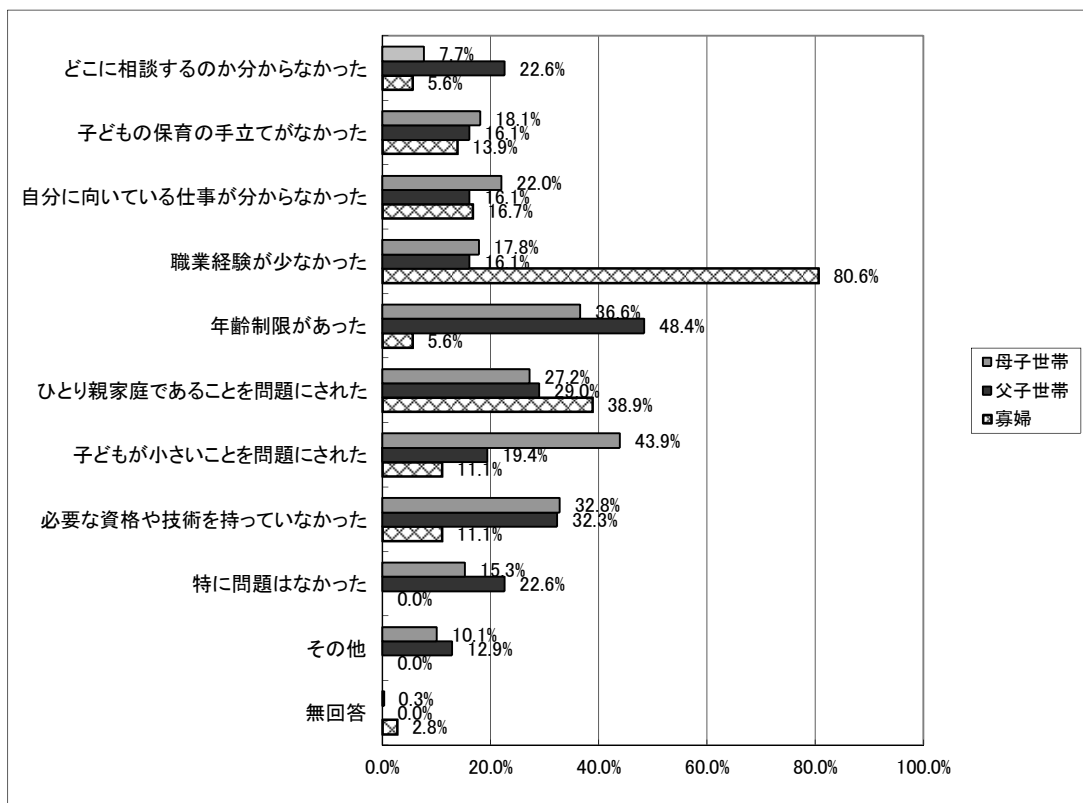
○寡婦世帯では、転職の希望は少ないが、母子世帯では約4割が、父子世帯では3割が転職を希望している。

(4) 転職したい理由



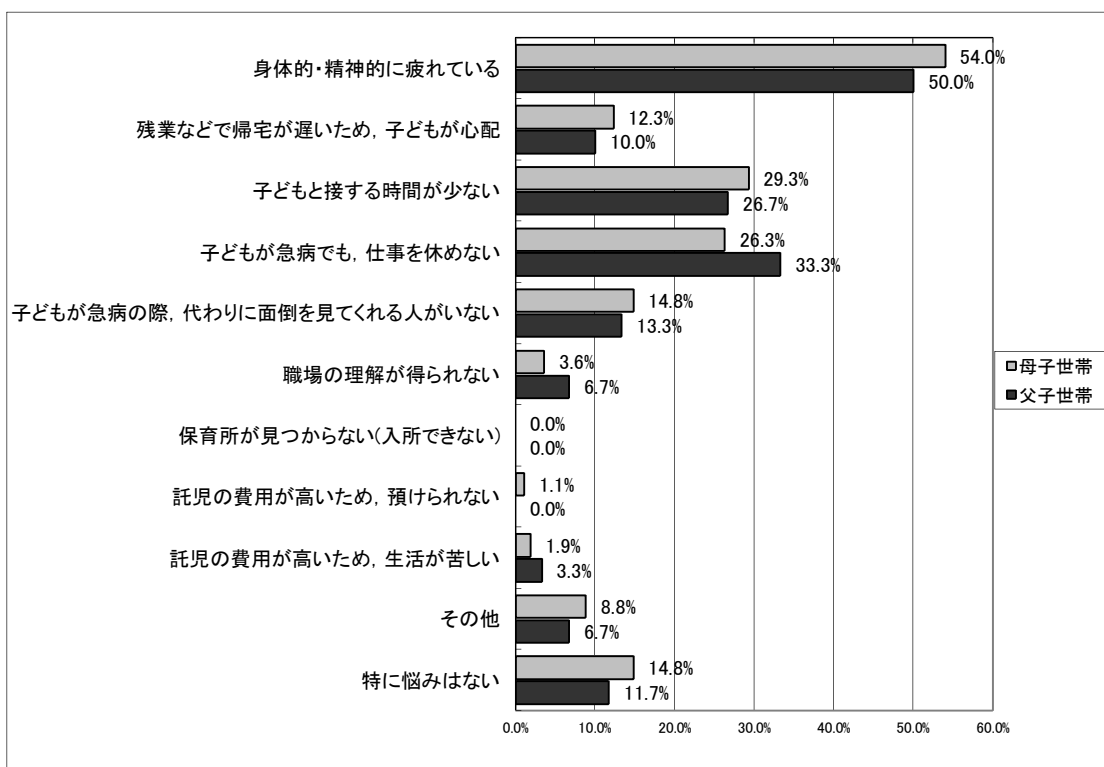
○ひとり親世帯に共通して、収入が少ないが主な理由である。

(5) 求職活動の際の問題点



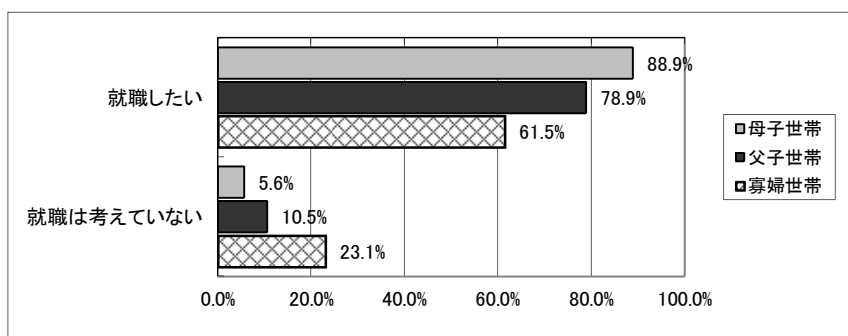
○母子世帯においては、子どもが小さいことを問題にされたことが最も割合が高い。母子・父子世帯に共通して、必要な資格や技術を持っていなかったの割合が30%以上ある。

(6) 仕事と子育ての両立についての悩み



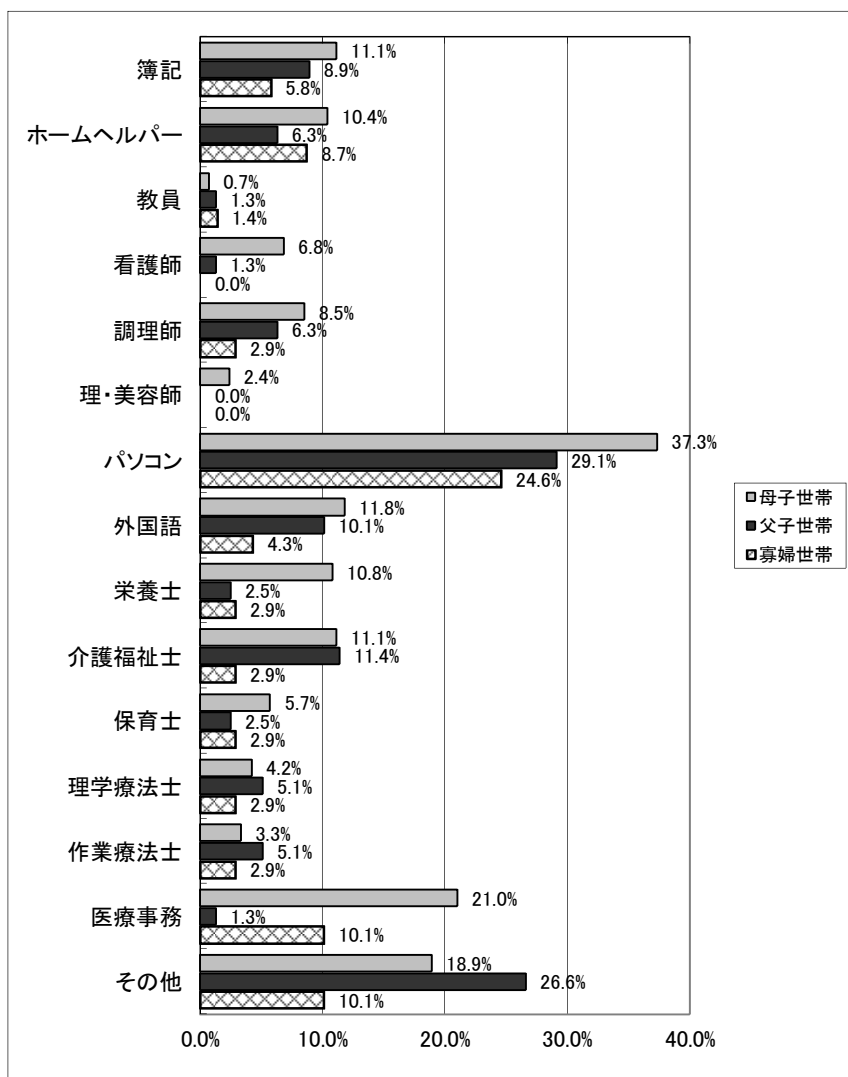
○母子世帯，父子世帯とも，身体的・精神的に疲れているの割合が最も高く，次いで，子どもと接する時間が少ない，子どもが急病でも仕事を休めない割合が高い。

(7) 現在、不就業の方の就職希望



○母子世帯の約9割が就職を希望している。

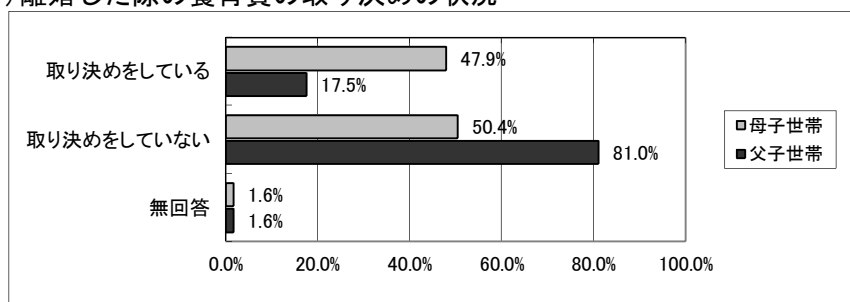
(8) 仕事を続ける(仕事につく)上で、今後とりたい資格や技術



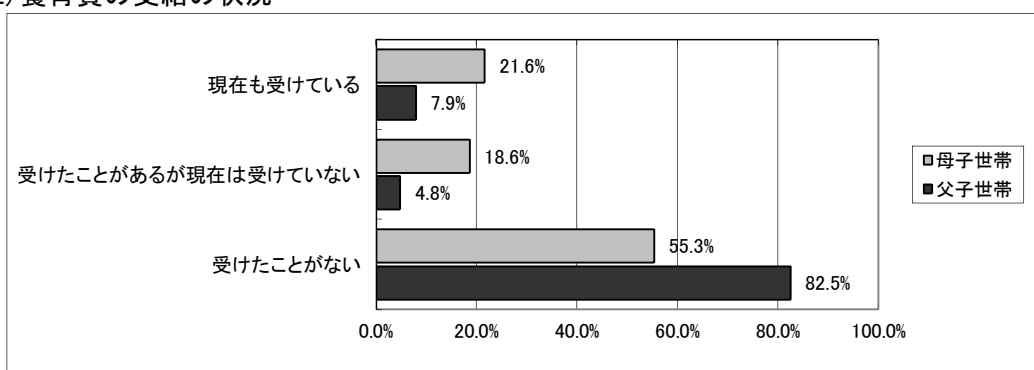
○全てのひとり親世帯で、パソコンの割合が高い。また、母子世帯では、医療事務の割合が高い。

3. 養育費

(1) 離婚した際の養育費の取り決めの状況



(2) 養育費の受給の状況

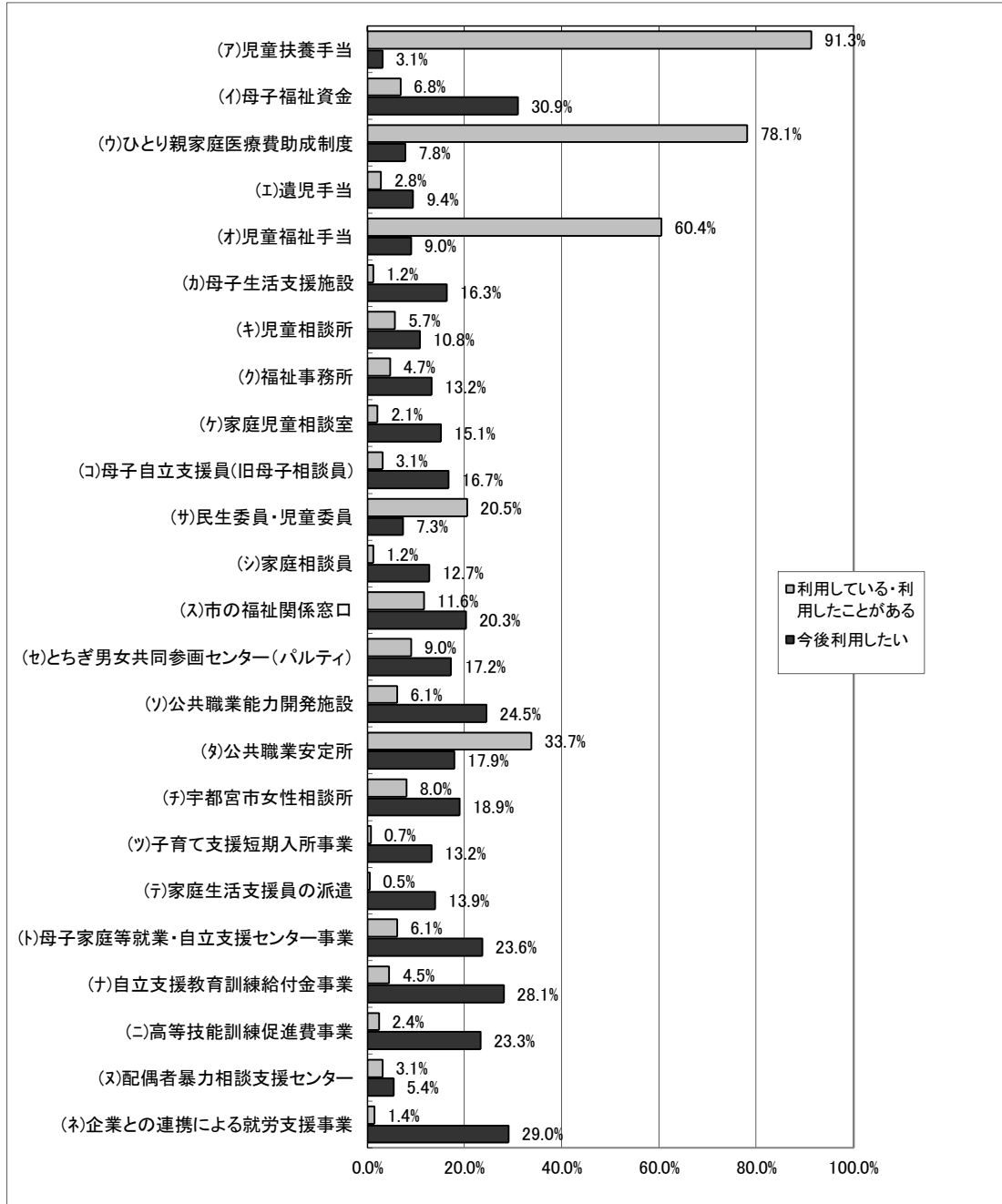


(3) 養育費の月額

母子世帯の平均 月額：39,625円

○父子世帯では、ほとんどの世帯で養育費を受けたことがないと回答している。
○母子世帯では、約4割が受けている、または、受けたことがあると回答しており、平均月額は39,625円である。

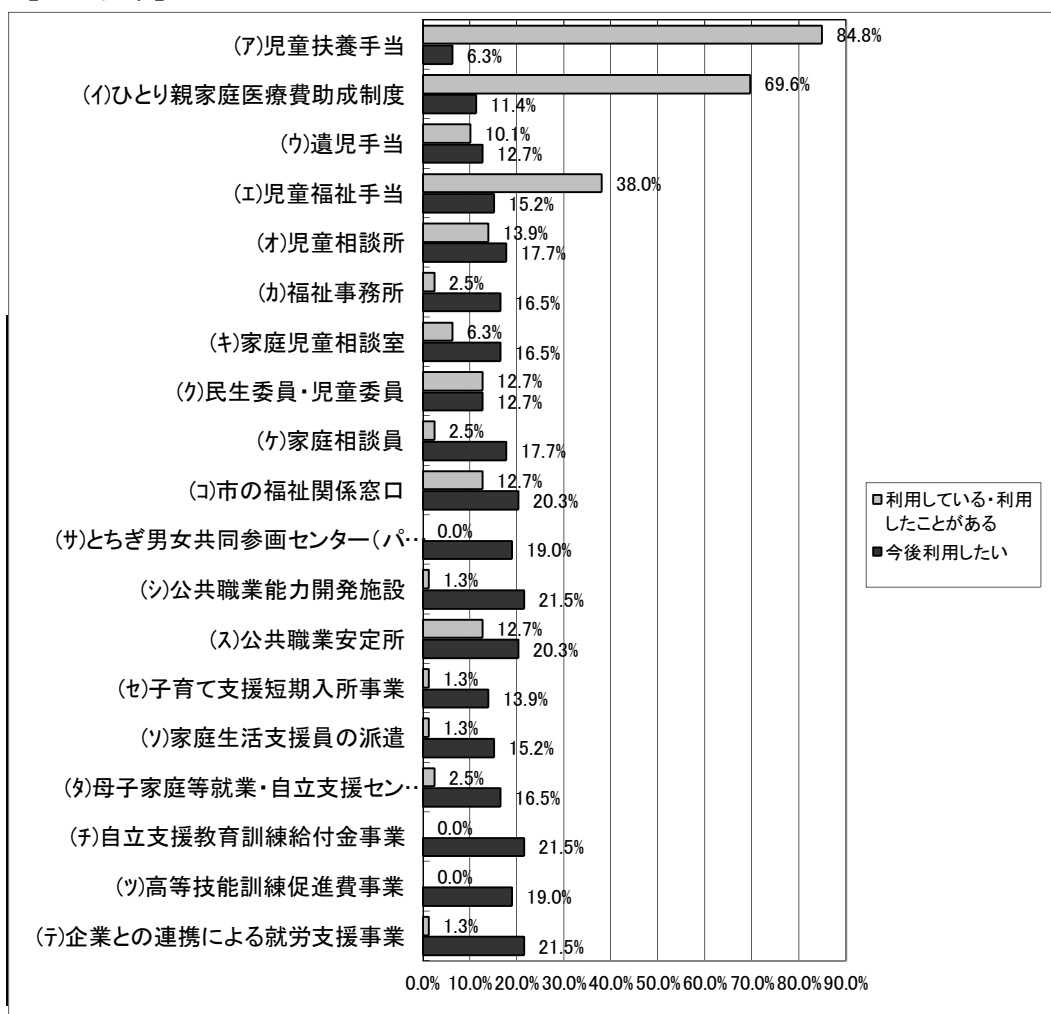
4. 福祉関係の公的制度
 (1) 公的制度の利用状況
 【母子世帯】



○利用している・利用したことがある制度では、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度など、経済的支援制度の割合が高い。

○今後利用したい制度では、自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業など、就業支援のための制度の割合が高い。

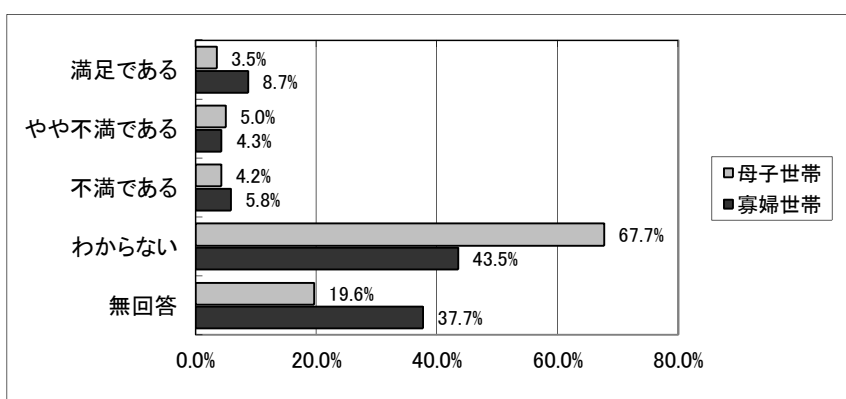
【父子世帯】



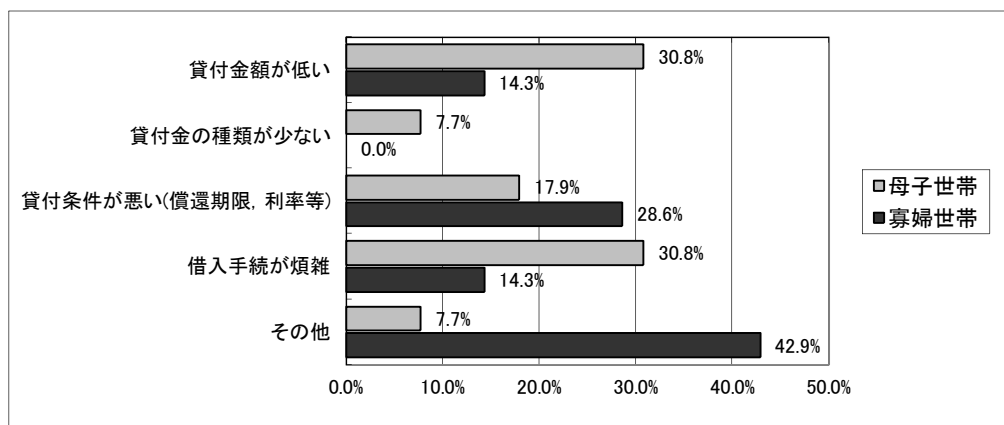
○利用している・利用したことがある制度では、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度など、経済的支援の割合が高い。

○今後利用したい制度では、就業に関するものが多い。

(2) 母子（寡婦）福祉資金制度の満足度

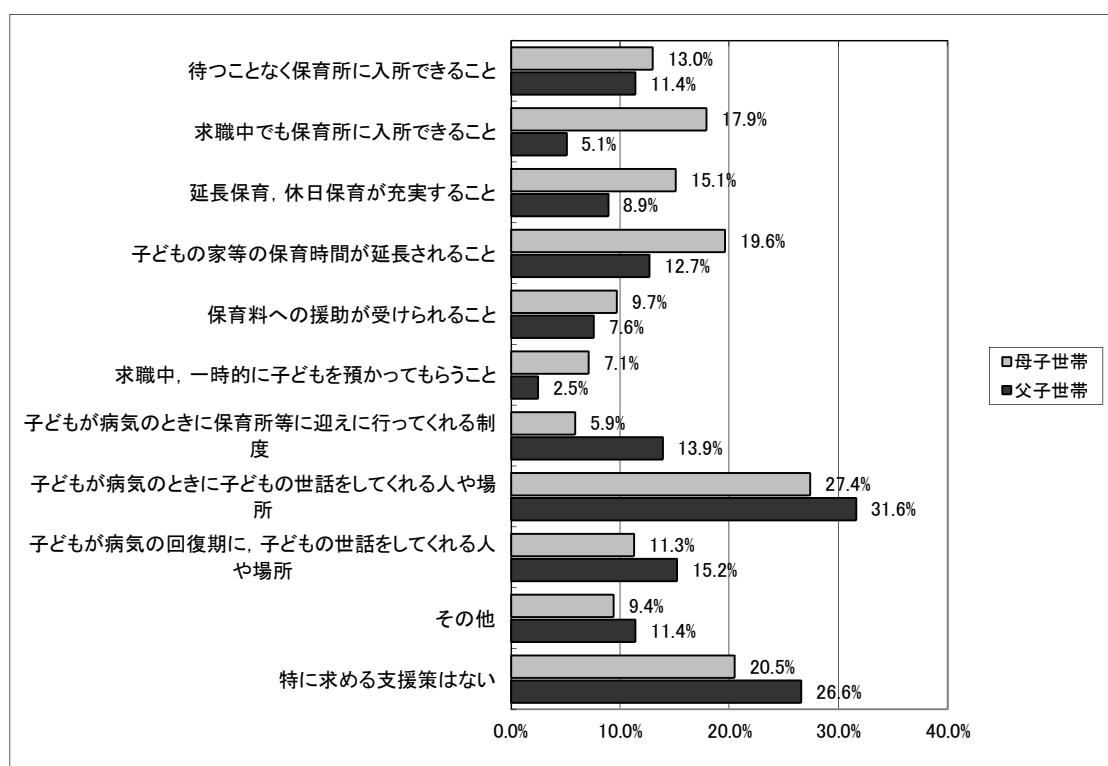


(3) 母子福祉資金制度が不満である理由



5. ひとり親家庭のための希望する支援策

(1) 子育てに関して希望する支援策

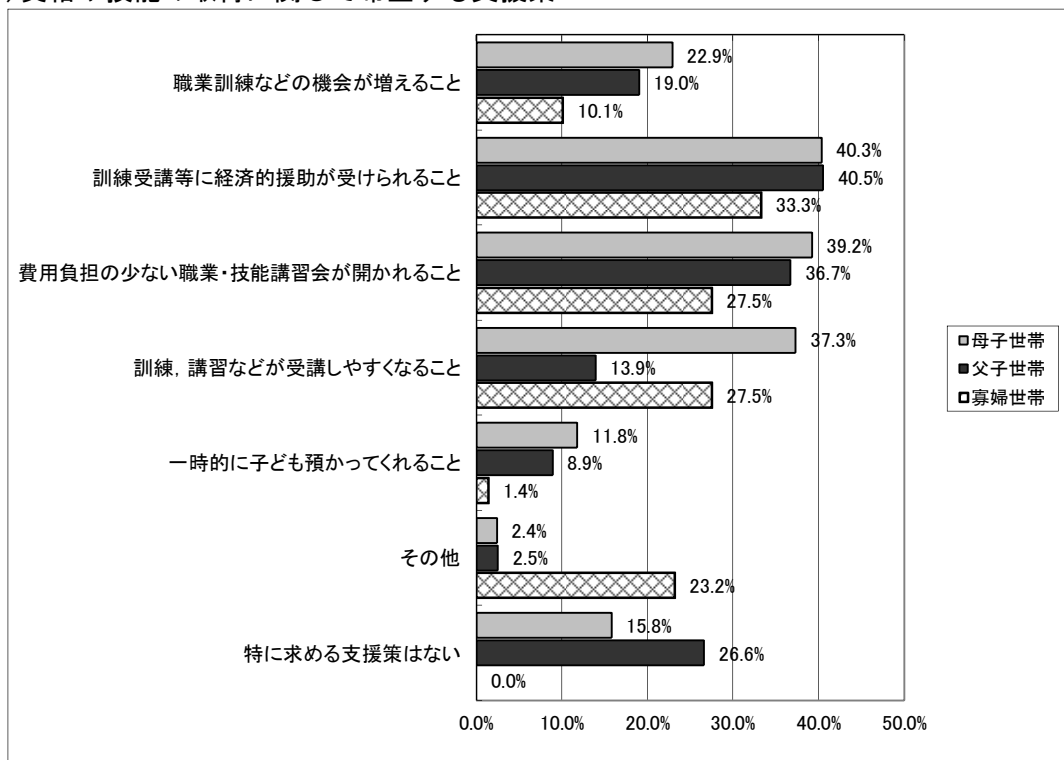


○母子世帯, 父子世帯ともに, 子どもが病気のときに子どもの世話をしてくれる人や場所の割合が高い。

○母子世帯では, 子どもの家等の保育時間の延長や, 求職中でも保育所に入所できることの割合が高い。

○父子世帯では, 子どもの病気回復期に子どもの世話をしてくれる人や場所, 子どもが病気のときに保育所等に迎えに行ってくれる制度の割合が高い。

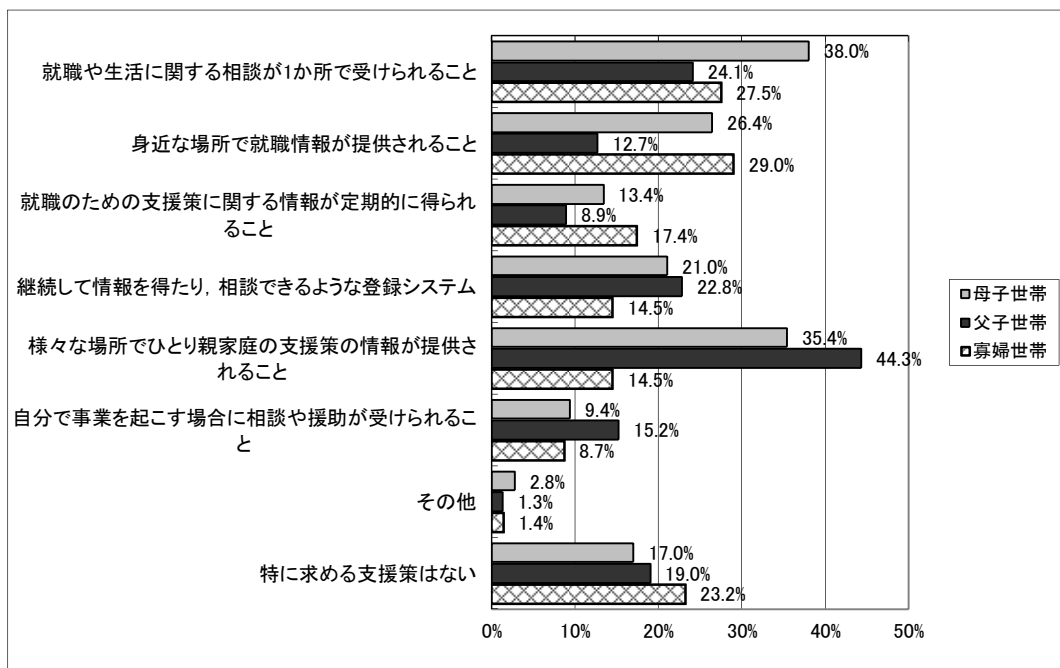
(2) 資格や技能の取得に関して希望する支援策



○母子世帯、父子世帯では、訓練受講等に経済的援助が受けられること、費用負担の少ない職業・技能講習会が開かれることを希望する割合が高い。

○母子世帯、寡婦世帯では、訓練・講習などが受講しやすくなることを希望する割合が高い。

(3) 相談や情報提供に関して希望する支援策



○母子世帯、父子世帯では、様々な場所で情報提供されることや、就職や生活に関する相談が1箇所で受けられることを希望する割合が高い。

○寡婦世帯では、身近な場所で就職情報が提供されることや、就職や生活に関する相談が1箇所で受けられることを希望する割合が高い。

《事業所に対する調査》

1. 事業所の事業概要

(1) 正社員の構成

	正社員数	そのうち、管理職			平均年齢	平均勤続年数
		係長・主任	課長相当職	部長以上		
男性	236.0人	76.8人	50.0人	21.3人	42.0歳	13.2年
女性	64.5人	12.2人	3.9人	1.6人	39.2歳	11.2年

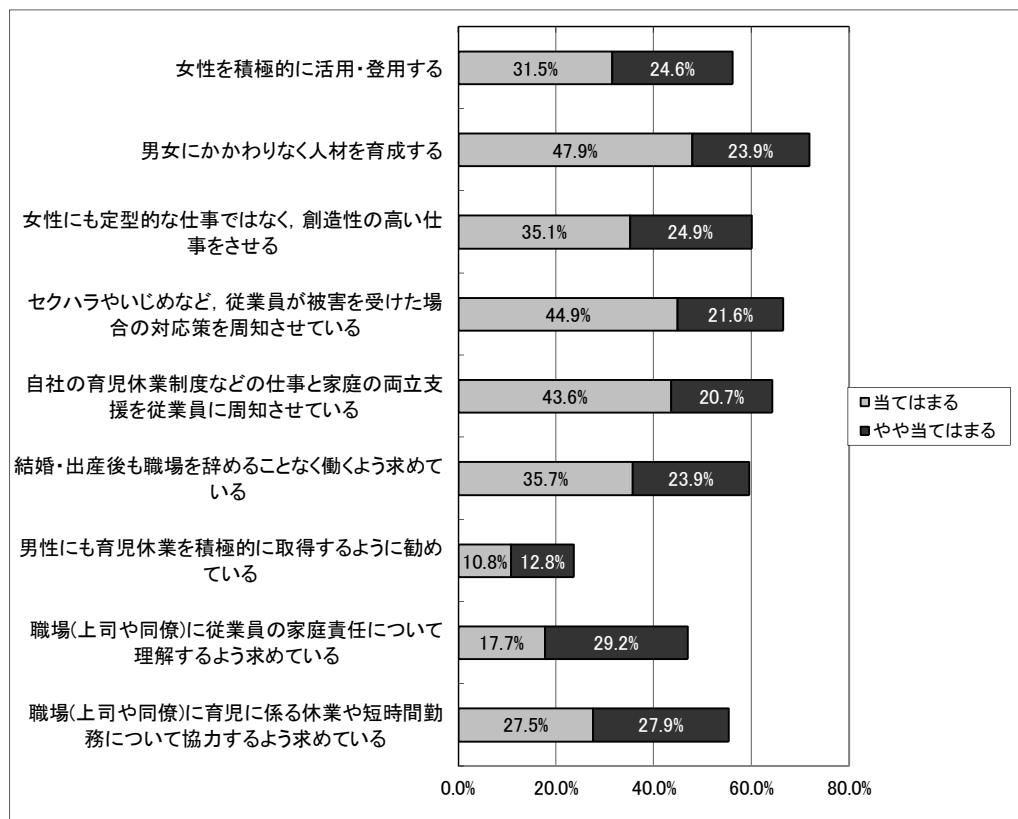
※女性管理職(課長相当職と部長相当職以上)のうち既婚者の人数



	女性の課長相当職の既婚者	女性の部長相当職以上の既婚者
女性管理職の既婚者数	2.96人	1.28人

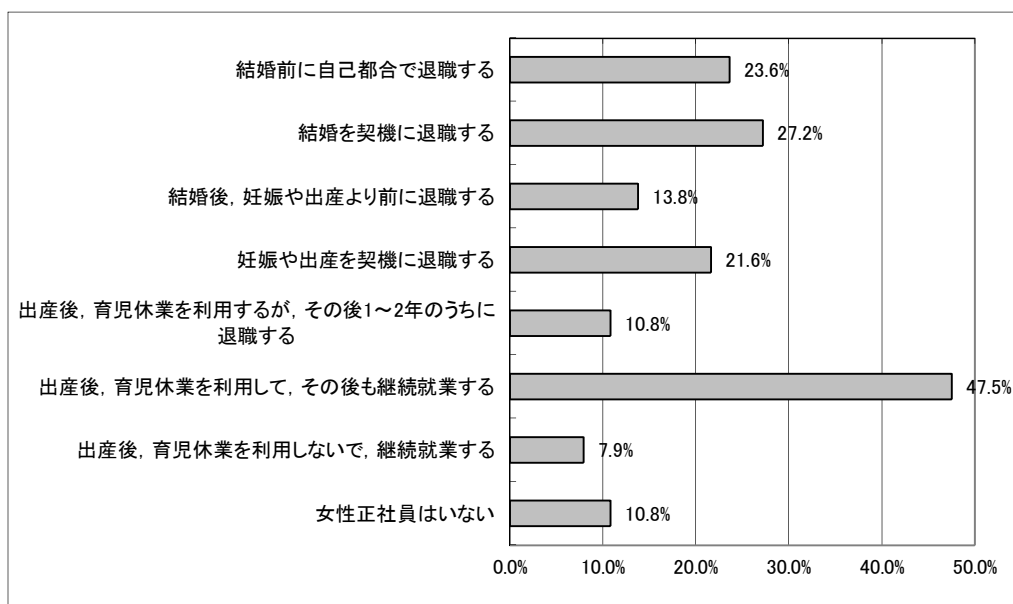
2. 女性社員の活用状況と両立支援制度

(1) 経営トップが示している正社員の人事管理上の経営方針



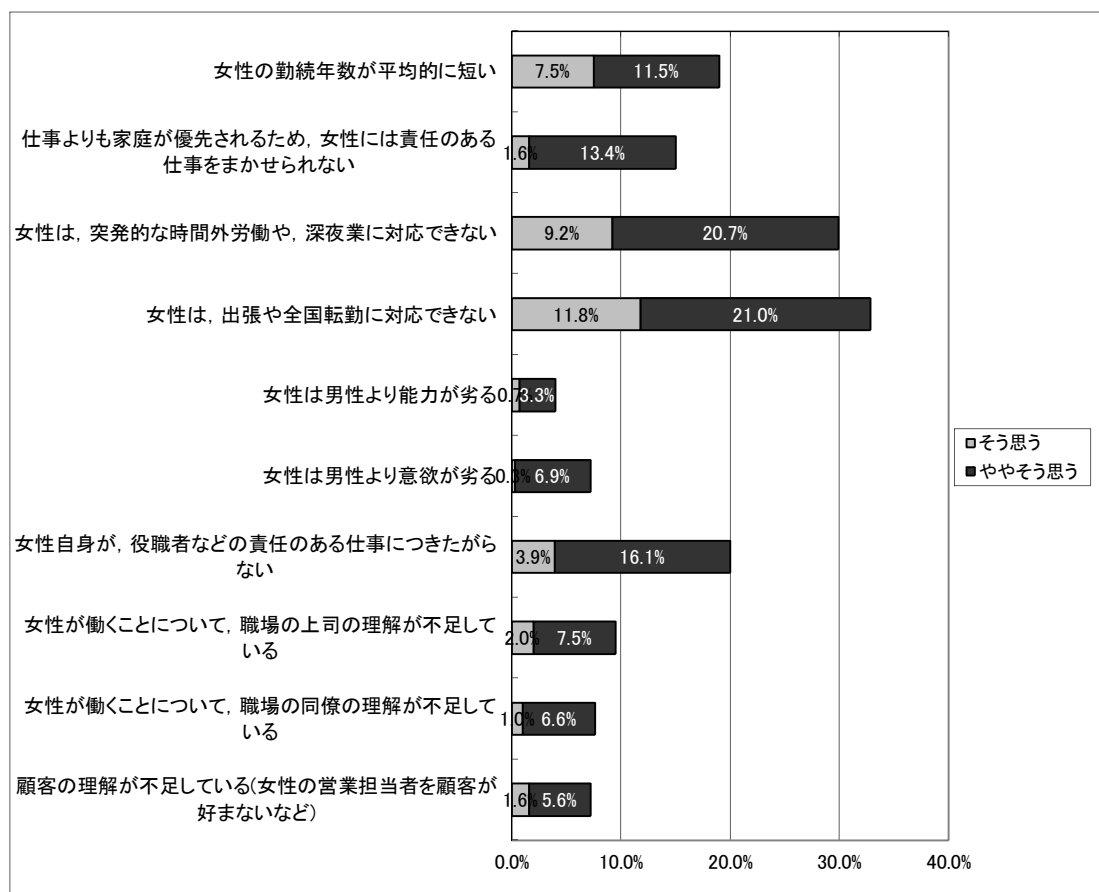
○仕事と家庭の両立支援に関する方針の割合は高いが、男性にも育児休業を積極的に取得するように勧めている割合は低い。

(2) 女性正社員の就業継続の状況



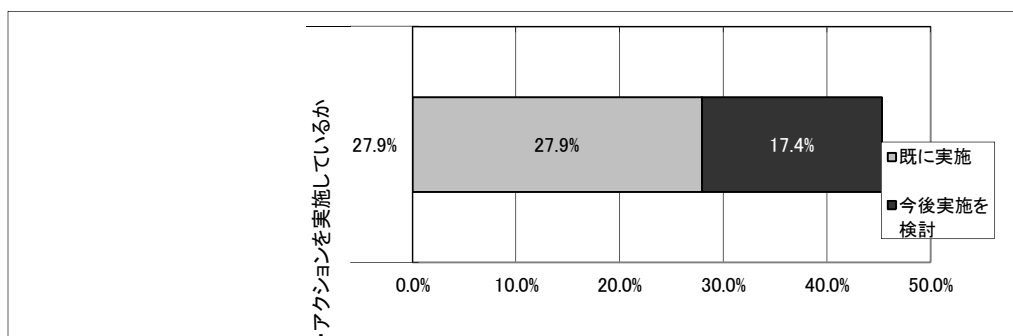
○出産後も継続就業する割合は約5割と低い。また、妊娠や出産を契機に退職する割合は約2割となっている。

(3) 女性正社員の活用状況

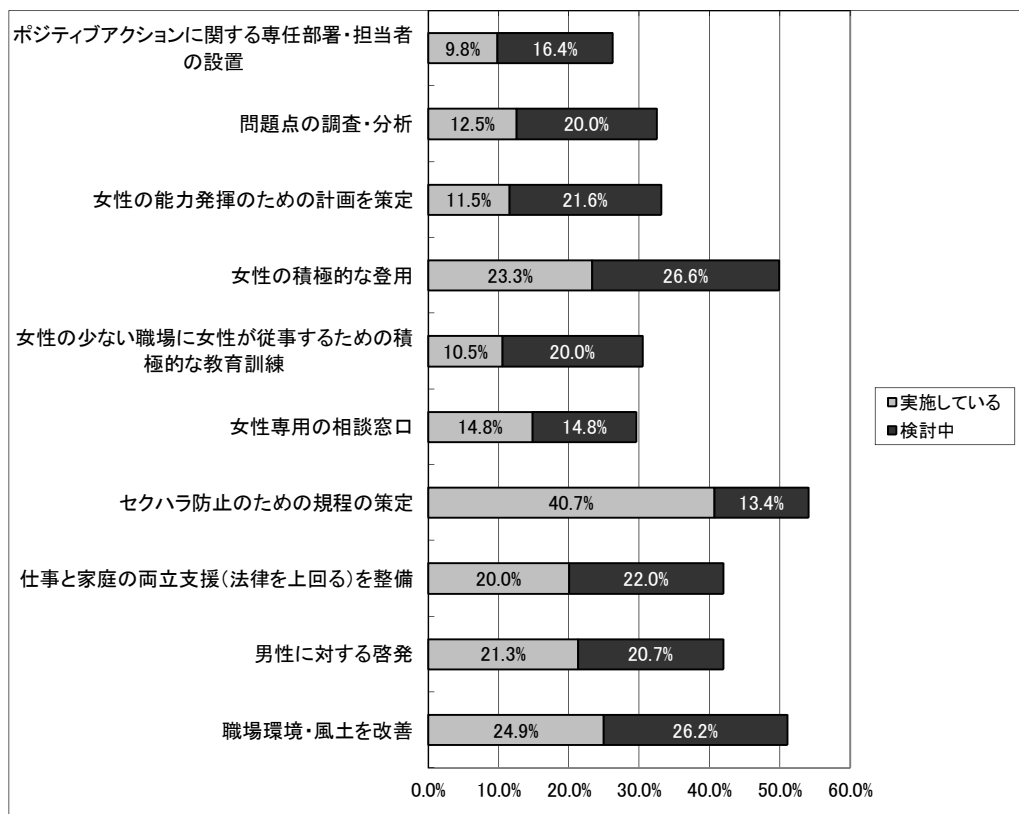


○女性は出張や全国転勤に対応できない、突発的な時間外労働や深夜業に対応できないとしている企業の割合が多い。

(4) ポジティブ・アクション

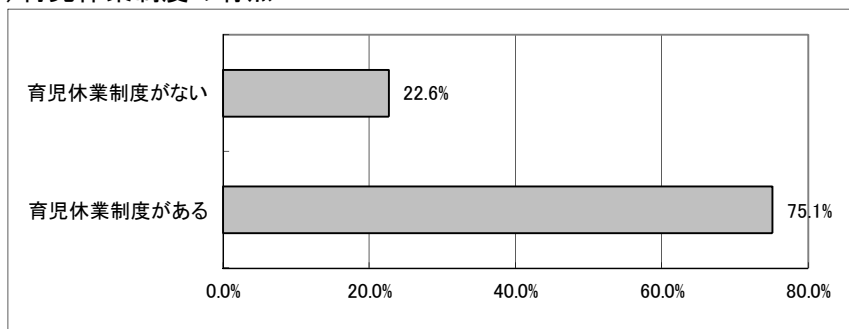


○約3割の事業所がポジティブ・アクションを実施している。

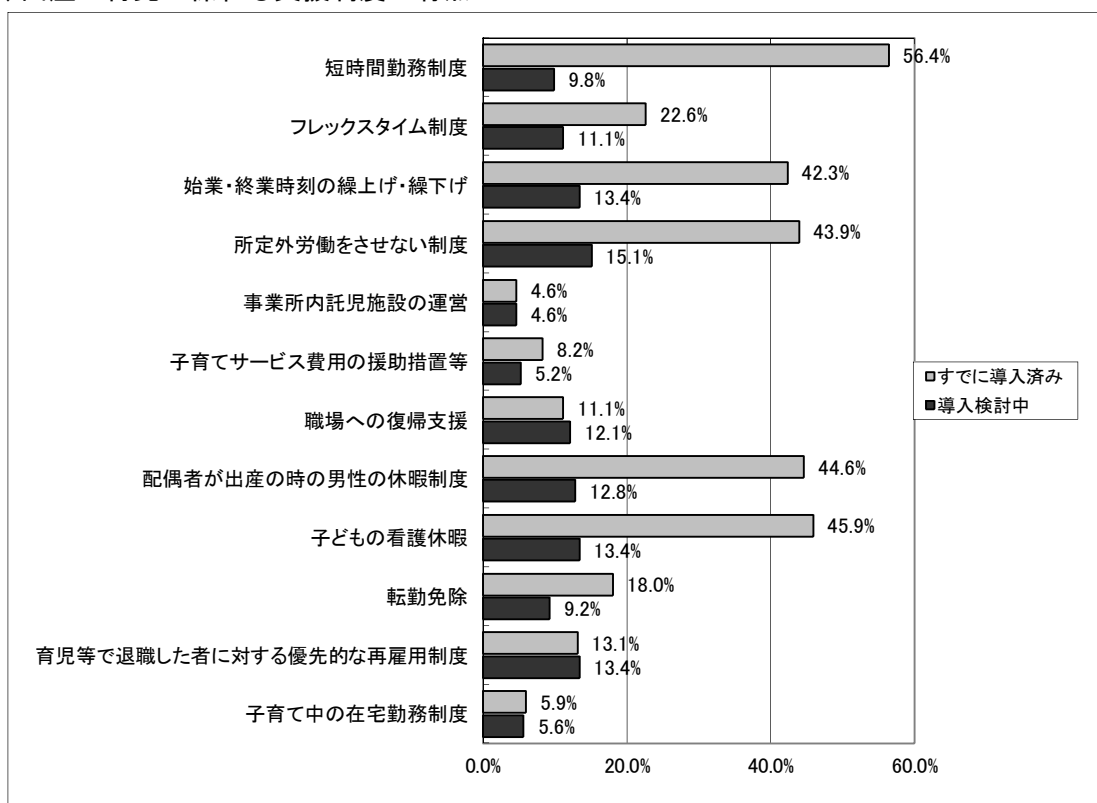


○セクハラ防止のための規定の策定や職場環境・風土の改善、女性の積極的な登用等の取組が検討中も含めて割合が高い。

(5) 育児休業制度の有無



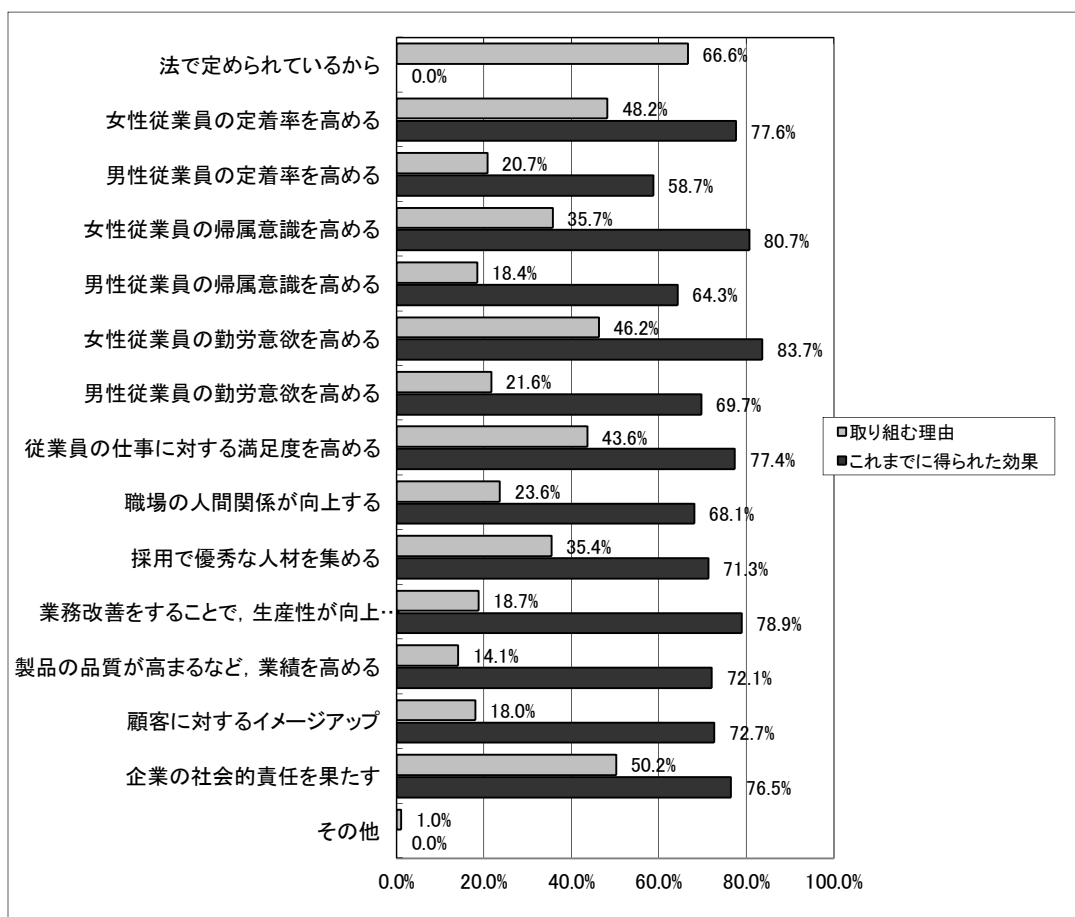
(6) 出産・育児に係わる支援制度の有無



○すでに導入済みの支援制度は、短時間勤務制度や子どもの看護休暇、配偶者が出産時の男性の休暇制度、所定外労働をさせない制度、始業・就業時刻の繰上げ・繰り下げなどの割合が高い。

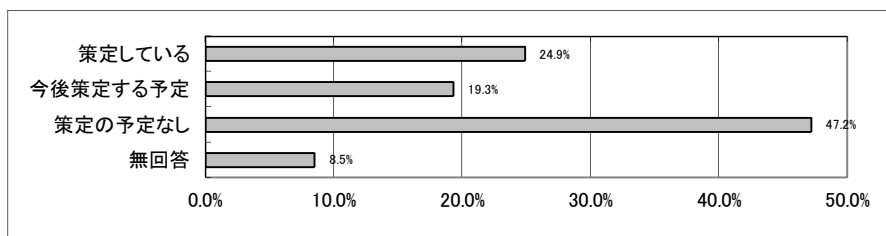
○事業所内託児施設や子育てサービス費用の援助措置等、子育て中の在宅勤務制度等については、導入の検討の割合が低い。

(7) 仕事と家庭の両立支援に取り組む理由・これまで得られた効果



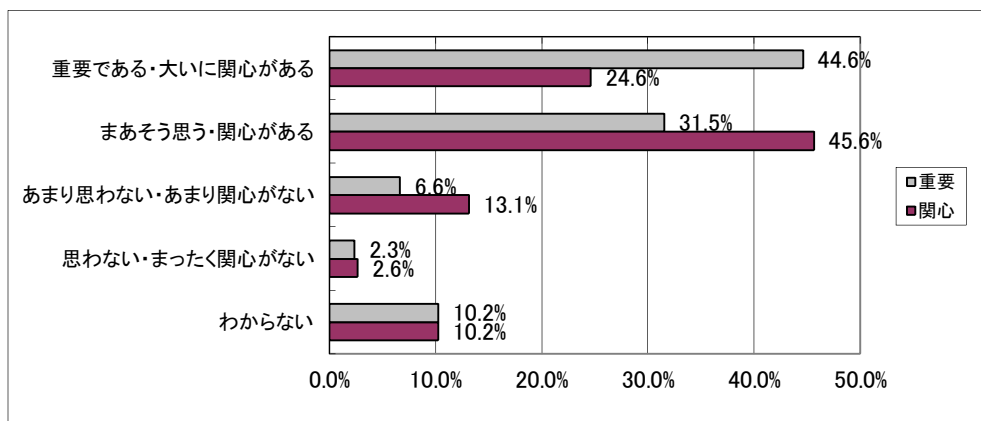
○取り組む理由は、法で定められているから、企業の社会的責任を果たすの割合が高い。
○これまでに得られた効果は、いずれも半数以上の企業で効果が得られたと回答している。

(8) 一般事業主行動計画の策定状況



○調査対象の企業のうち、24.9%が一般事業主行動計画を策定している。法で行動計画の策定が規定されている、101人以上の従業員のいる企業では、71.4%が計画を策定している。

3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
(1) どの程度関心があるか・企業の戦略として重要であると思うか



○ワーク・ライフ・バランスについて、70%以上の企業が重要であると考えており、関心がある。

前期計画策定時の調査（平成20年度実施）との比較

1. 調査対象者

対象者	調査数
就学前児童（0歳～5歳）の保護者	4,450人
小学校児童（1学年～6学年）の保護者	2,060人
青少年（15歳～34歳）	2,110人
ひとり親家庭世帯（母子・父子・寡婦）	1,700人
事業所（従業員10人以上）	1,700事業所

2. 調査期間

平成25年10月28日～11月27日

3. 回収数・回収率

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	4,450人	2,674人	60.1%
小学校児童の保護者	2,060人	997人	48.4%
青少年	2,110人	654人	31.0%
ひとり親家庭世帯 （母子・父子・寡婦）	1,700人	572人	33.6%
事業所	1,700事業所	304事業所	17.9%

【参考】

○ 平成20年度に実施した調査の概要

調査対象者及び回収数等

対象者	調査数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,400人	1,145人	47.7%
小学校児童の保護者	2,400人	1,147人	47.8%
青少年	1,000人	252人	25.2%
ひとり親家庭世帯	1,000人	345人	34.5%
事業所	1,000事業所	294事業所	29.4%

《就学前児童・小学生の保護者に対する調査》

1. 理想の子どもの数と予定の子どもの数

(1) 理想の子どもの数

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
1人	0.5%	2.8%	0.9%	1.6%
2人	35.8%	34.3%	45.0%	41.6%
3人	52.9%	49.1%	46.9%	46.0%
4人以上	6.5%	7.1%	3.2%	4.2%

(2) 予定の子どもの数

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
1人	6.9%	12.5%	9.6%	16.9%
2人	59.0%	55.4%	59.2%	55.1%
3人	21.6%	20.3%	17.7%	17.9%
4人以上	2.2%	2.8%	1.5%	1.4%

(3) 理想よりも予定の子どもの数が少ない理由（上位3つ）（就学前）

【平成20年度調査】

- ・子どもの教育にお金がかかるから（33.0%）
- ・教育以外にもお金がかかるから（31.0%）
- ・出産・育児の心理的・身体的負担（19.3%）

【平成25年度調査】

- ・子どもの教育にお金がかかるから（26.9%）
- ・教育以外にもお金がかかるから（25.1%）
- ・出産・育児の心理的・身体的負担（19.1%）

- 理想の子どもの数は「3人」が最も多いが、予定の子どもの数は「2人」が最も多くなっている。この傾向は、平成20年度の調査結果と比較して変化が見られない。
- 平成20年度の調査と比較し、理想の子どもの数の「2人」が増えている。
- 予定の子どもの数が理想の子どもの数よりも少ない理由は、「子どもを育てるにはお金がかかる」、「出産・育児の心理的・身体的負担が大きい」が主なものである。平成20年度の調査結果と比較して変化が見られない。

2. 育児休業制度について（就学前児童）

(1) 育児休業を取得したか

項目	平成20年度		平成25年度	
	母親	父親	母親	父親
取得した	19.1%	0.7%	31.2%	2.6%

- 平成20年度と平成25年度の調査では、質問内容や回答項目に違いがあるため、単純な比較はできないが、育児休業の取得は、増加傾向にある。

3. 子育てに関して不安感や負担感を感じるか

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
非常に不安や負担を感じる	8.6%	13.2%	7.8%	9.8%
何となく不安や負担を感じる	47.2%	41.8%	50.7%	43.2%
あまり不安や負担は感じない	27.3%	28.7%	30.2%	30.2%
まったく感じない	3.3%	5.3%	2.0%	3.8%
なんともいえない	13.4%	10.1%	8.6%	12.3%

○5割以上の方が、子育てに関して不安感や負担感を感じている。平成20年度の調査結果と比較すると、「非常に不安や負担を感じる」の割合が低くなり、「何となく感じる」の割合が増えている。

4. イライラして子どもにつらくあたった経験

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
ヒステリックに怒鳴った	72.5%	75.4%	64.7%	76.7%
たたいた	45.9%	44.6%	33.4%	41.6%
部屋(押入れ)に閉じ込めた	9.7%	5.9%	5.9%	5.5%
家の外に出した	13.6%	19.1%	7.4%	18.6%
食事を抜いた	1.0%	1.6%	0.3%	1.2%
相手をしなかった(無視した)	34.6%	28.1%	30.4%	29.3%
言葉で傷つけた	29.7%	44.5%	22.7%	39.1%
その他	1.9%	2.2%	2.1%	2.6%
つらくあたったことはない	12.8%	9.3%	20.3%	8.7%
いらいらしたことはない	1.0%	1.0%	3.0%	0.3%

○ほとんどの人が、子どもにつらくあたった経験がある。平成20年度の調査結果と比較すると、就学前児童の保護者については、子どもにつらくあたった経験の多くの項目で、少しずつ割合が低くなっており、小学生の保護者については大きな変化はないが、その中には「言葉で傷つけた」が約5%低くなった。

5. 子どもの外出の際に困ること

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
歩道や信号がない通りが多い	16.9%	23.8%	18.9%	23.4%
歩道の段差などが通行の妨げに	30.0%	20.3%	21.8%	16.9%
交通機関や建物の配慮がされていない	19.7%	12.2%	16.1%	8.1%
トイレが親子利用に配慮されていない	33.9%	10.3%	29.5%	10.2%
授乳する場所や必要な施設がない	15.6%	6.2%	16.7%	5.2%
小さな子どもとの食事の場所がない	27.8%	14.0%	26.1%	13.1%
買物などの合間に遊ばせる場がない	22.0%	17.9%	22.7%	21.8%
緑や広い歩道が少ない	13.5%	18.9%	10.5%	14.5%
暗い通りなどが多い	14.8%	29.9%	14.4%	33.3%
周囲が子ども連れを迷惑そうに見る	5.6%	6.5%	6.2%	6.1%
困っている時に手を貸してくれない	10.9%	10.3%	8.2%	7.7%
その他	4.5%	4.1%	4.1%	3.9%
特に困っていることはない	7.4%	17.3%	10.1%	18.1%

○平成20年度の調査結果と比較して、就学前児童の保護者では、「歩道や信号がない通りが多い」、「授乳する場所や必要な施設がない」、「買物などの合間に遊ばせる場がない」、「周囲が子ども連れを迷惑そうに見る」の割合が高くなっている。

小学生の保護者では、「買物などの合間に遊ばせる場がない」「暗い通りなどが多い」の割合が高くなっている。

6. 「仕事時間」と「生活時間」の優先度（両親が共働きの世帯）

(1) 希望

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
仕事時間を優先	5.5%	9.7%	5.8%	8.6%
家事(育児)時間を優先	74.0%	68.8%	66.3%	65.0%
プライベート時間を優先	16.0%	16.5%	24.9%	23.5%

(2) 現実

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
仕事時間を優先	71.5%	72.2%	33.1%	35.2%
家事(育児)時間を優先	23.5%	21.6%	63.9%	62.0%
プライベート時間を優先	0.5%	0.0%	1.3%	1.1%

○平成20年度の調査結果と比較して、「仕事時間」よりも「家事(育児)時間」や「プライベート時間」を優先する希望があるが、現実には「仕事時間」を優先する割合が高くなっている傾向は同じだが、現実には「家事(育児)時間」を優先する割合が高くなっており、希望と現実が近くなっているが、「プライベート時間」については希望と現実乖離がある。

7. 子育てに関して行政に期待すること

項目	平成20年度		平成25年度	
	就学前	小学生	就学前	小学生
親子が安心して集まれる身近な場	39.7%	32.6%	52.9%	43.0%
子連れでも出かけやすく楽しめる場所	74.9%	51.3%	62.1%	48.3%
子育てについて相談・情報の得られる場	19.7%	18.6%	24.8%	19.2%
保育所を増やして欲しい	29.3%	—	25.7%	—
幼稚園を増やして欲しい	6.8%	—	8.2%	—
認定こども園を増やして欲しい	11.3%	—	16.7%	—
専業主婦でも利用できる保育サービス	46.7%	—	37.6%	—
安心して医療機関にかかれる体制	35.1%	41.7%	33.7%	36.8%
多子世帯の優先入居など住宅面の配慮	7.7%	7.0%	5.0%	5.1%
残業時間短縮など職場環境の改善	33.4%	30.3%	37.4%	31.7%
子育てについて学べる機会	13.0%	9.9%	17.9%	11.6%
放課後子ども教室	—	36.3%	—	30.1%
障がいのある子でも安心できる環境	13.6%	15.9%	16.6%	15.4%
その他	9.3%	9.2%	7.1%	6.5%

○平成20年度の調査結果と比較して、就学前児童と小学生の保護者に共通して、「親子が安心して集まれる身近な場」、「子育てについて相談・情報の得られる場」、「残業時間短縮など職場環境の改善」、「子育てについて学べる機会」を望む割合が高くなっている。就学前児童の保護者では、「幼稚園や認定こども園を増やして欲しい」の割合が高くなっている。

《青少年に対する調査》

1. 自由な時間に気軽に集まれ、自由に遊んだり活動したりできる居場所の希望（15～17歳）

項目	平成20年度	平成25年度
希望する人	61.5%	69.8%

2. 居場所でどんなことがしたいか（15～17歳）

項目	平成20年度	平成25年度
友だちとおしゃべりしたり、くつろいだりしたい	73.3%	80.8%
マンガや情報誌を読みたい	32.0%	26.4%
テレビやビデオを見たりしたい	22.7%	20.2%
インターネットやTVゲームがしたい	28.0%	29.3%
自習やグループ学習をしたい	29.3%	40.4%
スポーツやダンス等の練習がしたい	30.7%	25.0%
バンドや演劇、合唱等の練習がしたい	13.3%	13.5%
お菓子や料理づくりがしたい	14.7%	16.3%
手芸や工作等がしたい	9.3%	3.4%
気軽に悩み等を相談したい	9.3%	4.8%
自分達の情報や意見を自由に交換したい	9.3%	6.7%
その他	4.0%	4.3%

○約7割の人が、自由な時間に気軽に集まれる居場所を望んでいる。平成20年度の調査結果と比較すると、「友達とおしゃべりしたり、くつろいだりしたい」や、「自習やグループ学習をしたい」の割合が高くなっている。

3. 悩みや不安があるか

項目	平成20年度			平成25年度		
	15～17歳	18～26歳	27～34歳	15～17歳	18～26歳	27～29歳
勉強, 成績のこと	59.0%	16.1%	1.5%	66.4%	22.9%	2.6%
進路, 将来のこと	78.7%	56.5%	30.9%	71.1%	58.7%	43.6%
異性のこと	9.8%	11.3%	5.9%	7.4%	12.6%	15.4%
友達や先輩・後輩のこと	13.9%	3.2%	5.9%	9.7%	5.8%	2.6%
部活動やサークル活動のこと	12.3%	0.0%	0.0%	13.4%	3.5%	0.0%
自分の健康や身体のこと	15.6%	19.4%	36.8%	8.4%	22.6%	17.9%
家族や家庭のこと	9.0%	29.0%	76.5%	3.7%	11.9%	33.3%
自分の性格や能力のこと	33.6%	37.1%	20.6%	27.2%	27.4%	25.6%
お金や持ち物のこと	19.7%	48.4%	45.6%	11.1%	26.8%	33.3%
仕事のこと	—	—	—	2.3%	28.4%	51.3%
悩みや心配ごとはない	12.3%	12.9%	11.8%	13.1%	10.6%	12.8%
その他	1.6%	9.7%	10.3%	1.0%	2.9%	0.0%

○約9割の青少年が悩みや不安を抱えている。また、15～17歳では、「勉強, 成績のこと」が6割を超えている。

○平成20年の調査結果と比較すると、全年齢を通して「進路や将来のこと」の割合が高いが、特に27～29歳では割合が高くなっている。また、全年齢を通して「お金や持ち物のこと」の割合が低くなっている。「異性のこと」について、15～17歳においては割合が低くなったことに対し、18歳～26歳、27～29歳においては割合が高まっている。

4. 一人では解決しにくい悩みや心配事を相談したか

項目	平成20年度			平成25年度		
	15～17歳	18～26歳	27～34歳	15～17歳	18～26歳	27～29歳
相談した	63.9%	74.2%	83.8%	64.8%	70.0%	69.2%
相談したかったが相談できる人がいなかった	4.1%	1.6%	1.5%	4.4%	6.5%	10.3%
誰かに相談しようとは思わなかった	21.3%	19.4%	14.7%	16.4%	12.9%	17.9%
そういう悩みを持った経験がない	9.8%	4.8%	0%	13.4%	7.4%	2.6%

○約7割の青少年が、一人では解決できない悩みや心配事を誰かに相談している。

○平成20年の調査結果と比較すると、18歳以上の青年において、相談したかったが相談できる人がいなかった割合が増加しており、27歳以上においては、約1割の割合である。

5. 不良行為の状況（この1年間にしたこと）

項目	平成20年度			平成25年度		
	15～17歳	18～26歳	27～34歳	15～17歳	18～26歳	27～29歳
酒を飲んだり、タバコを吸ったりした	13.9%	41.9%	54.4%	2.3%	43.2% (～20歳 11.1%)	64.1%
けんかで人を殴った	7.4%	1.6%	0.0%	1.0%	2.3%	2.6%
ナイフを持ち歩いた	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自転車やオートバイを無断で乗り回した	1.6%	3.2%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
店の品物をお金を払わずに持ち帰った	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	2.6%
人に会うのがいやで、1日中自分の部屋に引きこもった	13.9%	19.4%	13.2%	6.0%	15.5%	20.5%
自殺をすることを真剣に考えた	4.9%	3.2%	5.9%	4.7%	7.1%	2.6%
シンナーや薬物を試みた	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
家や学校がいやで家出をした	2.5%	3.2%	1.5%	0.7%	1.3%	2.6%
気分がふさいで学校(職場)にいけなくなった	6.6%	8.1%	2.9%	3.4%	8.4%	2.6%
学校(職場)でいじめにあった	3.3%	4.8%	5.9%	1.0%	3.2%	0.0%
学校(職場)でいじめをした	1.6%	1.6%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
インターネット上で自分の悪口など嫌な書き込みをされた	—	—	—	1.3%	1.0%	0.0%
インターネット上に人の悪口などを書いた	—	—	—	1.3%	5.2%	5.1%

- 全ての年齢で、「人に会うのがいやで1日中自分の部屋に引きこもった」と回答している割合が比較的高く、平成20年度の調査結果と比較し、年齢別にみると15～17歳、18～26歳については割合が減少しているが、27～29歳については約1.5倍に増加している。
- 平成20年度の調査結果と比較すると、平成20年度は未成年で「酒やタバコをのんだ」と回答している割合が高かったが、平成25年度は低い。また、「学校(職場)でいじめにあった・した」割合が減少している。
- 「自殺をすることを真剣に考えた」割合が、平成20年度の調査結果と比較し、18～26歳において2倍以上増加した。
- 「インターネット上に人の悪口などを書いた」と回答している割合が、18～26歳と27～29歳について、5%程度ある。

《ひとり親家庭に対する調査》

1. ひとり親世帯になった当時困ったこと

項目	平成20年度			平成25年度		
	母子世帯	父子世帯	寡婦	母子世帯	父子世帯	寡婦
収入がなくなったこと	16.7%	3.3%	10.5%	40.6%	13.9%	36.2%
収入が減ったこと	12.0%	12.1%	10.5%	34.2%	24.1%	43.5%
子どもの世話や教育	18.7%	30.8%	19.3%	58.5%	74.7%	59.4%
家族の世話	1.0%	2.2%	1.8%	1.4%	10.1%	2.9%
家事のこと	1.9%	15.4%	3.5%	5.4%	39.2%	1.4%
自分の健康のこと	5.0%	2.2%	8.8%	13.0%	3.8%	17.4%
家族の健康のこと	2.0%	4.4%	3.5%	3.8%	11.4%	7.2%
仕事のこと	19.0%	13.2%	19.3%	51.4%	40.5%	37.7%
住宅のこと	9.2%	5.5%	3.5%	22.9%	10.1%	20.3%
精神的に不安, 寂しい	10.7%	4.4%	12.3%	23.8%	22.8%	18.8%
相談相手が見つからなかったこと	1.2%	3.3%	1.8%	4.7%	5.1%	5.8%
その他	1.6%	2.2%	0.0%	6.4%	2.5%	2.9%
特にない	1.0%	1.1%	5.3%	4.2%	5.1%	0.0%

○平成20年度の調査結果と比較して、母子世帯、父子世帯、寡婦に共通して、ほとんどの項目において、割合が増加している。

特に、「子どもの世話や教育」、「仕事のこと」について、大きく増加している。

また、母子世帯、寡婦では「仕事のこと」、「子どもの世話や教育」の割合が、父子世帯では「子どもの世話や教育」、「家事のこと」の割合が高い傾向は変わらないが、平成25年度の調査では共通して割合が高い。

2. 養育費の取り決めの状況

項目	平成20年度		平成25年度	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
取り決めている	45.1%	2.9%	47.9%	17.5%
取り決めているいない	54.9%	64.7%	50.4%	81.0%

○母子世帯において約5割が養育費の取り決めているしており、父子世帯においては、平成20年度の調査結果と比較して取り決めている割合が高い。

3. 仕事と子育ての両立に関する悩み

項目	平成20年度		平成25年度	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
身体的・精神的に疲れている	32.1%	41.2%	54.0%	50.0%
残業などで帰宅が遅いため、子どもが心配	4.9%	5.9%	12.3%	10.0%
子どもと接する時間が少ない	19.6%	32.4%	29.3%	26.7%
子どもが急病でも、仕事を休めない	13.5%	32.4%	26.3%	33.3%
子どもが急病の際、代わりに面倒を見てくれる人がいない	11.3%	8.8%	14.8%	13.3%
職場の理解が得られない	1.6%	0.0%	3.6%	6.7%
保育所が見つからない	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
託児の費用が高いため預けられない	0.7%	0.0%	1.1%	0.0%
託児の費用が高いため生活が苦しい	0.5%	2.9%	1.9%	3.3%
その他	5.9%	8.8%	8.8%	6.7%
特に悩みはない	9.7%	5.9%	14.8%	11.7%

○母子世帯、父子世帯に共通して、「身体的・精神的に疲れている」の割合が最も高く、次いで、「子どもと接する時間が少ない」、「子どもが急病でも仕事を休めない」となっている。平成20年度の調査結果と比較して、ほとんどの項目の割合が増加しているが、傾向は同様である。

4. 相談や情報提供に関して希望する支援策

項目	平成20年度			平成25年度		
	母子世帯	父子世帯	寡婦	母子世帯	父子世帯	寡婦
職業や生活に関する相談が1か所で受けられること	22.3%	19.6%	16.7%	38.0%	24.1%	27.5%
身近な場所で就職情報が提供されること	17.5%	11.7%	16.0%	26.4%	12.7%	29.0%
就職のための支援策に関する情報が定期的に得られること	12.6%	7.9%	4.0%	13.4%	8.9%	17.4%
継続して情報を得たり相談できるような登録システム	11.6%	11.7%	24.0%	21.0%	22.8%	14.5%
様々な場所でひとり親家庭の支援策の情報が提供されること	24.2%	31.4%	16.0%	35.4%	44.3%	14.5%
自分で事業を起こす場合に相談や援助が受けられること	4.6%	7.9%	8.0%	9.4%	15.2%	8.7%
その他	1.3%	3.9%	0.0%	2.8%	1.3%	1.4%
特に求める支援策はない	5.9%	5.9%	16.0%	17.0%	19.0%	23.2%

○母子世帯、父子世帯では、「様々な場所で情報提供されること」、「職業や生活に関する相談が1か所で受けられること」を希望する割合が高く、平成20年度の調査結果と比較して割合が高くなっている。

○寡婦では、平成20年度の調査結果では「継続して情報を得たり、相談できるような登録システム」を希望する割合が高かったが、平成25年度調査においては「身近な場所で就職情報が提供されること」の割合が高くなっている。

《事業所に対する調査》

1. 女性正社員の就業継続の状況

項目	平成20年度	平成25年度
結婚前に自己都合で退職する	29.4%	23.6%
結婚を契機に退職する	33.1%	27.2%
結婚後、妊娠や出産より前に退職する	15.0%	13.8%
妊娠や出産を契機に退職する	25.6%	21.6%
出産後、育児休業を利用するが、その後1~2年のうちに退職する	7.5%	10.8%
出産後、育児休業を利用して、その後も継続就業する	32.8%	47.5%
出産後、育児休業を利用しないで、継続就業する	9.6%	7.9%
女性正社員はいない	6.1%	10.8%

○平成20年度の調査結果と比較すると、「結婚を契機に退職する」、「妊娠や出産を契機に退職する」割合が減少し、「出産後、育児休業を利用して、その後も継続就業する」割合が約15%増加した。

2. 出産・育児に係わる支援制度の有無

項目	平成20年度		平成25年度	
	すでに導入済	導入検討中	すでに導入済	導入検討中
短時間勤務制度	31.7%	11.6%	56.4%	9.8%
フレックスタイム制度	13.3%	13.7%	22.6%	11.1%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	29.4%	14.0%	42.3%	13.4%
所定外労働をさせない制度	30.4%	17.1%	43.9%	15.1%
事業所内託児施設の運営	1.7%	3.4%	4.6%	4.6%
子育てサービス費用の援助措置等	3.4%	4.1%	8.2%	5.2%
職場への復帰支援	6.5%	10.2%	11.1%	12.1%
配偶者が出産の時の男性の休暇制度	27.6%	13.7%	44.6%	12.8%
子どもの看護休暇	26.3%	15.4%	45.9%	13.4%
転勤免除	4.8%	4.1%	18.0%	9.2%
育児等で退職した者に対する優先的な再雇用制度	9.9%	15.7%	13.1%	13.4%
子育て中の在宅勤務制度	3.1%	7.5%	5.9%	5.6%

○平成20年度の調査結果と比較すると、すべての項目について増加している。特に、「短時間勤務制度」、「配偶者が出産の時の男性の休暇制度」、「子どもの看護休暇」について、増加率が大きい。

Ⅱ 小・中学校児童生徒の意識や生活状況等についての調査

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」の策定にあたり、小・中学校児童生徒の意識、生活の状況等を把握するため、市教育委員会で実施した「学習と生活についてのアンケート」結果を参考とした。

学習と生活についてのアンケート（市教育委員会実施）

1 目的

- (1) 児童生徒の学習に対する意欲や取組、生活状況や食事の様子等、学力の背景となる実態を把握する。
- (2) 本調査結果と学習内容定着度調査の結果を分析し、児童生徒の意識や行動と学習内容の定着状況との関連を明らかにすることにより、より一層の学力向上を図る。

2 調査対象

宇都宮市内の全市立小学校及び中学校の児童生徒

小学校						
第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	小学校計
4,726	4,621	4,698	4,587	4,624	4,657	27,913

中学校			
第1学年	第2学年	第3学年	中学校計
4,335	4,026	4,131	12,492

小中学校計
40,405

3 実施期日

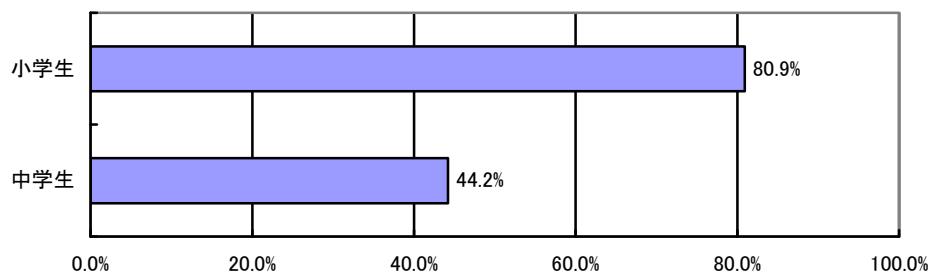
小学校・・・平成25年12月11日（水）

中学校・・・平成25年12月9日（月）又は10日（火）

4 調査結果（主なもの）

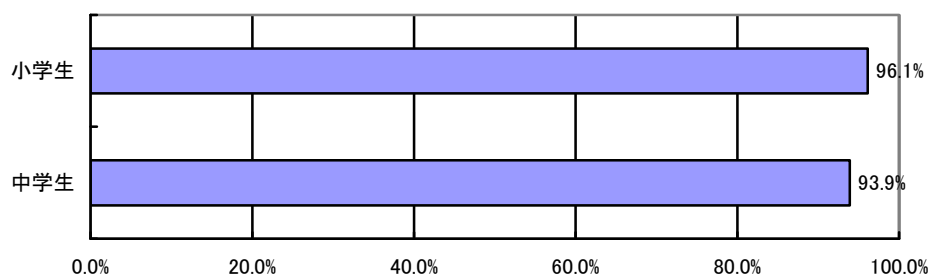
以下では、後期計画策定に関わりのある項目について、肯定的な回答をした児童生徒の割合を示している。

（1）勉強が好きですか



■中学生は、勉強が好きと回答している生徒の割合が低い。

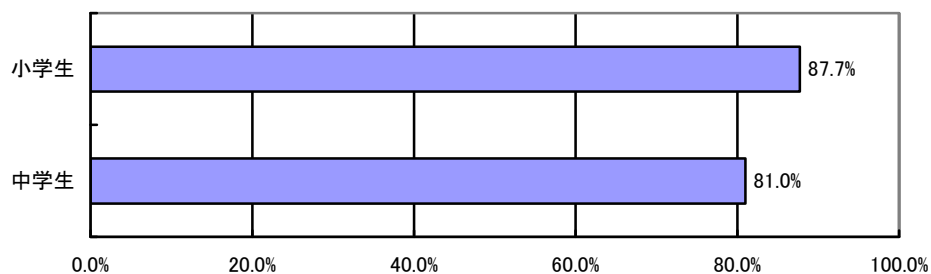
（2）学習して身に付けた知識は、将来の仕事や生活の中で役に立つと思う



※この設問では、小学1・2年生は調査対象としていない

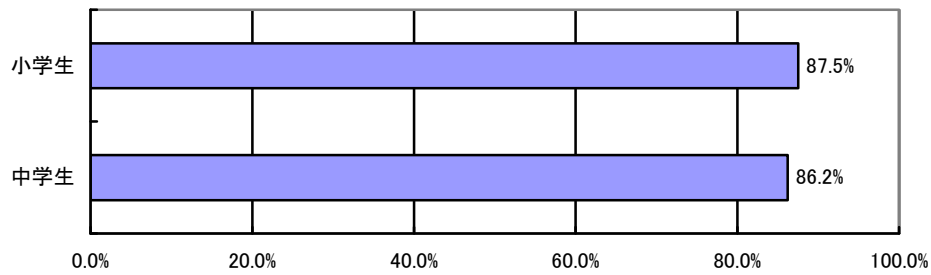
■小学生（3～6年生）、中学生ともに、9割以上が、学習して身に付けた知識は、将来役に立つと感じている。

（3）いろいろな種類の本を読むことは、楽しい



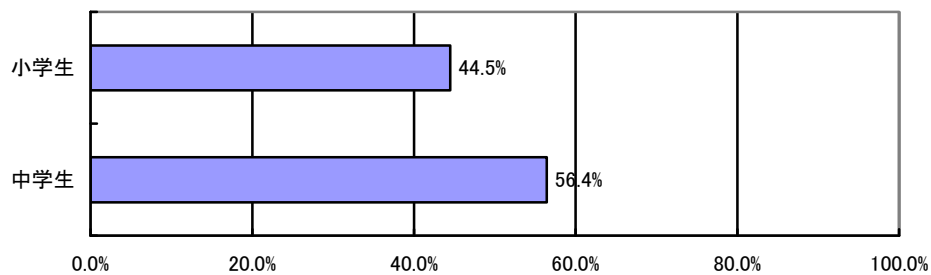
■いろいろな種類の本を読むことへの関心は、学年が上がっても引き続き維持されている。

(4) 誰に対しても、思いやりの心を持って接している



■小学生、中学生とも肯定的な回答の割合が高い。

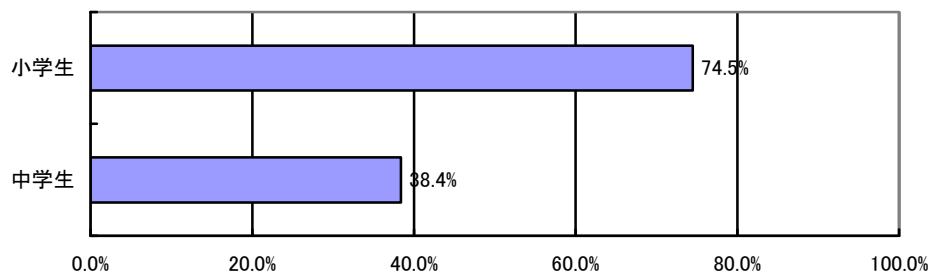
(5) 今の生活や将来に、なやみや不安がある



※この設問では、小学1・2年生は調査対象としていない

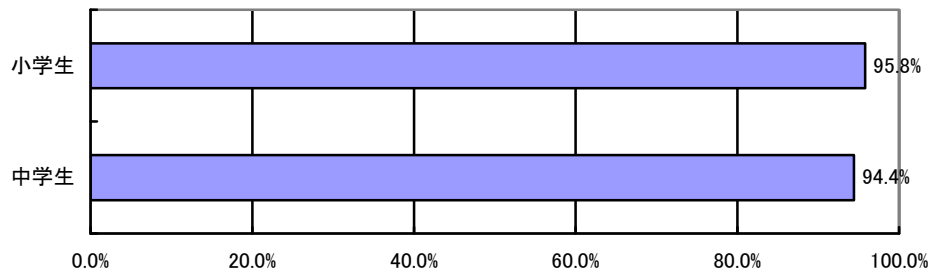
■小学生で約4割以上、中学生で約5割以上が肯定的な回答をしている。

(6) 地域での活動（子ども会や育成会の行事など）に参加している



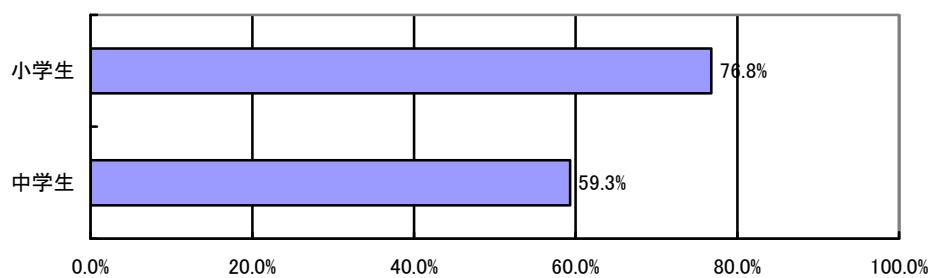
■中学生の肯定的回答の割合が低い。中学生においては、部活動への参加等、生活スタイルや休日の過ごし方などが、小学生と比べて大きく変化しているためと考えられ、地域との関わりが少なくなっている状況がうかがえる。

(7) 毎日、朝食を食べていますか



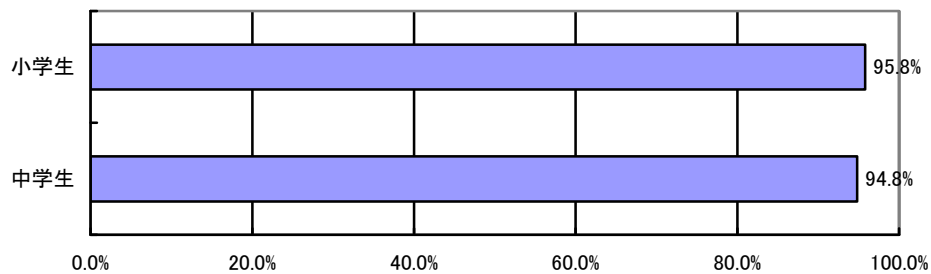
■小学生、中学生とも9割以上が毎日、朝食を食べていると回答している。

(8) 早寝、早起きを心がけている



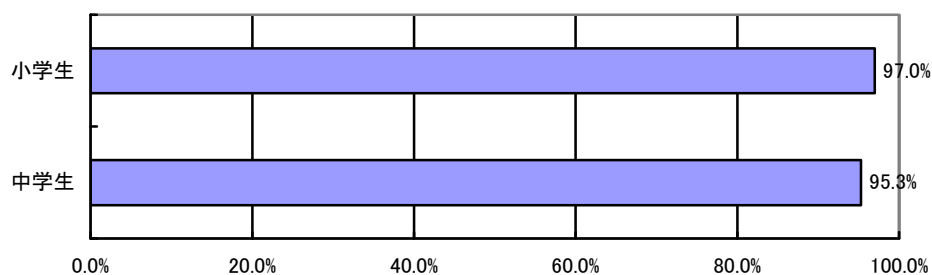
■中学生では、早寝、早起きの生活習慣が低下している。

(9) 運動をすることは大切だと思う



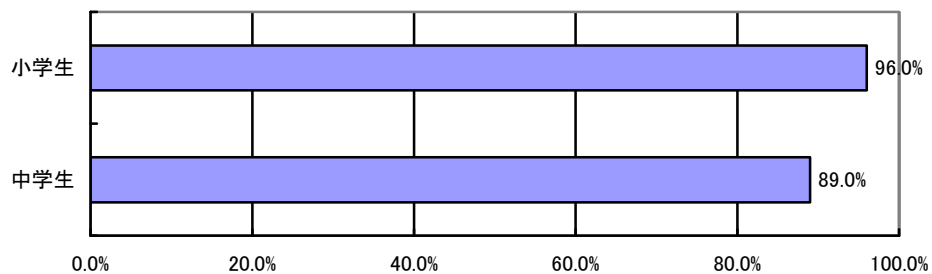
■小学生、中学生とも9割以上が肯定的に回答しており、運動をすることの大切さが理解されている状況が見られる。

(10) 交通事故にあわないよう、交通ルールを守っている



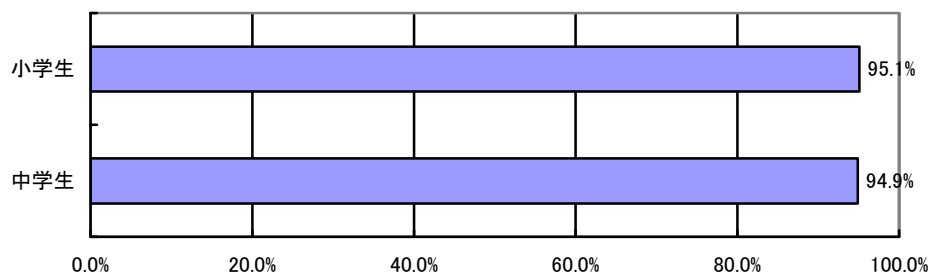
■交通事故にあわないよう、交通ルールを守る大切さは、小学生、中学生とも高い割合で身に付いている。

(11) 不審者から自分の安全を守るための行動を心がけている



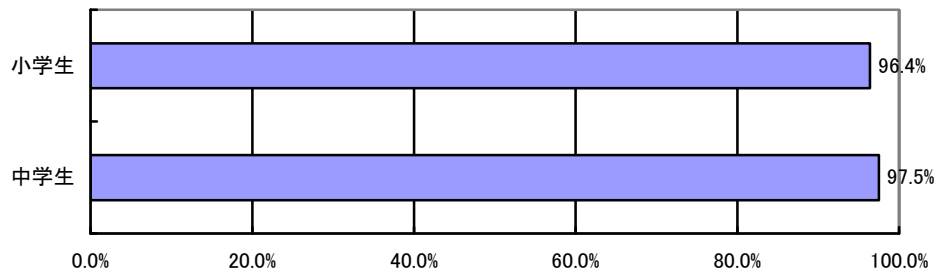
■不審者から自分の安全を守るための行動は、小学生、中学生ともに、高い割合で心がけている。

(12) 未成年者は、飲酒してはいけないと思う



■未成年者の飲酒はいけないことであるという認識は、小学生、中学生ともに高い割合で身に付いている。

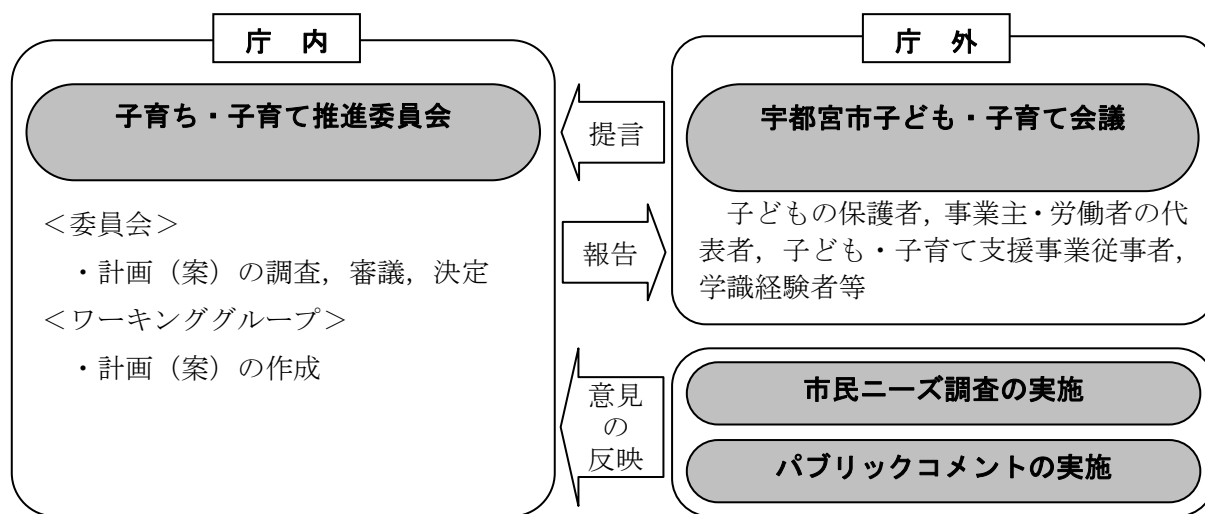
(13) 健康のため、たばこは吸うべきではないと思う



■健康のため、たばこは吸うべきではないという認識は、小学生、中学生ともに高い割合で身に付いている。

Ⅲ 策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

日 程	項 目	内 容
平成25年度		
平成25年 7月	子ども・子育て会議（1回）	・市民ニーズ調査の実施について
平成26年 3月	子ども・子育て会議（2回）	・市民ニーズ調査の結果について
平成26年度		
平成26年 7月	子ども・子育て会議（3回）	・計画の改定について ・課題のまとめ
平成26年 8月	子ども・子育て会議（4回）	・基本理念・基本目標・基本施策及び施策の方向性
平成26年10月	子ども・子育て会議（5回）	・施策の展開について（施策指標，推進施策，具体的事業）
平成27年 2月	子ども・子育て会議（6回）	・計画素案について
平成27年 2月～	パブリックコメントの実施	・計画の素案を公表し，計画案に対する市民の意見を募集
平成27年 3月	子ども・子育て会議（7回）	・提言書（案）について

IV 宇都宮市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区 分	氏 名	推薦団体等	役 職
1	1号 子どもの保護者	塩見 浩之	公募委員（子どもの保護者）	
2		柳沼 淳子	公募委員（子どもの保護者）	
3	2号 事業主	加治 康正	宇都宮商工会議所 常議委員	
4	3号 労働者	君島 道夫	連合栃木宇河地域協議会 事務局次長	
5	4号 児童又は知的障害者の福祉その他子ども子育て支援に関する事業に従事する者	栗田 幹晴	宇都宮市母子寡婦福祉連合会 理事長	
6		鋸持 幸子	宇都宮市民生委員児童委員協議会 副会長	
7		福田 清美	宇都宮市民間保育園園長会 副会長	
8		鈴木 友之	栃木県中央児童相談所 参事兼所長	
9		佐々木 佳子	NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ 理事	
10		岡地 和男	宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	副会長
11		今井 政範	認定こども園さくらが丘 理事長	
12		石川 英子	栃木県済生会宇都宮病院 事務部総務課係長	
13		國吉 真理子	宇都宮地区幼稚園連合会 副会長	
14		上澤 久子	宇都宮市小学校長会	
15		今井 恭男	宇都宮市子どもの家連合会 会長	
16		加藤 明男	宇都宮市中学校長会	
17		齋藤 宏夫	宇都宮市内高等学校長会	
18		福田 哲夫	宇都宮市医師会 理事	
19		今野 哲也	宇都宮市PTA連合会 副会長	
20		鎌倉 三郎	宇都宮市青少年育成市民会議 会長	
21		倉益 章	宇都宮市青少年巡回指導員会 会長	
22		坂本 保夫	宇都宮市地域まちづくり推進協議会 会長	
23		中野 謙作	一般社団法人栃木県若年者支援機構 理事長	
24	5号 学識経験者	伊達 悦子	作新学院大学名誉教授	会長
25		加藤 邦子	宇都宮共和大学子ども生活学部教授	
26		保坂 寿	宇都宮市議会議員	
27	6号 その他市長が必要と認める者	五十嵐 博史	宇都宮中央警察署 生活安全課	
28		立原 新	栃木労働局 総務部長	
29		石塚 幹男	下野新聞社 編集局総務部長	
30		芥川 一男	公募委員（青少年健全育成）	
	第5条 臨時委員	大橋 純子	栃木県看護協会 看護師長	
		谷越 宏美	公募委員（子どもの保護者）	
		林 昌宏	宇都宮青年会議所 常任理事	